

<改訂版> ふじのくに 生物多様性地域戦略

[2018-2027]



…時点更新もの



…第2回会議で提示済み



…第2回会議における委員意見への対応

生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて
生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

表紙の写真



【 】は静岡県版レッドリスト 2017 のカテゴリー

ふじのくに生物多様性地域戦略の構成

はじめに

第1章 生物多様性地域戦略とは

生物多様性とは

- ①生物多様性とめぐみ
- ②歴史と固有性
- ③生物多様性に迫る危機

ふじのくに生物多様性地域戦略とは

- ①戦略策定のねらい（ねらい、方針）
- ②地域戦略に関連した近年の出来事
- ③地域戦略の位置付け
- ④地域戦略の対象地域
- ⑤地域戦略の期間

第2章 生物多様性の現状と課題

生物多様性を育む県土（位置・歴史・人口、地形地質と県土の成り立ち、気象、土地利用）

多種多様な生物

- ・県内の生物と調査・研究
- ・希少野生動植物
- ・外来生物・遺伝的攪乱・ペットの飼養
- ・野生鳥獣

生物多様性と人とのつながり

- ・人の営みと生物多様性
- ・文化と生物多様性
- ・生物多様性に関する環境教育

本県を構成する生態系

- ・奥山
- ・里地里山・田園
- ・都市
- ・河川・湖沼・湿地
- ・海岸・海洋

県内の特徴的な地域

- ・伊豆半島
- ・富士山
- ・南アルプス
- ・浜名湖
- ・今守りたい大切な自然（10箇所）

第3章 戦略の基本的な考え方

基本理念

自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる

目指す将来像

- ①社会全体の将来像
- ②生態系ごとの将来像（「奥山」「里地里山・田園」「都市」「河川・湖沼・湿地」「海岸・海洋」）

基本的な視点

- ・人として生物多様性と共生するための9つの視点

戦略の目標

生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

基本方向

- ①多様な生物の個性とつながりを大切にする
- ②生物多様性を支える社会をつくる
- ③生態系を保全・再生・創出する
- ④特徴的な地域の環境を重点的に守る

第4章 行動計画

多様な生物の個性とつながりを大切にする

- ①生物多様性に関する調査・研究の推進
- ②希少野生動植物の保護
- ③外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止
- ④野生鳥獣の保護・管理

生物多様性を支える社会をつくる

- ⑤生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進
- ⑥人と生物多様性が育む歴史・文化の継承
- ⑦生物多様性に関する環境教育の推進

生態系を保全・再生・創出する

- ⑧豊かな自然環境が残る奥山の保全
- ⑨自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり
- ⑩都市の自然再生・創出
- ⑪河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保
- ⑫海岸から深海につながる生態系の保全

県民の取組事例／事業者の取組事例／協働による取組事例

第5章 地域別個別計画

特徴的な地域の環境を重点的に守る

- ①伊豆半島
- ②富士山
- ③南アルプス
- ④浜名湖
- ⑤今守りたい大切な自然

第6章 推進体制・進行管理

各主体の役割及び連携・協働戦略の推進体制

戦略の進行管理と管理指標

戦略の普及・啓発

生物多様性に迫る危機を知る

生物多様性の将来について考える

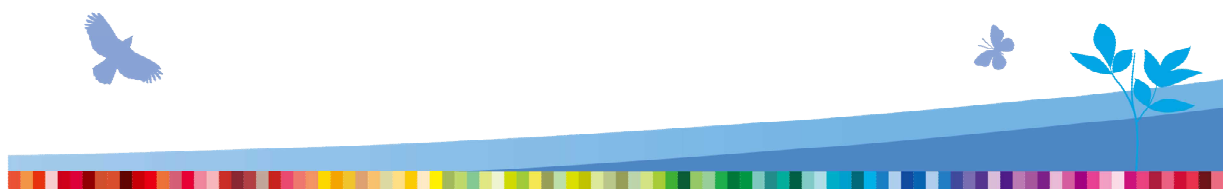
生物多様性を守るために取り組む

時点更新を行う部分

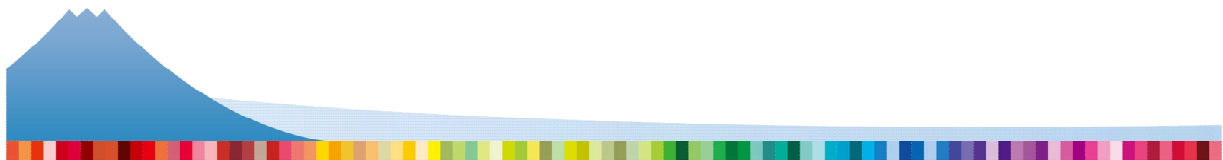
見直しを行う部分

【目次】

■ はじめに	1
■ 第1章 生物多様性地域戦略とは	3
第1節 生物多様性とは	3
1-1 生物多様性とめぐみ	3
1-2 歴史と固有性	7
1-3 生物多様性に迫る危機	8
第2節 ふじのくに生物多様性地域戦略とは	12
2-1 戦略策定のねらい	12
2-2 地域戦略に関連した近年のできごと	13
2-3 地域戦略の位置付け	17
2-4 地域戦略の対象地域	18
2-5 地域戦略の期間	18
■ 第2章 生物多様性の現状と課題	19
第1節 生物多様性を育む県土	19
1-1 位置・面積・人口	19
1-2 地形・地質と県土の成り立ち	21
1-3 気象	24
1-4 土地利用	27
第2節 多種多様な生物	28
2-1 県内の生物と調査・研究	28
2-2 希少野生動植物	36
2-3 外来生物・遺伝的攪乱・ペットの飼養	41
2-4 野生鳥獣	44
第3節 生物多様性と人とのつながり	47
3-1 人の営みと生物多様性	47
3-2 文化と生物多様性	52
3-3 生物多様性に関する環境教育	54
第4節 本県を構成する生態系	58
4-1 奥山	59
4-2 里地里山・田園	60
4-3 都市	67
4-4 河川・湖沼・湿地	68
4-5 海岸・海洋	71
第5節 県内の特徴的な地域	78
5-1 伊豆半島	79
5-2 富士山	83
5-3 南アルプス	85
5-4 浜名湖	87
5-5 今守りたい大切な自然	89



■ 第3章 戦略の基本的な考え方	90
第1節 基本理念と基本的な視点	90
1-1 基本理念	90
1-2 基本的な視点	90
第2節 目指す将来像	92
2-1 目指す将来像とは	92
2-2 社会全体の将来像	92
2-3 生態系ごとの将来像	92
第3節 戦略の目標と基本方向	96
3-1 戦略の目標	96
3-2 4つの基本方向	97
3-3 行動計画と地域別個別計画	98
■ 第4章 行動計画	100
第1節 多様な生物の個性とつながりを大切にする	101
【行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進】	101
1-1 動植物や自然環境等の定期的な調査	101
1-2 生物多様性に関する調査・研究の情報収集と活用	102
【行動方針2 希少野生動植物の保護】	103
2-1 希少野生動植物の調査及びレッドデータブックの普及	103
2-2 希少野生動植物の保護・増殖	103
2-3 自然再生事業等における希少野生動植物の保護	105
【行動方針3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止】	106
3-1 外来生物の拡大防止	106
3-2 遺伝的攪乱の防止と動物の愛護	108
【行動方針4 野生鳥獣の保護・管理】	109
4-1 野生鳥獣の保護及び被害防止対策	109
第2節 生物多様性を支える社会をつくる	111
【行動方針5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進】	111
5-1 日常生活や事業活動における配慮	111
5-2 県民等の参加による保全活動の推進	115
5-3 開発時における配慮	116
【行動方針6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承】	117
6-1 文化財の保護・活用	117
6-2 文化的景観等の保全	117
6-3 伝統的な農法や食文化の保全・継承	119
【行動方針7 生物多様性に関する環境教育の推進】	120
7-1 自然とのふれあいやエコツーリズムの促進	120
7-2 環境教育・環境学習の推進	121
7-3 環境情報等の提供	123



第3節 生態系を保全・再生・創出する	124
【行動方針 8 豊かな自然環境が残る奥山の保全】	124
8-1 奥山の保全	124
【行動方針 9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり】	127
9-1 森林の保全	127
9-2 農地の保全	129
9-3 竹林や草地の保全	131
【行動方針 10 都市の自然再生・創出】	132
10-1 都市における緑地等の確保	132
【行動方針 11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保】	134
11-1 水域の環境調査の実施	134
11-2 河川や湧水の保全	134
11-3 湖沼・湿地の保全	136
【行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全】	138
12-1 海岸の保全	138
12-2 水産資源の維持管理	140
12-3 深海生物の調査・研究	141

第5章 地域別個別計画	142
第1節 伊豆半島	143
第2節 富士山	146
第3節 南アルプス	148
第4節 浜名湖	150
第5節 今守りたい大切な自然	152

第6章 推進体制・進行管理	154
第1節 各主体の役割及び連携・協働	154
1-1 各主体の役割と連携・協働の必要性	154
1-2 戦略の推進体制	158
第2節 戦略の進行管理と管理指標	160
2-1 戦略の進行管理	160
2-2 戦略の管理指標	161
第3節 戦略の普及・啓発	164

資料編	165
資料1 今守りたい大切な自然	165
資料2 策定の経緯	170
資料3 委員名簿	171
資料4 用語解説	172
資料5 参考資料	176



【コラムの目次】



ふじのくに生物多様性地域戦略の参考となる情報をコラムとして掲載しています。

- マジestic・ガーデン 2
- 本県の産業を支える生物多様性 4
- ネイチャーテクノロジー（バイオミミクリー） 5
- 森林（もり）づくり県民税 5
- 静岡名産のお茶 6
- 自然資本 6
- 生物の種数と絶滅のおそれのある種の割合～世界・日本・静岡県の視点から～ 9
- 種と種がつながる食物網 11
- 生物多様性の保全に関する動向 14
- 持続可能な開発目標（SDGs）① 15
- 持続可能な開発目標（SDGs）② 16
- 生物多様性ホットスポット 18
- 地球温暖化による県内の生物への影響 26
- 駿河湾の海底湧水 35
- 静岡県レッドデータブック 2019、2020 39
- 静岡県希少野生動植物保護条例 40
- コイによる生態系への影響 42
- 広葉樹の遺伝的地域差に関する研究 43
- 人獣共通感染症 46
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による変化 46
- 地域連携保全活動計画 48
- 事業者の先進活動紹介 49
- 生物多様性への民間参画 51
- 動物園・水族館・植物園における動植物の生息域外保全 56
- 静岡県富士山世界遺産センター 57
- 県政世論調査の結果（令和2年度） 57
- 本州で唯一の原生自然環境保全地域 60
- 環境省・重要里地里山の選定 61
- 棚田（日本の棚田百選、静岡県棚田等十選） 64
- 静岡の茶草場農法（世界農業遺産） 64
- わさび栽培発祥の地・静岡 65
- 竹粉による生ごみの堆肥化 66
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」） 70
- 駿河湾の貴重な水産資源・サクラエビ 73
- 駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟 74
- 法令等による保護地域① 75
- 法令等による保護地域② 76
- 30by30 と OECM 77
- ニホンウナギの保護 88
- 自然を活用した解決策（NbS） 91
- つなげよう、支えよう森里川海 92
- 同好会や研究会等の民間団体による調査・研究 101
- 静岡県の鳥・サンコウチョウ 105
- 特定外来生物・ヒアリ 107
- ミナミメダカの放流と遺伝的攪乱 108
- ツキノワグマの生息区域 110
- 生物多様性に関するエコーラベル 113
- 海洋ごみとマイクロプラスチック 113
- 本県独自の取組 静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」 114
- エコツーリズムで配慮すべきこと 120
- 南アルプス学会の設立 126
- 新素材セルロースナノファイバー（CNF） 128
- 遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業のための研究 141
- 伊豆・天城のわさび栽培 145
- 他の都道府県との連携 157
- タウンミーティングの開催 161

はじめに



ふじのくに生物多様性地域戦略

日本人は、古くからそれと意識しないままに里地里山を育て、それらに象徴される自然と共生した生活や、持続的な農林業を営んできました。一方、自然環境は、時には人の力では治める術もない猛威をふるうこともあり、その荘厳さが大なる神秘を人に感じさせます。豊かなめぐみを与えるとともに、時に酷しい災害ももたらす日本列島の自然環境は、そこに暮らす人々の畏敬の念を育み、山や巨樹、岩、川、滝等の自然物が信仰の対象ともなってきました。

江戸時代ともなると、日本人は花見や紅葉狩り等の憩いのひとときを楽しみ、俳句には季語を用いる等、四季の変化をとまなう自然の景観を身近に感じてきました。江戸末期から明治初頭に日本を訪れた西洋人のうちには、日本を花とみどりが織り成す庭園のような美しい島国、すなわち“Garden Islands”と世界に向けて紹介した例もあります。日本列島の自然環境の特性は、そこに住む人々の感性に大きな影響を与え、日本固有の文化が育つ温床となりました。

日本人は自然環境を自分たちと対峙するものとしてではなく、共生する仲間として一体的に捉えてきました。結果として、自然と人が微妙に関わり合っ、共生する多様な生物たちも安全に維持されてきたのです。古くから富士山を神の山として崇め、自然と一体となって暮らしてきた「ふじのくに」の先人たちもまた、この自然観をもち合わせていたと考えられ、現実、この地の豊かな生物多様性が今に生かされています。

■ 「ふじのくに生物多様性地域戦略」が目指すもの

本県には奥山～里地里山・田園～都市～河川・湖沼・湿地～海岸・海洋と豊かな生態系があります。自然と人が互いに共生する環境の中で、様々な生物たちが育まれてきました。

とりわけ、江戸時代に入ってから、日本文化はその固有の形を示しながら繁栄しましたが、この時代の平和と繁栄の一つの核となった駿府城を中心に、わたしたちの先人が現在に至る静岡県の豊かな自然環境を育ててきたことを誇りに思います。

静岡県内には、ユネスコ世界ジオパークの認定を目指す伊豆半島、世界文化遺産の富士山、ユネスコエコパークに登録された南アルプス、水産資源にめぐまれた浜名湖、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している駿河湾等、世界に誇る自然環境が揃っています。一方、わたしたちの身近な場所には、「今守りたい大切な自然」として後世に残すべき貴重な生物たちの重要生息・生育地が、数多く認められます。わたしたちには、先人から受け継いできたこうした環境を後世に継承していくことが期待されています。



■ 100年後、1000年後にも、自然と人が共生できる静岡県に

わたしたちの県土は、先人たちが自然と共生した生活を営む中で、大切に守られてきた“生物多様性のめぐみ”に溢れる場所で、自然景観と生活景観が織り成す「マジェスティック・ガーデン」とでも呼ぶに相応しい荘厳さや雄大さを持っています。このめぐまれた県土に、安全で豊かな生活を、100年後、1000年後も継承していくために、古くから日本人が育ててきた自然を畏敬する心をあらためて噛み締め、単に自然を護るというだけでなく、産業や文化との関わりを含めて、生物多様性の全貌を県民みんなで理解し、行動していくことが必要です。

「ふじのくに生物多様性地域戦略」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、県が県民や事業者等多様なセクターの人たちと協働して取り組む方向を示しており、生物多様性にめぐまれた本県全域を対象とした行動の指針として提示するものです。

100年後、1000年後においても、“ふじのくに”で自然と人が共生して生きていけるように、今わたしたちにできることから行動を始めましょう。

ふじのくに生物多様性地域戦略の目標

生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、
生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる



コラム

マジェスティック・ガーデン

本戦略では、先人たちが自然と共生した生活を営む中で、大切に守られてきた壮麗・雄大な自然環境や多種多様な生物等からもたらされる“生物多様性のめぐみ”に溢れる場所を「マジェスティック・ガーデン」と呼んでいます。

マジェスティック (majestic) : 壮麗な、壮大な、雄大な、威厳のある、という意味をもつ
ガーデン (garden) : 自然と人が互いに共生することにより、引き継がれてきた環境

第1章 生物多様性地域戦略とは

第1節 生物多様性とは

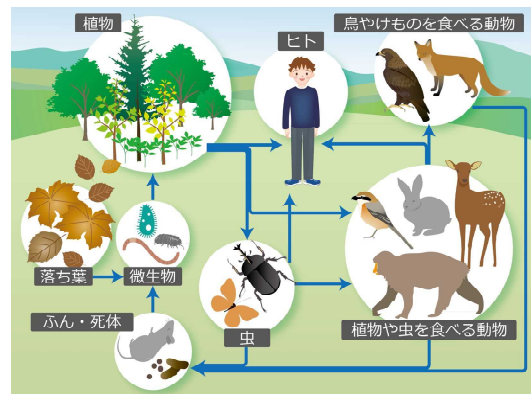
1-1 生物多様性とめぐみ

地球上には、多くの種類の生物がいて、お互いに影響しあいながら生命を育んでいます。そして、“ヒト”もその中の一つです。生物多様性がもたらす様々なめぐみ（生態系サービス）は、私たちの生活や産業を支えています。

■ たくさんの生物がつながりあう

地球上には現在、名前がついているもので175万種、実際は3,000万種の生物がいるといわれています。これらの生物は地球に生命が誕生して以来、何十億年もの長い年月の中で様々な環境に適応し、また、生物同士で影響を及ぼしながら多様な種に進化してきました。

このように多くの種類の生物がいて、それらが様々な形でつながりあっていることを「生物多様性」といいます。私たち“ヒト”もその生物の一つであり、他の生物とつながりながら生きているのです。



生物のつながり

生物多様性で重要なことは、私たち一人一人が自然のめぐみと人間の生活との関係について包括的に理解するとともに、生物多様性を守るために自分にできる取組を考え実践することです。

■ 生物多様性の3つの視点

生物多様性とは、単に生物の種類が多いだけではなく、「遺伝子の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」という3つの視点で捉えることができます。

遺伝子の多様性

同じ種でも、形や模様等に多様な個性があることをいいます。例えば、アサリの模様は様々ですが、これらは同じ種の遺伝子の多様性によるものです。



種の多様性

植物や動物、菌類等の様々な種が生息・生育していることをいいます。



生態系の多様性

森林や草地、河川、海岸等いろいろなタイプの自然環境があることをいいます。



■ 私たちの生活と生物多様性のめぐみ（生態系サービス）

私たち人の生活は、生物多様性からもたらされる様々なめぐみによって支えられています。例えば、燃料や食料等生活に必要な衣食住の素材を得る、空気や水等をきれいな状態に保つ、文化を生み出す源となる等、いずれも私たちが健康で文化的な生活を送るためには不可欠なものです。このような生物多様性のめぐみは、「生態系サービス」と呼ばれ、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されています。

私たちが今後も末永く生態系サービスを得ていくことを可能にするには、その源である生物多様性を維持していくことが重要です。



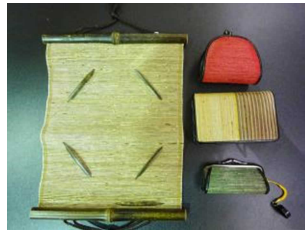
4つの生態系サービス

▼供給サービス

「供給サービス」とは、食料や繊維、木材等、私たちの生活に必要なものを供給してくれるめぐみのことです。植物抽出成分による医薬品開発、品種改良、生物の形態や機能を利用するネイチャーテクノロジー（バイオミクリー）の分野も含まれます。



食料



繊維（掛川葛布）



木材



医薬品



本県の産業を支える生物多様性



農林水産業

本県では、お茶やわさび、みかん等の農業、きのこ栽培や木材生産等の林業、サクラエビやニホンウナギ、カツオ、マグロ等の水産業が営まれており、全国シェア1位のものも多くあります。

これらの農林水産業はその地域にあった自然のめぐみを活用しつつ、先人たちの絶え間ない努力により発展してきました。また、持続可能な利用を図っていくために様々な工夫がされてきました。



お茶



わさび



みかん



サクラエビ



ニホンウナギ

製造業

本県には多くの地場産業があります。例えば、東部地域では森林資源や地下水等豊富な自然資源を活用した製紙産業、中部地域では家具や仏壇、西部地域では繊維、楽器等の産業が発展しました。このような地場産業が発展し、2015年（平成27年）の製造品出荷額等は全国第4位となる等、「ものづくり県」として有名になりました。全国的にみると「飲料・たばこ・飼料」「パルプ・紙」「ゴム製品」「木材・木製品」等の産業の比率が大きくなっていますが、これらは生物多様性のめぐみを活かしたものであることが分かります。



製紙産業の盛んな東部地域

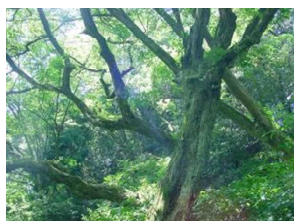

 コラム

ネイチャーテクノロジー（バイオミミクリー）

自然界にある形態や機能をまねしたり、そこからヒントを得ることで問題を解決したり、画期的な技術革新をもたらすことがあります。これを生物のまねという意味から「ネイチャーテクノロジー（バイオミミクリー）」といいます。カワセミのくちばしをまねてデザインされた空気抵抗の少ない新幹線の先頭車両や、オナモミの実をまねてつくられたマジックテープ等が分かりやすい例です。

▼調整サービス

「調整サービス」とは、自然災害や急激な気候変動を抑えることによって、私たちの安全・安心な生活を守ってくれるめぐみのことです。例えば、森林が保水し、その水が少しずつ流れ出すことにより、水源かん養につながるとともに、洪水や土砂災害、干ばつの発生を防いでいます。また、樹木による防風、生物による水の浄化、天敵となる生物による病害虫の発生抑制等の機能も含まれます。



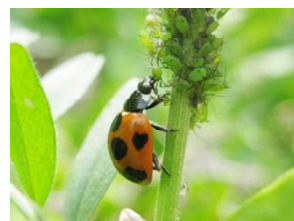
水源かん養



防風垣




水生植物による水質浄化



病害虫の抑制


 コラム

森林（もり）づくり県民税


本県では、荒廃した森林を再生し、土砂災害の防止や水源のかん養等の「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として、「森林（もり）づくり県民税」を2006年（平成18年）度から導入しています。この税は、公益的機能の低下した森林の機能を回復させることを目的としており、私たちが生態系から享受している調整サービスを今後も維持するために、期限を定めて対価を支払うという考え方（生態系サービスへの支払（PES：Payment for Ecosystem））を基盤としています。



人工林再生整備



竹林・広葉樹林等再生整備

【資料：西部農林事務所】

【資料：志太榛原農林事務所】

▼文化的サービス

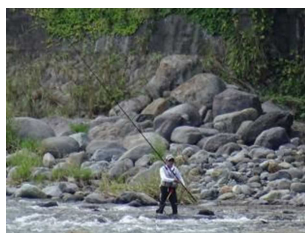
「文化的サービス」とは、様々な生物や地域の風土が織りなす豊かな自然環境によってもたらされる心身の安らぎや満足感等、私たちの精神を豊かにしてくれるめぐみのことです。例えば、祭りや文化財として継承されたり、芸術や宗教の源泉となったり、釣りやバードウォッチング、自然観察等の自然とのふれあいを楽しんだりするものが含まれます。



文化財（天然記念物）



芸術の源泉・富士山



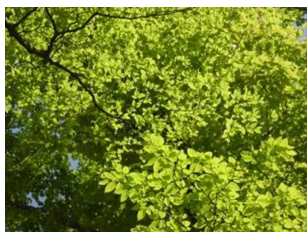
釣り



自然観察

▼基盤サービス

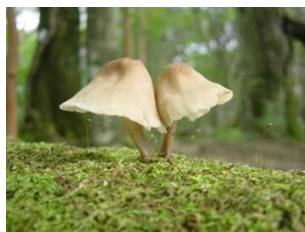
「基盤サービス」は、上記3つのサービスが機能することを支える基盤のめぐみです。例えば、植物が光合成によって二酸化炭素を吸収して酸素を供給したり、枯れ木や落ち葉を微生物が分解することにより土壌をつくり出したり、昆虫が花粉を運ぶことで植物が受粉する等がこれに当たります。



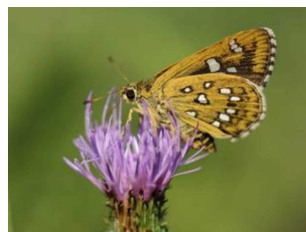
光合成による酸素供給



ミミズによる土壌生成



菌類による有機物の分解



昆虫による受粉



チャ（茶）

静岡名産のお茶

チャはツバキ科の常緑広葉樹で、中国種とアッサム種があります。日本でのチャの自生説を裏付ける証拠がないことや遺伝的な解析結果から、チャは中国から平安時代（約1200年前）に渡来した中国種が普及したものと考えられています。

日本一の茶どころ静岡

本県は地勢や気候等の環境がお茶の栽培に適しており、古くから茶の名産地として知られています。鎌倉時代に聖一国師が宋よりお茶の種子を持ち帰り、静岡市郊外の足久保に植えたのが始まりという言い伝えがあります。明治維新の頃になると、初代静岡県知事の関口隆吉をはじめとする徳川藩士等による牧之原台地の開墾により、日本一のお茶生産地となりました。現在では、牧之原、磐田原、愛鷹山山麓、富士山西麓、安倍川・大井川・天竜川流域の山間部等をはじめとするお茶の産地があり、全国の茶園面積・収穫量の約40%を占めています。なお、煎茶としての品質が極めて良好な品種「やぶきた」は、茶の品種改良の先駆者の1人である静岡市出身杉山彦三郎氏が1908年（明治41年）に見つけ出したもので、原樹は1963年（昭和38年）に県の天然記念物に指定されました。現在栽培されているお茶のうち、全国では8割弱、本県では9割以上をこの「やぶきた」が占めています。



チャ



自然資本

自然環境を、国民の生活や事業者の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されています。自然資本は森林、土壌、水、大気、生物資源等の自然環境によって形成される資本のことで、自然資本から生み出されるものを「生態系サービス」として捉えることができます。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが県民の生活を安定させ、事業者の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられます。

【資料：平成26年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省、2014年（平成26年））】

1-2 歴史と固有性

すべての生物がそれぞれに唯一の歴史を持っています。また、地域の生物が複雑に関わりあって成り立つ生態系も、それぞれの生態系が独自の歴史を持っています。

長い地質学的な時間の上に、人が誕生して自然に関わり合いを持つことで作りあげられてきた環境は、地域ごとに固有な生態系を生み出しました。地域の生態系は現在、私たちの生活様式や文化を作り出す基盤となっています。



2016年（平成28年）に「静岡県の化石」として日本地質学会に選定されました。



掛川層群の貝化石

掛川層群は天竜川と大井川に挟まれた丘陵地に分布する地層で、その中でも大日（だいにち）層と呼ばれる今から約200万年前の地層からは、海生生物の化石が多く産出します。

■ 地質学的時間の生物進化

生命の誕生以来、生物は遺伝的な多様化や環境への適応を積み重ね、膨大な種類が地球上を埋めつくすようになっています。

静岡県でも非常に多くの種類の生物が見られますが、それらの存在はすべて進化の結果誕生したものです。長い地質学的時間のなかで、大陸や陸塊の地理的な接続と分断を繰り返し、大きな気候変動を何度も経験し、それぞれの生物が静岡県にやってきました。生態系も大きく変化しながら、あるものは絶滅し、あるものは生き残り、その結果、現在、私たちが見ることのできる生物・生態系が存在します。

南アルプスの高山や駿河湾の深海に暮らすような珍しい生物だけではなく、私たちが身近に見る草花や昆虫も、進化的な長い歴史のなかで静岡にたどり着き、今も暮らす貴重な存在です。なかには地球上で静岡でしか見ることのできない、イズカニコウモリやカケガワフキバッタ等の固有種も存在します。



イズカニコウモリ



カケガワフキバッタ

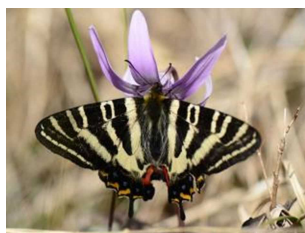
■ 1万年をこえる自然と人の関わり

人が農業を発明し、自然の森林を切り拓くことで、生まれた生態系があります。このような「里山」と呼ばれる環境は、人の活動によって維持されてきました。日本のような高温多湿で気候が安定している場所では、自然の状態では大部分が発達した森林で覆われます。

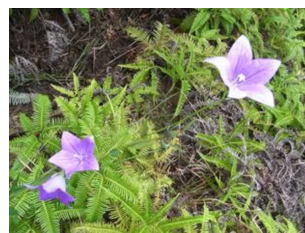
しかし、この1万年くらいの間に人が木を切ったり、草を刈ったり、火入れをすることで、明るい林や草地が維持されてきました。このような人の活動によって、そうした環境を好む大陸性の生物が日本列島で繁栄してきました。カタクリやギフチョウのような雑木林を好む種、キキョウやヒメシロチョウのような草地性の生物はその代表的な存在です。



カタクリ



ギフチョウ



キキョウ



ヒメシロチョウ

1-3 生物多様性に迫る危機

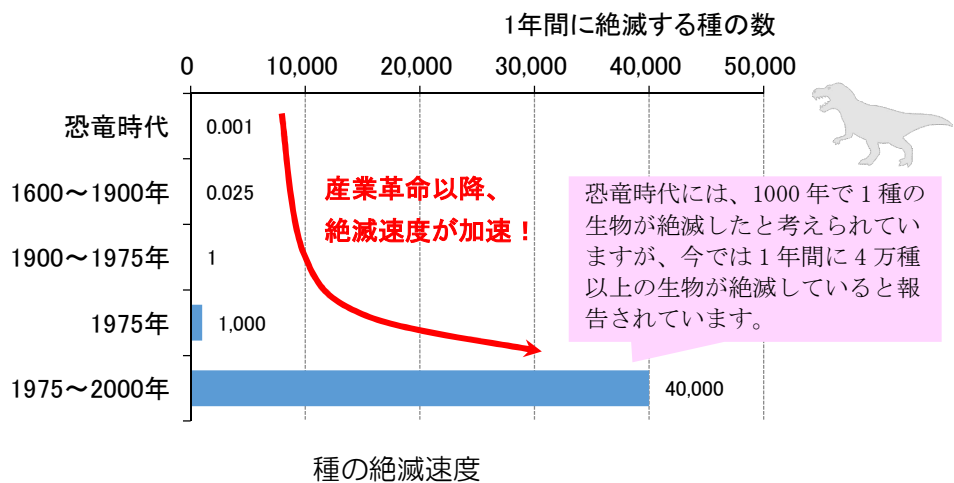
地球上に生命が誕生し、進化する中で数回の大量絶滅を迎えましたが、それを乗り越え生き延びたものの子孫が現在の地球上の生物たちです。

しかし、白亜紀の大量絶滅の後に多様化した新生代の生物も、再び種数を減らしつつあり、とりわけ近年は、絶滅の速さが加速しているといわれています。その要因は何でしょうか？ここでは、生物多様性に迫る危機と私たちへの影響を紹介します。

■ 絶滅速度の加速

これまでの長い地球の歴史の中で、生物の絶滅は自然に起こってきました。しかし、産業革命以降、世界的規模で人の活動が発展するに伴い、現在はその絶滅速度がさらに加速しています。

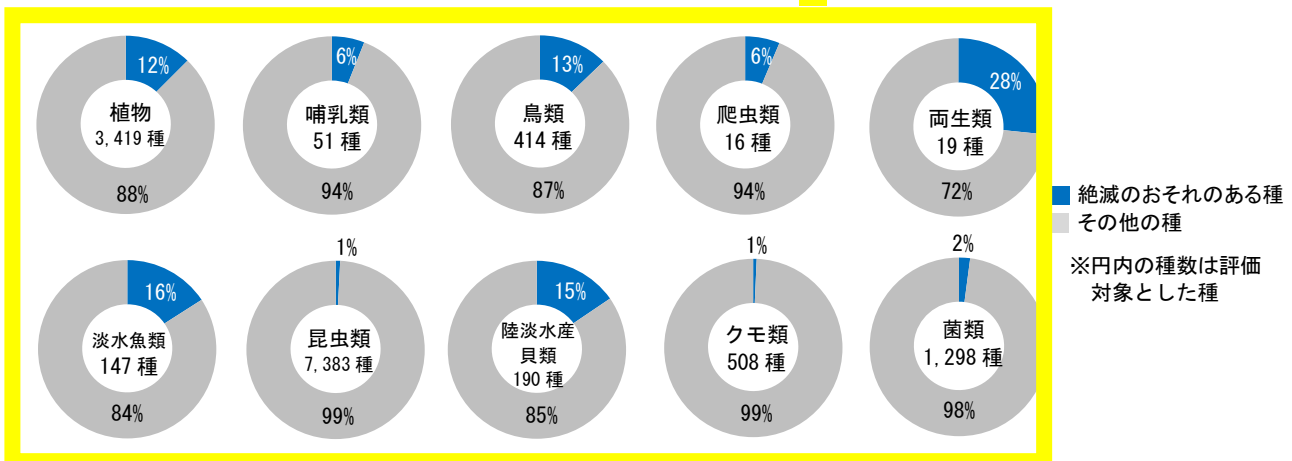
国際自然保護連合（IUCN）では、絶滅のおそれのある種をレッドリストとして公表しています。2017年（平成29年）2月に公表されたレッドリストによると、哺乳類の2割、鳥類の1割、両生類の3割が絶滅の危機にあるとされています。



【資料：沈みゆく箱舟（ノーマン・マイヤーズ著、1981年（昭和56年））】

■ 県内の生物にも迫る絶滅の危機

県内の生物にも絶滅の危機が迫っています。特に両生類（絶滅のおそれのある種の割合：28%）、魚類（同：16%）、陸・淡水産貝類（同：15%）、植物（同：12%）、鳥類（同：13%）等はその比率が高くなっています。また、2004年（平成16年）度の「静岡県レッドデータブック」に掲載された絶滅のおそれのある種の割合と比較すると、特に魚類は12%から16%に増加しています。



県内の絶滅のおそれのある種の割合（評価対象とした種に対する割合）

【資料：静岡県レッドデータブック2019、2020（静岡県、2019、2020年（令和元、2年））】



生物の種数と絶滅のおそれのある種の割合

～世界・日本・静岡県の視点から～

世界で知られている種は約 213 万種

地球上には様々な種類の野生生物が生息・生育しており、現在でもその種数を正確に把握できていませんが、実際は 3,000 万種の生物がいるとされています。そのうち、2022 年（令和 4 年）10 月の時点で国際自然保護連合（IUCN）が公表したレッドリストによると、現時点で既に知られている種は約 213 万種（2,131,499 種）とされていますが、これは 3,000 万種いるとされる種数の約 7% に過ぎません。なお、レッドリストの評価対象種は約 14.8 万種です。

日本における評価対象種は約 6.8 万種

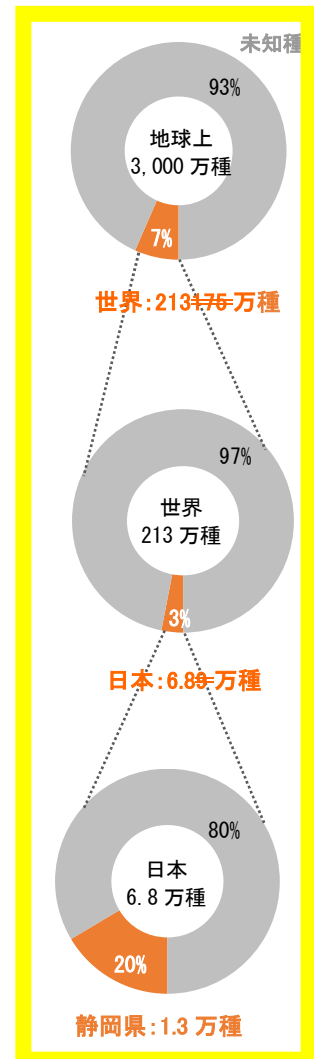
日本に生息・生育する野生生物は、環境省レッドリスト 2020 で評価対象としている動物、植物、菌類が約 5.8 万種（約 58,351 種）、環境省版海洋生物レッドリストの評価対象としている海洋生物が約 1 万種（約 10,120 種）であり、合計約 6.8 万種となっています。世界で既に知られている野生生物の約 3% が日本に生息・生育していることとなります。

静岡県における評価対象種は約 1.3 万種

本県に生息・生育する野生生物は、静岡県レッドデータブックで評価対象としている動物、植物、菌類が約 1.3 万種（13,445 種）であり、日本で評価対象となっている野生生物の約 20% が県内に生息・生育していることとなります。

絶滅のおそれのある種の割合

評価対象種に対する絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）の割合は、世界では約 28%、日本では約 6%、本県では約 5% となります。



世界・日本・静岡県の生物の種数と絶滅のおそれのある種の割合

年度	世界	日本	静岡県
レッドリストの名称	IUCN レッドリスト (2022 年：令和 4 年)	環境省レッドリスト 2020 (2020 年：令和 2 年) 環境省版海洋生物レッドリスト (2017 年：平成 29 年)	静岡県レッドデータブック 2019、2020 ^{*1} (2019、2020 年：令和元、2 年)
絶滅のおそれのある種	41,459 種	3,772 種	618 種
評価対象とした種数 ^{*2}	2,131,499 種 (147,517 種)	(約 68,471 種)	(13,445 種 ^{*3})
評価対象種に占める 絶滅のおそれのある種 (絶滅危惧種)の割合	約 28%	約 6%	約 5%

*1: 静岡県レッドデータブック 2019、2020 (2019、2020 年：令和元、2 年) のみ海洋生物を含まない。

*2: 原則として在来種。植物では品種、雑種及び外来種を除いたもの、動物では外来種、偶産種等を除いたもの。

*3: 静岡県レッドデータブック 2019、2020 (2019、2020 年：令和元、2 年) で評価対象とした県産種数。

【資料：IUCN レッドリスト ver.2017-3 (IUCN、2017 年(平成 29 年))、環境省レッドリスト 2017 (環境省 2017 年(平成 29 年))、環境省版海洋生物レッドリスト (環境省 2017 年(平成 29 年))、静岡県レッドデータブック (静岡県、2019、2020 年(令和元、2 年))】

■ 生物多様性に迫る4つの危機

生物多様性に迫る危機として、国の生物多様性国家戦略では以下の4つの項目に整理されています。

▼第1の危機（開発等人の活動による危機）

森林伐採や農地転用、宅地造成、河川・海岸の直線化・固定化、水面の埋め立て等が進み、生物の生息・生育環境が破壊されることにより、多くの生物の個体数の減少につながっています。



直線化・固定化された河川
治水等の目的で直線化・固定化された河川では、生物が生息・生育しにくい環境となっています。



絶滅危惧Ⅱ類

ミナミメダカ
都市化とともに池や小川が埋め立てられ、身近な魚だったメダカ（ミナミメダカ）も絶滅が危惧されています。



準絶滅危惧

キンラン
キンラン等ラン科の植物の減少は、採取による影響が大きいとされています。

▼第2の危機（自然環境に対する働きかけの縮小による危機）

ライフスタイルの変化とともに、雑木林や草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の生物が絶滅の危機に瀕しています。また、林業生産活動の低迷による森林の荒廃や竹林の拡大が進み、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止等の機能低下が懸念されています。

特に狩猟者の減少や里地里山をはじめとする中山間地域の荒廃等は、ニホンジカやイノシシ等一部の種の個体数増加の一因となり、地域の生態系に大きな影響を与えています。



絶滅

オオウラギンヒョウモン
1960年（昭和35年）代以降の草地の環境変化により、県内では絶滅してしまっているとされています。



絶滅危惧ⅠB類

オキナグサ
草地の管理放棄による樹林化等の影響でオキナグサも近年は減少しています。



手入れ不足の人工林

手入れ不足で林内が暗くなった人工林では、生物の多様性が低下しています。

▼第3の危機（人により持ち込まれたものによる危機）

外来生物が侵入することにより、在来生物の生育・生息場所が奪われたり、外来生物が在来生物を食べてしまったり、外来生物と在来生物の交雑による遺伝的な攪乱等が生じ、固有性が失われたり、生態系のバランスが崩れる等の問題が生じます。

また、毒性のある化学物質等が環境中に放出された場合、生態系に影響を与える可能性があります。



特定外来生物

ブルーギル
県内の沼や池に侵入し、その場所の生態系を破壊しています。

▼第4の危機（地球環境の変化による危機）

2014年（平成26年）11月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した「第5次評価報告書統合報告書」では、今世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇するおそれがあると予測しています。これらの影響によって様々な生物の分布のほか、植物の開花や結実の時期、昆虫の発生時期等の生物季節に変化が生じると考えられています。



ライチョウ

南アルプスが世界の分布南限であるライチョウは、地球温暖化の進行に伴う生息域の減少により、絶滅のおそれがあります。

■ 生物多様性の損失による私たちへの影響

生物多様性が損なわれると、私たちの生活はどうなるのでしょうか。食料や燃料等の衣食住に必要な素材が手に入らなくなったり、空気や水等がきれいな状態に保たれなくなったりすることで、今までと同じような生活を送れなくなるかもしれません。さらに、伝統や文化を生み出す源が失われ、精神的な喪失感を味わうことになるかもしれません。



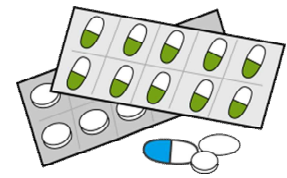
食材の減少や偏り、価格の高騰、食料不足が生じる可能性があります。



花粉を運ぶハチ等がいなくなると、受粉できず育つことができない植物が出てくる可能性があります。



森林が失われると、土砂崩れの発生や水資源が枯渇する可能性があります。

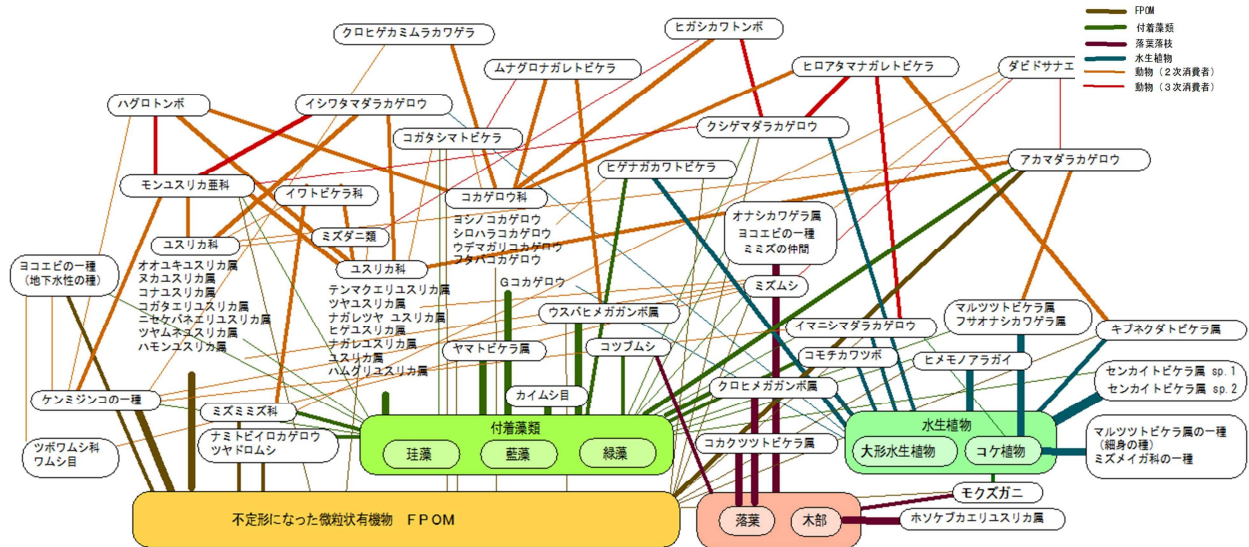


植物や菌類等の成分からつくられる医薬品の開発ができなくなる可能性があります。

コラム

種と種がつながる食物網

生物は「食う-食われる」という関連で結びつき、そのつながりは次々と続いていきます。これを食物網と呼びます。すべての生物が他の種と食物網でつながっています。そのため、一つの種が失われると他の多くの種にも影響が出ることになります。



柿田川の底生動物群集における食物網図

【資料：「柿田川の自然、湧水河川を科学する」（柿田川生態系研究会・三島次郎編、竹門康弘、2010（平成22年））】

第2節 ふじのくに生物多様性地域戦略とは

2-1 戦略策定のねらい

地域戦略は、生物多様性を保全・活用し、継承していくための考え方を示すとともに、多様な主体に取組を広げていくことをねらいとしています。

■ 策定のねらい

本県は、気候が温暖で自然環境にめぐまれた、全国有数の生物多様性が豊かな地域です。そして、生物多様性のめぐみは、私たちの生活や産業だけではなく、心の豊かさをも支えています。

本県ではこれまでも、こうしためぐみの源泉である生物多様性を保全・活用し、継承していくための様々な取組を行ってきました。しかし、それらは計画的かつ総合的な方針に基づく対応というよりは、どちらかといえば対症療法的なものでした。自然環境を取り巻く状況が、地球規模で厳しさを増す中で生物多様性を保全・活用し、後世に継承していくためには、生物多様性に関する取組を計画的かつ総合的に推進していく必要があります。

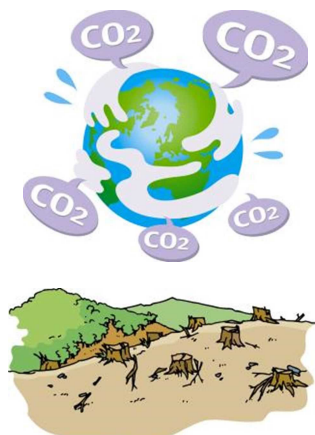
この戦略は、本県の生物多様性の将来像やその実現に向けた方策を示すとともに、行政だけでなく、県民や事業者、民間団体を含む多様な主体の自発的な取組として展開していくためのガイドラインとすることをねらいとして策定します。

具体的なねらいとして特に次の3つを掲げます。また、それぞれのねらいに対応する戦略の章立てを合わせて示します。

▼生物多様性に迫る危機を知る

→第1～2章参照

私たち“ヒト”は、生物多様性を構成する一員であると同時に、生態系を大きく改変しながら、そのめぐみに支えられ発展してきました。しかし、近年、開発や乱獲、里地里山の衰退、外来生物の侵入や化学物質による汚染、気候変動の激化等、環境問題は地球規模になり、本県の生物多様性もまた大きな危機に直面しています。このような状況の中で、まずはこの戦略の策定・推進の過程を通じて、県民一人ひとりが生物多様性のもたらすめぐみとそれに迫る危機を正しく知ることを目指します。



▼生物多様性の将来について考える

→第3章参照

地域の生物多様性は、その地域に固有の財産であり、それらがもたらすめぐみとともに後世へ継承していかなければなりません。そのためには、本戦略の策定・推進の過程を通じて生物多様性の将来像を明らかにするとともに、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が生物多様性に迫る危機の克服に向けて、それぞれが何をし、どう連携していくべきかを考え、話し合いながら、とるべき具体的方策としてまとめていきます。

▼生物多様性を守るために取り組む

→第4～6章参照

生物多様性に迫る危機のほとんどは、人の活動によってもたらされたものです。そのため、生物多様性に迫る危機を回避するためには、私たちがそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働しながら生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて実際に取り組んでいくことが重要です。

そこで、本戦略ではこれらの取組を計画的かつ総合的に実行するために必要なことやその方向性を示します。



■ 戦略策定の方針

戦略策定の方針として、以下のものを掲げます。

- 本県の生物多様性に関する現状と課題を的確に記載するとともに、生物多様性の保全とそのめぐみの持続的享受を実現するための方策を総合的・体系的にまとめる。
- 課題解決に向け、優先度を考慮しながら、実効性を担保できる内容とする。
- 県として全庁的な取組とするため、庁内会議等により連携を図り、各所属が主体的に取り組む。
- 県民や地域の取組を第一義的に支える市町との連携を密にし、施策の整合性を図る。
- 戦略は行政だけでなく、県民や事業者、民間団体等の多様な主体が一体となって推進するものであるため、策定の段階から県民や事業者等の参画を進める。
- 本県の生物多様性の保全に重要な地域や生態系を選定して方向性を提示する。
- 戦略の記述は多くの県民・事業者等にも理解できるよう、平易な表現に努める。

2-2 地域戦略に関連した近年のできごと

本県ではこれまで、静岡県レッドデータブック・レッドリストの公表や静岡県希少野生動植物保護条例を施行するとともに、2016年（平成28年）3月には県立自然系博物館「ふじのくに地球環境史ミュージアム」が開館しました。

■ 静岡県レッドデータブックの公表

絶滅のおそれのある野生生物についての理解を深め、適切な保護・保全を進めるため、2004年（平成16年）3月に「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―」を公表しました。なお、公表から10年以上が経過したため、過去10年間における静岡県の生物多様性の動向を調査・集計するとともに、見直しを進め、2019、2020年（令和元、2年）度に新しいレッドデータブックを公表しました。



静岡県レッドデータブック

■ 静岡県希少野生動植物保護条例の施行

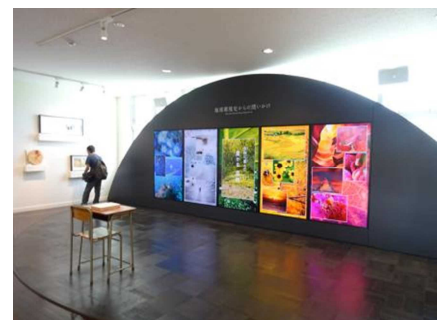
2011年（平成23年）4月に絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、静岡県希少野生動植物保護条例を施行しました。地域ごとに調査を進め、これまで11種（ホテイラン、アカウミガメ、カワバタモロコ 等）を指定希少野生動植物に指定し、保護監視員による保護活動が進められています。

■ 富士山の世界遺産登録や南アルプスのユネスコエコパークへの登録

2012年（平成24年）には伊豆半島が日本ジオパークに、2013年（平成25年）には富士山が世界文化遺産、静岡の茶草場農法が世界農業遺産に、2014年（平成26年）には南アルプスがユネスコエコパークにそれぞれ登録され、国際的にも静岡県の自然の価値が再認識されるようになりました。

■ ふじのくに地球環境史ミュージアムの開館

全国で初めて地球環境史をテーマとする「ふじのくに地球環境史ミュージアム」（静岡市駿河区）が2016年（平成28年）3月に開館しました。生物多様性保全の前提となる「自然と人の関係の歴史をひもとき、未来のあり方を考える」拠点施設が活動を開始したことで、本県でも生物多様性に関する調査研究や情報発信及び環境教育の体制が整ってきました。



ふじのくに地球環境史ミュージアム



生物多様性の保全に関する動向

急速な生物種の絶滅に対する危機感、生物資源の消失への危機感等から、1992年（平成4年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した生物多様性条約が採択されました。

その後、生物多様性基本法が2008年（平成20年）6月に施行されるとともに、2010年（平成22年）には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されました。同会議では、生物多様性戦略計画2011-2020が採択され、2020年（令和2年）までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、この目標達成のため、生物多様性国家戦略2012-2020が2012年（平成24年）9月に閣議決定されました。

2022年（令和4年）12月には、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部において、愛知目標に代わる新たな目標としてポスト2020生物多様性枠組みが採択され、「ネイチャーポジティブ」が目標として掲げられました。これを受け、次期生物多様性国家戦略が2023年（令和5年）3月に閣議決定されました。

年度	世界・国内の動向	静岡県内の動向
～2007 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約の採択(1992年:H4)、発効(1993年:H5) 生物多様性国家戦略の閣議決定(1995年:H7) 新・生物多様性国家戦略の閣議決定(2002年:H14) 第三次生物多様性国家戦略の閣議決定(2007年:H19) 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県版レッドリストの公表(2003年:H15) 「まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-」発行(2004年:H16) 静岡県版レッドリストの更新(2004年:H16)
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> エコツアー推進法の施行 生物多様性基本法の制定 	
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性民間参画ガイドラインの公表 	
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略2010の閣議決定 名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催及び愛知目標の合意 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県希少野生動植物保護条例の制定
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県希少野生動植物保護条例の施行 静岡県立自然公園条例の改正 ふじのくに環境教育基本方針の策定
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> 第四次環境基本計画の閣議決定 生物多様性国家戦略2012-2020の閣議決定 第4次レッドリストの公表 	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆半島ジオパークが日本ジオパークに認定
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラム「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定 「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「第5次評価報告書統合報告書」を発表 「外来種被害防止行動計画」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプスがユネスコエコパークに登録
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト2015の公表 「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的考え方」の公表 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、「持続可能な開発目標(SDGs)」の公表 「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次静岡県環境基本計画の見直し 「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の開館
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト2017の公表 「森里川海をつなぎ、支えていくために」(提言)の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟承認
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県レッドリスト2017の公表 ふじのくに生物多様性地域戦略の策定 「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> 第五次環境基本計画の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県レッドデータブック(動物編)公表
2019 (R元)		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県レッドデータブック(植物・菌類編)公表
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> 環境白書に「気候危機」明記 2050年までに「カーボンニュートラル」を宣言 	
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> 国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議で「グラスゴー気候合意」の採択 G7コーンウォール・サミットでワンヘルス・アプローチの強化の合意 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次静岡県環境基本計画の策定
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> 30by30ロードマップ公表 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で「ポスト2020生物多様性枠組」の採択 次期生物多様性国家戦略の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ふじのくに生物多様性地域戦略の見直し

持続可能な開発目標（SDGs）①

持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針です。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成されます。

SDGsを目指すことで経済・環境・社会の3つの側面を統合し、2030年に向けて持続可能な社会の実現を目指していくことが重要です。



目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標 4 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う

目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する

目標 9 レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る

目標 10 各国内および各国間の不平等を是正する

目標 11 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する

目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する

目標 13 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する

目標 15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する

目標 16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る

目標 17 持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省）
平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省、2017年（平成29年））】

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）②

SDGs の個別目標と生物多様性の関わり

SDGs の個別目標について、特に生物多様性と関わりがあるものを紹介します。

第4章では関連するSDGsの個別目標をアイコンで示しています。（P.98 参照）



- 生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象等に対する適応能力を向上させ、強靱な農業を实践 等



- 持続可能な開発のための教育により、学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識・技能を修得 等



- 山地、森林、湿地、河川、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復 等



- 経済・環境・社会面における都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりの支援 等



- 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を削減する
- 自然と調和したライフスタイル
- 持続可能な観光業 等



- 気候変動対策を戦略や計画に盛り込む
- 気候変動の緩和、適応に関する教育啓発 等



- 海洋ごみや富栄養化等による海洋汚染の防止
- 海洋および海岸の生態系の回復のための取組 等



- 森林減少の阻止、劣化した森林の回復、植林の増加
- 絶滅危惧種の保護
- 外来種の侵入防止 等

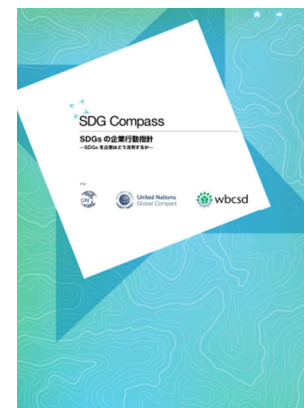
【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省）】

SDGs と事業者

既にSDGsに対応している民間事業者もあり、それらの取組は内外で高く評価されています。SDGsは、それぞれの事業者の本業、社会貢献事業、CSR（企業の社会的責任）活動の全てをSDGsで整理して、それを基に事業活動を再度見直すことができる機会にもなります。そうした行動をする事業者の姿勢が、投資家からも評価されるようになってきました。また、SDGsの達成を目指すことは、近年、消費者の興味・関心が高まっている環境配慮を強化し、実践することにもつながります。SDGsが自社の事業活動にとっても有益であることを認識する事業者の数は近年、増加しています。

→ 事業とSDGsとの関係や事業活動における取組方法等について解説したものと、**「SDG Compass」（SDGsの企業行動指針）」**がある。

【資料：SDG Compass（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、2016年（平成28年））】



SDG Compass

SDGs と消費者

SDGsの17の個別目標には、「12 つくる責任 つかう責任」をはじめ、私たち消費者にも関わるものが含まれています。商品やサービス等の購入、使用、廃棄等の消費行動が環境に及ぼす影響も多いため、日常の生活の中でSDGsとどう関わるができるのか、考えていくことも必要です。

2-3 地域戦略の位置付け

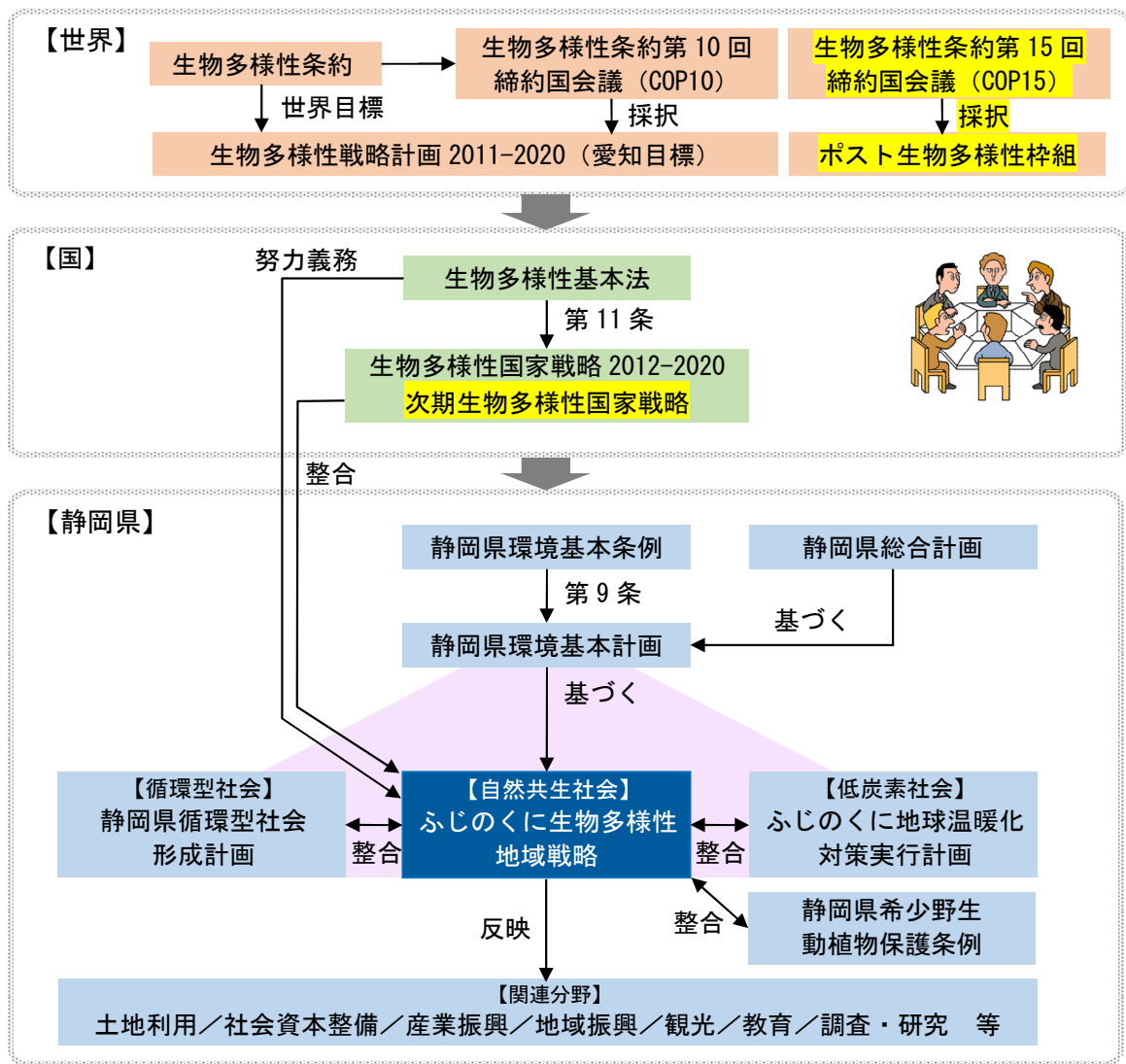
地域戦略は、生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）や国の生物多様性国家戦略 2012-2020 等の基本的考え方と整合させ、**ポスト 2020 生物多様性枠組**や**次期生物多様性国家戦略の要素を取り込み**ながら、生物多様性の視点から静岡県環境基本計画を推進するものとし、さらには他の関連計画に生物多様性の考え方を波及させていくことを目指します。

■ 生物多様性国家戦略 2012-2020 及び次期生物多様性国家戦略の考え方と整合

地域戦略は、生物多様性基本法の第 13 条第 1 項で策定が努力義務となっている都道府県の地域戦略として位置付けます。また、国家戦略は国としての基本姿勢や具体的な活動指針を整理したものです。が、個々の環境問題について実際に対応するのは地域であることから、国家戦略を踏まえつつ、本県の地域特性に応じた戦略とします。

■ 生物多様性の視点から静岡県環境基本計画を推進

静岡県環境基本条例に基づく静岡県環境基本計画の目標の一つである「自然共生社会の実現」の考え方に沿って、生物多様性への取組への指針とします。また、生物多様性の分野から推進するための戦略であると同時に、環境基本計画の見直しにおける部門としての指針になります。さらに、他の関連計画に生物多様性への配慮を織り込むための指針となり、関連計画にも波及していくことを目指します。



地域戦略の位置付け

2-4 地域戦略の対象地域

地域戦略は静岡県全域を対象とします。

地域戦略の対象地域は、静岡県全域とします。ただし、生物多様性のつながりは行政区にとらわれないことから、必要に応じて、隣県や関連地域等の一部について含めます。

2-5 地域戦略の期間

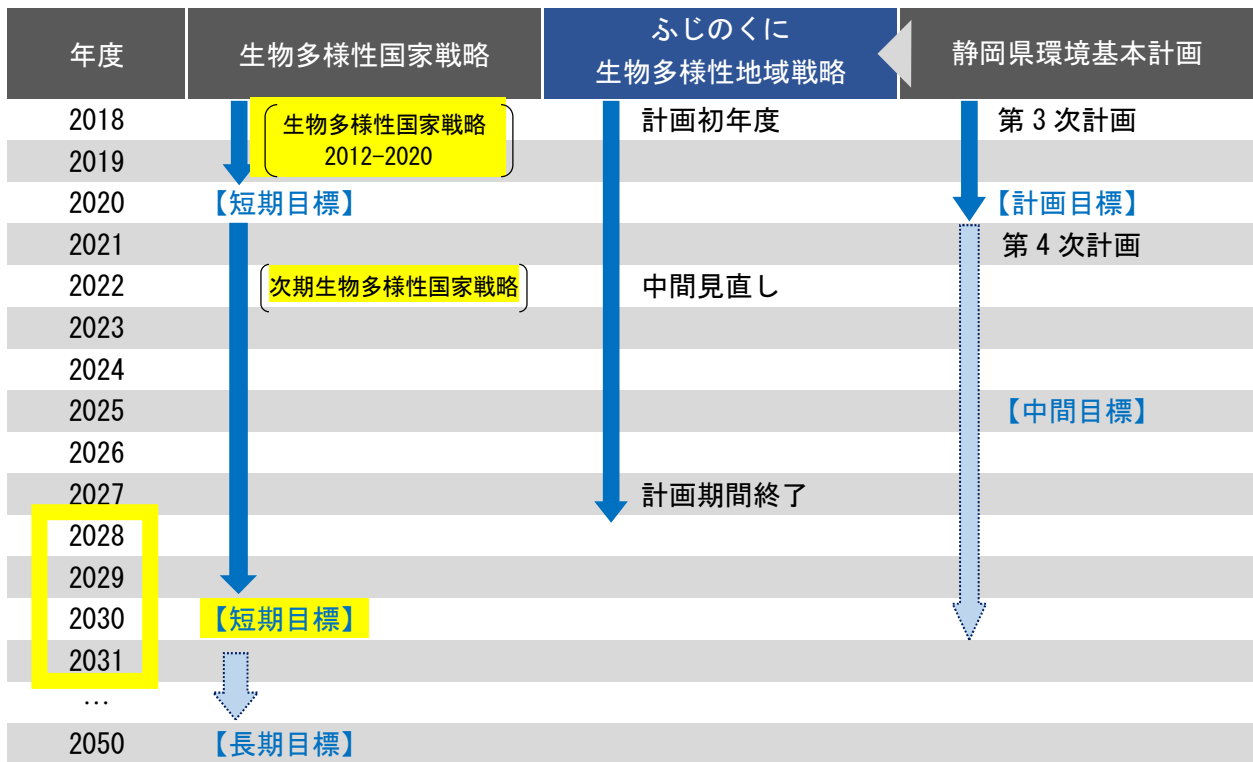
地域戦略は長期的な科学的知見のもとで 10 年間を計画期間とし、概ね 5 年後に見直しします。

生物多様性は長期的な見通しを必要とするものであり、生態系は 100 年単位、1000 年単位で変化を捉える必要があります。

本戦略では、長期的な視点に立った科学的知見のもとで、2018（平成 30 年）年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 10 年間を具体的な計画期間とします。

状況は常にモニタリングする必要がありますが、概ね 5 年後には全体の見直しを行うものとします。

地域戦略の期間



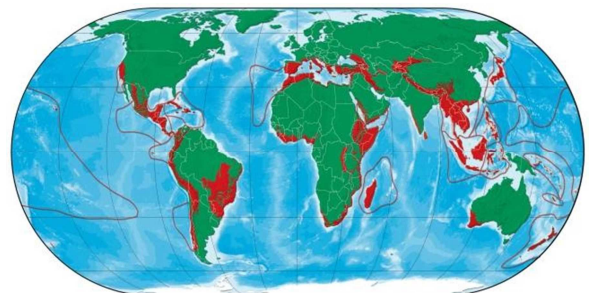
※国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「生物多様性条約戦略計画 2011-2020（愛知目標）」を踏まえて、短期目標を 2020 年としていましたが、次期生物多様性国家戦略では、ポスト生物多様性枠組みを踏まえ、短期目標を 2030 年とし、長期目標を 2050 年と設定しています。

コラム

生物多様性ホットスポット

維管束植物（コケ類や藻類を除いた、被子植物、裸子植物、シダ植物等）の固有種が 1,500 種以上生育し、高い生物多様性を有する一方で、自然植生が 70% 以上損なわれていて破壊の危機に瀕している地域を「生物多様性ホットスポット」といいます。世界で 35 の地域が指定されており、日本もその一つに入っています。

【資料：平成 22 年版環境白書（環境省）ほか】



生物多様性ホットスポット

第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性を育む県土

1-1 位置・歴史・人口

本県は日本の中央に位置し、旧石器時代から人々が暮らしてきました。江戸時代頃までは開発等による改変をしつつも、比較的自然環境と調和した生活が営まれてきました。

しかし、明治以降の急激な近代化や世界大戦、高度経済成長等を経る中で、多くの自然が失われるとともに、田子の浦港で発生したヘドロ公害等、生物多様性に大きな影響を及ぼすような環境汚染も発生しました。

また、人口の減少や少子高齢化による自然と人の関係性の希薄化等の影響から、新たな問題も発生しています。

■ 日本の中央に位置する静岡県

本県は日本列島のほぼ中央に位置し、太平洋に面して東西155km、南北118kmの距離、総面積7,780km²で、全国13番目の広さです。

南側は遠州灘、駿河湾、相模灘に沿った約500kmの海岸線、北側は富士山や南アルプス等3,000m級の山々からなる山岳地帯に囲まれています。

多様性に富んだ自然環境は、日本の豊かな風土の縮図ともいわれていることから、これらの自然環境を有する本県固有の生物多様性地域戦略とする必要があります。

●静岡県の位置

東経／137°28'～139°10'

北緯／34°34'～35°38'

【資料：国土交通省国土地理院】



南アルプス（左上）・大井川（中上）・遠州灘海岸（右上）
日本平から見た富士山と清水港（下）

■ 自然と人との関わりの歴史

本県では、旧石器時代から人が住み始めたことが知られており、縄文時代の貝塚や弥生時代の水田遺構からは、豊富な自然のめぐみを楽しんだ生活がうかがえます。太古の昔から森林は重要な資源であり、特に人口が増加した江戸時代には森林伐採が盛んに行われ、資源の枯渇や洪水等の災害が増えました。それに対し、治水工事や人工造林が行われました。一方で、大いなる存在である「自然」への畏敬の念から神社や鎮守の森が大切に守られてきました。

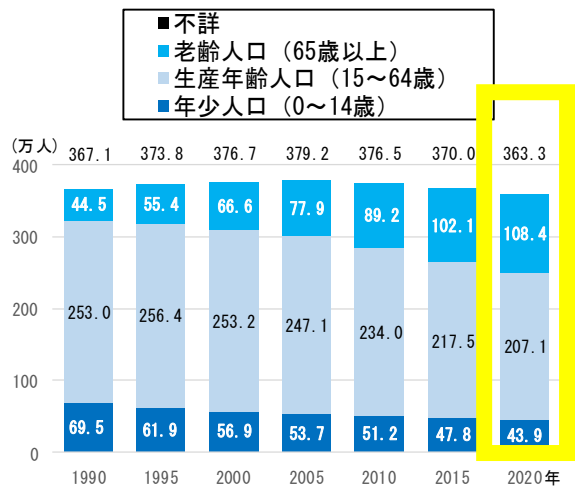
しかし、明治以降の急激な近代化や世界大戦、高度経済成長等を経る中で人口が増加し、東西交通網の開通や産業の発達、市街地の拡大、リゾート開発等により、多くの自然環境が失われました。ま

た、田子の浦港で発生したヘドロ公害等、生物多様性に大きな影響を及ぼすような環境汚染も過去に発生しています。現在では、そうしたことの反省に立ち、国内では環境との調和や保全・回復が図られるようになってきましたが、その一方で、地球規模では環境汚染や気候変動が広がっています。

これまで人は自然環境と密接に関わりながら生活をしてきましたが、人の活動が活発になるにつれ、環境汚染が自然の許容範囲を超えてしまっており、生物多様性にとって大きな脅威となっています。そのため、本県における人と生物多様性の関わりを十分に踏まえたうえで、環境への負荷の低減等、人の活動を生物多様性と調和したものとすることが必要です。

■ 人口減少と少子高齢化

本県の人口は、2007年(平成19年)12月の379.7万人をピークに減少傾向にあり、2020年(令和2年)10月現在で363.3万人です。高齢人口が増加するとともに、人口全体が減少することで高齢化率が上昇しており、今後はさらに少子化による人口減少や少子高齢化が進むものと予測されています。例えば、2013年(平成25年)3月に国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が発表した地域別将来推計人口によれば、2030年には1975年(昭和50年)から1980年(昭和55年)頃の人口規模(約334万人)へ減少すると推計されています。特に伊豆半島地域では、人口減少率が高くなっており、2030年には、高齢化率が40%以上になるとされている市町が複数、存在します。



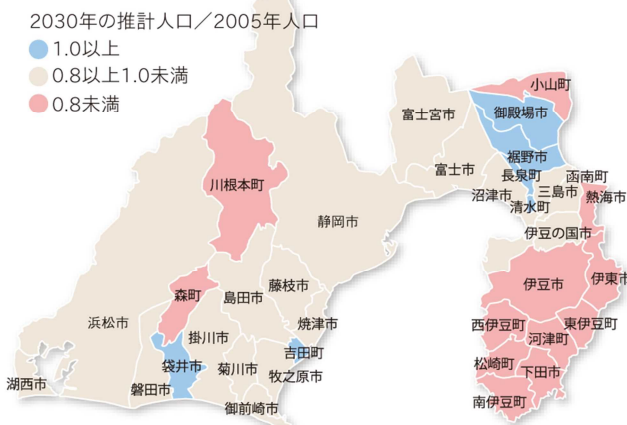
静岡県の人口の推移

【資料：国勢調査(総務省)】

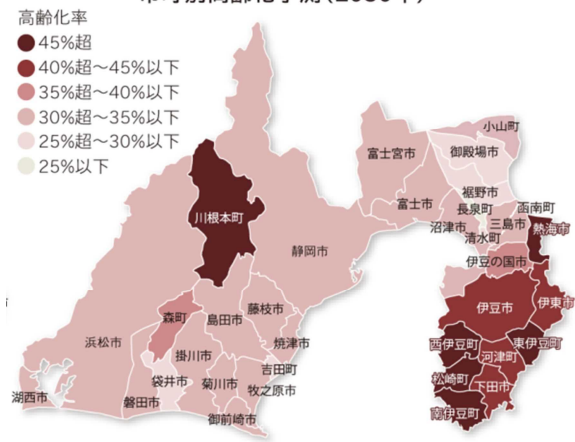
「国土の長期展望・中間とりまとめ」(国土交通省)では、2050年までに現在の居住地の約4割で無居住化もしくは人がほとんど住まなくなると予測されています。県内でも中山間地を中心に過疎化の進行している地域があります。

今後は人口減少や高齢化が進む中で、人の手が加わることで維持されてきた里地里山等の環境の荒廃とともに、環境保全や生物研究等に携わる人材の不足等が懸念されており、生物多様性の保全・調査を担う人材の確保が必要です。

市町別将来人口の増減



市町別高齢化予測(2030年)



県内の将来人口と高齢化率の予測

【資料：2005年：平成22年度高齢者福祉行政の基礎調査結果(健康福祉部)、2030年：都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、2013年(平成25年)3月)】

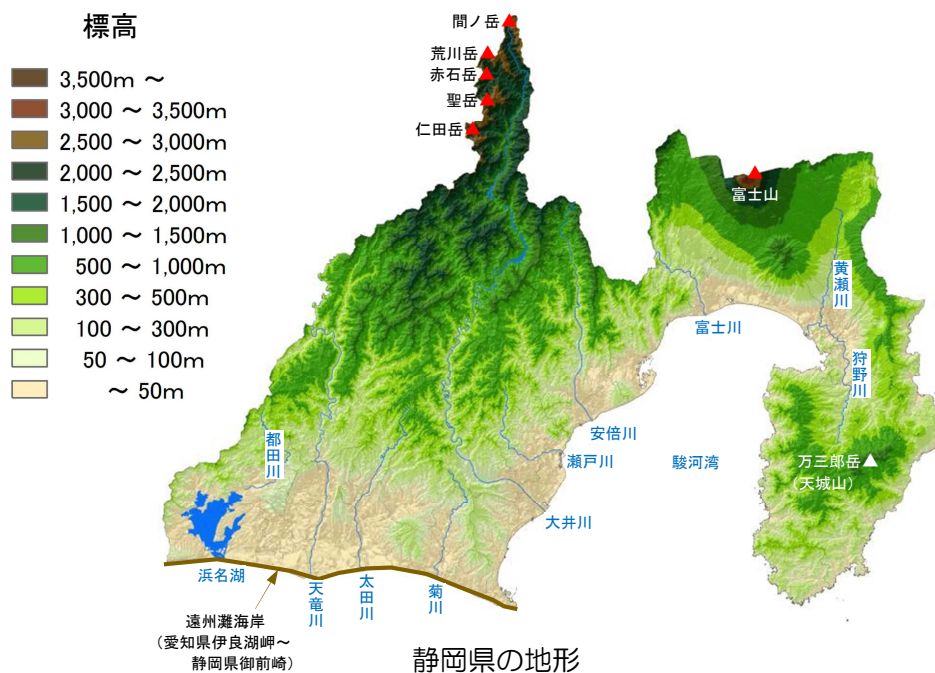
1-2 地形・地質と県土の成り立ち

本県は3つのプレートが重なる地域に立地していることもあり、急峻な山地、幅狭い平野、急流河川等複雑な地形・地質を持っています。このような地形・地質と本県が国内有数の生物多様性の豊かさを持つことの間には深い関係があります。そのため、県全体の戦略だけではなく、地域の特徴を踏まえた個別の戦略が必要となります。

■ 急峻な山地・幅の狭い平野・急流河川

本県は本州の中央部に位置し、太平洋に面する東西に長い海岸線、日本最高峰の富士山や急峻な山地の南アルプス等を有します。また、急峻な山地を流れる河川は日本でも有数の急流河川となっています。主な河川としては天竜川、大井川、安倍川、富士川、狩野川等があり、海岸に注ぐ河口部に扇状地や平野を形成しています。また、遠州灘海岸は全長115kmの日本一長い砂浜です。

このような急峻な山地、幅狭い平野、急流河川は、本県の地形の大きな特徴となっています。



【資料：国土地理院 基盤地図情報 数値標高モデル】



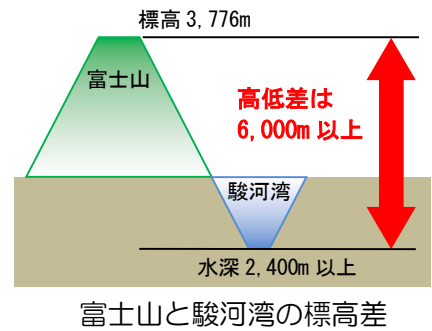
急流河川・安倍川の河口部

■ 日本一深い湾の駿河湾

駿河湾はフィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむことによって形成された湾です。水深は最も深い場所で2,400m以上に達し、湾としては日本一、世界でも有数の深さとなっています。本県の特産であるサクラエビをはじめとした深海生物等が豊富なことでも知られています。

■ 短距離での高低差は世界有数

富士山の標高は3,776m、日本で最も深い湾である駿河湾の最深部は2,400m以上と、その高低差は6,000m以上もあります。わずか90kmほどの短距離でこの高低差は世界有数とされています。

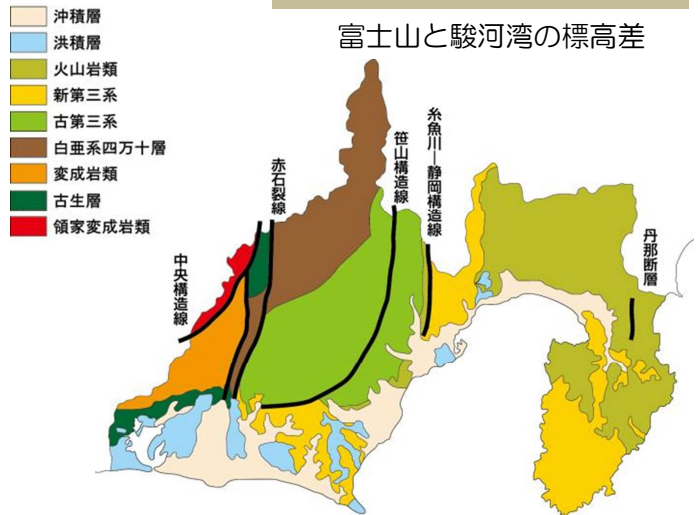


■ 日本の縮図といわれる複雑な地質

本県の地質構造は複雑で、中央構造線、赤石裂線、笹山構造線、糸魚川-静岡構造線等、多くの構造線によって区切られています。

最も古い地層は、浜松市北西部(概ね中央構造線と赤石裂線に挟まれた地域で水窪から引佐・三ヶ日にかけての地域)で古生代のものです。次いで、南アルプスを中心とした中部地域の北側で、中生代後期(白亜紀)、新生代の古第三紀の地層となります。

フォッサ・マグナ地域、牧之原台地、伊豆半島の基部等は新第三紀、富士山、伊豆半島の火山や遠州、中部、富士・沼津等の臨海平野部は第四紀の地層です。

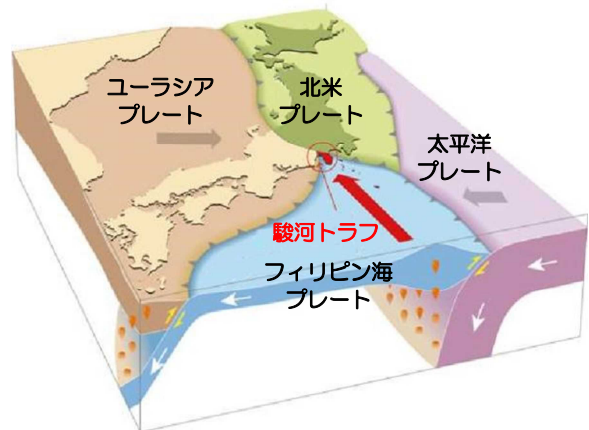


静岡県の地質

【資料：新版静岡県地学のガイド(土隆一編著、2010年(平成22年))ほか】

■ 3つのプレートが接する境界

本県は北米プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレートの3つのプレートが接する場所に存在します。このように3つのプレートが衝突している場所は、国内ではここだけで、世界的にみてもわずかです。



静岡県付近のプレート

【資料：伊豆半島ジオパーク資料を一部加筆修正】

■ 県土の形成

地形の成り立ちは、生物の分布にも大きな影響を与え、現在見られる生物相や生態系、そして景観形成の基盤となっています。

県土の形成

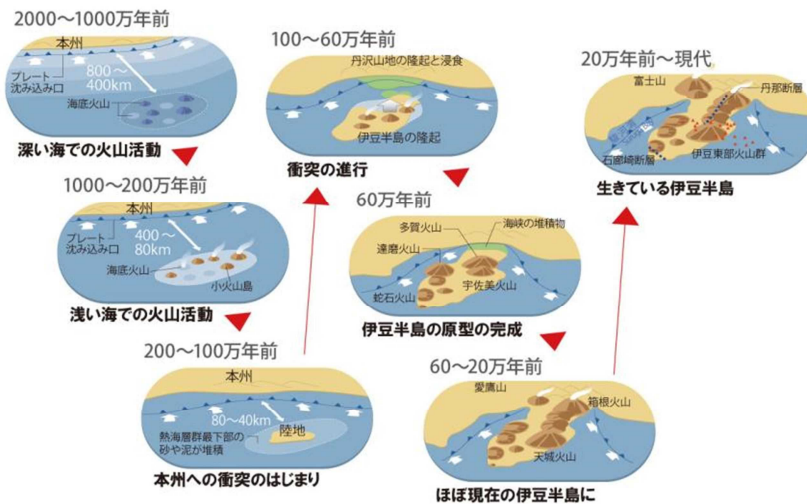
2000~300 万年前	日本列島の基盤が日本海の広がりに伴い、大陸から分離しました。フィリピン海プレートと大陸側のプレートとが衝突し、日本列島が屈曲してフォッサ・マグナが形成されました。また、伊豆の基盤を形成する海底火山が活性化しました。
100 万年前~	南アルプスはフィリピン海プレートの沈み込みと伊豆半島の衝突によって、100 万年前から急激に隆起をはじめました。伊豆半島は本州から突き出した半島の形になり、原形ができあがりました。また、陸地となった伊豆半島では噴火活動が起きました。
10 万年前~	県東部・伊豆では新期富士火山や東伊豆単成火山群等の火山活動が活発になり、田方平野や岳南平野が形成されました。また、中西部では小笠・有度丘陵、三方原・磐田原・牧之原台地等が形成されました。
1 万年前~	清水・静岡・志太・遠州等の沖積平野や浜名湖が形成されました。

【資料：ふじのくに地球環境史ミュージアム聞き取り ほか】

■ 南からやってきた伊豆半島

日本列島の大部分はユーラシアプレート・北米プレートに属していますが、巨大火山島であった伊豆半島はフィリピン海プレートに属しています。軽い大陸性地殻のため、プレートの端に沈み込めず、丹沢山地や御坂山地の前面で本州と衝突していると考えられています。

伊豆半島に分布するレピドシクリナの化石から、伊豆半島は本州から離れた熱帯もしくは亜熱帯の南方洋上にあったと推測されています。



伊豆半島の地史

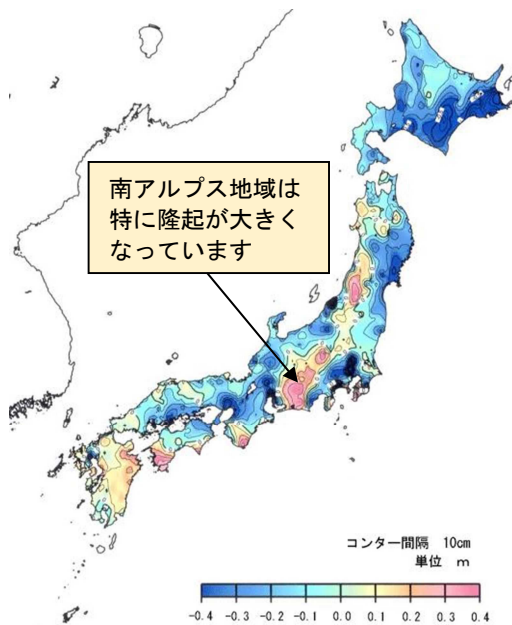
【資料：伊豆半島ジオパーク】

■ 世界第一級の速さで隆起している南アルプス

南アルプスの大部分は、今から1億~2000万年前にプレートの沈み込み帯に沿って寄せ集められた地帯（付加体）です。そして、100万年前頃から年間3mm以上という世界第一級の速さで隆起しています。つまり、南アルプスはかつての深海底が隆起して山脈となり、今なお隆起し続けている地域なのです。

南アルプスの山岳地形の特徴として、山体が大きく稜線付近は比較的なだらかなこと、山腹斜面は低部に向かって急傾斜となりV字谷を造ること、赤崩や大谷崩れ等の巨大崩壊地が発達すること等があります。これらの特徴は、泥質でもろい地質と温暖多雨な気候を反映した河川の侵食作用によるものです。

また、南アルプスの高山域には2万年前頃に造られた小規模な氷河・周氷河地形が残存していますが、これは日本最南端の氷河地形です。

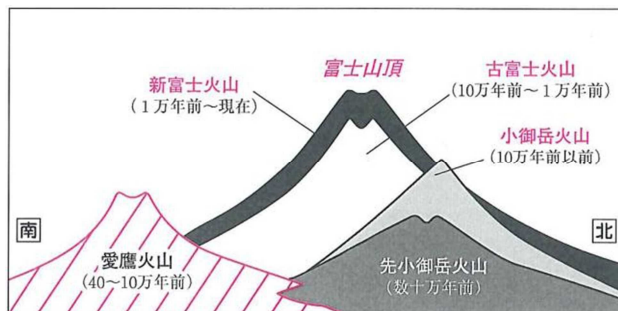


最近100年間の地殻上下変動

【資料：水準測量データから求めた日本列島100年間の地殻上下変動（国土地理院、2000年（平成12年））】

■ いくつもの火山によってできた富士山

現在の富士山は初めから現在の美しい形となったわけではありません。富士山は、数十万年前に噴火した「先小御岳（せんこみたけ）火山」と「小御岳（こみたけ）火山」の上に、約10万年前に噴火を始めた「古富士火山」、そして約1万年前から活動が続いている「新富士火山」の噴出物が重なって形成されています。宝永火山は今から約300年前の1707年（宝永4年）に噴火した富士山の側火山です。



富士山の地下構造

【資料：掘削試料から見た富士山の火山形成史（吉本ほか、2004年（平成16年））】

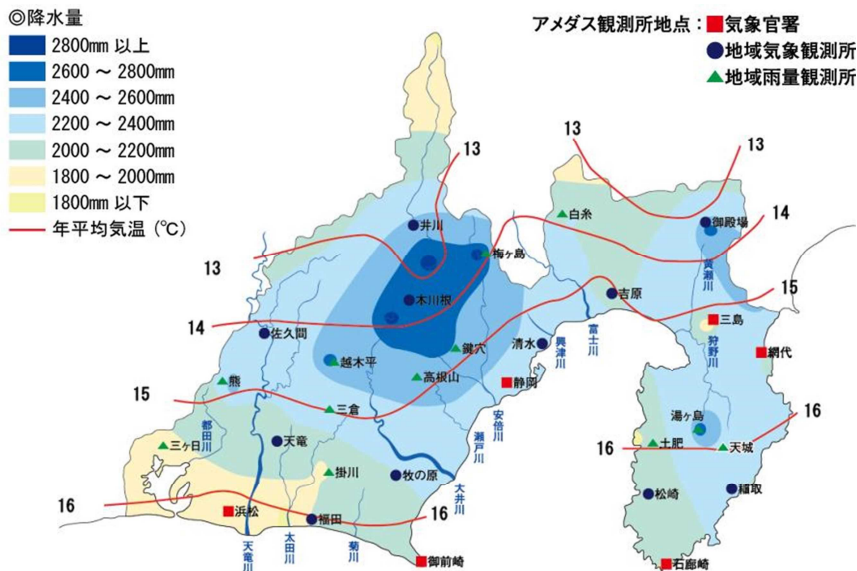
1-3 気象

日本一の標高差があることで寒暖差があり、さらに日本有数の多雨地域を抱える本県の気象特性は、生物多様性を豊かにする大きな要因となっています。その一方で、地球温暖化が進むと、高山を生息・生育地とするライチョウや高山植物等、野生動植物の生息環境、お茶・わさび・みかん等の作物への影響が出る可能性があります。こうした気候変動による影響を十分に踏まえつつ、地球温暖化対策実行計画に基づく取組を推進する必要があります。

■ 寒暖差がある気候

本県は四季のはっきりした気候で、冬は乾燥して晴天が多く、平地では雪もあまり見られません。平野部は温暖な気候ですが、山間部等は標高が高いため年平均気温が低く、県内での寒暖差があります。

大井川中流域、箱根西麓、伊豆半島の天城山等は降水量が多く、冬季には積雪も多くなっています。



県内の年平均気温と降水量の分布

(1981年(昭和56年)~2010年(平成22年)の平年値)

【資料：静岡地方気象台資料から作成】

■ 遠州地方に特徴的な「空っ風」

県内では冬季になると北西の季節風が卓越し、特に遠州地方では「空っ風」と呼ばれる風速4~5m/sの強風が特徴的です。これはシベリア方面で発達する高気圧が吹き出す季節風で、これが日本列島にぶつかって日本海側に雪を降らせた後、山を乗り越えて吹き込んでくるものです。この風を利用して干し大根や、芋切り干し等が生産されてきました。また、風が作り出す砂浜の造形美の風紋を見ることができます。



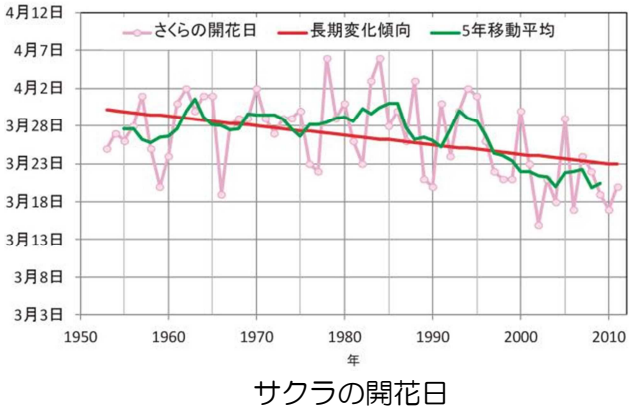
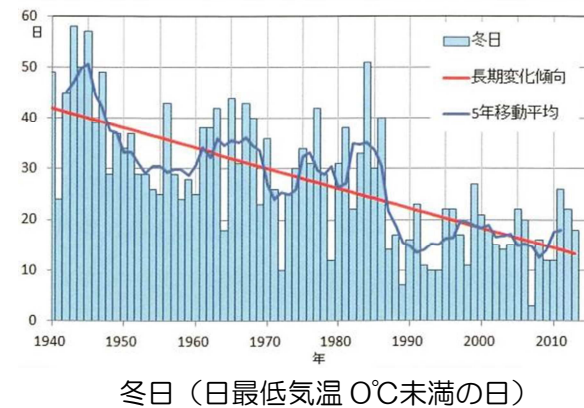
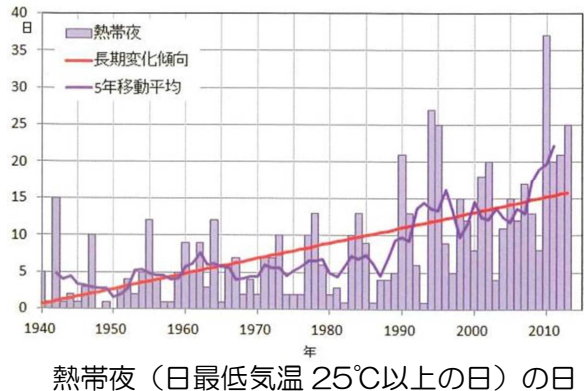
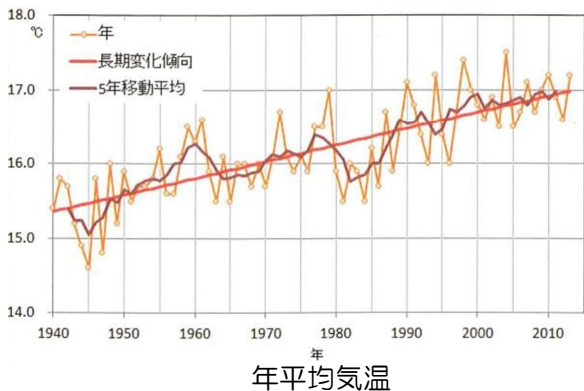
空っ風のルート

鈴鹿山脈を越えて伊勢平野に吹き下ろした強い西寄りの風が遠州地方に空っ風をもたらします。

■ 県内の気候変動

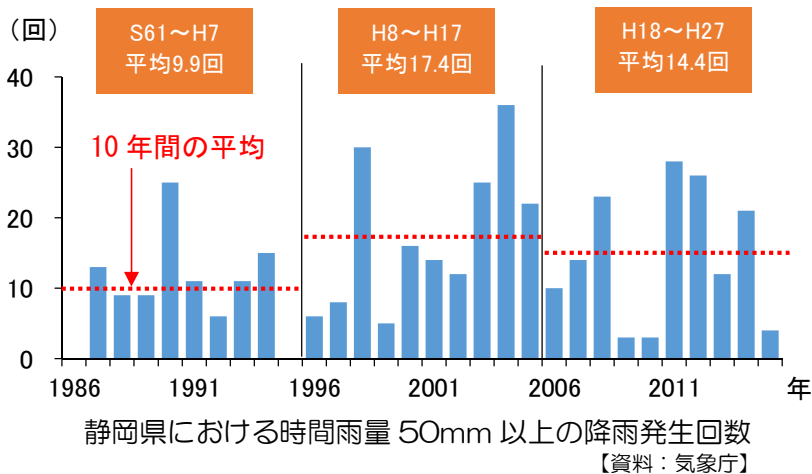
静岡地方気象台(静岡市)における年平均気温は上昇傾向を示しており、最近50年で1.12°C上昇しています。また、熱帯夜の日数は増加傾向、冬日の日数は減少傾向が見られます。このような気象データは、浜松市や三島市での観測結果も同様の傾向を示しています。

静岡地方気象台(静岡市)のサクラの開花日は早まる傾向が見られ、最近50年で6日早まっています。また、静岡県における時間雨量50mm以上の降雨の発生回数は、1987年(昭和62年)からの10年間と2006年(平成18年)からの10年間の平均を比較すると、約1.5倍に増加しています。このように、本県では地球温暖化の影響と捉えられる気温上昇や豪雨の発生等の気候変動が生じていると考えられます。



※いずれも静岡地方気象台での観測結果

【資料：気候変化レポート 2012（東京管区気象台、2012年（平成24年））、静岡地方気象台】



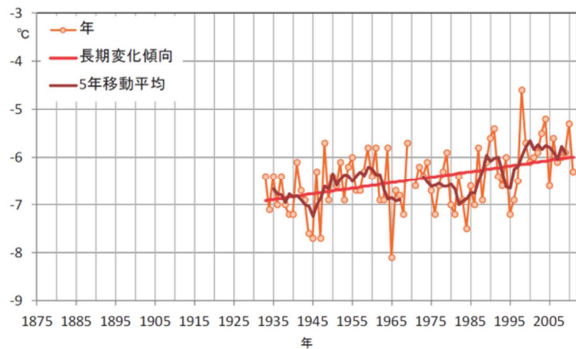
ゲリラ豪雨

狭い範囲、短時間の集中豪雨は通称「ゲリラ豪雨」ともよばれています。

富士山の気候変動

富士山（富士山特別地域気象観測所）における年平均気温は上昇傾向を示しており、最近50年で0.59°C上昇しています。

また、富士山頂周辺に広がっていた永久凍土が、近年急速に減少していることが分かっています。1976年（昭和51年）には山頂から標高約3,100m付近まで広がっていた永久凍土は、2010年（平成22年）には山頂付近に散在するのみとなっています。



【資料：気候変化レポート 2012（東京管区気象台、2012年（平成24年））】



地球温暖化による県内の生物への影響



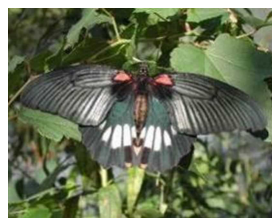
南方系の生物分布域拡大

地球温暖化は生物の生息・生育にも影響を与えています。

南西諸島に主な生息地を持つ南方系のナガサキアゲハやクロコハゼ等は、近年分布域が北上・東上しています。これは、温暖化により冬の気温や水温が上がり、越冬可能な地域が拡大したためと考えられています。一方、氷河期の遺存種で、寒冷な環境に生息・生育するライチョウや様々な高山植物等は、温暖化により分布域が北上したり孤立化して、個体群が縮小しつつあります。

また、温暖化による積雪量の減少により、ニホンジカが高山帯へ生息域を拡大し、高山植物群落への影響が問題となっています。

南方系のハゼであるクロコハゼやタネハゼは、ごく近年に定着しましたが、これは温暖化により越冬可能になったためと考えられます。



ナガサキアゲハ

ナガサキアゲハの生息域が拡大しており、県内では1997年（平成9年）に浜松市で初めて確認されました。



ナガサキアゲハの分布域の北上・東進

【資料：日本におけるナガサキアゲハの分布の拡大と気候温暖化との関係（北原正彦ほか、2001年（平成13年））に加筆修正】

農作物等への影響

温暖化が進んだ場合、お茶やわさび、みかん等の本県特産品のほか、海に広がる藻場（海藻の林）や、そこに生息するアワビ等の水生生物にも様々な影響が出ると考えられます。

例えばウンシュウミカンは、2060年代には現在の主力産地の多くが現在よりも栽培しにくい気候となる可能性が示唆されています。また、本県は2003年（平成15年）度から2005年（平成17年）度まで研究課題「地球温暖化に対応した水稻の高温登熟対策技術の確立」において、水稻の高温障害対策について取り組んできました。

研究の結果、東北及び北陸では水稻の移植時期を遅らせることで登熟期間の高温が回避できるのに対して、本県では移植時期を変えても水稻登熟期間の高温を回避することは困難であることが判明しました。

みかんへの影響

気温が上がると、品質が悪くなったり、現在の栽培技術が使えなくなるおそれがあります。



お茶への影響

温暖化により新芽の生育が早まり、遅霜による生育の遅延や凍害が発生しやすくなるおそれがあります。



わさびへの影響

水温が上がると病気が発生しやすくなったり、生育不良となったりします。



稲への影響

登熟期（出穂・開花から収穫までの期間）の高温により、米粒の充実が不良になったり、胴割れが発生しやすくなります。



藻場生態系への影響

高水温により海藻が枯れ、そこに生息するアワビやイセエビなどが生息できなくなるおそれがあります。



1-4 土地利用

県内の土地利用は、都市の近郊にあった農地が減少し、宅地等が増加している傾向にあり、生物の生息・生育環境が失われつつあります。

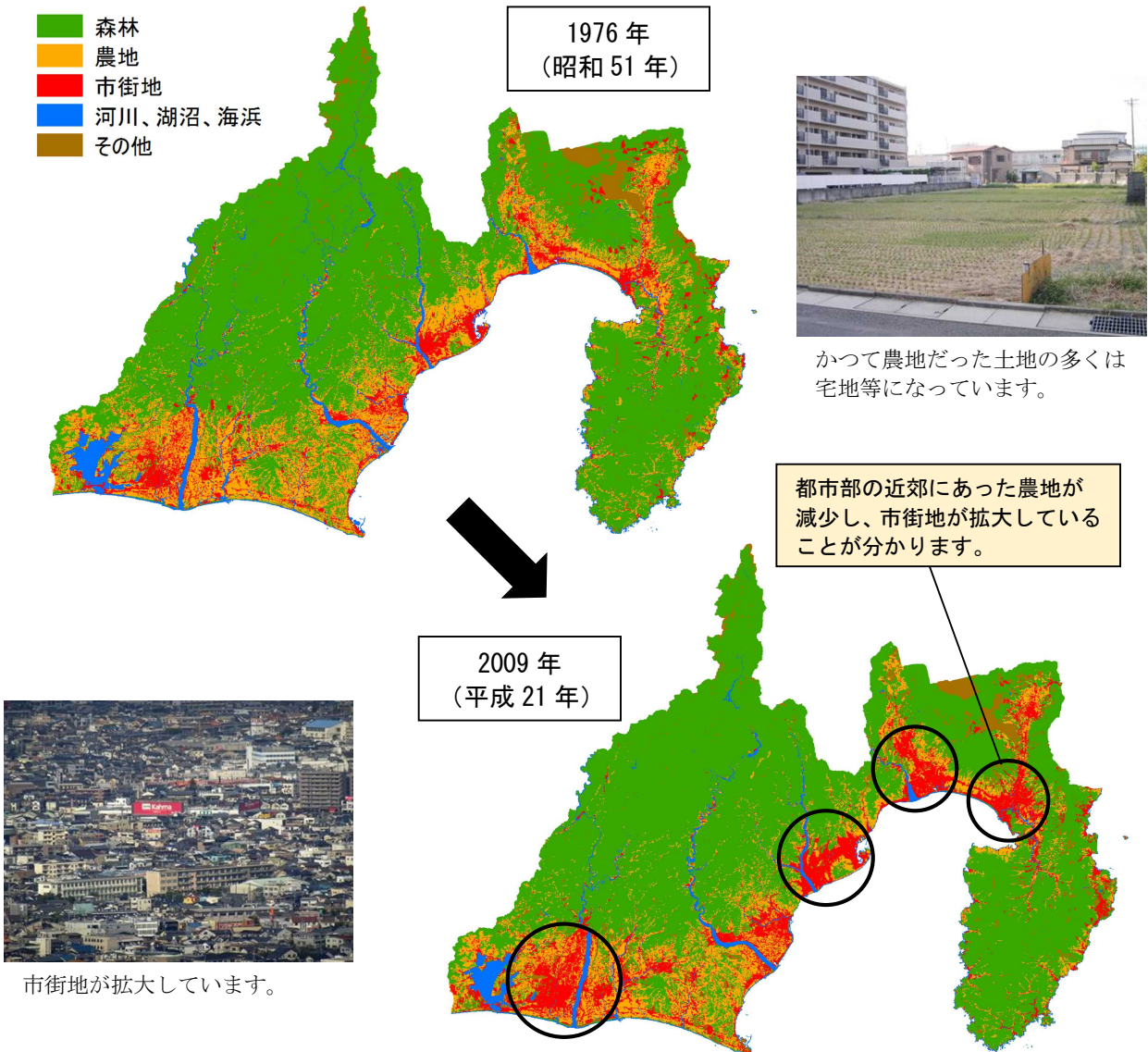
■ 減少する農地と増加する宅地

「静岡県の土地利用」によると、2020年（令和2年）の土地利用の現状は、森林が63.9%、農地が11.4%、宅地が7.8%、その他が16.9%を占めています。

また、1976年（昭和51年）と2009年（平成21年）の土地利用面積の変化を見ると、森林面積にあまり変化はありませんが、特に都市部近郊にあった水田や畑等の農地が減少し、市街地が拡大していることが分かります。農地は多くの生物の生息・生育環境としての役割を果たしていることから、農地の減少は生物多様性にも大きな影響を与えます。

なお、東日本大震災以降、内陸部において工業団地等の開発が進められています。

土地利用の変化は、生物の生息・生育環境を奪っていくことが懸念されるため、土地利用の現状や変化を踏まえた地域戦略を検討する必要があります。



土地利用の変化[1976年（昭和51年）～2009年（平成21年）]

【資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータより作成】

第2節 多種多様な生物

2-1 県内の生物と調査・研究

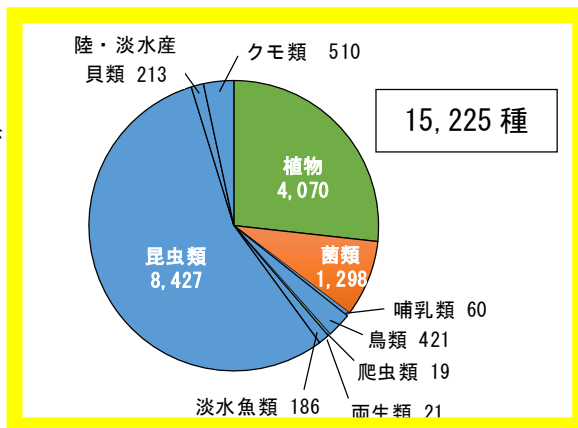
今までに県内では1万種以上の動植物が確認されていますが、未調査の生物群も多いことから、実際にはもっとたくさんの生物が生息・生育していると考えられます。

また、県では生物多様性に関する調査・研究や情報提供を行っており、2016年（平成28年）に開館した「ふじのくに地球環境史ミュージアム」はその中心的な役割を果たしています。

1万種以上が確認されている動植物

本県は多様な環境を有する地域として知られ、生物多様性に関してわが国有数の県であるといえます。「静岡県レッドデータブック2019、2020」によると、本県では植物が4,070種、菌類が1,298種、動物が9,857種、合計で15,225種の生物が確認されています。

県では重要種に的を絞った現地調査を継続的に実施していますが、調査範囲は限られた地域に留まっています。未調査の生物群も多く、地形が険しい場所等未調査の場所も残っていることから、さらなる調査が必要です。



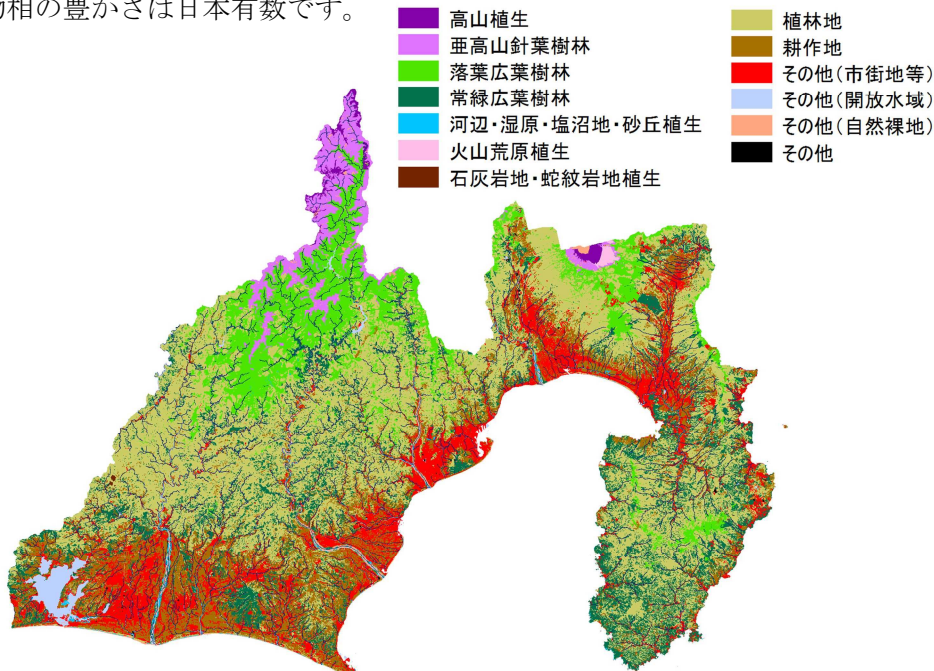
確認種数の内訳

※種数は種及び亜種を含み、植物は変種、品種及び一部の雑種を含む。

【資料：静岡県レッドデータブック2019、2020（静岡県、2019、2020年（令和元、2年））】

日本有数といわれる植物の多様性

本県は、低地から3,000m級の山々が連なる南アルプス、日本最高峰の富士山まで幅広い標高差があるだけでなく、地形や地質等が地域によってそれぞれ異なる特性を示す等、様々な環境があることが、植物相を豊かにしています。「静岡県野生生物目録」（2020年（令和2年）3月、静岡県）によると、本県に生育する植物はシダ植物が450種、種子植物が3,620種で、合計4,070種あります。日本列島の維管束植物（シダ植物と種子植物）は約8,000種あるといわれていますが、その半数の種が県内に分布しており、植物相の豊かさは日本有数です。



現存植生図

【資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、2000年（平成12年）～2008年（平成20年））より作成】

特徴的な植物分布

▼気候と植物

県内に多種多様な植物が分布している主な要因として、気候と地質をあげることができます。

気候に関してみると、植物の分布を制限している大きな要因は温度と降水量です。本県では、標高約800m以下は暖帯林の成立する温暖な地域であり、富士山や南アルプス等の標高約3,000mを超えるところは、亜寒帯の冷涼な気候になっています。これを植生帯で見れば、照葉樹林帯、夏緑落葉樹林帯、亜高山針葉樹林帯、高山帯まであり、日本の暖地から寒冷地まで成立するほとんどの植生帯を網羅していることとなります。このような多様な温度条件を持つことが植物の種の多様さの要因の一つにあげられます。また、本県の年平均の降水量は全国平均より多く、特に植物の生育の盛んな春から夏にかけて**集中**しており、多くの種が生育できる要因の一つになります。



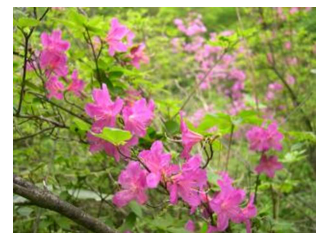
【資料：日本の植物区系（前川文夫、1977年（昭和52年））に加筆】

▼地形と植物

静岡県は海岸線から富士山山頂まで、砂丘や海岸、平野や山地、河川・湖沼、風衝断崖地等の極めて多様な地形を有しています。さらに、富士山や伊豆半島を含め、植物地理学上のフォッサ・マグナ地区、氷河期の植物が遺存する南アルプスの中世代の堆積岩地域、日本列島を縦断する中央構造線に近い古生層や変成岩等の地域等が存在します。特に本州中部を南北に横断する糸魚川-静岡構造線上に設定された牧野線を境に、主に第四期の火山噴出物や堆積岩、新第三紀の地層や岩石に覆われた東部地域と堆積岩からなる西部地域では、それぞれ地史的原因で分化した固有の植物が多く生育しています。本県の植物分布を特徴づけるものに、東部・伊豆地域のフォッサ・マグナ地区、中部・西部地域のソハヤキ地区がありますが、それ以外にも特徴的な植物分布を見ることができます。

▼フォッサ・マグナ要素の植物

フォッサ・マグナ地区は、北は八ヶ岳から西は赤石山脈、南は伊豆諸島の青ヶ島に至る地域です。この地域の多くはかつて海に沈んでいましたが、約300万年前頃の比較的短い期間の火山活動に伴い、海底から隆起して陸化したと考えられています。この場所に侵入・定着した植物群は、このような地質構造と歴史を反映した環境によって、多くの種を隔離遺存させ、種分化が進んだとされています。代表的な植物には、フジアザミ、アシタカツツジ、サンショウバラ、マメザクラ、オトメアオイ等があげられます。



アシタカツツジ

▼ソハヤキ要素の植物

ソハヤキ（襲速紀）地区は、第三紀（約6,000万年前）から現在まで陸地だったため、日本の外帯（中央構造線の太平洋側）に沿って北上した暖地性の植物が分布する九州、四国、愛知県以西の本州太平洋側の地域（フォッサ・マグナ地区を除いた地域）です。この地域で多くの日本固有種や古い遺存植物を見ることができるのは、第三紀中新世以降の火山活動や海の進入を受けなかったことで、結果的に系統的に古い植物が多く残っているためと考えられています。



モチツツジ

本県の落葉広葉樹林帯以下の地域には、ソハヤキ要素の植物を多く見ることができ、代表的な植物には、モチツツジ、ヒメシャラ、シコクスミレ等があげられます。なお、この遺存植物で特徴づけられる特異な地域として、木曾から奥三河地方を中心とする美濃三河地域があります。

7,000 種以上が記録されている動物

「静岡県レッドデータブック 2019、2020」(2019、2020 年(令和元、2 年)、静岡県)によると、本県で記録されている動物は 9,857 種です。本県は海岸から高山帯までの標高差があるため、多くの動物が生息しています。

また、本州のほぼ中央に位置し、南方系の生物と北方系の生物が混在する場所となっていることも、種の豊富さに関連しています。

▼哺乳類



本県では本州、四国、九州に生息する種の大半にあたる 60 種の哺乳類が確認されています。

大型哺乳類のツキノワグマやカモシカは南アルプス等の山地に生息していますが、富士山や愛鷹山には少なく、伊豆半島には生息していません。その一方で、伊豆半島にはイノシシやニホンジカが多く生息しています。また、伊豆の海岸には海蝕洞や石切場が多く、コウモリ類のねぐらとなっています。平地ではキツネやタヌキ等が生息し、イタチやタヌキは都市周辺にも見られます。

近年は、温暖化による積雪量の減少によりニホンジカの分布域の拡大や頭数の増加とそれに伴うカモシカの南下、ツキノワグマの生息地の孤立等、哺乳類の分布や生息数に様々な変化が見られます。

また、アライグマやクリハラリス等の外来生物の分布が拡大していて在来の動物にとって脅威となっています。



カモシカ



キツネ



タヌキ



イタチ

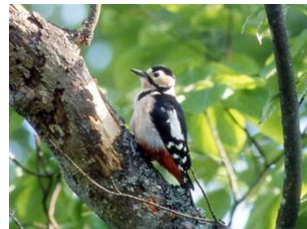
▼鳥類



本県では 421 種の鳥類が確認されていますが、県別の鳥類目録で 400 種を超えるのは北海道、石川県、沖縄県等わずかであり、全国的にも鳥類相が豊かな地域です。その要因として、本県は標高 0m の海岸から、標高 3,000m 以上の富士山や南アルプスまで日本一の標高差があり、森林や水田、河川、海岸等多様な生息環境があることがあげられます。

しかし、多様な環境は本県全域に遍在しているのではなく、中部奥、富士山、伊豆の山岳地域にはアカゲラ、マミジロ、ルリビタキ等が繁殖するブナ、トウヒ、ダケカンバ等の天然林が多くあり、西部地域にはサンコウチョウ、オオタカ等の主な生息地である里山の環境が広がっています。また、シギ・チドリ類、カモ類等広い湿地や内陸水系に依存する鳥類も、西部地域に偏って見られる等、地域ごとに鳥類相は異なっています。さらに、本県は本州のほぼ中央に位置することから、オジロワシ等主に北日本に生息する種やアジサシ類等の主に南日本に生息する種の両方が観察されること、渡り鳥の通過コースに当たることも、鳥類相が豊かである要因の一つとなっています。

なお、南アルプスのライチョウは世界の分布の南限にあたり、氷河期にこの地に分布し、それが今に残ることを示す貴重な存在です。



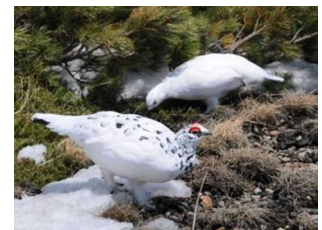
アカゲラ



オオタカ



コアジサシ



ライチョウ

▼爬虫類



本県では19種の爬虫類が確認されています。

カメ類のうち、イシガメやクサガメは寺や公園の池、河川等で日光浴をしている姿が見られます。また、アカウミガメは海洋で生活していますが、5～8月頃に遠州灘等の海岸へ産卵のために訪れます。へび類は市街地から郊外の田畑、山地の森林等様々な環境に生息しています。水田や畑等ではアオダイショウやヤマカガシ、山間部ではマムシ等を見かけます。トカゲ類も様々な環境に生息しており、日当たりのよい草地や石垣等で日光浴をしている姿が見られます。ヒガシニホントカゲにそっくりなオカダトカゲは、伊豆半島及びその周辺と伊豆諸島の固有種で、両地域の地史的なつながりを示すものと考えられます。



イシガメ



クサガメ



アオダイショウ



オカダトカゲ

外来生物のミシシippアカミミガメは個体数が増加しており、河川やため池等様々な水域に生息するため、在来種イシガメ等の生息場所を奪っています。また、雑食で大食のため、水生植物の生育にも影響を及ぼしています。また、近年では県内でカミツキガメの定着が確認されており、在来種カメ類の生息を脅かすだけでなく、魚類や両生類等の生物群集への影響も危惧されています。

▼両生類



両生類は陸と水の両方の環境を必要とする動物のため、多種多様な両生類の分布は、生態系の多様性を表す指標でもあります。

本県では21種の両生類が確認されています。サンショウウオ類は山地の溪流や源流域で見られ、幼生のうちは水中で生活しますが、成体になると上陸して日中は倒木の下等に隠れているため、姿を見る機会は多くありません。近年、新種として報告されたアカイシサンショウウオは南アルプス周辺だけに分布しています。カエル類は平地から山地にかけて広く見られます。水田や小さな池等ではニホンアマガエル、トノサマガエル等が、山地ではヤマアカガエルやタゴガエル等が見られます。



ニホンアマガエル



トノサマガエル



ハコネサンショウウオ



ニホンアカガエル

本県には、アカイシサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオの3種の小型サンショウウオ類が生息していますが、豊かな森林が残された溪流周辺に生息するため、道路や砂防ダムの建設により生息環境の悪化が懸念されています。また、水田や湿地等で産卵するナゴヤダルマガエルやニホンアカガエルは、圃場整備や宅地等の開発により急速に数を減らしています。

▼淡水魚類



本県では186種の淡水魚類が確認されていますが、その魚類相は地域ごとに異なっています。一生を淡水域だけで過ごす純淡水魚のうち、特にオイカワやタモロコ等のコイ科やドジョウ、ホトケドジョウ等のドジョウ科は本県の西から東に向かって種数が少なくなる傾向があります。南北に広がる山塊等の障害のあるところでは、そこを境界として、その東側では純淡水魚は急に少なくなります。これは、南アルプスの隆起やフォッサ・マグナの存在、東部・伊豆地方の火山活動により、西方から東方への分布拡大が阻止されたことが原因だと考えられています。一方、アユやニホンウナギ、ヨシノボリ類等の回遊魚は、生活史の一時期に海域を利用し、海を通じて分散するため、本県の西部から東部までほぼ均一に分布しています。また、本県の沿岸部は黒潮の影響を強く受けているため、南西諸島に主な生息地を持つクロコハゼやタネハゼ等南方系のハゼ、カワアナゴ類等が確認されています。特に黒潮の影響が大きい伊豆南部や御前崎付近等では南方系の魚の種数が多く、密度も高くなっています。

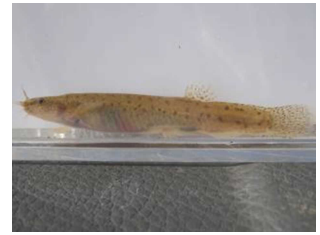
海や川の汚染等により全国的に生息数が減少しているシロウオは、本県では駿河湾西岸と伊豆半島南部のごく一部の河川で繁殖が確認されています。

ヤマトイワナは氷河期に分布を広げ、氷河期後には水温の低い河川上流域に残された氷河期遺存種で、水温が低い天竜川や大井川の源流域に生息しています。これらの河川の河口には、非暖水性のイシカワシラウオが生息しており、県内ではこの2河川の河口域だけに生息しています。

近年は、オオクチバスやブルーギル等の外来生物による在来生物の捕食や、放流個体との交雑によるヤマトイワナやアマゴ等の遺伝的攪乱等が問題となっています。



オイカワ



ホトケドジョウ



クロコハゼ



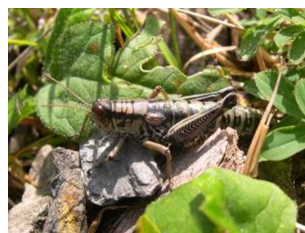
シロウオ

▼昆虫類

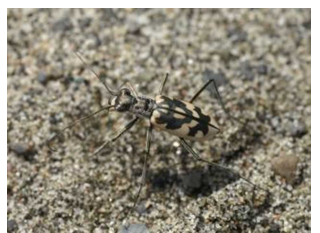


本県は全国でも昆虫の確認種数が多く、8,427種が確認されています。

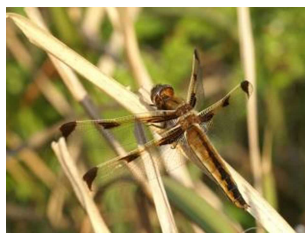
本県は富士川を境として、東西で地史が大きく違っていますが、この成り立ちに関連し、昆虫の分布にも相違が見られます。また、本県は標高差が大きいため、標高による植生の変化に伴って、昆虫の分布にも大きな影響を与えています。富士川より東側では火山が多く、その代表である富士山の山麓には広い草地があり、ヒメシロチョウ、ゴマシジミ等の草地性の昆虫が見られます。一方、富士川の西側には標高3,000mを越える南アルプスがあり、種の分布南限となるクモマツマキチョウや固有種のテカリダケフキバツタ等の高山性の昆虫が生息しています。また、県西部の三方原台地から湖西連峰にかけては湿地が点在し、ヒメヒ



テカリダケフキバツタ



カワラハンミョウ



ベッコウトンボ



ゲンゴロウ

カゲやハッチョウトンボ等の湿地性の昆虫が見られます。海岸線にはカワラハンミョウやオオヒョウタンゴミムシ等の独特の昆虫が生息しています。大井川や天竜川等の河川は、後ろばねが退化して飛べなくなった昆虫の分布障壁としてはたらき、カケガワオサムシ等の固有種を生み出しました。

現在、本県で減少が心配されている昆虫の多くは、原生林や高山帯のような奥山にすむものよりも、里地里山の雑木林で見られるギフチョウ、草地に生息するアサカミキリやアサマシジミ等、人の生活と直接関わる環境に生息する昆虫です。また、西部に多く見られる平地の池沼では、ベッコウトンボやキトンボ等のトンボ目、ゲンゴロウ等のコウチュウ目、タガメ等の水生のカメムシ目等の、絶滅が危惧される水生昆虫類が生息していますが、ため池の減少や水質の悪化、外来生物による捕食によって減少し、絶滅が危惧されています。従来は昆虫の減少が少ないと考えられていた原生林や高山帯では、近年はニホンジカの採食による植生への影響が昆虫に及ぼす影響も顕著となってきています。

▼陸・淡水産貝類



本県では 213 種の陸・淡水産貝類が確認されています。本県は海岸から標高 3,000m を超える高山までの複雑な地形を持つことや、県西部を中心に点在している石灰岩地等があるため、陸産貝類が数多く生息しています。ヒラマイマイやヒダリマキゴマガイのように本県の全域に広く分布する種も見られますが、伊豆半島に生息する固有亜種のメルレンドルフマイマイ、紀伊半島と伊豆半島に隔離分布するベニゴマガイ、本県を含む狭い地域にのみ生息するツバクロイワギセルやスルガギセル、県西部の石灰岩地に固有のミカワマイマイやオモイガケナマイマイ等、分布が限られている種もいます。

一方、淡水産貝類には、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、マツカサガイ、イシガイ等のように池沼や水田等で見られる種や、カワニナのように河川で見られる種がいます。

陸・淡水産貝類は移動能力が低く、環境変化に対する適応能力の低い種が多いため、開発による生息環境の消失や生息地の孤立化によって、減少傾向にある種が多くあります。



ヒラマイマイ



ベニゴマガイ



スルガギセル



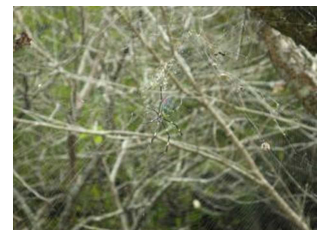
モノアラガイ

▼クモ類



本県では 510 種のクモ類が確認されています。本県は本州の中央部に位置し、南部は太平洋海岸に沿い、北部は南アルプスや富士山がある山岳地帯となっています。海岸に近い南部は暖かく、チュウガタシロカネグモ等の南方系の種が、北部の南アルプスや富士山がある山岳地帯は亜寒帯に相当する気温の地域があり、ナカムラオニグモ等の北方系の種が生息しており、県内に南北両系統の種が混生していることが本県のクモ類の特徴です。

クモは種類によって一定の形の巣をつくり、ジョロウグモのように巣を張って餌を獲るもの、ジグモのように住居として利用するもの等がありますが、アシダカグモやハエトリグモ類のように巣を作らずに徘徊するものも多くいます。



ジョロウグモ

▼菌類 (キノコ類)

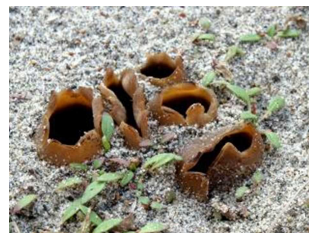


本県では子囊菌類 156 種、担子菌類 1,142 種の計 1,298 種のキノコ類が記録されています。海浜から高山帯までの多様な植生は、枯木等を含む植物遺体を分解利用する腐生菌、主にマツ科、ブナ科、カバ

ノキ科樹種と菌根共生する外生菌根菌、昆虫等に寄生する冬虫夏草類のそれぞれで、様々な種を育てています。

分布範囲の広い種がある一方、生育環境、宿主等が限られた種もあります。海浜砂地のスナヤマチャワシタケ、里山の照葉樹林に生育する暖帯性のカレバハツ、奥山のブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林のクチキトサカタケ、ベニイロクチキムシタケ、亜高山帯針葉樹林に生育する北方系のドクヤマドリ、エブリコ、さらにハイマツ群落にかけて生育するゴヨウイグチ等です。冬虫夏草類では、林内の多湿環境を好む種が多く、ベニイロクチキムシタケも多湿下朽木中の甲虫類幼虫に寄生します。生育環境等が限定される種では、その変化により生存が脅かされるものがあります。

海岸林から里山では、人の生活により生育環境が維持されてきたマツ林、雑木林に生育する種が、開発・植林化に加え、マツ枯れ等による宿主樹種の減少、林の手入れ不足による生育環境の悪化、遷移の進行の影響を受けています。



スナヤマチャワシタケ
【写真提供：小倉辰彦氏】

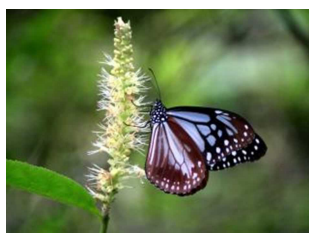


ドクヤマドリ
【写真提供：小倉辰彦氏】

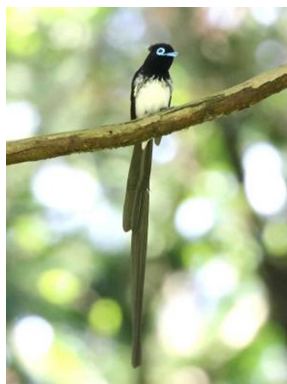
■ 本県と世界を行き来する動物

私たちが県内で見かける動物の中には、渡り鳥や長距離を移動するチョウ、回遊する魚類等、遠い国や地域から移動してくるものがあります。

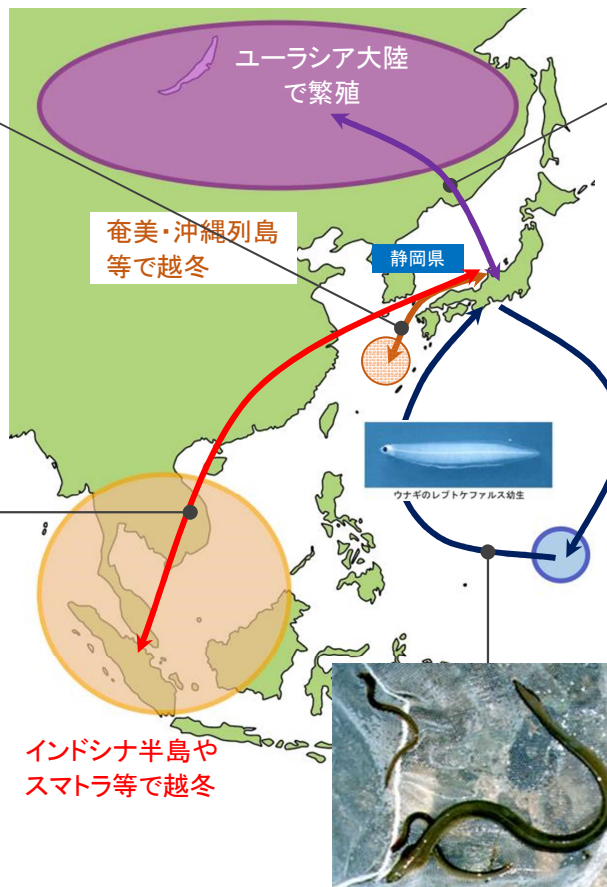
このような生物は、それらが移動する先のすべての自然環境が適切に保たれていなくては生存できません。本県で見られる生物の中には、地球的視野で保全を考えなくてはならないものも存在します。



アサギマダラ
秋になると県内各地から南西諸島まで長距離移動します。



サンコウチョウ
県の鳥であるサンコウチョウは、繁殖のために東南アジアから日本へ渡ってきます。
【写真提供：小泉金次氏】



オナガガモ
冬になると越冬のため、ユーラシア大陸等から日本に渡ってきます。



ニホンウナギ

ニホンウナギは産卵場が西マリアナ海域にあり、日本へ回遊してきます。
【写真提供：静岡県水産技術研究所】

本県と世界を行き来する生物

■ 生物多様性に関する調査・研究

県では、「希少野生動植物保護条例」の指定のための希少種調査やレッドデータブック改定のための調査、重要種に的を絞った現地調査を継続的に実施しています。また、「河川水辺の国勢調査」として富士川水系を除く県下の一級水系及び二級水系の太田川で主に魚類や底生動物の調査を実施しています。さらに、河川整備計画に係る現況調査でも魚類等の動物や植物の調査を行っています。しかし、これらの調査範囲は限られた地域・分類群に留まっています。

環境に関する調査や研究は、農林技術研究所、水産技術研究所、環境衛生科学研究所等でも行われているものの、生物多様性に関するものはごく一部の分野に限られています。

このような状況の中、県立自然系博物館「ふじのくに地球環境史ミュージアム」が2016年（平成28年）に開館しました。同ミュージアムでは、生物多様性に関する調査・研究を県内外の研究者と連携しながら実施するとともに、自然史標本及び関連する文献（書籍・学会誌・同好会誌等）の収集・保管を進めています。こうした活動は長期的な視点と継続性が必要であるため、今後も永続的に行っていく予定です。

県の研究機関と環境に関する研究課題の例（2021年（令和3年）度）

機関名称	主な研究課題例	
農林技術研究所	果樹研究センター	カンキツ害虫の薬剤抵抗性管理体系の確立
	森林・林業研究センター	野生動物による農業被害の実態と侵入防止対策に関する研究
畜産技術研究所		バルクブレンド肥料原料に利用可能な牛ふん堆肥の粒状化技術の開発
水産技術研究所		榛南海域のサガラメ藻場や伊豆半島西岸のテングサ藻場を回復させるための人工種苗移植や施肥技術等の開発
環境衛生科学研究所		天竜川流域における地下水熱交換システム導入適地マップ作成に向け、降水・河川水・地下水等の水質や性状及び地下水温の季節変動について調査

【資料：令和4年版静岡県環境白書（静岡県、2022年（令和4年））】

- 課題**
- 県内の動植物について未調査地域を含めた広範囲な調査を継続的に実施し、確認種についての情報を蓄積するとともに、モニタリング調査を定期的に行うことで、重要種だけではなく普通種を含めた生物相の経年変化を捉えていく必要があります。
 - 県内の自然環境に関する調査や研究を継続するとともに、様々な主体による調査・研究結果について情報収集・蓄積し、生物多様性の保全に役立てていく必要があります。

コラム

駿河湾の海底湧水

富士山の地下水が駿河湾の海底から湧出していることを、県環境衛生科学研究所が初めて確認しました。場所は田子の浦港西側の沖合の水深130mの岩場で、合計6カ所の海底湧水の採取に成功しました。採取した水の成分を解析したところ、一般的な海水と比較して塩素とナトリウムが少ない一方、地下水の特徴を示すケイ素濃度は3倍以上、富士山地下水の証拠となるバナジウムを2倍以上含むことが判明しました。栄養塩類の豊富な富士山の地下水が、サクラエビをはじめとする駿河湾沿岸の生態系に好影響を与えている可能性があり、今後の研究の進展が期待されています。



海底湧水

【資料：環衛レポート NO.53
（静岡県環境衛生科学研究所
2016年（平成28年））】

2-2 希少野生動植物

本県では1万種以上の動植物が確認されていますが、そのうち618種は絶滅のおそれがあるとされています。

■ 調査が終了している動植物の約5%が絶滅のおそれのある種

2019、2020年（令和元、2年）に県が公表した「静岡県レッドデータブック 2019、2020」では、本県に生息・生育が確認されている在来の野生動植物で評価対象とした13,445種の約5%にあたる618種が、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）とされています。

分類群別・カテゴリー別レッドリスト種数

カテゴリー	植物	菌類	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	昆虫類※3	貝類 陸・淡水産	クモ類	合計	
絶滅(EX)	3	0	2	0	0	0	0	6	1	0	12	
野生絶滅(EW)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
絶滅のおそれのある種	I類合計(CR+EN)	205	11	0	20	1	2	17	34	18	2	310
	絶滅危惧ⅠA類(CR)	62	0	0	6	1	2	8	20	7	0	106
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	143	11	0	14	0	0	9	14	11	2	204
	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	211	15	3	32	0	3	6	26	11	1	308
準絶滅危惧(NT)	58	17	8	14	1	5	2	37	26	7	175	
情報不足(DD)	20	20	12	4	2	1	3	31	11	0	104	
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	5	
要注目種(N)	現状不明(N-I)	59	0	0	0	0	0	14	0	0	73	
	分布上注目種等(N-II)	27	0	1	5	2	0	7	0	13	70	
	部会注目種(N-III)	108	35	2	3	2	3	19	34	0	206	
合計	691	98	31	78	8	15	54	198	67	23	1,263	
作成された県産目録種数※1	4,070	1,298	60	421	19	21	186	8,427	213	510	15,225	
評価対象とした県産種数※2	3,419	1,298	51	414	16	19	147	7,383	190	508	13,445	
絶滅のおそれのある種数の合計	416	26	3	52	1	5	23	60	29	3	618	
絶滅のおそれのある種の割合(%)☆	12.2	2.0	5.9	12.6	6.3	27.8	15.6	0.8	15.3	0.6	4.6	
レッドリスト種の割合(%)☆	20.2	7.5	60.8	18.8	50.0	83.3	36.7	2.7	35.3	4.5	9.4	

※1 県産目録種数は現在までに報告されているもの。植物は現在までに記録されている全雑木植物の種類数。

種数は種及び亜種を含み、植物は変種、品種及び一部の雑種を、菌類は変種、品種を、両生類は系統を含む。

※2 原則として評価対象は在来種（外来種、偶産種等、各部会で判断したものを除いたもの）。

植物は種、亜種及び変種を含み、菌類及び動物では種及び亜種を、両生類は系統を含む。

※3 トンボ目、ゴキブリ目、カマキリ目、ナナフシ目、ハサミムシ目、バッタ目、コウチュウ目、チョウ目及びカメムシ目（水生種）に限る。

☆ 評価対象とした県産種数に対する割合

【カテゴリーの説明】

■絶滅(EX)：本県で既に絶滅したと考えられる種

■野生絶滅(EW)：飼育・栽培下でのみ存続している種

■絶滅のおそれのある種

・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類(CR)：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類(EN)：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧Ⅱ類(VU)：絶滅の危険が増大している種

■準絶滅危惧(NT)：存続基盤が脆弱な種

■情報不足(DD)：評価するだけの情報が不足している種

■絶滅のおそれのある地域個体群(LP)：地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの

■要注目種(N)：本県独自のカテゴリー

・現状不明(N-I)：現状が不明な種











・分布上注目種等(N-II)：絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種

・部会注目種(N-III)：その他各部会（静岡県自然環境調査委員会の下に置かれている各生物分類群の専門部会）で注目すべきと判断した種

【資料：静岡県版レッドデータブック 2019、2020（静岡県、2019、2020年（令和元、2年））】

■ 絶滅の危機の主な原因

生物を絶滅の危機に追いやっている原因は、分類群や地域によって異なります。

<p>植物</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラン科の植物は人による採取による影響が大きい ■ 湿生植物は開発や管理放棄等による乾燥化、海浜植物は開発による影響が大きい ■ 高山植物は自然現象や登山者の増加の影響を受けて生育適地の消失が進行し、ニホンジカによる食害の影響も大きい ■ キキョウ等里地里山の身近な植物は、人による手入れの減少による生育環境の変化による影響を受けている ■ 緑化の資材として、県内にもともと分布していない、または分布が稀な植物を使用していることで在来植物に影響を与えている ■ 保全を目的に絶滅危惧種を本来の自生地から別の場所に人為的に移植している
<p>哺乳類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 洞窟性のコウモリ類は洞窟の観光地化や閉鎖、樹洞性のコウモリは原生林等の開発による影響が大きい ■ カワネズミはダム等による河川の改修や汚染、カヤネズミはイネ科植物の草地等生息地の減少の影響が大きい ■ 富士地域のツキノワグマは、周囲の開発により生息地が孤立化している
<p>鳥類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湿地や干潟に依存するシギ・チドリの仲間、タカやフクロウ等の猛禽類は、開発等による繁殖環境や採餌環境、休息環境（ねぐら）等の減少や悪化が懸念されている
<p>爬虫類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生息環境の消失や餌となる動物が減少している ■ ミシシippiaカミミガメ等外国産のカメが放逐されることにより、生息地を奪われたり、在来生物との交雑による遺伝的攪乱が発生している
<p>両生類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ヒダサンショウウオ等山地性の種では、森林伐採、道路や砂防堰堤の建設と、それに伴う土砂の流入や水質汚濁による影響が大きい ■ ナゴヤダルマガエル等水田や湿地を中心に生活している種では、農薬の使用、圃場整備、耕作放棄と宅地開発等により生息環境が悪化している
<p>魚類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上流域の開発や河川改修、堰の整備、農業用水路の人工化、水質汚濁等によって、絶滅が危惧される魚類の生息地は、都市地域だけでなく河口から上流域にまで及んでいる
<p>昆虫類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごく限られた環境にすみ、移動能力の低い昆虫類は、環境の変化によって絶滅する可能性が大きい ■ 人が管理をしなくなったことにより雑木林や草地、ため池、水路等の環境が荒廃し、そのような環境に生息している昆虫類の絶滅が危惧される ■ 河原や砂浜に生息する昆虫類は、河川流量の減少による河床攪乱の頻度減少とそれに伴う砂礫河原の草地化のほか、護岸工事、防波堤の建設等による影響が大きい
<p>陸・淡水産 貝類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動能力に乏しい貝類は環境の変化に対しては敏感であり、特に分布の限界に近く、厳しい条件で生息するものや、もともと個体数の少なかったものは環境変化の影響が顕著である ■ 貴重な貝類が生息しているとは認識されずに、人の手で生息域の改変や構造物の設置等が進められることにより減少している
<p>クモ類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南アルプス地域等、自然性の高い環境を生息地とする種が多く選定されており、これらの消失や遷移の進行等により、生息環境の悪化が著しいためと考えられる。
<p>菌類</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然な海浜砂地、老齢木を含む多種多様な天然林、林内の湿地及び多湿環境が、森林伐採、開発等によって減少するに伴い、生育環境が限定されている種の生存が脅かされている ■ 海岸林から里山にかけては、開発、植林化に加え、マツ枯れ等による宿主樹種の減少、林の手入れ不足による生育環境の悪化、遷移の進行による影響が大きい

絶滅の危機の主な原因

【資料：まもりたい静岡県の野生生物-静岡県レッドデータブック（静岡県、2019、2020年（令和元、2年））】

■ 保護方針

「静岡県レッドデータブック」に掲載された種については、絶滅の危険度に応じたカテゴリーごとに保護方針と対応を下表のとおり定めます。対応については「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、2017年（平成29年））の考え方にしたが、環境保全措置の方向として、回避、低減、代償措置としました。

レッドデータブックに掲載された種に対する保護は、現実的には事例ごとに回避から代償措置までの実態に合った対応を採用することが必要になります。その一方で可能な範囲で全てを回避することが理想ですので、この保護方針は関係機関の前向きな取組により、生息・生育環境への影響を保護方針の対応以上に回避または低減する取組を妨げるものではありません。

カテゴリーごとの保護方針と対応

カテゴリー		保護方針	対応
絶滅危惧	IA類(CR)	種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。	回避を原則とする
	IB類(EN)	種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。	回避又は低減を原則とする
	II類(VU)	種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	低減を原則とする
準絶滅危惧(NT)		種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないよう注意する。	低減又は代償措置を原則とする
情報不足(DD)		種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないよう配慮する。	可能な限り代償措置*
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		地域個体群の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	低減を原則とする
要注目種(N)	現状不明(N-I)	種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。	回避又は低減を原則とする*
	分布上注目種等(N-II)	種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないよう注意する。	低減又は代償措置を原則とする
	部会注目種(N-III)	種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないよう配慮する。	可能な限り代償措置*

※該当種の中には、新たな情報が得られたり、知見が揃ったりすれば、絶滅危惧 IA 類等上位カテゴリーに位置づけられるような種も含まれている。したがって、対応も記載された内容だけでなく、現地調査の結果等から、より上位の対応が好ましいと判断された場合は、それに基づいて取り組むこととする。

対応の考え方

環境保全措置	内容
回避	行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。つまり、影響要因またはそれによる影響を発現させない措置といえる。
低減	低減には、「最小化」、「修正」、「軽減／消失」といった環境保全措置が含まれる。最小化とは、行為の実施の程度または規模を制限することによって影響を最小化すること、修正とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生または回復することにより影響を修正すること、軽減／消失とは、行為の実施期間中に環境の保護および維持管理を行うことにより、影響を軽減または消失させることである。要約すると、何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること、または、発現した影響を何らかの手段で修復する措置といえる。
代償	損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償すること。つまり、失われるまたは影響を受ける環境にみあう価値の場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させる措置といえる。

※回避、低減、代償とは表に示す内容としてとらえるが、それらの間を厳密に区分できるものではない。

【資料：環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い（一般社団法人日本環境アセスメント協会、2017年（平成29年））より作成】

■ 自然環境保全協定の締結による絶滅危惧種の保全

一定規模以上の開発行為で自然環境の保全のために特に必要があると知事が認めるときは、「静岡県自然環境保全条例」に基づき、「自然環境保全協定」を締結することにより、静岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種の保全を図っています。

■ 傷病野生鳥獣の保護

自然界の野生鳥獣は、ある程度の怪我ならば治癒できる自己回復力を持っていますが、翼を骨折している等の症状の場合、県で委託先動物園の獣医に診てもらう場合もあります。特に鳥類及び獣類で国内希少種やレッドリストに掲載されている種、渡り鳥等で県内ではあまり見られない種等が保護対象となっています。また、病気や怪我の治療後、すぐには放鳥獣できない傷病鳥獣を、一時的に養育していただける県民ボランティア「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」を設置しています。

- 課題**
- 希少野生動植物の調査や情報収集を継続的に行うとともに、静岡県レッドデータブックの普及を図る必要があります。
 - 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少野生動植物の捕獲・採取等の規制や保護回復を図るとともに、特に重要な地区を保護区に指定していくことが必要です。
 - 負傷したり、病気にかかった希少野生動植物の保護収容、治療、野生復帰訓練のための体制を整備する必要があります。
 - 希少野生動植物に著しい影響を与えないようにするため、公共事業等を実施する際には事前の調査実施や保全対策の立案、環境保全措置の実施、事後のモニタリング等を徹底していく必要があります。

コラム

静岡県レッドデータブック 2019、2020

本県では2004年（平成16年）に静岡県レッドデータブックを作成しました。しかし、野生生物の生息・生育状況は常に変化しており、野生生物に対する新たな知見も得られたため、2009年（平成21年）度から県内の希少野生動植物を中心に調査を行い、2019、2020年（令和元、2年）年に新たなレッドデータブックを公表しました。今回のレッドデータブックでは、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の合計は618種であり、評価対象とした県産種13,445種のうち約5%にあたります。

今回のレッドデータブックで新たに追加された主な種

植物	クサタチバナ、クロクモキリソウ、ハタベカンガレイ等の39種を追加
哺乳類	ノレンコウモリ、クビワコウモリ、モリアブラコウモリ、オヒキコウモリ、アズミトガリネズミ、ハタネズミの6種を追加
鳥類	ヘラシギ、ササゴイ、オオソリハシシギ、ハマシギ、マミジロ、ゴイサギの6種を追加
爬虫類	ニホンイシガメの1種を追加
両生類	アカハライモリ（中部日本系統、南伊豆集団）、ツチガエル、タゴガエル、ネバタゴガエルの5種を追加
淡水魚類	ニホンウナギ、ドジョウの2種を追加
昆虫類	アマギクチキウマ、オツネトンボ、クモガタヒョウモン等の45種を追加
陸・淡水産貝類	ベニゴマオカタニシ、ヤマモトゴマオカチグサ等の7種を追加
クモ類	フジマシラグモ、フジホラヒメグモ、ワスレナグモ等の23種を新たに選定
菌類(キノコ類)	スナヤマチャワンタケ、マツタケ等の100種を新たに選定

【資料：静岡県レッドデータブック2019、2020（静岡県、2019、2020年（令和元、2年））】



静岡県希少野生動植物保護条例

絶滅のおそれのある希少な野生動植物を保護し、次世代に引き継いでいくため、2010年（平成22年）8月に「静岡県希少野生動植物保護条例」を制定しました。

本条例では、絶滅のおそれのある希少な野生動植物のうち、特に重要で保護を図る必要がある種を「指定希少野生動植物」、その中で市場流通の監視が必要なものを「特定希少野生動植物」に指定し、捕獲や採取等の規制のほか、保護回復活動を推進していくこととしています。

2023年（令和5年）3月現在、指定希少野生動植物として11種の動植物を指定しています。今後、指定希少野生動植物ごとに保護回復事業計画を定め、適正かつ効果的な保護を行います。

また、指定希少野生動植物を保護するために特に重要な地区を、「生息地等保護区」に指定することができますが、2023年（令和5年）3月現在で指定区域はありません。



ホテイラン



ホテイアツモリソウ



キバナアツモリソウ



タカネマンテマ



キンロバイ
(ハクロバイ含む)



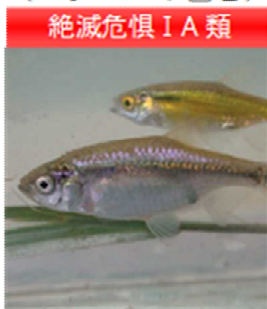
オオサクラソウ



カイコバイモ



アカウミガメ



カワバタモロコ



ヤリタナゴ



ヒメヒカゲ

指定希少野生動植物として捕獲・採取等を規制している種（2023年（令和5年）3月現在）

2-3 外来生物・遺伝的攪乱・ペットの飼養

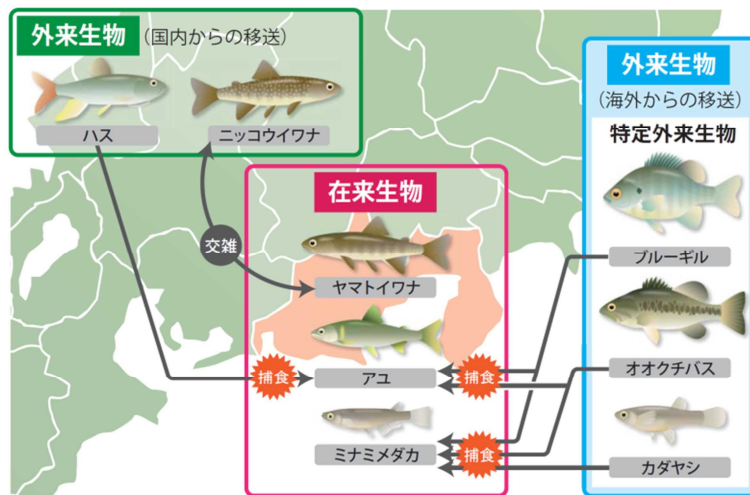
本県でもオオキンケイギクやアライグマ、クリハラリス等の外来生物の分布が拡大しています。これらの外来生物は、在来生物や地域固有の生態系を破壊する原因となります。

また、他の地域の生物の導入や放流等を行うことにより、遺伝的攪乱等の問題が報告されています。

■ 本県の在来生物と外来生物

元々その地域に自然分布していた生物を「在来生物」、人の手によって本来の生息地から異なる生息地に意図的もしくは非意図的に移送された生物を「外来生物」といいます。人為的要因によらず、気流や海流に乗って移動する海の生物や昆虫、あるいは自力で海や大陸を渡る鳥類等は、外来生物に当てはまりません。また、外来生物は外国産の生物というイメージが強いですが、国内の特定地域に生息する生物を国内の別の場所に移送させた場合も、外来生物となります。

外来生物のうち、自然生態系等へ悪影響を及ぼす危険がある動植物を対象に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づいて指定されたものが「特定外来生物」です。



在来生物と外来生物の定義（魚類の事例）

■ 特定外来生物・生態系被害防止外来種

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、自然生態系等へ悪影響を及ぼす危険がある外来生物のことを「特定外来生物」といいます。本県ではこれまで、オオキンケイギク、クリハラリス（台湾リス）、アライグマ、カミツキガメ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、ヒアリ等 **38種**が確認されています。

また、国は生態系被害防止外来種リストを2015年（平成27年）3月に策定しました。このリストに掲載されている種のうち、県内に生息していると思われる記述がある種、または県の調査等で生息確認をしている種は、植物108種、動物69種、合計177種となります。特にミシシippアカミミガメやアメリカザリガニは、特定外来生物には指定されていませんが、県内に広く生息しており、雑食性で他の動植物を捕食するため、在来種に大きな影響を与えています。

本県でこれまでに確認された特定外来生物（2022年（令和4年）11月現在）

分類群	種名	
植物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ	
動物	哺乳類	ハリネズミ属、ヌートリア、クリハラリス（台湾リス）、アライグマ、 台湾ザル
	鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
	爬虫類	カミツキガメ、スウィンホーキノボリトカゲ
	両生類	ウシガエル
	魚類	チャネルキャットフィッシュ*、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、 ガー科
	クモ類	セアカゴケグモ
	甲殻類	ラストークレイフィッシュ、モクズガニ属（但し、モクズガニ E. japonica を除く）
	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、アカボシゴマダラ、 ハヤトゲフシアリ
	軟体動物	カワヒバリガイ属
	無脊椎動物	キョクトウサソリ科

*チャネルキャットフィッシュは、1988年（昭和63年）に佐鳴湖で確認されて以降、静岡県内での記録はない。
カナダガンは、環境省が2015年（平成27年）12月8日に国内根絶を発表したため除外した。



カダヤシ

県内各地で確認されています。生息環境がよく似たミナミメダカの仔魚や稚魚を捕食するほか、環境の変化にも強いいため、ミナミメダカへの影響が懸念されます。



ブルーギル

県内の湖沼等に広く分布しており、魚類の稚魚や卵を捕食するため、オオクチバスとともに在来生物に影響を与えています。



セイヨウオオマルハナバチ

作物の受粉昆虫として静岡県で最初に導入されました。現在は北海道に定着し、在来マルハナバチ類への影響が問題となっています。



ヒアリ

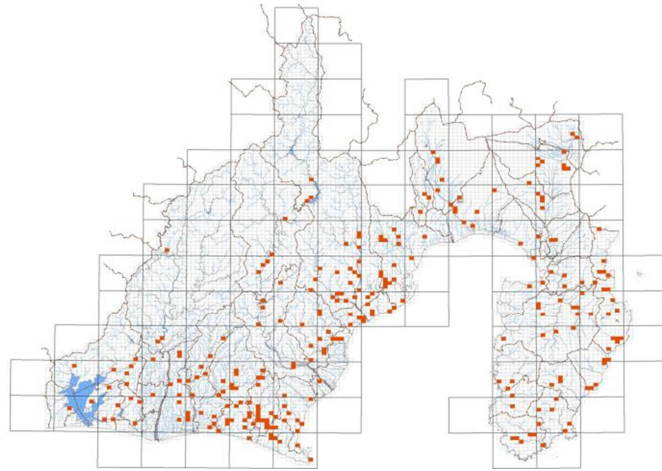
県内では清水港で初めて確認されました。毒針に刺されることによる人への影響のほか、生態系や経済への影響が大きく、定着を防ぐ必要があります。

【写真：環境省】



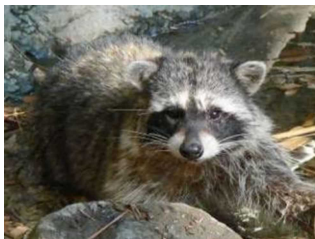
オオキンケイギク

県内の河川敷や道路の法面等でよく見られます。自然度の高い河川敷に侵入すると、カワラナデシコ等在来種への影響が懸念されます。



オオキンケイギクの確認位置

【資料：平成22年度静岡県特定外来植物生息分布調査（2011年（平成23年））】



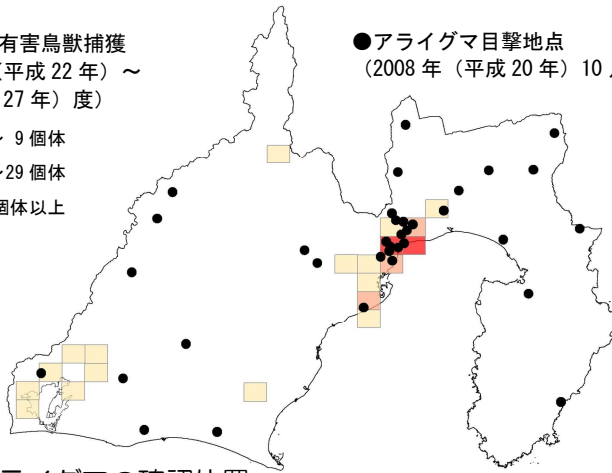
アライグマ

2003（平成15年）に富士宮市で県内では初めて確認されました。今では県内の広い範囲で確認されています。

アライグマ有害鳥獣捕獲
（2010年（平成22年）～
2015（平成27年）度）

- 1～9 個体
- 10～29 個体
- 30 個体以上

●アライグマ目撃地点
（2008年（平成20年）10月時点）



アライグマの確認位置

【資料：静岡県鳥獣被害対策マニュアル（静岡県、2011年（平成23年））、自然保護課（アライグマ有害鳥獣捕獲数）】

コラム

コイによる生態系への影響

コイは、古くから育種や養殖が盛んに行われる等、淡水魚の中でも最も親しみの深い魚類の一つです。環境保全や環境教育を目的とした放流も少なくありませんが、放流されたコイがしばしば過剰な個体数となるとともに、水底での索餌行動による泥の巻き上げ、排泄による富栄養化等によって水質を悪化させ、生態系への悪影響が発生している事例も報告されています。そのため、このような問題が発生している河川等では対策が必要と考えられます。

■ 遺伝的な攪乱

▼遺伝的な攪乱とは

近年、盛んに行われている保護活動の中には、他の地域から持ってきた個体を放流することによって、その地域の集団が持つ遺伝的特徴に大きな影響を与えてしまっていることがあります。他県の例では、在来の生息地に別の地域のゲンジボタルを繰り返し放流した結果、在来の個体が全て別の地域由来のゲンジボタルに置き換わってしまった事例もあります。

このように、自然環境が長い時間をかけて築き上げた遺伝構造を植栽や放流等によって人為的に攪乱すると、その地域固有の遺伝子が永遠に失われてしまうことがあります。これが遺伝的攪乱の深刻な問題である理由です。



ゲンジボタル

▼遺伝的な攪乱の県内の事例

県内の生息地が孤立化して絶滅が危惧されているカワバタモロコは、生息している水系間で遺伝的相違が見られます。しかし、最近になってこの地域個体群の中で、遺伝子汚染が起きていることが分かりました。保護のため飼育していたときに別の地域の個体が混ざり、それに気づかず放流してしまったためと考えられています。

さらに、天竜川水系と大井川水系のごく限られた源流域に生息しているヤマトイワナは、遊漁目的で放流されたニッコウイワナとの交雑により、純系の個体が激減してしまいました。

このほか、一部の園芸品種は野生化して自然界で定着し、中には在来生物の生育地を奪う等、深刻な問題を起こしているものもあります。



カワバタモロコ

コラム

広葉樹の遺伝的地域差に関する研究

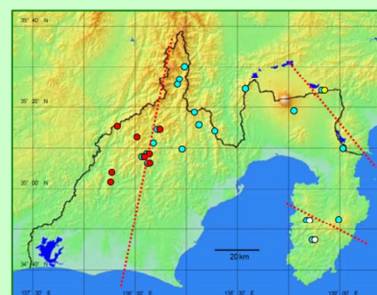
主要な針葉樹種では種苗の配布区域が決められています。針葉樹は、天然分布範囲での遺伝構造が明らかになっている種が多いため、これらの情報をもとに種苗の配布可能範囲を設定することができます。

しかし、広葉樹では林業種苗法の適用を受けないため、植栽にあたっては、遺伝的な地域差を把握した上で、種苗を移動させても良い範囲を決める必要があります。

そこで、森林・林業研究センターでは広葉樹の遺伝的差異の研究を実施しました。県内に自生するブナについて遺伝的地域差の調査を行った結果、ブナには葉緑体DNAに4つのタイプがあり、遺伝的な地域差が存在することが分かりました。

また、ケヤキ、カツラ、ジゾウカンバ、ナガボナツハゼの遺伝的な地域差も明らかにしました。

●ブナの葉緑体DNAを解析しタイプ分けしました。



- Dタイプ：西部
 - Eタイプ：中部から東部、伊豆
 - Fタイプ：静岡県と山梨県との県境域
 - Nタイプ：伊豆半島南西部
- 破線：タイプ間の境界域（推定）

静岡県内のブナには4つのタイプがあり、遺伝的な地域差がありました

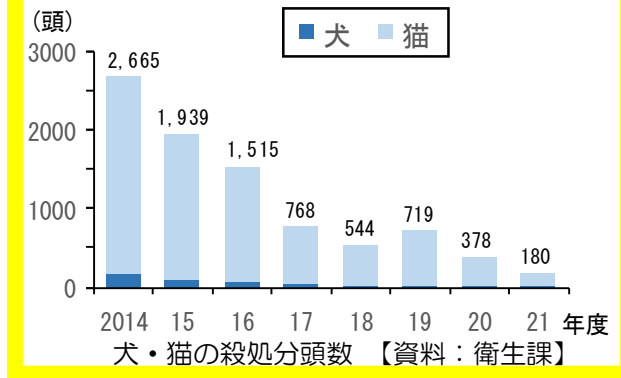
県内ブナの遺伝的地域差

【資料：静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター】

■ ペットの飼養

「伴侶動物」とされるペットは、国内において犬猫ともに約1,000万頭が飼養され、その存在は家族同様に身近なものとなっています。その一方で、飼い主による不適切な飼い方が原因で近隣トラブルや咬傷事故をはじめとした様々な問題も起きています。

本県ではこれまで、2000年（平成12年）12月に「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定するとともに、2021年（令和3年）3月に「静岡県動物愛護管理推進計画」を新たに策定し、県民、動物愛護ボランティア、動物取扱業者、市町、関係団体と協働の下、「人と動物とが共生する社会」の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。その成果もあり、犬・猫の殺処分頭数は、近年は減少傾向にあります。



しかし、最近ではペットとしての犬や猫以外の動物の飼養も増え、飼えなくなった動物を野外に遺棄したり、ペットが逃げ出したりする事例も報告されており、地域の生態系への影響も懸念されています。例えば、アライグマはペットとして全国各地に流通されていましたが、成長すると粗暴になることが多いため遺棄されたり、逃げ出した個体が野生化し、特定外来生物にも指定されています。今では県内の広い範囲で確認され、雑食性であることから、農作物や養殖魚等への食害のほか、在来生物の捕食や感染症拡大による生態系への影響が懸念されています。

- 課題**
- 外来生物を防除するための計画策定や防除の実施、外来生物の情報収集や県民への注意喚起を行うことが重要です。
 - 遺伝的攪乱等を防ぐため、安易に生物の移植や放流、ペットの遺棄、園芸品種の導入を避け、地域固有の種の遺伝的な多様性を損なわないようにすることが必要です。
 - 生物多様性に影響を与える可能性がある動物の遺棄や逸走を防止するため、飼い主に對して動物の終生飼養や適正管理を普及啓発する必要があります。

2-4 野生鳥獣

近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ等の野生鳥獣による農林水産物の被害や生態系への影響が問題になっています。このような野生鳥獣と人との間のおつれきは、地球温暖化や里地里山の荒廃、狩猟者の減少等の問題が関わっています。

■ 主な野生鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、カモシカ）の分布状況

近年、県内で主に問題となっている野生鳥獣として、ニホンジカ、イノシシ、カモシカがあげられます。この3種については分布の拡大が顕著であり、各種の被害が発生していることから、県では「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、科学的・計画的な個体数の管理に向けた取組を推進しています。

ニホンジカ・イノシシ・カモシカの生息状況

種名	分布状況
ニホンジカ	ニホンジカの個体数は増加傾向にあり、2021年（令和3年）度の推定生息密度は伊豆地域で約24.3頭/km ² 、富士地域で約22.2頭/km ² となっている（環境省ガイドラインでは、自然植生にあまり目立った影響が出ない密度を3～5頭/km ² としている）。
イノシシ	県内のイノシシの生息区画率は、1978年（昭和53年）の61.1%から、2003年（平成15年）の83.3%へと増加しており、住宅地周辺等の人間の生活圏に分布を著しく広げていることが確認されている。
カモシカ	明治時代以前からの生息域は、南アルプス及び天子山系であったという記録が残っている。明治時代に入り、愛鷹山山系、安倍川上流部、北遠地方北部に拡大し、昭和年代に入ると、安倍川、大井川、天竜川3流域の下流に向かって生息域が拡大した。平成年代に入ると山村の人家近くでも観察されるほどまでに生息域が拡大した。静岡市、島田市、川根本町、浜松市の4市町における生息数は、5,020頭と推定されている。

【資料：第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）（静岡県、2022年（令和4年））】

■ 農林水産業被害の発生

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等の野生鳥獣による農林水産業被害は、農林水産業者の生産意欲の低下等につながり、中山間地域等の維持を図る上で重大な支障となっています。米や野菜等の農作物のほか、しいたけやわさび等の特用林産物、スギやヒノキ等の人工林、アユ等の水産物への被害等が報告されています。

■ 野生鳥獣と人とのあつれきの増加

野生鳥獣と人とのあつれきが生じている主な要因は、①中山間地域の過疎化・高齢化による里地里山の荒廃により、野生鳥獣の棲み家となる場所が増加し、餌が容易に得られる人里まで野生鳥獣が下りてきていること、②野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者が減少・高齢化していること、③地球温暖化の影響から冬期における餌の確保が容易になり、野生鳥獣の個体数が増加していること等が考えられています。

■ 狩猟登録者数の減少

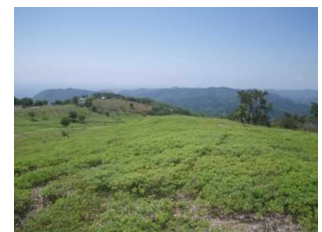
県内の狩猟者数（登録者数）は、1965年（昭和40年）頃のピーク時には約20,000人でした。しかし、高齢化や後継者不足により、2021年（令和3年）度は5,130人とピーク時の4分の1程度にまで減少しています。

このような狩猟者数（登録者数）の減少は、野生鳥獣による被害や影響が増加している原因の一つになっています。

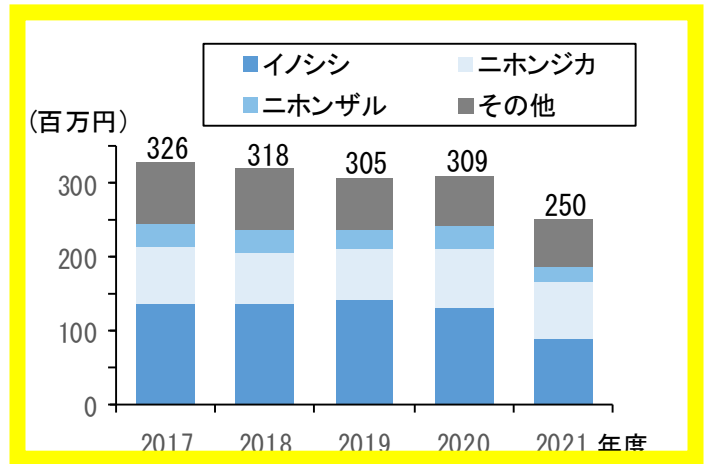
また、捕獲した鳥獣肉の処理施設での利活用は、1割程度にとどまっています。

■ 生態系への影響

野生鳥獣による被害は農林水産物、過度な採食による林内の植物の減少や樹皮剥ぎ、ディアライン（ニホンジカが届く範囲の植物が消失すること）の形成、樹木の枯死、森林の更新の阻害、不嗜好性植物の繁茂、土壌の乾燥、土壌流出、裸地化等を引き起こし、そこに生息する動物を含む生態系へ大きな影響を与えます。特に南アルプスでは、ニホンジカの過度な採食圧による高山植物の絶滅が危惧されています。

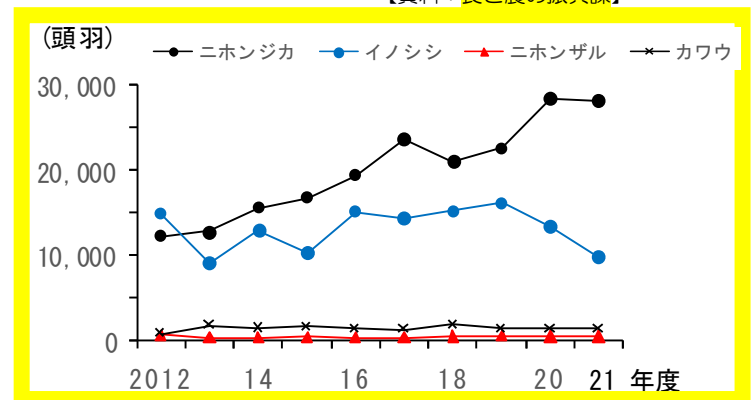


不嗜好性植物（ナツトウダイ）の繁茂



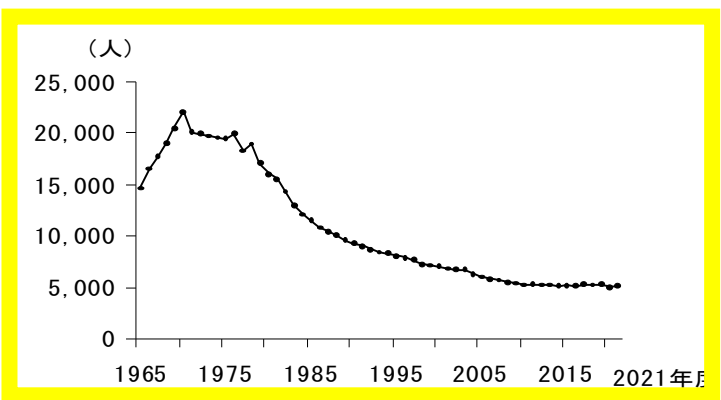
野生鳥獣による農林産物への被害金額

【資料：食と農の振興課】



主要鳥獣種の捕獲数

【資料：自然保護課】



狩猟登録者数

【資料：自然保護課】

課題

- 野生鳥獣の生息環境対策、被害の予防・軽減対策、捕獲対策等により農林水産物や生態系への被害を防止し、野生鳥獣との調和を図る必要があります。
- 狩猟登録者を増やすための取組を行うとともに、捕獲した獣肉の活用等を図る必要があります。

コラム

人獣共通感染症

人獣共通感染症とは

「人獣共通感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。人と動物に共通する感染症は、「動物由来感染症」や「人と動物の共通感染症」ともいわれており、世界保健機関（WHO）では、「脊椎動物と人の間を自然な条件下で伝播する微生物による病気または感染症」と定義しています。

人獣共通感染症が問題となる背景

人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって人と動物との関係性が変化したために、元来野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染するようになったものと考えられています。

そのような中、未知の感染症が出現（新興感染症）したり、忘れられていた感染症が勢いを取り戻したり（再興感染症）しています。

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」をはじめとする人獣共通感染症

令和元年（2019年）12月に中国武漢で感染者が確認されて以来、世界各地で猛威を振るい続けている「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」は、今もなお感染の波を繰り返しながら多くの人命を奪い、各国の経済にも大きな打撃を与えています。

今回の「COVID-19」やよく知られた狂犬病をはじめ、ダニ類が媒介する「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」や「日本紅斑熱」、国内外で大きな社会問題となった「牛海綿状脳症（BSE）」、「鳥インフルエンザ」、そして同じコロナウイルスによる「中東呼吸器症候群（MERS）」及び「重症急性呼吸器症候群（SARS）」といった感染症は、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症です。世界には、WHOが確認しているだけでも200種類以上の人獣共通感染症があります。

ワンヘルス

こうしたパンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることが指摘されています。人の健康は、家畜を含む動物の健康や環境の健全性と一体（＝ワンヘルス）であり、人の健康を守るためにも、自然環境の保全が重要であると理解できます。

【資料：動物由来感染症ハンドブック 2022（厚生労働省）】

コラム

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による変化

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、使い捨てマスク等のプラスチック製品や感染性廃棄物の増加が見込まれています。また、社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴う二酸化炭素排出量の一時的な減少などの影響が見込まれていますが、今後、感染収束後の反動による二酸化炭素排出量の大幅な増加なども懸念されています。

一方で、テレワークやオンライン学習など、非接触・非対面での生活様式を可能とするICTの利活用が一層進展しています。小・中学校、高校、大学などの教育分野では、臨時休業により対面での授業が困難となったことから、オンラインを活用した授業などが実施されました。

これは、県が実施する環境教育も同様で、学びの場を創出する「南アルプスユーチューブカレッジ」をはじめ、様々な講座やシンポジウムの開催に当たって、高い情報発信力を有するYouTube（ユーチューブ）を活用したオンライン学習が進み、多様な形での環境学習が可能となりました。

第3節 生物多様性と人とのつながり

3-1 人の営みと生物多様性

私たちの生活や事業活動は、宅地や工場の建設、化学物質の使用、廃棄物の発生等により、多くの生物や、生物の生息・生育環境に影響を与えています。

■ 日常生活と生物多様性

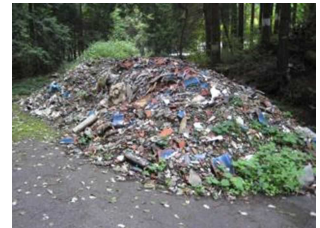
私たちが生活を営むことによって、土地の改変、食料やエネルギーの消費、汚れた水やごみの環境中への排出等を行っています。これらの行為は、多くの生物やその生息・生育環境に影響を与えています。

例えば、2020年（令和2年）度末の汚水処理人口普及率は82.9%であり、生活排水処理施設は徐々に普及しているものの、未だに約2割の家庭では生活排水が未処理のまま河川に放流されています。生活排水による水質汚濁は、河川や湖沼、海洋等に生息・生育する生物に影響を与えます。

廃棄物の投棄も生物に深刻な影響を与えます。例えば、2020年（令和2年）度における県内の不法投棄量は127tであり、有害物質の漏洩等による環境汚染が懸念されます。また、最近では小さく砕けたプラスチックのごみ（マイクロプラスチック）による海洋汚染が指摘されています。実際の調査でも魚や貝、水鳥等の体内からプラスチックや、そこから溶け出したと見られる有害物質が発見されています。



生活や事業等からの排水



林道への不法投棄

【資料：廃棄物リサイクル課】

■ 事業活動と生物多様性

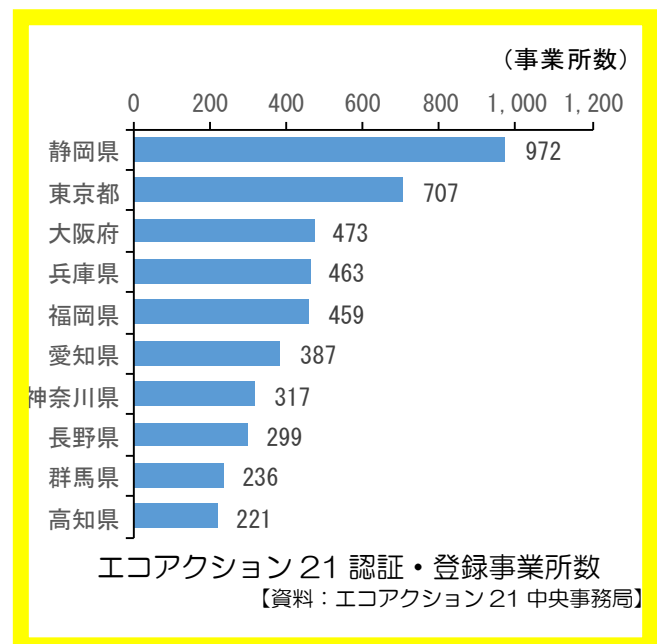
▼事業活動と生物多様性への配慮

事業者は製品やサービスの提供を通じて、生物多様性のめぐみを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えているため、生物多様性に配慮した事業活動が求められています。

▼EA21・ISO14001・SDGs

2022年（令和4年）3月末現在、エコアクション21（EA21）の認証・登録事業者数は全国で7,443事業所、そのうち本県は972事業所で日本一*です。エコアクション21は現在、省エネや省資源の取組が主流ですが、エコアクション21の自己チェックリストには、壁面・屋上等の緑化、事業所周辺の生物の保全活動、認証品（森林認証、漁業認証）の活用等、生物多様性に係わるチェック項目も含まれていることから、生物多様性の保全に向けたツールとしても期待されます。

また、2015年（平成27年）には、改訂版 ISO14001でも生物多様性への取組が義務化されているほか、同年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つとして、生物多様性の



損失の阻止を促進するという目標が定められています。

さらに、ESG金融〔環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を評価し行う投融資〕が国内外で拡大しており、生物多様性保全に向けてESG金融の活用が期待されます。

*年度末時点の認証・登録事業者数は、2007年（平成19年）度から2021年（令和3年）度まで15年連続で日本一。

▼工場や事業所の緑化

県内では多くの工場や事業所が緑化に取り組んでいます。例えば、工場立地法の趣旨を踏まえて工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場を評価する「緑化優良工場等表彰制度」において、県内では18工場（1982年（昭和57年）度～2021年（令和3年）度）が経済産業大臣賞を受賞しており、受賞件数は全国1位となっています。

また、公益財団法人都市緑化機構は、事業者等が積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定する制度（SEGES）を設けています。これと関連して同機構は2010年（平成22年）に事業所が取り組む身近なみどりの保全・創出・活用の優良な事例を「生物多様性保全につながる企業のみどり100選」として認定しました。本県では「企業緑地部門」「都市づくり部門」を合わせて5件の事業所が認定されています。

これらの工場や事業所の緑地は、様々な生物のすみかとなる等、地域の生物多様性の保全に貢献しています。

緑化優良工場として経済産業大臣表彰を受けた工場（2021年度（令和3年度）まで、受賞年順）

- (株)資生堂 掛川工場（掛川市）
- 富士通(株) 沼津工場（沼津市）
- ポーラ化成工業(株) 袋井工場（袋井市）※
- キリンディスティラリー(株) 富士御殿場蒸溜所（御殿場市）※
- 日本テクトロニクス(株) 御殿場工場（御殿場市）
- (株)ヤクルト本社 富士裾野工場（裾野市）
- (株)三共製作所 静岡事業所（菊川市）
- 第一ファルマテック(株) 静岡工場（島田市）
- ハウス食品(株) 静岡工場（袋井市）
- (株)虎屋 御殿場工場（御殿場市）
- (株)ロック・フィールド 静岡ファクトリー（磐田市）
- 大塚製薬(株) 袋井工場（袋井市）
- サッポロビール(株) 静岡工場（焼津市）
- NSKワーナー(株)（袋井市）
- NECプラットフォームズ(株) 掛川事業所（掛川市）
- ヤマハ発動機(株) 袋井工場（袋井市）
- (株)キャタラー（掛川市）
- (株)ジーシー 富士小山工場（小山町）

企業名は受賞時の名称となります。 ※内閣総理大臣賞を受賞した工場

生物多様性保全につながる企業のみどり100選（企業緑地部門・都市づくり部門）

部門	緑地名称・事業名称	事業者名
企業緑地部門	富士通沼津工場緑地	富士通株式会社
	あさひ・いのちの森	旭化成株式会社、旭化成ホームズ株式会社
	「地球のたまご」どんぐりプロジェクト	OMソーラー株式会社
都市づくり部門	矢崎総業 Y-TOWN 御殿場	矢崎総業株式会社、鹿島建設株式会社
	富士山南陵工業団地開発事業	大成建設株式会社

【資料：公益財団法人都市緑化機構】



地域連携保全活動計画

2010年（平成22年）12月に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（2011年（平成23年）10月施行）は、地方公共団体やNPO等の民間の団体、地域住民、農林漁業者、事業者、専門家等、様々な立場の人々が互いに連携して生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、わが国の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的としています。市町村は、国が策定した「基本方針」に基づいて「地域連携保全活動計画」を作成することができます。また、NPO法人等は市町村に対し、地域連携保全活動計画の案の作成について提案することができます。2022年（令和4年）11月現在、地域連携保全活動計画を策定しているのは31市町村（環境省調べによる）であり、静岡県内では計画の策定事例はありません。



事業者の先進活動紹介

富士通株式会社・沼津工場の緑化活動

富士通株式会社・沼津工場では、約53haに及ぶ緑地を「庭園」「里山」「原生林」と称した3つのゾーンに区分し、継続的な管理を行っています。緑地内の散策路や運動施設は地域に開放され、豊富な資源を活用した環境教育プログラムが実施されています。

緑化活動による地域社会や環境への貢献に継続的に取り組んでいることが評価され、2012年（平成24年）に公益財団法人都市緑化機構が運営する「SEGES」（社会・環境貢献緑地評価システム）認定において、最高位であるSuperlative Stageの認定を取得しました。また、2014年（平成26年）には「みどりの社会貢献賞」（公益財団法人都市緑化機構主催）を受賞しました。

【資料：公益財団法人都市緑化機構ホームページ ほか】



沼津自然楽校

住友林業株式会社の「富士山まなびの森」

台風により大きな被害を受けた富士山麓の国有林をもとの豊かな森に再生するために、住友林業株式会社では、被害を受けた森林のうち約90haを「まなびの森」と名づけ、1998年（平成10年）より天然林復元活動を開始しました。大規模な植林活動が終了した後も、育林活動の継続とともに、自然とのふれあいの場や環境教育の場として、地元の小中学生、児童養護施設の児童を対象とした環境学習支援を行っています。また、「まなびの森」は民間団体や事業者の社会貢献活動の場としても活用されています。

【資料：日本企業による環境教育の現状～生物多様性に関する環境教育事例集～（経団連自然保護協議会・生物多様性民間参画パートナーシップ、2014年（平成26年））】



ボランティア活動での枝打ち作業

三菱電機株式会社・静岡製作所の「よりみち緑地」

三菱電機グループは2010年（平成22年）に生物多様性行動指針を制定しました。これを受けて、静岡製作所では、2016年（平成28年）から試験棟「霧ヶ峰みらい研究所」横の敷地に、「よりみち緑地」を整備し、緑の質の向上を目指しています。「よりみち緑地」のコンセプトは、「生きものが餌を食べ、休息する緑地」、「鳥やチョウが舞い、周辺の景観とも調和した緑地」です。



よりみち緑地

植栽する植物としては、地域生態系を攪乱するおそれのない植物を選び、周辺地域の開発工事により生育地が失われる植物の移植や、自然の鳥等が運んできた種が芽生える等、質の高い緑地を育成しています。

【資料：三菱電機株式会社 ほか】

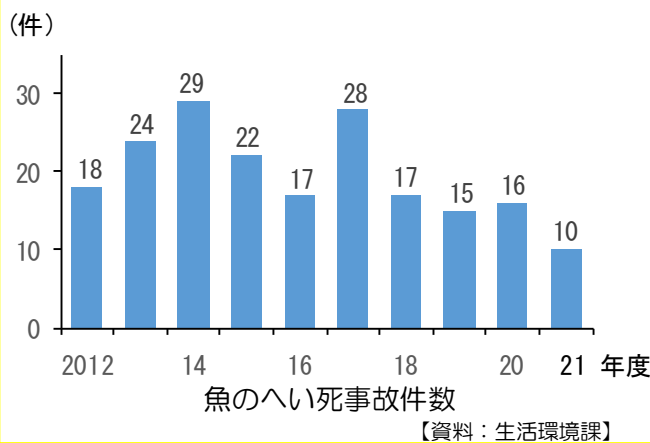


周辺の山々と市街地をつなぐ「よりみち緑地」

▼化学物質

ものづくりの過程では、トルエンや塩化メチレン、キシレン等、数多くの化学物質が大气中や公共用水域（河川、湖沼、海域）へと放出されています。「令和2年度PRTR報告書」（静岡県、2022年（令和4年））によると、化学物質（第1種指定化学物質462種類）の総排出量7,155tのうち、**大气への排出が6,991t（98%）、公共用水域への排出量が165t（2%）**でした。これらの化学物質は、多くの生物にとって毒性が強く、食物連鎖の過程で濃縮され、人の健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、かつては工場が主な発生源でしたが、今は化学肥料や農薬、下水処理施設等からの発生も考えられます。有害物質や農薬の流出等に起因する魚類の多量へい死事故も発生しています。



魚類のへい死事故は例年20件ほど発生し、水質事故の約3割を占めています。へい死事故は有害物質や農薬の流出、酸欠等に起因することが多く、水域の生態系に大きな影響を与えることがあります。

■ 県民・事業者の参加による保全活動

県では、「一社一村しずおか運動」「しずおか未来の森サポーター制度」「森づくり県民大作戦」「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「ふじのくに美農里プロジェクト」をはじめ、県民・事業者等の参加による保全活動を推進しています。

県民や事業者等の参加による保全活動の事例

事業名称	事業内容
一社一村しずおか運動	・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある新しい農地の保全等の協働活動を行う取組。 2022年（令和4年）3月末までに49件 の取組が認定。
しずおか棚田・里地くらぶ	・棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」を推進する取組。 2022年（令和4年）3月末時点で365 の個人・法人が会員登録。
企業の森づくり活動の支援	・企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度は、県が森づくり活動を希望する企業、森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を促進。 2022年（令和4年）3月末までに56社 と協定を締結。 ・通常の用紙代に未利用材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体等が購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に 2022年（令和4年）3月末で88 の企業や団体が参加。
県民参加による森づくり	・県民参加の森づくりを促進するため、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施。 ・年間を通じて植栽や竹林整備、自然観察会等の様々な森づくりイベントを県内全域で開催する「森づくり県民大作戦」は、 2021年（令和3年）度は657行事、12,972人 が参加。
しずおかアダプト・ロード・プログラム	・住民団体等が、ボランティアで道路の清掃等に取り組む仕組。2001年（平成13年）度から始まり、 2022年（令和4年）3月末現在、187団体 が道路の美化活動に参加。
リバーフレンドシップ制度	・県が管理する河川において、住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行なう制度。 2022年（令和4年）3月末現在、リバーフレンド団体は653団体 。
ふじのくに美農里（みのり）プロジェクト	・農業者を中心とした活動や、地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の向上を図る取組。2007年（平成19年）度から始まり、 2021年（令和3年）度は232組織 が活動。
世界農業遺産「静岡の茶草場農法」作業応援ボランティア	・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会は、生物の多様性を持つ茶草場の保全や維持につなげるため、企業や一般のボランティアが行う作業の受入に対して支援を行っている。 2019年（令和元年）度は667人が参加。 （令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受入れなし）

【資料：令和4年版静岡県環境白書（静岡県、2022年（令和4年））、農地保全課】

■ 開発行為と生物多様性

開発事業は、生物の生息・生育地を直接改変したり、環境の質を変化させたり、事業実施後にロードキルが発生する等、生物多様性に大きな影響を及ぼすことがあります。そのため、環境影響評価制度や自然環境保全協定等の制度の趣旨に従い、影響を未然に防ぐための一定の対応等がされています。

また、私たちの生活に必要な身近な社会基盤の整備により、生物の生息・生育環境を劣化させ、生物多様性に影響を与えてきました。最近では、固定価格買取制度や電力小売り全面自由化等により、再生可能エネルギー施設が急増しており、民間事業者による大規模な太陽光発電施設の建設が県内各地で行われているほか、風車によるバードストライク（鳥類の衝突）等の問題が報告されています。このような再生可能エネルギー施設は、規模や設置場所によっては環境に与える影響が大きくなります。



太陽光発電や風力発電による開発

課題

- ➔ 生活や事業活動から発生する環境負荷を各主体が認識し、地域環境との調和が図られるよう、生物多様性等に配慮した取組を促進するような働きかけが必要です。
- ➔ 県民・事業者等の参加による保全活動を推進する必要があります。
- ➔ 生物多様性に配慮した社会基盤整備の推進、開発と生物多様性の確保の両立について、取り組んでいく必要があります。

コラム

生物多様性への民間参画

生物多様性民間参画ガイドライン

環境省は、国民の生物多様性に対する理解を深め、国・地方公共団体・事業者・国民及び民間の団体等の主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組に参画・連携する施策を展開しています。その一つの取組として、事業者を対象にした「生物多様性民間参画ガイドライン」を2009年（平成21年）8月、第2版を2017年（平成29年）12月に公表しました。本ガイドラインには、生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方や具体的な事例等が掲載されています。



生物多様性民間参画ガイドライン

生物多様性民間参画パートナーシップ

2010年（平成22年）5月、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会により、事業者の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を推進するプログラムとして「生物多様性民間参画イニシアティブ」が設立されました。生物多様性民間参画パートナーシップは、この一環として、事業者や事業者の取組を支援するNGO、研究者、地方自治体等の参加を募り、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有や交流を図る環境を整備し、事業者の取組をサポートしています。

3-2 文化と生物多様性

生物多様性のめぐみは、私たちに文化財、景観資源、信仰・伝統行事、食等、様々な文化を生むきっかけを与え、私たちの生活を豊かなものにしてきていますが、その継承が難しい状況にあります。

■ 文化財や保存樹として守られてきた生物

県内には指定文化財の天然記念物に分類されているものが、国・県・市町指定を合わせて 415 件あります（2022 年（令和 4 年）3 月 31 日現在）。これらの天然記念物の多くは、学術上貴重でわが国や静岡県の自然環境を特徴づける社寺林や屋敷林等及び神木または地域のシンボルとなっている巨樹・古木であり、人々に大切に守られてきました。カモシカやライチョウ等の貴重な動植物も天然記念物に指定されています。また、地域によっては、保存樹・保存樹林が指定されています。

しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行等による管理者の不足、保存のための資金不足等により管理が行き届かず、放置されたり枯死してしまう巨樹・古木も見られます。



大瀬神社のビャクシン
樹齢 1,500 年の御神木等があり、国の天然記念物に指定されています。

■ 自然と人がつくる文化的景観

自然環境と人の営みが「石部の棚田」（松崎町）や「倉沢の棚田」（菊川市）に代表される棚田等の美しい文化的景観をつくってきました。しかし、薪等から電気ガスへの燃料転換、農業従事者の高齢化や農業の衰退、荒廃農地の増加等により、伝統的な里地里山の景観が失われつつあります。



石部の棚田

平成 14 年度から県内で初めて「棚田オーナー制度」を導入しました。

【資料：農地保全課】

■ 生物多様性に関わる信仰や伝統行事

本県では、自然環境や生物等に関わる信仰や伝統行事等が地域に根付いています。例えば、巨木を神木とする伊豆地方の「キノミヤ信仰」や、シカを追い払う川根本町の「徳山の盆踊」、700 年以上も続く伊東市の「大室山の山焼き」等がその一例です。これらは、生物多様性と人とのつながりを示す歴史的・文化的遺産です。しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行、信仰・伝統への価値観の変化等による後継者不足が顕著であり、今後、その存続が難しくなるおそれがあります。



来宮神社の大クス

伊豆半島には「キノミヤ」（来の宮、木の宮）と呼ばれる神社が多く、これは巨木を目標に神が海からやって来るといふ信仰だといわれています。



徳山の盆踊

作物を荒らすシカ等の獣を追い払い、豊作を祈ったことが発祥という「徳山の盆踊」（川根本町）は、国の重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産になっています。



大室山の山焼き

大室山の山焼きは、枯れ草を燃やして灰を肥料とし、春の若草が伸びるのを待つ 700 年の歴史がある行事です。これにより、草地の生物が守り育てられてきました。

【資料：静岡県ふるさとの自然とくらし（静岡県文化財保存協会、1988 年（昭和 63 年））、川根本町、伊東市観光課】

■ 伝統的な農法が育む生物多様性

伝統的に続けられてきた農法が生物多様性を豊かにしている場合もあります。例えば、2013年（平成25年）5月に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」は、茶畑の周囲の茶草場（採草地）でススキやササ等の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝間に敷く農法であり、良質なお茶の生産とともに、草を刈ることにより草地性の植物が育ち、生物多様性の確保にもつながっています。

また、2018年（平成30年）3月には、沢を開墾して階段状にわさび田を作り、日本固有種のわさびを肥料を使わず湧水に含まれる養分のみで栽培する技術を継承している「静岡水わさびの伝統栽培—発祥の地が伝える人とわさびの歴史」も世界農業遺産に認定されました。わさび田は溪流の生物を育み、生物多様性の確保に寄与しています。

■ 地域の食材を利用した食文化

本県の豊かな生物多様性のめぐみを反映し、それぞれの地域の風土に根差した地域の食材、郷土料理が伝承されており、貴重な地域資源となっています。また、特定の地域で世代を超え栽培され、その地域独特の風土の影響を受けてきた「在来作物」も数多くあります。例えば、徳川家康が愛したとされる「折戸なす」や「あさはた蓮根」等が知られています。しかし、農家が減少しているほか、在来作物の価値があまり知られていないため、今後は多くの在来作物が消えてしまうおそれがあります。

また、最近では共働き世帯の増加やインターネットの普及等に伴うライフスタイルの変化、流通網の発達等により、食生活や食文化にも変化が見られます。



折戸なす

あさはた蓮根

本県の主な郷土料理と地域

料理名	伊豆	東部	中部	西部	料理名	伊豆	東部	中部	西部
あした葉の胡麻和え	●				こんにゃくのくるみあえ				●
鮎の甘露煮	●				桜えび料理			●	
鮎のせんべい	●				さくら葉餅	●			
あわびの踊り焼	●				さんま寿司	●			
伊勢海老の姿造り	●				静岡おでん			●	
いのこぼたもち				●	スッポン料理				●
いのしし鍋	●				田子寿司	●			
いるかの味噌煮	●	●	●		つみくさの野草料理	●			
うなぎ井				●	とろろ汁			●	
うなぎの蒲焼				●	なんか揚げ	●			
うなぎ料理				●	ニアイナマス（焼なます）	●			
かき葉の煮ひたし	●				浜松餃子				●
がわ料理			●		富士宮やきそば		●		
きびなごの刺身	●				弁天鍋	●			
金目鯛の煮付け	●				まご茶づけ	●			
黒糖まんじゅう			●						

注) 伊豆、東部、中部、西部の表示は目安であり、厳密なものではない。

【資料：農山漁村の郷土料理百選・候補料理（農林水産省・農村開発企画委員会、2007年（平成19年））】

課題

- ➔ 文化財等として指定されている個体や種及び生息地を適切に保護・管理していくことが必要です。また、信仰や伝統行事は地域への愛着や尊厳の根幹となるものであり、今後大切に守り、文化を継承する担い手を育成することが必要です。
- ➔ 文化的景観を保全していくため、農業者を含めた地域ぐるみで、棚田の保全等の取組を推進していく必要があります。また、自然景観等を保全するため、地域ごとの景観計画の策定を推進していく必要があります。
- ➔ 生物多様性の確保につながる伝統的農法を維持するとともに、生物多様性のめぐみである在来作物等の価値について周知を図り、保存に向けて取組むことが必要です。

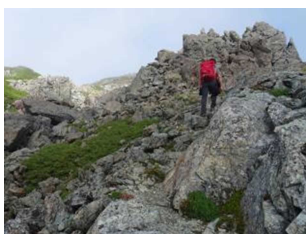
3-3 生物多様性に関する環境教育

自然と人とのふれあいや観光等、人が自然環境の中で楽しむ活動の多くは、生物多様性のめぐみによってもたらされていますが、利用者の増加は環境破壊につながる懸念があります。

また、本県では環境教育・環境学習の方針や機会づくり、人材づくり、教育施設の整備等を進めてきました。しかし、アンケート調査によると県民の生物多様性に関する認識はまだ低いことが分かります。

■ 生物多様性のめぐみを活かした自然とのふれあい

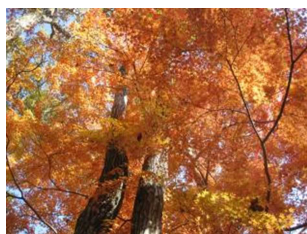
県内では豊かな生物多様性のめぐみを利用して、様々な自然とのふれあいを楽しむことができます。例えば「眺める・観察する」ものとして、登山、ハイキング、花見、紅葉狩り、バードウォッチング、森林浴、ダイビング・シュノーケリング、写真撮影等があります。このほか、「採取する」ものとしてネイチャークラフト、草花あそび、「収穫・味わう」ものとして潮干狩り、味覚狩り、農業体験、釣り等があります。このような自然と人とのふれあいの場は、生物多様性を保全する意識を育む大切な場所です。



登山



花見



紅葉狩り



バードウォッチング



ネイチャークラフト



潮干狩り



味覚狩り

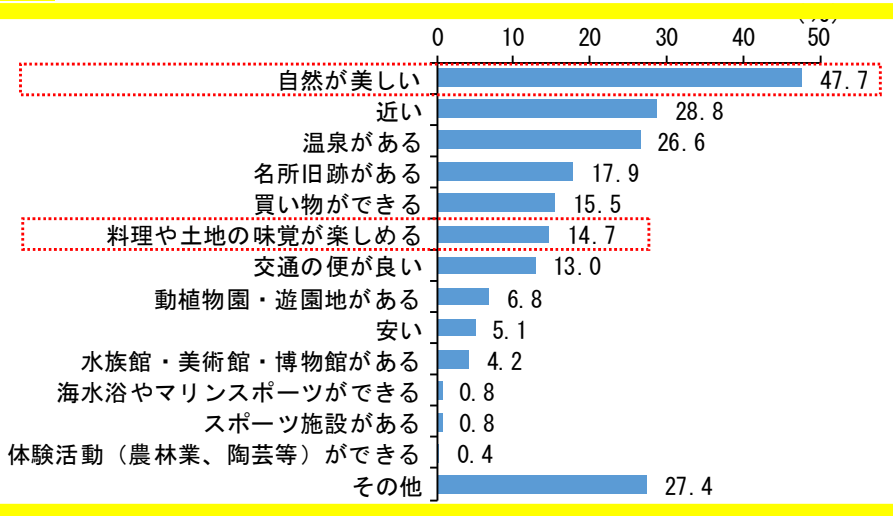


釣り

■ 生物多様性と持続可能な観光

「令和3年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査報告書」によると、本県を旅行地にした理由としては、「自然が美しい」(48%)や「料理や土地の味覚が楽しめる」(15%)等、生物多様性のめぐみに関連した内容が上位に挙がっており、環境資源を最適に活用する持続可能な観光を推進していくことが大切です。

令和4年度からは、静岡県という土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみその土地



旅行地を選んだ理由

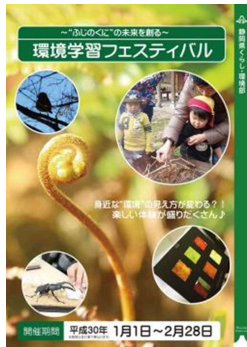
【資料：令和3年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査報告書（静岡県、2022年（令和4年））】

の食文化に触れることを目的としたツーリズムを「しずおか型ガストロツーリズム」として国内外に発信しようとしています。

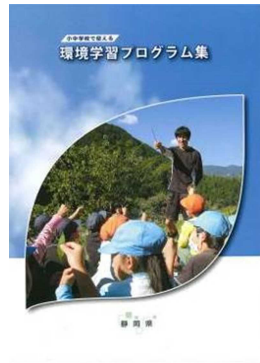
ガストロノミーツーリズムの推進にあたっては、本県の多種多様な食材の背景にある豊かな生物多様性を、地域が一体となり、維持していく必要があります。

■ 環境教育・環境学習の方針や機会づくり

本県では、「ふじのくに環境教育基本方針」を2012年（平成24年）3月に策定し、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくりを目指しています。また、環境を快適なものにしていくためには、地域住民が主体的に環境の向上に取り組むことが必要と考え、環境教育が継続できる体制を整備するとともに、ネットワーク化を図っています。具体的には、2014年（平成26年）度からは多様な主体が特性を活かして協働する「環境教育ネットワーク」を構築し、その活動の一環として、毎年1月から2月にかけて県内各地で一斉に環境学習会を展開する「環境学習フェスティバル」等の環境イベントを開催しています。また、「小中学校で使える環境学習プログラム集」や「森林教育プログラム」、「しずおか環境学習マップ」等、環境教育・環境学習に利用できる資料を作成し、活用しています。



環境学習
フェスティバル



小中学校で使える
環境学習プログラム集



しずおか
環境学習マップ



森林教育プログラム

■ 環境教育・環境学習の人材育成

本県では、環境教育の中核を担う「静岡県環境学習コーディネーター」の活用や、伊豆・東部、中部、西部の関係者で組織する「環境教育ネットワーク推進会議」の開催、環境学習指導員の養成等により、環境教育・環境学習の人材育成を行っています。

■ 環境教育・環境学習のための施設

県立自然系博物館「ふじのくに地球環境史ミュージアム」は、全国初の地球環境史の博物館として2016年（平成28年）3月に開館しました。県内の生物多様性について学ぶことができる拠点施設と位置付け展開します。

この他にも「県立森林公園」等、自然とふれあいながら、自然観察指導員から生物多様性についても学習できる施設があります。

しかし、施設の認知度の向上や環境学習を行う人材育成等の課題もあります。



ふじのくに地球環境史
ミュージアム



県立森林公園



自然とふれあえる県内の主な公共施設等



動物園・水族館・植物園における動植物の生息域外保全

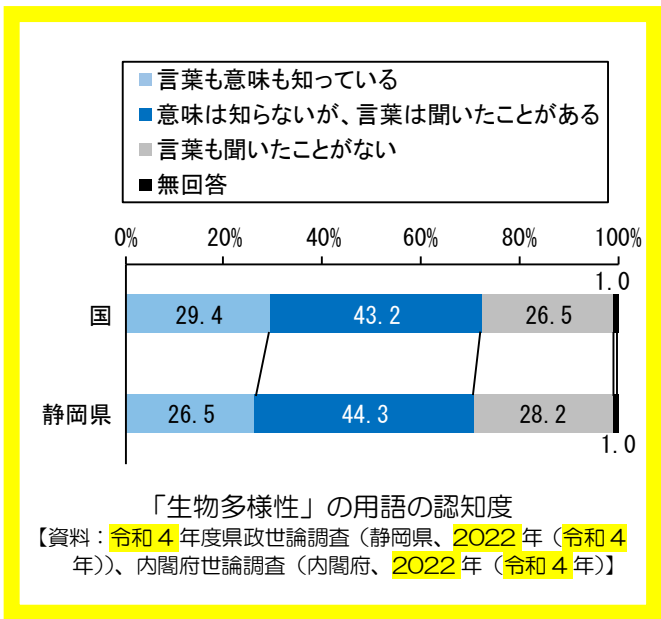
環境省は、(社)日本動物園水族館協会及び(社)日本植物園協会の協力を得て、2009年(平成21年)1月に「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を策定し、全国各地の動物園・水族館・植物園等で、この基本方針の趣旨に沿った取組を実施しています。そのため、今後も県内の動物園や水族館、植物園等とも連携しながら、絶滅危惧種の保全に向けた飼育・栽培・増殖等の技術や科学的知見を高めていくとともに、県民への学習の場や機会を提供していくことが望めます。【資料：絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針(環境省、2009年(平成21年))】

「生物多様性」という用語の認知度と主流化

2022年(令和4年)度に行った県政世論調査では、「生物多様性」の用語の認知度についてアンケートを実施しています。その結果、「言葉も意味も知っている」(26.5%)と、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」(44.3%)を合わせた70.8%が「生物多様性」という言葉を聞いたことがあると回答しました。その一方で、「言葉も聞いたことがない」という人は28.2%と全体の約3割を占めています。また、国の調査と比較すると、用語の認知度は静岡県の方がやや低い結果となりました。

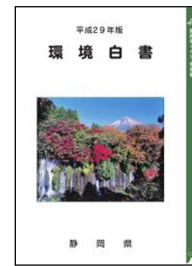
生物多様性という用語自体の認知度も大切ですが、それ以上に生物多様性に対する意識・関心を高めるとともに、実際に生物多様性の保全、利用の行動に結び付けていくこと(=生物多様性の主流化)が重要です。

また、生物多様性に関する正しい認識を持っていないことに起因し、もともとは生息していなかった地域へのゲンジボタルやミナミメダカの放流等、誤った自然保護活動が外来生物の分布拡大や生物多様性の低下を招きかねない状況にあります。



■ 生物多様性に関する情報提供

本県では、生物多様性に関するものを含め、環境情報を環境白書や県のウェブサイト等で提供しています。しかし、生物多様性に関する情報は限られており、県民の生物多様性に対する関心を十分に高める内容にはなっていない状況です。



静岡県環境白書

課題

- 生物多様性のめぐみを活かした自然とのふれあいを促進する一方で、エコツアー等の実態把握と持続可能な利用に向けた意識の醸成を図る等の取組が必要です。
- 生物多様性に関する環境教育は、あらゆる世代を対象とし、日常生活から野外に至るまであらゆる場所で行う必要があります。
- 県民・事業者・NPO等との連携による環境教育のための人材の確保、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活用等を総合的に図ることで、生物多様性に関する県民の意識を高めていくことが必要です。
- 生物多様性に関する様々な情報を集約するとともに、効果的な情報発信方法について検討していく必要があります。

コラム

静岡県富士山世界遺産センター

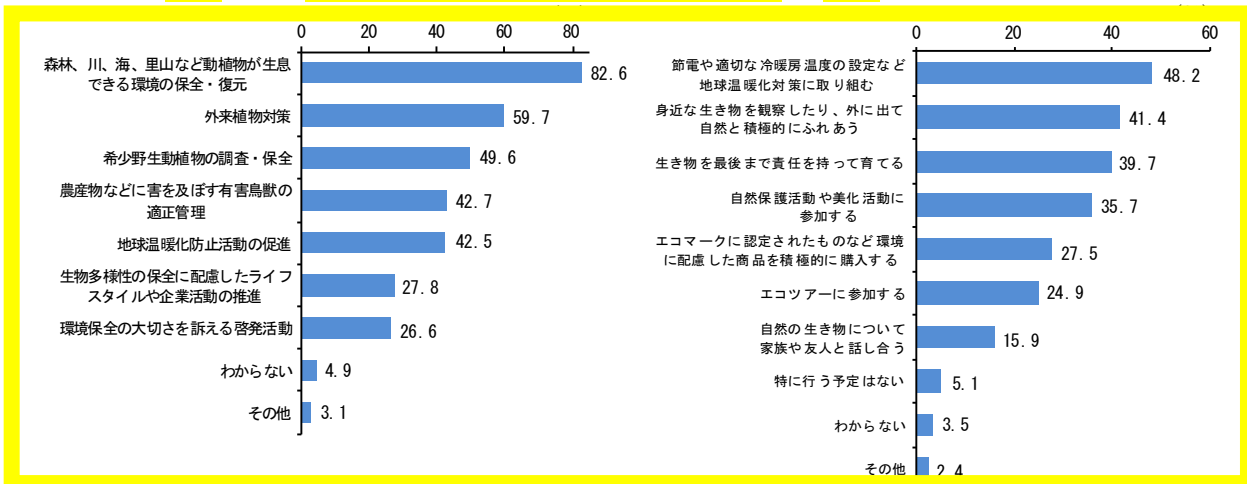
静岡県富士山世界遺産センターは、ユネスコの世界文化遺産に登録された富士山を後世に守り伝えていくための拠点施設として、2017年（平成29年）12月23日にオープンしました。同センターでは、タイムラプス（連続画像）の映像を見ながら全長193mのらせんスロープを上ることで、本県の特色である海からの富士登山を疑似体験できます。また、駿河湾から高山帯までの生態系の紹介をはじめ、富士山の歴史、文化、自然を多角的に知ることができます。

コラム

インターネットモニターアンケートの結果（令和2年度）

「生物多様性の保全を図り、自然のめぐみを受け続けるため必要な取組」として上位に上がったのは、「森林、川、海、里山など動植物が生息できる環境の保全・復元（82.6%）」、「外来植物対策（59.7%）」、「希少野生動植物の調査・保全（49.6%）」等でした。

「生物多様性の保全に配慮したライフスタイル」として上位に上がったのは、「地球温暖化対策に取り組む」（48.2%）」、「身近な生物の観察、自然とのふれあい」（41.4%）」等でした。



自然のめぐみを受け続けるために必要な取組（複数回答）

生物多様性の保全に配慮したライフスタイル（複数回答）

【資料：令和2年度県政世論調査（静岡県、2020年（令和2年））】

第4節 本県を構成する生態系

本県を構成する生態系を「奥山」「里地里山・田園」「都市」「河川・湖沼・湿地」「海岸・海洋」の大きく5つに区分します。

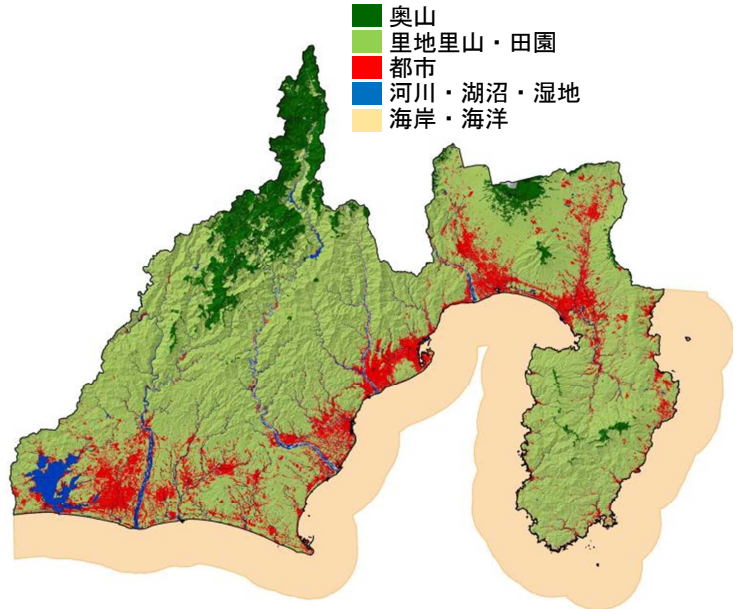
■ 生態系の区分とその特徴

本県の生態系は、地形的な観点（陸域と海域、山地と低地等）と生物多様性の観点から分類すると、「奥山」「里地里山・田園」「都市」「河川・湖沼・湿地」「海岸・海洋」の大きく5つに区分することができます。しかし、一般的にこれらの生態系の区分は概念的なものであり、明確な境界線を引くことはできません。そのため、ここでは一定の条件の下で定義した生態系の県内分布イメージ、断面イメージを示します。

奥山は、主に標高約800m（シイ・カシ・コナラ等とブナ・ミズナラ等の分布境界）以上であり、人為的影響を受けた経歴のない、あるいは人為的影響を受けたものの長らく放置され、極相状態にまで回復した自然性の高い森林や草地及び高山帯を含む範囲としました。

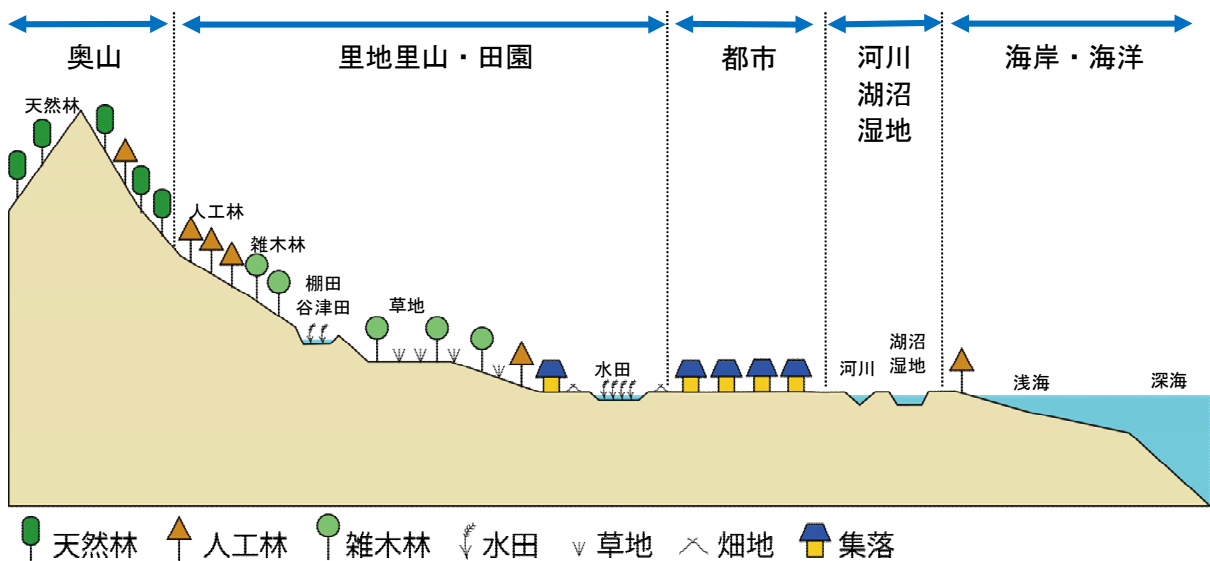
里地里山・田園は、主に標高約800m未満にあり、定期的・不定期的に人為的影響を受けて成立している森林や草地に加え、一部にはその土地本来の植生に近い状態として残る自然性の高い森林も含まれます。

都市は市街地や工場地帯等の地域、河川・湖沼・湿地はヤナギ類を中心とした河辺林、塩沼地、湖沼、河川等を含む地域、海岸・海洋は海域に加え、砂丘植生や海崖風衝低木林等の地域としました。



生態系区分の県内分布イメージ

【資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、2000年～2008年）結果を使用】



生態系区分の断面イメージ

【資料：農業環境技術研究所成果発表会 豊かな生物相をはぐくむ農業を探る（山本勝利、2006（平成18年）を参考に作図）】

4-1 奥山

奥山は人の活動の影響が少なく、豊かな自然環境が残された地域です。しかし、人の活動に対して脆弱であり、ニホンジカの増加や地球温暖化による影響も懸念されています。

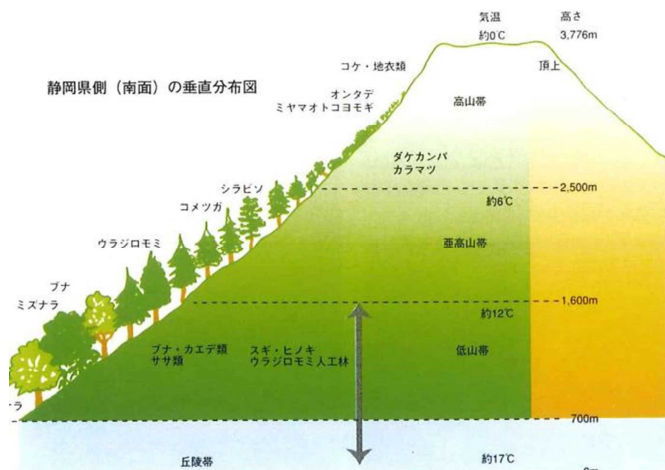
■ 手つかずの自然環境が残る奥山

奥山は、里地里山・田園よりさらに奥にあり、人の活動による影響が少ない地域です。県内では里地里山（人工林を含む）より奥の、コケモモやハイマツ等の低木群落、シラビソやオオシラビソ、ツガ等の常緑針葉樹林、ブナやダケカンバ等の落葉広葉樹林等に代表される天然林が分布するエリアで、富士山や南アルプス周辺の標高の高い地域がこれに含まれます。

富士山の場合、ブナやミズナラ、ウラジロモミ、コメツガ、シラビソ等が広く分布しており、さらに標高が高くなると、カラマツの低木のみとなり、森林限界に達します。

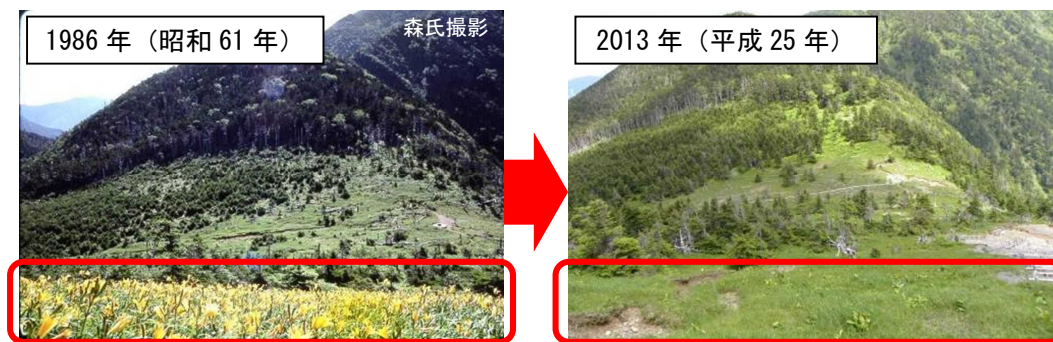
近年、南アルプスではニホンジカの生息域が高山帯まで拡大し、過度な採食圧による高山植物群落の衰退が発生しています。また、ライチョウや高山のチョウ等の重要種の生息環境への影響も懸念されています。

この地域の植生は一度失われると回復が難しいことが多く、特に高山・特殊岩地の生態系は厳しい環境条件のため、わずかな人の活動に対しても脆弱です。また、地球温暖化による高山植物群落等への影響が懸念されています。



植生の垂直分布

【資料：富士山の自然とめぐみ（静岡県）】

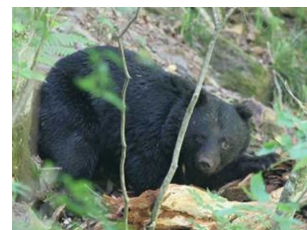


ニホンジカの過食圧によるニッコウキスゲ群落の消滅（聖平（標高約2,300m））

【写真提供：静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター】

■ 大型哺乳類や猛禽類等の中心的な生息地

奥山はツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類や、イヌワシ、クマタカ等行動圏の広い猛禽類等の中心的な生息地となっています。しかし、最近ではニホンジカの生息域の拡大や生息数の増加により、下層植生の衰退や裸地化等、森林生態系への影響が深刻化している地域があります。



ツキノワグマ

課題

- 富士山や南アルプス等に残る豊かな自然環境を保全するとともに、二ホンジカによる過度な採食圧による植物をはじめとする生態系への影響の低減、利用者への意識啓発による適正利用を図る必要があります。
- 地球温暖化対策の実施により、気候変動による奥山への環境影響を低減する必要があります。

コラム

本州で唯一の原生自然環境保全地域

寸又川上流域は、「大井川源流部」として自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域に指定されています。このエリアは、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している地域であり、日本の自然保護地域制度の中で最も厳しい保護規制が行われています。全国では5地域、合計5,631haが指定されていますが、本州は大井川源流部だけです。

なお、他の4地域は、遠音別岳（北海道）、十勝川源流部（北海道）、南硫黄島（東京都）、屋久島（鹿児島県）です。



原生自然環境保全地域

4-2 里地里山・田園

里地里山・田園は、雑木林、竹林、人工林、耕作地、草地等で構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山地域と人の活動が集中する都市地域との間に位置しています。里地里山・田園の環境は長い歴史の中で様々な人の働きかけを通じて形成され、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立しています。しかし、農山村では高齢化や過疎化等のために人の働きかけが少なくなり、一方で都市近郊では開発が進む等、急速に生物多様性が失われつつあります。

■ 地域ごとに特徴がある里地里山・田園

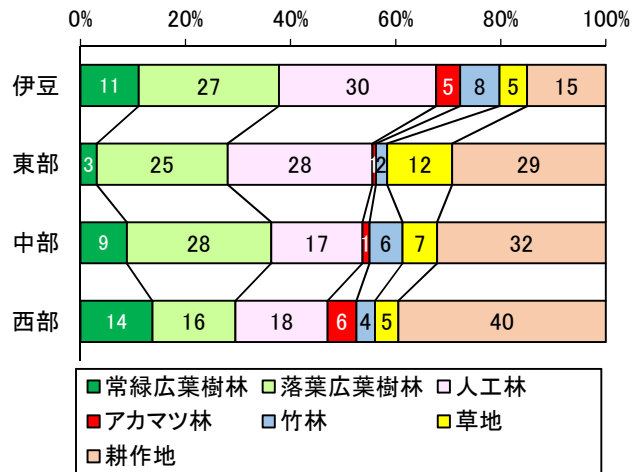
本県の里地里山・田園の分布をみると、伊豆、東部、中部、西部の4つの地域ごとに特徴があることが分かります。

伊豆地域では耕作地が15%と少なく、西部地域では耕作地の割合が40%と高くなります。

落葉広葉樹林は県内に広く分布していますが、伊豆・中部・西部地域ではコナラを主としているのに対して、東部地域ではクヌギとコナラを主体とした落葉広葉樹林が多いことが特徴です。東部地域は常緑広葉樹林が少なく、西部地域は常緑広葉樹林やアカマツ林の多いことが特徴です。



里地里山（御前崎市）



伊豆: 熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
 東部: 富士市、沼津市、御殿場市、富士宮市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
 中部: 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
 西部: 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

【資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、2000年（平成12年）～2008年（平成20年）より作成）】

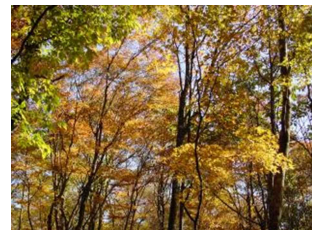
■ 落葉広葉樹林の雑木林

クリ、コナラ等の落葉広葉樹からなる「雑木林」は、伐採や下刈り等人の手が長い年月にわたって緩やかに加えられてきた場所です。

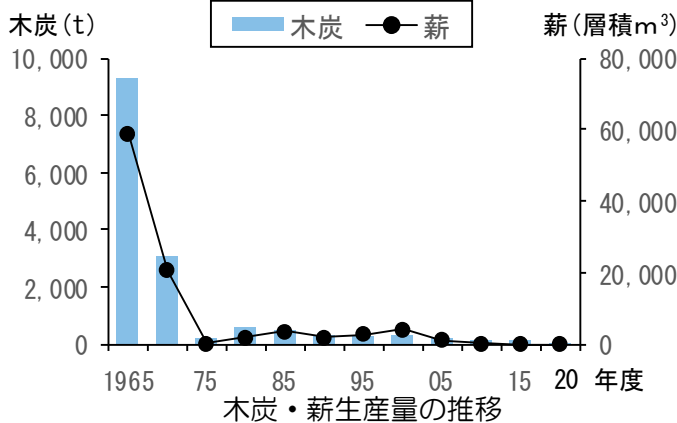
かつて、雑木林は燃料や堆肥の材料を供給してくれる重要な場所でした。コナラやクリ、クヌギ等の落葉樹林は、定期的に伐採や下刈りが行われていたため、樹木は小さく、明るい環境が広がっていて、カタクリ、キクザキイチゲ、キンラン等が生育し、ギフチョウ等が見られました。

戦前の本県は、多くの薪・木炭を生産していましたが、1955年（昭和30年）頃からの電気やガス等の化石燃料や化学肥料の普及により、薪や木炭の生産の衰えに拍車がかかると同時に、雑木林の手入れ（伐採は通常15～20年周期で行われます）も行われなくなりました。本県の場合、雑木林の手入れがされなくなると、一般的にコナラ等の落葉広葉樹林の場合は、遷移の進行により、シイやカシ等の常緑広葉樹林へと変化します。この結果、落葉広葉樹林に見られた生物が減少し、今では絶滅の危機にあるものもいます。

最近では、これらの雑木林でニホンジカの下草や萌芽の過食圧により雑木林の再生が妨げられています。また、カシノナガキクイムシによって媒介されるナラ菌が原因でコナラ、カシ、シイ等ブナ科の広葉樹がまとまって枯れる「ナラ枯れ」が県内に広がっています。



紅葉した雑木林



【資料：静岡県森林・林業統計要覧（静岡県）】

■ 常緑広葉樹林の雑木林

カシ類やシイ類の常緑広葉樹からなる「雑木林」は、山地や丘陵地において高さ10～20m程度の森林を形成しています。薪炭林として10～20年に一度伐採された後の切株から再生したため、常緑広葉樹が株立ちした状態で優占しています。伊豆地域ではスダジイやタブノキ等が優占する常緑広葉樹林が伊豆半島の西部に広く分布しています。西部地域では、スダジイ、アラカシ、ウバメガシ等の常緑広葉樹林が小笠山丘陵一帯に分布しています。佐久間湖から標高150m付近の谷沿いの一部には、コジイ林が萌芽林として残存している場所もあります。

コラム

環境省・重要里地里山の選定

環境省では、様々な命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）（500箇所）を選定しました。選定された「重要里地里山」は、地域における生活や営み、保全活動等の取組を通じて守られてきた豊かな里地里山を広く国民に知ってもらうためのものです。また、地域における農産物等のブランド化や観光資源等への活用も期待されています。なお、県内では9箇所が選ばれています。

- 佐鳴湖里山保全地区（浜松市）
- 茶草場（東山周辺、粟ヶ岳周辺）（掛川市）
- 県立森林公園（浜松市）
- 水ヶ谷池・赤坂池・千頭ヶ谷池（牧之原市）
- 柚野（富士宮市）
- 稲取細野高原（東伊豆町）
- 猪之頭（小田貫湿原）（富士宮市）
- 石部の棚田（松崎町）
- 遠州南部地区（掛川市、袋井市、磐田市）

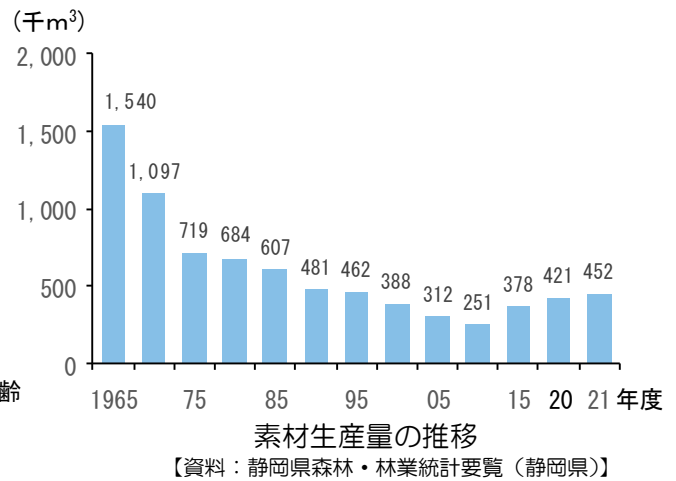
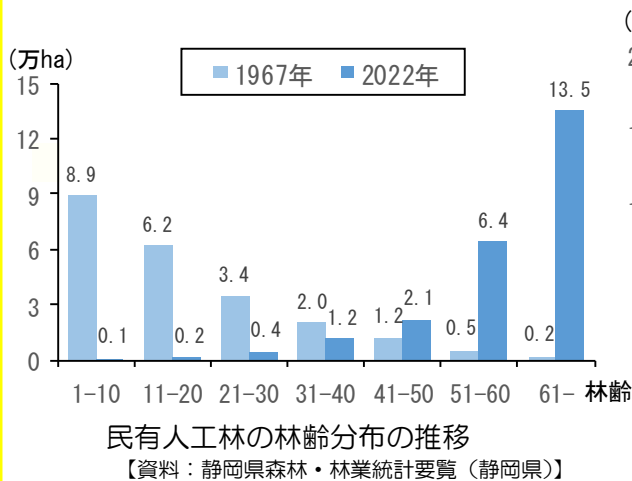
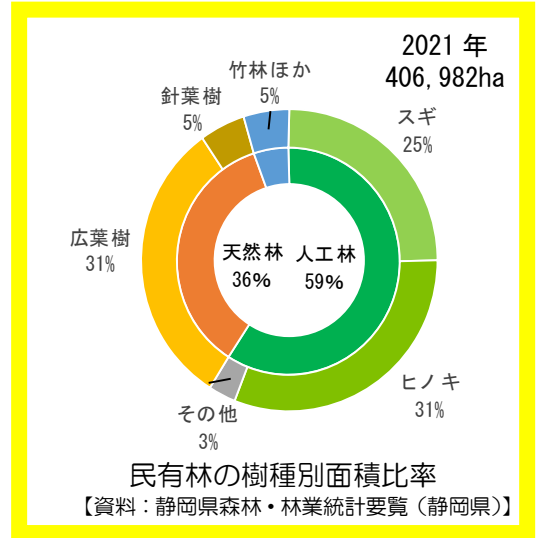
人工林（スギ、ヒノキ）

人工林の現状

本県は変化に富んだ森林にめぐまれており、**県土の64%**が森林に覆われています。特に民有林の**人工林率は59%**で、**全国平均（46%）**と比べても人工林の割合が多いことが分かります。市場からの距離が近い等の地理的条件が良く、古くからスギやヒノキを主体にした人工造林が行われました。その結果、スギ造林地として全国的に名高い天竜美林をはじめ、各地に広大な人工林が造成されました。

1955年（昭和30年）～1965年（昭和40年）代に拡大造林されたスギ・ヒノキの人工林は、約**60年**を経過した現在では立派な森林へと成長しました。林齢が41年以上に達した人工林は全体の**92%**を占めており、木材として活用期を迎えています。

最近まで外国産材の増加や木材の価格低迷、林業従事者の高齢化等により素材生産量（森林から丸太を生産した量）は長く低迷し、施業等が行われていない人工林では林内が暗く、下層植生が衰退して生物多様性に乏しい森林となっていました。近年では素材生産量に回復の兆しが見られます。

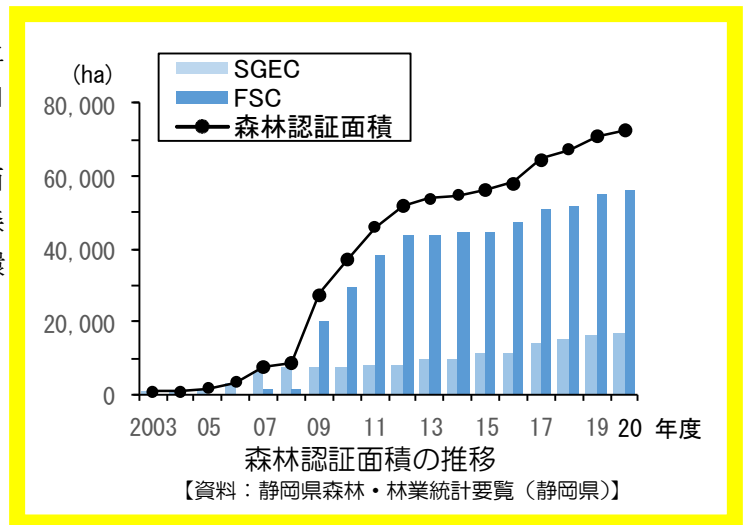


森林認証の拡大

環境と経済を両立させ、生物多様性に配慮した森林経営を行っていることを証明する「森林認証」を取得する動きが、県内で広がっています。

2021年（令和3年）3月末時点の森林認証の面積は**72,536ha（重複含む）**で、このうちFSC（森林管理協議会）認証は**56,160ha**、SGEC（緑の循環認証会議）認証は**16,832ha**です。

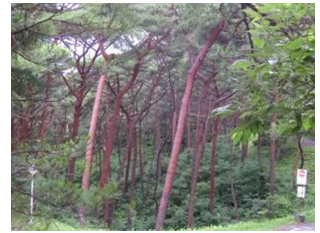
森林認証の審査には生物多様性の保全に関するものも含まれることから、森林認証の拡大は森林の生物多様性の向上のための指標と考えることが可能です。



■ 人工林（アカマツ林）

アカマツは初期成長が速く、乾燥地に良く耐えるため、スギやヒノキの植栽できない尾根状地に植栽されています。本県では内陸の山地や丘陵地を中心に広がりましたが、尾根地に限られるため、スギやヒノキの人工林に比べると、面積はわずかしかなりません。

アカマツの材は強度が高く、日本家屋の建築においては屋根を支える梁として好んで用いられてきました。しかし、1965年（昭和40年）以降に急激に減少し、近年では素材生産量は極めて少なくなりました。また、マツノザイセンチュウによる松枯れのため、県内のアカマツ林は大きな被害を受け、減少しました。



アカマツ林

■ 耕作地

▼農業産出額

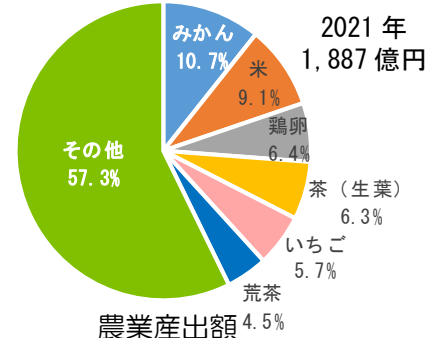
本県の2020年（令和2年）の農業産出額は1,887億円であり、上位から順にみかん、米、鶏卵、茶（生葉）、いちごとなっています。また、荒茶、わさび、ガーベラは全国1位のシェアを占めています。



みかん



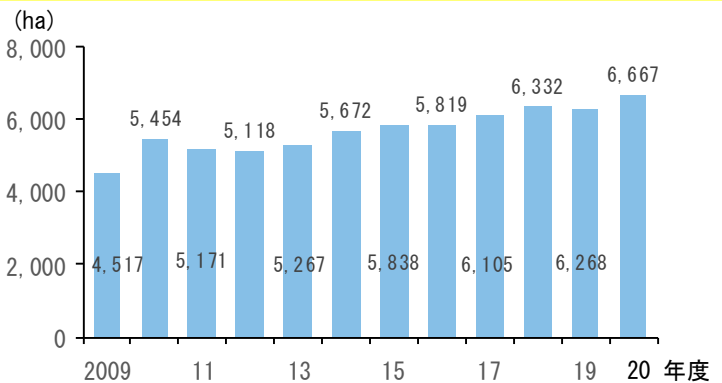
茶園



【資料：生産農業所得統計（農林水産省）】

▼荒廃農地の増加

荒廃農地面積は増加傾向にあり、2020年（令和2年）度の荒廃農地面積は6,667haです。荒廃農地は、外来植物の生育の場となったり、野生鳥獣と人とのあつれきを生じさせたりする原因となります。また、荒廃農地にクズやササ類が繁茂すると、その場所の生物多様性が著しく低下し、森林等への植生遷移も停滞するという研究結果があります。さらに、洪水防止や土砂流出防止、水源かん養等の農地が持つ多面的機能も低下するといわれています。



荒廃農地面積の推移

【資料：農業ビジネス課】

▼野生鳥獣や外来生物による被害

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生鳥獣による農作物への被害が県内各地で深刻化しています。また、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）による水稲への被害も報告されています。



スクミリンゴガイの卵塊

▼生物のすみか

人が食料を育てる場所としてつくった耕作地等は、古くから生物のすみかとしても利用されてきました。しかし、化学肥料や農薬の使用により水質汚濁や生物の致死が生じたり、三面張りの水路等により生物の生息・生育環境が悪化する場所が見られます。

水田とそのまわりのため池、水路等は、カエル類やイモリ、ミナミメダカ等の魚類やトンボ類等多くの生物のすみかとなっていました。しかし、圃場整備等によって湿田が乾田化されたことや、水路のコンクリート化、農薬の使用等によってミズカマキリやタニシ、ニホンアカガエル等の生物が姿を消したほか、川と水田を行き来して繁殖するドジョウのような魚は繁殖の場を失ってしまいました。姿を消した生物の中には、近年、県の条例で希少野生動物種に指定されたヤリタナゴやカワバタモロコもいます。これらの魚類は用水路等に生息していましたが、水路の整備等によって生息地が減少し、現在県内に残されている生息地はごくわずかとなってしまいました。



ドジョウ



いろいろな生物のすみかとなる水田

コラム

棚田（日本の棚田百選、静岡県棚田等十選）

農山村地域の伝統的な風景である棚田は、食料生産の場としてだけでなく、美しい景観や洪水の防止、豊かな生態系の保全等の多面的な機能を有しています。このことから、県では、地域の農家や棚田保全組織とともに、ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」との協働により、持続的な棚田の維持管理を目指した保全活動や、利活用による地域活性化に取り組んでいます。県内では5カ所が「日本の棚田百選（1999年（平成11年）」に、6カ所が「静岡県棚田等十選（1999年（平成11年）」に登録されています。



菊川市倉沢の棚田
（静岡県棚田等十選）

コラム

静岡の茶草場農法（世界農業遺産）

2013年（平成25年）5月、掛川市・菊川市・島田市・牧之原市・川根本町の4市1町の地域で取り組んでいる茶草場農法が世界農業遺産に認定されました。茶草場農法は、茶畑の周囲の茶草場（採草地）でススキやササ等の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝間に敷く農法であり、良質なお茶の生産とともに、晩秋の定期的な草刈りと草の搬出作業により草地性の植物が育ち、生物多様性の確保にもつながります。

茶草場には日本人に古来から親しみが深い、ハギ、ススキ、キキョウ、カワラナデシコ、クズ、フジバカマ、オミナエシの秋の七草を含む300種以上の草地性植物が生育し、フジタイゲキ等の絶滅のおそれのある種も見るができます。また、この地域のみに見られる固有種のカケガワフキバタも確認されています。



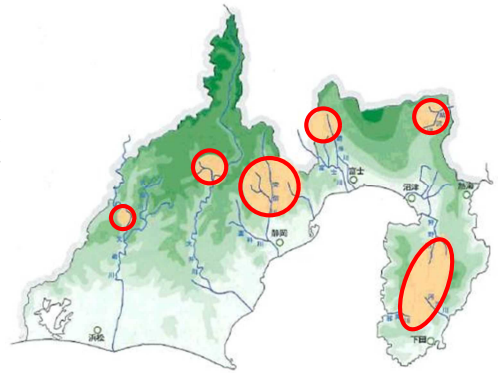
かっぼし（刈干）
※刈った草を立てかけたもの



わさび栽培発祥の地・静岡

本県のわさび栽培

本県は風光明媚な山々の豊かなめぐみである豊富な水を生かして、県内の各産地でわさび栽培が行われています。主な産地は、伊豆市を中心とした伊豆半島、南アルプスに水源を持つ安倍川や大井川等の県中部地域、富士山の湧水にめぐまれた御殿場市や小山町です。2015年（平成27年）のわさびの栽培面積は約130ha、産出額は33億円と全国1位で、その多くは関東や関西の市場に出荷されており、高級食材として活用されています。



静岡県の主なわさび産地

【資料：静岡県のわさび（静岡県、2010年（平成22年））】

わさび栽培の歴史

わさびは古来から日本の各地に自生する日本固有の植物であり、飛鳥時代（592～645年頃）には既に薬草として認識されていたようです。そして今から約400年前の慶長時代（1596～1615年頃）、安倍川上流の有東木（うとうぎ）地区の村人が、山葵山の溪流に自生していたわさびを採集し、湧水地で栽培したのがわが国のわさび栽培の発祥といわれています。慶長12年（1607年）には、村人が駿府城に隠居していた徳川家康に献上したところ、家康公は大いに気に入り、わさびをこの有東木から門外不出の御法度品に定めています。その後、江戸後期の文政時代（1818年～1830年）に江戸霊岸島の寿司屋与兵衛が握り寿司を考案し、日本独特の香辛料としてわさびを使ったことが話題になり、次第に庶民にも普及していきました。

静岡水わさびの伝統栽培

静岡県わさび栽培地域の「静岡水わさびの伝統栽培（発祥の地が伝える人とわさびの歴史）」が、2017年（平成29年）3月に日本農業遺産、2018年（平成30年）3月に世界農業遺産として認定されました。本県では明治期に伊豆地域で開発された「畳石式」と呼ばれる棚田のわさび田等周囲の自然と共存した生産方法が維持されており、生物多様性の確保にも貢献しています。



畳石式のわさび田

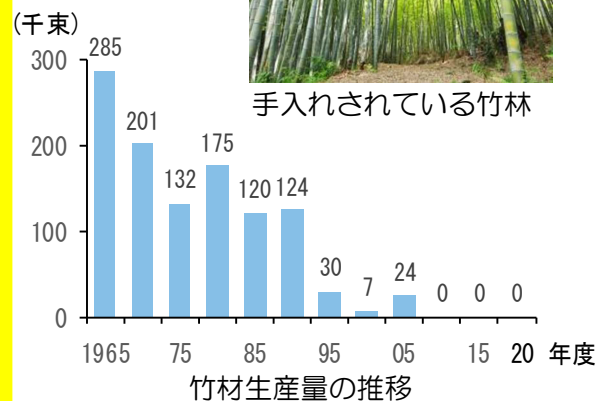
■ 竹林

主に食用のタケノコや竹材を目的として、中国から日本に導入されたのがモウソウチクです。本県の竹林は、1965年（昭和40年）頃までタケノコや竹材の生産に活用されてきました。しかし、安価なタケノコの輸入の増加や竹材の代替品（プラスチック等）の普及、ライフスタイル等の変化により、竹林の相対的な価値の低下とともに竹材の需要がなくなり、放置される竹林が増えています。放置された竹林内は生物多様性に乏しい環境となっています。

また、旺盛な成長力や土壌に対する適応力を持つモウソウチクはスギやヒノキの人工林や果樹園、茶畑等への

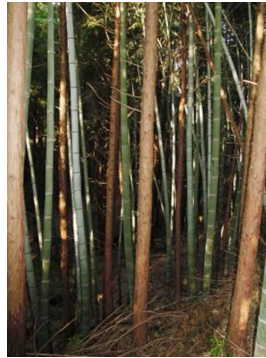


手入れされている竹林



【資料：静岡県森林・林業統計要覧（静岡県）】

侵入といった農林業への悪影響に加え、生態系への影響や里山景観の悪化等の問題も引き起こしています。



茶畑（左）や人工林（右）に侵入するモウソウチク

竹林の拡大

コラム

竹粉による生ごみの堆肥化

拡大する放置竹林の問題と、可燃ごみの多くを占める生ごみの問題について、一度に両方を解決できる取組が注目されています。それは、竹粉を生ごみに混ぜ、減量・堆肥化する取組です。

「静岡市沼上資源循環学習プラザ」の調べによると、竹粉による生ごみ処理は、放置竹林の竹の利活用に留まらず、生ごみを約70%減量でき、残りの約30%は堆肥として活用できることが分かりました。子どもでも簡単に取り組むことができることから、教育機関での環境教育にも役立ちます。また、この取組を単なる生ごみの堆肥づくりとして捉えるのではなく、自然環境に潜む力を活用した新たな技術として評価され、発展していくことが期待されています。

なお、静岡市沼上資源循環学習プラザにおける「竹粉による生ごみの堆肥化」の取組は、環境や社会にとって“良いくらし”とは何かを発掘する目的で開催されている環境省主催の「グッドライフアワード」の「審査員特別賞」を2014年（平成26年）に受賞しました。

【資料：静岡市沼上資源循環学習プラザ資料～自然環境には生活に役立つ情報が眠っている～（一般財団法人静岡市環境公社 重岡廣男、2017年（平成29年））】

草地

家畜の餌や敷きわら、かや葺き屋根の材料を得るため、人は草刈りや火入れによって草地を維持してきました。こうした環境には、キスミレやコウリンカ、キスゲ等の植物が生育し、ヒメシロチョウ等草地を生活の場とするチョウが見られました。

しかし、近年は人が利用しなくなることで草地の手入れがされなくなり、それと同時に草地に生息する生物も姿を消しつつあります。一部地域では、ニホンジカの食害により草地が消失しつつあります。



キスミレ

課題

- ➔ 人工林や雑木林を適正に管理するとともに、木材利用の推進や松枯れ等の防止を図る必要があります。
- ➔ 農業の担い手の育成等により、荒廃農地の発生を予防し、適正な農地の管理を行うとともに、生物多様性の確保につながる伝統的農法の維持、環境にやさしい持続可能な農業の推進を図っていく必要があります。
- ➔ 竹林の適正管理のための竹の活用や、草地の生物を保全するため、草地環境の維持を図る必要があります。

4-3 都市

人口が密集した都市地域では、公園・緑地等のみどりが生物の貴重な生息・生育環境となつていますが、しかし、人工的な環境でも生息・生育できる外来生物が多く見られ、カラスやムクドリ等による被害も問題になっています。

■ 都市の特徴

人の活動が優先する地域で、高密度な土地利用がされています。環境への負荷も多く、生物が生息・生育できる空間は極めて少ない地域ですが、そこに適応した生物も見ることができます。



中心市街地



住宅地



都市河川



公園・緑地

■ 都市の緑地

県内では高度成長期以降、急激な人口増加とともに都市地域が拡大し、樹林地や農地が大幅に減少しました。これにより、生物の生息・生育地が減少、分断化され、生息基盤を失った種の減少等が生じてきました。

こうしたなか、都市部に新たに創出された公園・緑地、屋上緑化、家庭の庭木、社有林等のみどりは、生物の生息・生育地や移動経路の確保に加えて、都市地域の住民が身近な生物とふれあい、生物多様性の重要性を理解し保全に向けた行動を起こしていくきっかけの場としても重要です。

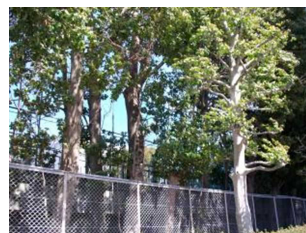
本県の人口1人当たり公園面積（2021年（令和3年）3月）は8.82m²/人となっており、全国平均10.68m²/人を下回っています。このため公園等の整備を促進し、都市部でのみどりの創出を図ることが重要ですが、今後の整備に際しては面積の広さという視点だけではなく、生物多様性が豊かになるようなみどりや水辺等の再生、みどりや水辺をつないで周辺の里地里山・田園や河川・湖沼・湿地、海岸・海洋等との生態系ネットワークを形成することにも配慮が必要です。



街路樹



都市部に再生された林



工場緑地



屋上緑化

■ 都市に残る社寺林

都市部に残る緑地として社寺林が注目されています。

社寺林は神社やお寺の境内等に残されている森林であり、市街地や農村地域の神社に見られる「鎮守の森」はその典型的なものです。古い常緑広葉樹林としての社寺林は、かつて広々と地表を覆っていた天然林がかろうじて都市域の中に残存した姿を示すものであるとともに、都市部のみどりとして人や生物にとって極めて重要な存在となっています。



都市に残る社寺林

■ 都市に適応する生物

アスファルトのわずかな隙間にスマレが咲いたり、人家の軒先にツバメが営巣したり、街路樹でセミ類が鳴く等、都市の環境に適応する生物は、人が自然や季節を身近に感じることができる貴重な存在となっています。

しかし、市街地や道路は外来生物が侵入して分布を拡大するための場所となりやすいことが知られています。都市に生育する植物はセイヨウタンポポやヒメジョオン等外国から日本に入ってきた外来生物が多く、県内には約550種の外来植物が知られています。これらは主に港や空港の貨物に付着して入ってきますが、公共工事に使用される法面吹き付け用の種子に混じって広がることもあります。

また、カラスやハト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ等の鳥類が集団をつくって糞害や騒音等の問題を引き起こすこともあります。さらに、最近ではスズメバチの営巣等によるトラブルもあります。これらの外来生物や鳥害等の問題は、都市地域の人工的な環境や、人が出すごみが餌になっていることが原因の一つになっています。



セイヨウタンポポ



ハシブトガラス

課題

→ 生物多様性に配慮した公園・緑地、植樹帯づくり、緑化の推進、豊かな暮らし空間の創生等を推進するとともに、みどりと水辺の生態系ネットワークを形成することにより、都市地域の生物多様性を高めていく必要があります。

4-4 河川・湖沼・湿地

河川・湖沼・湿地地域は、比較的閉鎖的な環境にあるため、地域固有の生態系を有しています。しかし、高度成長以降の土地利用の高度化等に伴い、人工構造物の設置、水質汚濁、外来生物の侵入等が進行し、本来あるべき多様性が失われる事例が見られます。

■ 河川

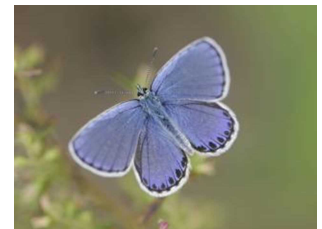
▼河原の植物

本県は急流の河川が多く、富士川、安倍川、大井川、天竜川等は河口まで砂礫の河原となっています。河原には、土壌が少ない、日射が強い、高温になる、洪水が発生する等の厳しい環境に適応した生物が生息・生育しています。例えば、冠水頻度の高い砂礫地にはカワラヨモギ、カワラハハコ、カラニガナ等の河原特有の植物からなる草本群落、河口や流れの緩やかな水際等にはヨシ等の草本群落、河辺にはコゴメヤナギやカワヤナギ等の河畔林が見られます。また、河川敷等に見られるコマツナギはミヤマシジミの食樹となっており、植物がまばらにしかない砂礫地にもハマスズやヤマトバツタ等が生息しています。

しかし、一般的に洪水等の河川環境の攪乱が減少すると、樹林化の進行や草地・裸地が減少するほか、河原に固有・依存する生物等が減少します。



コマツナギ



ミヤマシジミ

▼河川の魚類

県内には、アユ、オイカワ、ヨシノボリ類等約170種の魚類が生息しています。本県は東西に広く、西部の天竜川や太田川では、一生を淡水域で過ごすオイカワやカワムツ等の純淡水魚や、海水が混ざる河口に生息する汽水魚・海水魚が多く生息しているため、魚種が非常に多様です。一方で、東部



アユ

の伊豆地域の河川では、生活史の中で川と海を行き来するアユ、カマキリ（アユカケ）、ボウズハゼ等の回遊魚が主に見られ、純淡水魚が少ないという特徴があります。また、県中部には急流な河川が多いため、汽水域があまり発達せず、河口近くまで中流域のような環境の河川が見られます。

しかし、ダムや堰堤等の横断工作物が設置されている河川では、上流域に生息するヤマトイワナやアマゴの生息地が分断されたり、回遊魚の遡上が阻害されている等、生態系の連続性が課題となっています。また、ヤマトイワナやアマゴは近縁種の放流による交雑で遺伝的攪乱の問題も生じています。

▼水生生物

水がきれいな川では、多様な水生生物を確認することができますが、水が汚れた川では、ヒルやユスリカのような汚い水でも生息できる種だけが生息します。

また、カワゲラやカゲロウ、トビケラ等の水生昆虫や貝類、甲殻類、魚類等の水生生物は、生活排水や事業排水等の流入による水質汚濁の影響を受けています。



カワゲラ・カゲロウ・トビケラ等の水生昆虫

▼湧水

地下水が地表に湧く湧水は、年間を通して水温の変動が小さく夏でも水温が上がらないため、きれいで冷たい水を好むバイカモ、ミクリ属、ミズハコベ等の植物やスナヤツメ等の魚類が見られます。

本県の湧水は各地で見られ、特に富士山周辺では柿田川湧水群をはじめとして多数の湧水が見られます。柿田川は湧水起源の河川で、延長1.2kmの小さな川にも関わらず、ミシマバイカモやヒンジモ等の植物や、アオハダトンボやマルツツトビケラ属等の昆虫、ホトケドジョウ等の魚類等、湧水環境に生育・生息する貴重な動植物が見られます。また、夏でも水温が低いため、アマゴのように普通は河川上流域に生息する生物も見られます。

しかし、湧水量の減少による環境の変化や消失、外来生物の侵入による在来生物との競争等により、湧水環境に生育・生息する生物への影響が危惧されています。



ミシマバイカモ



アオハダトンボ

■ 湖沼

県内には全国第10位の面積をもつ浜名湖のほか、一碧湖、八丁池、田貫湖、桜ヶ池、丹野池、桶ヶ谷沼、佐鳴湖等の湖沼やため池があります。これらの湖沼やため池は、地域固有の生態系を形成しており、特に桶ヶ谷沼は日本でも数少ないベッコウトンボ生息地として全国的にも貴重です。

しかし、多くの湖沼やため池では、オオクチバスやミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニ等の外来生物が増加して問題になっています。



桶ヶ谷沼

■ 湿地・干潟

県内の湿地には、県西部の浜北から三ヶ日にかけての蛇紋岩地域等に分布する湿地、県中部（静岡市）の麻機遊水地、県東部の沼津市から富士市にかけて分布する浮島沼、伊豆半島には火山活動に伴い成立した細野高原の湿原群や西伊豆逆川湿地、蛇石湿原等があります。湿地には、サギソウ、ミズチドリ、ミツガシワ、ミミカキグサ、ノウルシ、サワトラノオ等の多くの湿地性植物が生育しています。県西部の湿地では、この地域のみに見ることができるシラタマホシクサやミカワバイケイソウ等の植物、ヒメヒカゲやハッコウトンボ等の昆虫類が生息しています。

また、磐田市にある大池は淡水ながら、潮の干満により水位が上下する内陸性干潟という珍しい池です。野鳥が多く見られ、特に春と秋の渡りの時期には多くのシギ・チドリ類が渡来します。

しかし、湿地や干潟の多くは埋め立てによって消失する等、湿地・干潟を取り巻く環境は大きく変化しています。また、今までに調査されず、実態が把握できていない湿地も存在します。

なお、「日本の重要湿地 500」では、県内の重要湿地として、湿地や河川、海岸を含む 13 箇所が選定されています。



麻機遊水地



浮島沼



サワトラノオ



シラタマホシクサ

課題

- 生物多様性に配慮した河川等の整備や管理を行っていく上では、水域の生物や水量・水質等の状況は重要な情報となるため、定期的に調査・測定を行う必要があります。
- 多自然川づくりをはじめ、生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する川づくりを推進していく必要があります。
- 湖沼や湿地、干潟の調査等、環境の保全に向けた取組が必要です。

コラム

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」）

環境省では 2001 年（平成 13 年）度に、わが国の湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性保全の観点から重要な湿地を「日本の重要湿地 500」として選定しました。その後、環境の変化が生じている湿地が存在していることや新たな知見の得られた湿地が存在することから見直しが行われ、2016 年（平成 28 年）4 月には重要湿地として 633 箇所が選定されました。

県内では、以下の 13 箇所が選定されています。

- 初島周辺沿岸（熱海市）
- 伊豆半島南東部沿岸（下田市、南伊豆町）
- 伊豆半島西部沿岸（松崎町、西伊豆町）
- 柿田川湧水群（清水町）
- 小田貫湿原（富士宮市）
- 猪之頭湧水群（富士宮市）
- 麻機遊水地（静岡市）
- 大井川中流域（島田市、川根本町）
- 御前崎周辺沿岸（御前崎市）
- 遠州灘海岸（御前崎市、袋井市、磐田市、掛川市、浜松市、湖西市、牧之原市）
- 桶ヶ谷沼及び鶴ヶ池（磐田市）
- 浜名湖（浜松市、湖西市）
- 浜名湖周辺湧水湿地群（浜松市、湖西市）



柿田川湧水群



猪之頭湧水群
(陣場の滝)



御前崎周辺沿岸



鶴ヶ池

4-5 海岸・海洋

県内には砂浜海岸や岩石海岸があり、多様な海岸植生やクロマツの海岸林が見られますが、海岸侵食等による生息環境の消失や松枯れ等が問題となっています。

海洋は好漁場が多く、漁業も盛んに行われています。伊豆半島や榛南地域等には藻場が分布しますが、磯焼け等の問題が発生しています。また、日本一深い湾である駿河湾は生物多様性が豊かであり、サクラエビやタカアシガニは食用として漁獲されています。しかし、深海生物の多くはその実態があまり解明されていません。

海岸

▼海岸林

県内の海岸沿いには、千本松原や三保松原、遠州灘海岸等、先人たちが植林して大切に管理してきたクロマツによる海岸林があります。これらの海岸林は防風林、飛砂・潮害防備林として私たちの生活を守っているとともに、海岸の生物のすみかとしても貴重な存在となっています。また、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災の津波を契機に、海岸林には津波に対する防災効果（津波被害軽減機能）がこれまで以上に求められるようになりました。

しかし、外来生物のマツノザイセンチュウによる松枯れが県内の広範囲の海岸林で見られます。森林の持つ生物多様性保全機能や保健休養機能等の多様な機能に注目が高まる中で、現在実施している海岸林の造成事業においては、クロマツと合わせて地域に生育している広葉樹も植栽しています。



海岸沿いの海岸林



千本松原



松枯れ



広葉樹の植栽

▼海岸植生

本県の海岸線は、岩石海岸の多い伊豆半島を除き、砂浜海岸が主となります。砂浜海岸は強風による砂の移動、強い紫外線、乾燥、高温、高い塩分濃度等、植物にとっては厳しい生育環境ですが、砂地に生育するハマボウフウ、ケカモノハシ、ハマヒルガオ、ハマゴウ、コウボウムギ等は、わずかな環境の違いに適応し、汀線から内陸に向かって規則的な分布をしています。

しかし、このような海岸植物の生育環境も海岸侵食に伴う砂浜の消失等によって減少するおそれがあります。

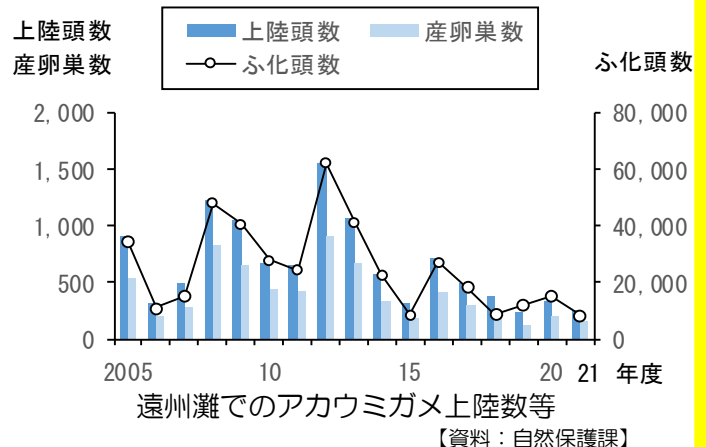


ハマゴウの群落

▼磯や砂浜

県内の西部から中部地域にかけてと沼津、伊豆半島の南端の砂浜は、アカウミガメの産卵地になっています。特に浜松篠原海岸と御前崎海岸は上陸個体数も多く、日本でも有数の産卵地です。なお、御前崎のアカウミガメ産卵地は国の天然記念物にも指定されています。

また、伊豆半島の海岸、県中部の御前崎海岸や大崩海岸は岩石海岸となっており、磯の潮溜まりは様々な生物の生息場所になってい



ます。岩礁にはハゼ類等の小魚、イソガニやイソスジエビ等の甲殻類、タマキビやカサガイ類等の貝類、ウミトラノオやアオサ等の海藻類等、様々な生物を観察することができます。

しかし、ダム等によって土砂の供給が減少したことで生じる海岸侵食や磯化、海岸への車両の進入等があり、特にアカウミガメの産卵環境は決して良好なものではありません。また、砂浜や磯等の海岸には打ち寄せられる漂着ごみや釣り糸・釣り針等により、生物の生息環境を悪化させています。



砂浜海岸



岩石海岸



磯



漂着ごみ

■ 浅海

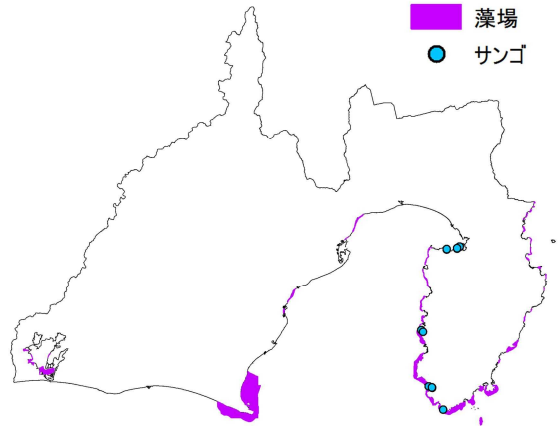
▼ 藻場

伊豆半島や榛南地域等の海岸には、藻場が分布します。岩場にはガラモ場、アラメ・カジメ場、テングサ場、砂地にはアマモ場等が見られ、海藻の種数は全国有数といわれています。このような藻場には多くの小動物が生息し、海の生物多様性を豊かなものにしてしています。しかし、「磯焼け」の発生により、これらの藻場は減少傾向にあります。磯焼けとは、カジメ等の有用海藻が一斉に枯れ、焼跡ようになる現象で、その原因は完全には究明されていませんが、海流の変化や海水温の上昇、栄養分の不足、ウニやアイゴ等魚類による食害等が考えられています。

榛南地域の磯焼けは、1985年（昭和60年）頃から始まり、1994年（平成6年）以降急速に進行し、2000年（平成12年）頃までにカジメやサガラメは全滅しました。食用海藻のサガラメの水揚げが皆無となったほか、カジメ等を餌とするアワビの水揚量が激減しました。そこで、県では2004年（平成16年）度から榛南の相良沖でカジメ群生ブロックの移設、食害魚駆除等を行ってきた結果、相良沖の藻場は2018年（平成30年）度には167haまで回復し、榛南地域全体では870haの藻場が確認されています。

凡例

- 藻場
- サンゴ



藻場・サンゴの分布

【資料：自然環境保全基礎調査（環境省）】



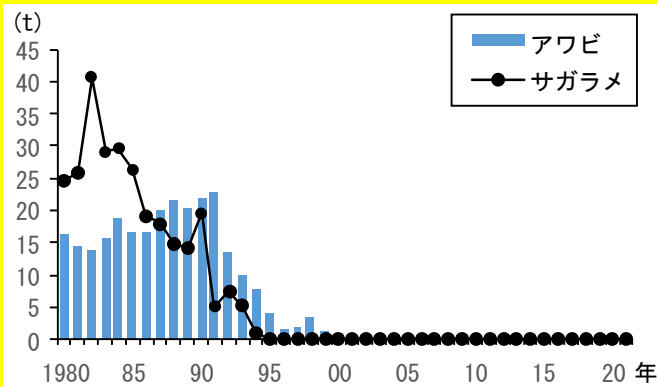
アラメ海中林

【写真提供：石橋英二氏
（榎東海アクアノーツ）】



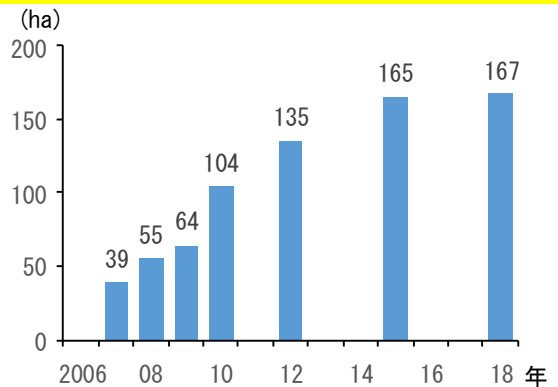
カジメ群落の磯焼け

【資料：静岡県水産技術研究所】



榛南地区のアワビ・サガラメ漁獲量

【資料：水産資源課】



相良カジメ藻場の回復状況

【資料：水産資源課】

▼世界最北限域のサンゴ

伊豆半島西側の石廊崎から沼津にかけて面積は少ないものの、造礁サンゴが分布しています。特に沼津市西浦久連沖にある造礁サンゴ（エダミドリイシ）の群落は、世界最北限域に位置しています。

しかし、冬季の低水温やガンガゼによる食害等によってサンゴの生育面積は減少傾向にあり、保全対策が急務となっています。



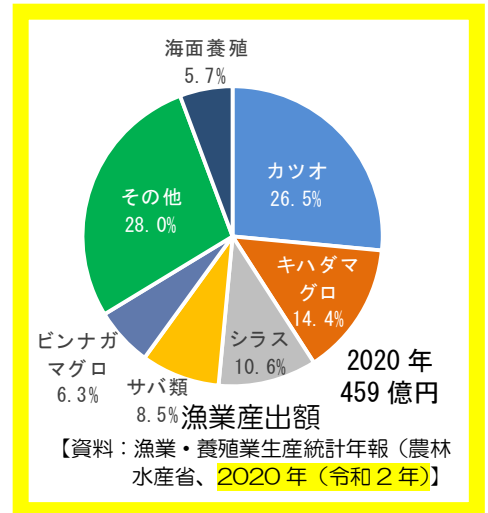
エダミドリイシ
【写真提供：松永育之氏
（榎東海アクアノーツ）】

▼水産資源

本県の海域は黒潮めぐみを受けた好漁場が多く、たくさんの魚類が生息しています。

2020年（令和2年）の海面漁業と海面養殖業による生産額は459億円です。そのうち、カツオ、キハダマグロ、シラス、サバ類、ビンナガマグロの合計で約7割弱を占めます。このほか、アジ、イワシ、サクラエビ、イセエビ等の漁も盛んに行われています。また、マダイやヒラメ等の種苗放流は、資源量を増加させる積極的な手法として有効で、県内に水揚されるマダイの約1割、ヒラメでは約3割が放流魚となっています。

しかし、水産資源の持続的利用のためには、過剰な漁獲量の制限等、水産資源の保全が不可欠です。また、栽培漁業による遺伝的攪乱や養殖業における環境負荷低減等にも配慮していくことが必要です。



駿河湾の貴重な水産資源・サクラエビ

サクラエビの生態

サクラエビは相模湾や東京湾等にも生息していますが、日本国内で漁獲対象となっている場所は駿河湾しかありません。そのため、日本国内の水揚量の100%が駿河湾産です。

サクラエビの仲間は本来、深海動物として知られているにも関わらず、駿河湾のサクラエビは淡水が混入する河口付近に密集して漁獲されます。駿河湾のように沿岸に接近して多く繁殖しているのは、わが国ではもちろん、世界でも珍しいといわれています。その理由として、駿河湾は水深2,400m以上と国内の湾でも最も深く、富士川、安倍川、大井川等の大きな河川が流れ込み、プランクトン等の餌も多く、サクラエビの生息環境が整っているからであるといわれています。

サクラエビの資源管理

サクラエビの漁場は主に富士川沖と大井川沖であり、漁期は3月下旬～6月上旬までの「春漁」と、10月下旬～12月下旬の「秋漁」とに分かれています。

サクラエビ漁は由比港漁協、大井川港漁協の管理の下に共同操業で行われており、漁業者全員が一体となって出漁日や日毎の漁獲量を定める等、資源管理を優先して漁獲量の制限を行っています。

具体的には、漁業者の水揚げ金額を均等ににする「プール制」を導入する等の「管理型漁業」を推進しています。1966年（昭和41年）以来、50年以上にわたってプール制を守っているのは日本の水産界では稀有の事例であるといわれています。なお、近年ではさらに水産業振興団体「マリン・エコラベル・ジャパン」より生産段階認証を取得し、生物多様性に配慮した製品を目指しています。

【資料：第9次漁港整備長期計画・由比漁港（旧由比町） ほか】



由比漁港

■ 深海

▼生物多様性が豊かな駿河湾

駿河湾は日本一深い湾であり、最も深い場所で2,400m以上もあります。この駿河湾には1,000種を超える魚類が生息していることが分かっており、生物多様性が豊かな湾であるといえます。その理由として、①プレート沈み込み帯のために水深が大きいため、浅海から深海までの環境があること、②富士川、安倍川、大井川等の河川から淡水や陸上の栄養塩が供給されるとともに、海底からはメタンに富んだ水が上がってくること、③外洋である太平洋に直接つながっていること等があげられます。



駿河湾

▼深海生物

駿河湾で見られる深海生物には、サクラエビやタカアシガニのように食用のために漁獲されているものもありますが、生態がほとんど知られていない生物がたくさんいます。例えば、ラブカやギンザメのような深海ザメ、ハダカイワシやリュウグウノツカイ、ミズウオ等の魚類、メンダコやユウレイイカ等の軟体動物、オオグソクムシやシンカイコシオリエビ等の節足動物等があります。また、相模湾を望む伊東港や稲取漁港、下田港では、キンメダイが有名です。これらの深海生物は、最近では伊豆地域の観光資源の一つになっていますが、深海生物の実態の多くは解明されていません。



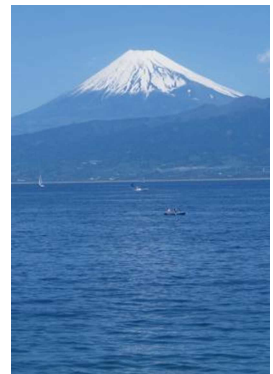
ミズウオ

コラム

駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟

世界で最も美しい湾クラブ (The Most Beautiful Bays in the world) は、優れた自然景観や豊かな生態系を保全しながら、湾周辺地域の観光振興や地域経済の発展との共存を図ることを活動理念としたクラブであり、フランス・ヴァンヌ市に本部を置く NGO (非政府組織) です。現在、加盟している湾は世界 25 カ国 41 湾であり、日本では駿河湾 (2016 年 (平成 28 年) 11 月加盟) のほか、松島湾、富山湾、宮津湾・伊根湾 (京都府) が含まれます。

世界に誇れる最も美しい湾の一つとなった駿河湾ですが、世界文化遺産「富士山」と並ぶシンボルとして次の世代に伝えていくために、沿岸地域一体となって湾の利活用、さらなる環境保全に取り組んでいく必要があります。



駿河湾と富士山

課題

- 海岸・港湾の整備を行う場合は、動植物に配慮するとともに、松林の適正な管理、松枯れへの対策等が必要です。
- 海岸への車両の進入禁止や砂浜の回復 (総合的な土砂管理の方法の考え方に基づく砂浜の保全の方法の検討等)、漂着ごみの処理等にも取り組む必要があります。
- 減少している藻場等の保全・回復の取組を推進するとともに、持続的に水産資源を活用するため、水産資源の適正管理、栽培漁業の推進、養殖業における環境負荷低減等が必要です。また、栽培漁業では遺伝的多様性に配慮することが重要です。
- 深海生物についてさらなる調査・研究を行うとともに、適正な保全・活用を図る必要があります。



法令等による保護地域①

県内には、自然環境保全地域や自然公園、鳥獣保護区等、法令等で自然環境を保全し、野生動物を保護している地域があります。今後も生物多様性の保全のため、30by30の考え方にに基づき重要な自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等の維持・保全、拡張の検討が必要です。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全地域として指定しています。県内では大井川源流部が本州唯一の「原生自然環境保全地域」に指定されているほか、県の条例に基づく自然環境保全地域が7箇所あります。

これらの自然環境保全地域は、本県の貴重な自然環境を保全する上で大きな役割を果たしています。例えば桶ヶ谷沼は国道1号に隣接し、アクセスにめぐまれた平野部に位置することから、昭和時代後期には度重なる開発の圧力を受けていましたが、地元自然保護団体からの要望や自然環境の保全に対する世論の盛り上がりを受け、1989～1990年（平成元～2年）にかけて、県が沼本体を含む周辺地域約44haを買収しました。加えて、1991年（平成3年）には一体の約51haを自然環境保全地域に指定し、保全計画が策定されました。このような自然環境保全地域としての指定や地元住民等の熱心な保護活動により、ベッコウトンボをはじめとする貴重な動植物の生態系が保全されています。

県内の自然環境保全地域の概要

名称	所在地	面積	指定	概要
大井川源流部	川根本町	1,115ha	1976年（昭和51年）3月22日	南アルプス最南端の高峰、光岳（2,591m）の山頂を含む大井川の支流寸又峡の源流にあり、黒々と茂る原生林と岩と氷の支配する高山が今なお太古の姿をとどめている。
気田川	浜松市	857ha	1974年（昭和49年）6月7日	気田川上流の流域、急峻な傾斜地。シイ、カシ類の常緑広葉樹とシデ、カエデ類の落葉広葉樹及びモミ、ツガの常緑針葉樹の混交林。
渋川	浜松市	195ha	1974年（昭和49年）6月7日	通称「枯山」と呼ばれる地域。ジングウツツジ（シブカワツツジ）等蛇紋岩地域特有の植生が存在。その地質と併せて学術的な価値が高い。
京丸・岩岳山	浜松市	353ha	1975年（昭和50年）2月20日	岩岳山、竜馬ヶ岳、京丸山を結ぶ稜線一帯。ブナの天然林で、アカヤシオ、シロヤシオ等の貴重な群生地がある。
明神峠	小山町	431ha	1975年（昭和50年）2月20日	三国峠を中心として明神峠、大洞山を結ぶ稜線一帯。樹齢の高いブナ、ミズナラ、カエデ等の天然林が残されている。
愛鷹山	富士市、裾野市、沼津市、長泉町	3,198ha	1975年（昭和50年）2月20日	越前岳より愛鷹山にいたる稜線一帯。ブナ、ミズナラの天然林。生物相が豊富でハコネサンショウウオの生息地をはじめ、貴重な動植物が見られる。
桶ヶ谷沼	磐田市	51ha	1991年（平成3年）3月29日	都市近郊にありながら、貴重な自然が残されており、国内希少野生動物種であるベッコウトンボをはじめ、これまで70種のトンボの生息が確認されている。
函南原生林	函南町	102ha	1993年（平成5年）4月30日	箱根外輪山の一つである鞍掛山の南西斜面。樹齢700年のアカガシ、ブナ、ヒメシャラ等の原生的な貴重な森林である。

【資料：自然保護課】

自然公園

自然公園法及び静岡県立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るとともに生物多様性の確保に寄与することを目的として「自然公園」を指定しています。県内では国立公園2箇所、国定公園1箇所、県立自然公園4箇所があります。

また、静岡県立自然公園条例に基づき、県立自然公園特別地域内で捕獲や採取等を規制する動植物を指定しています。2022年（令和4年）3月現在で植物567種、動物9種を指定しており、県立自然公園ごとにリストを公表しています。



法令等による保護地域②

県内の自然公園の概要

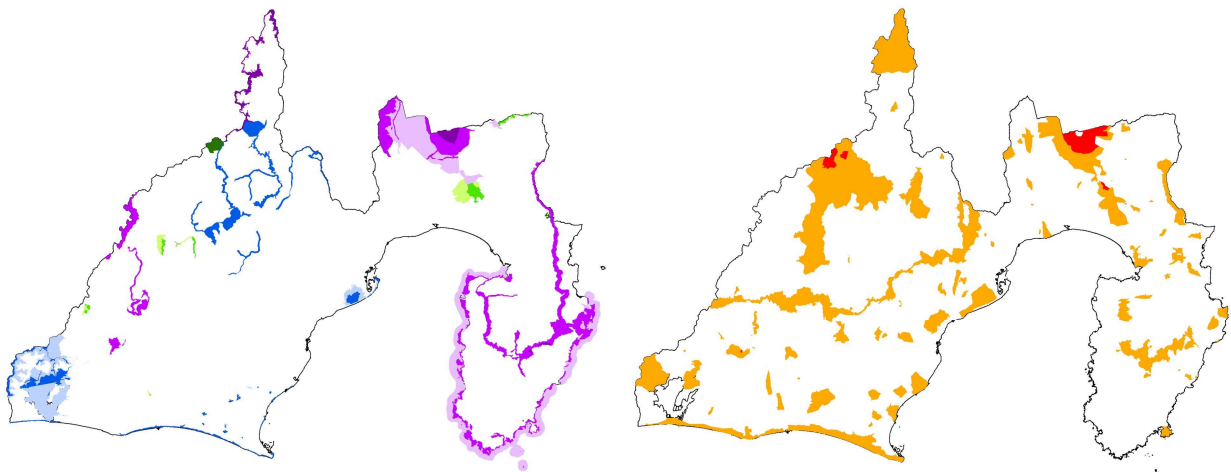
名称	指定（最初）	概要
富士箱根伊豆国立公園	1936年(昭和11年) 2月1日	日本一の富士山、東海道で天下の嶮と唄われた箱根、昔から温泉と変化に富む海岸風景で名高い伊豆半島及び活火山で有名な大島や三宅島等の伊豆七島からなる。
南アルプス国立公園	1964年(昭和39年) 6月1日	本州中部を南北に走る赤石山脈を中心とした、わが国屈指の山岳国立公園。
天竜奥三河国立公園	1969年(昭和44年) 1月10日	長野、静岡、愛知の3県にまたがり、長野県飯田市の南部より静岡県浜松市に至る天竜川の延長約90kmの地域と、天竜川に注ぐ数本の支流及び豊川上流の河川渓谷景観を中心に、茶臼山・鳳来寺山等の山地景観を加えて、国立公園が指定されている。
日本平・三保の松原 県立自然公園	1951年(昭和26年) 3月6日	駿河湾に面して、静岡市駿河区と清水区にまたがり、日本平からの眺望景観や同湾に突き出た三保半島海岸景観を中心に野外レクリエーションを主体とする公園。
奥大井県立自然公園	1968年(昭和43年) 4月1日	大井川と安倍川の上流にあり、雄大な展望のきく山々と美しい渓谷、原生林、豊富な高山植物、野生生物、温泉にめぐまれた公園。
御前崎遠州灘 県立自然公園	1968年(昭和43年) 12月20日	県最南端、駿河湾と遠州灘を分けるように突き出た御前崎とその周辺の海岸景観を中心に、海浜レクリエーションを主体とする公園。
浜名湖県立自然公園	1950年(昭和25年) 5月11日	県西端、浜名湖の湖岸景観と愛知県境湖西連峰の森林景観を中心に野外レクリエーションを主体とする公園。

【資料：自然保護課】

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、哺乳類・鳥類の野生動物について、その保護繁殖を図るために「鳥獣保護区」を指定しています。県内では、2023年（令和5年）3月現在で特別保護地区が4箇所（富士山南、愛鷹山、千頭水窪、県立森林公園）（6,041ha）、鳥獣保護区が111箇所（139,768ha）となっています。

- 国立、国定公園（特別保護地区）
- 国立、国定公園（特別地域）
- 国立、国定公園（普通地域）
- 県立自然公園（特別地域）
- 県立自然公園（普通地域）
- 自然環境保全地域（原生自然環境保全地域）
- 自然環境保全地域（県自然環境保全地域特別地区）
- 自然環境保全地域（県自然環境保全地域普通地区）
- 特別保護地区
- 鳥獣保護区



自然公園・自然環境保全地域・鳥獣保護区



30by30 と OECM

国際的な動き

2021年（令和3年）6月に開催されたG7コーンウォール・サミットにおいて、2030年（令和12年）までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7・2030年自然協約」が採択されました。この協約においてG7各国は国内の状況に応じて2030年（令和12年）までに陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護すること（30by30）を約束しています。

日本の現状と OECM

日本では、現在、陸地の約20.5%、海洋の約13.3%が国立公園等の保護地域に指定されていますが、30by30目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張だけではなく、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を設定していくことが重要です。このため、環境省では、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を国がOECMに認定する仕組みを2022年（令和4年）度に試行しています。そして、2023年（令和5年）には全国で100地域以上を先行的に認定することを目指します。

30by30目標のカギ、OECM

－ 企業や地域、一人ひとりの土地の管理が国際目標につながります －

8 いま話題のOECMってなに？



2010年に日本で生まれた**全く新しい自然を守る方法**です。

法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域のこと

- ① 「愛知目標」の中の陸域と海域を守る目標には、その達成手段として、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」が示されました。英語でOther Effective area-based Conservation Measures、略して**OECM**です。
- ② 先住民族の管理している土地など法令による規制ではなく**慣習や生業によって守られている場所**を、地球の生態系を守るための場所としてきちんとカウントしていくことができる仕組みです。いま国際的に注目され、「**名古屋のギフト**」と呼ばれることもあります。

日本では、企業の管理する水源の森や、地域が管理する里地里山などが、OECMになるでしょう

- ① 日本の背骨にあたる奥山には、すばらしい自然の風景を楽しめる国立公園などの保護地域があります。
- ② ただ、私たちの身の回りにも、多くの絶滅のおそれのある生き物が暮らす里地里山や、洪水防止や心身のいやしにつながる都市の緑地など、大切な場所がたくさんあります。
- ③ これらをOECMとして国際データベースに登録することで、その大切さを私たち皆が共有し、一緒にまもっていくことにつながります。そして**保護地域とOECMがつながる**ことで、**森里川海がつながり、私たちに恵みをもたらします**。

これまでのOECMの在り方に関する検討はこちら→



保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

【資料：環境省】

第5節 県内の特徴的な地域

■ 伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖

県内の特徴的な地域として、国内外でも注目が高まっており、今後ますます生物多様性の保全と持続可能な利用の視点が重要となる「伊豆半島」「富士山」「南アルプス」「浜名湖」の4つの地域を取り上げます。

- ◇ 伊豆半島は、今から100万年ほど前に、南からやってきて本州に衝突してできたとされており、生物地理学的にも興味深い地域です。日本ジオパークに認定され、今後は世界ジオパークへの認定を目指した取組が進められています。ジオパークは地形地質を主たる資産としつつ、生態系等とのつながりも重視していることから、生物多様性とも関わりがあります。
- ◇ 富士山は日本一の標高をもち、世界文化遺産にも登録されています。典型的な植物の垂直分布が見られ、「富士」にちなんだ名前の植物も多くあります。また、標高に応じた多様な動物が生息しています。
- ◇ 南アルプスはユネスコエコパークに登録されており、高山植物やライチョウ等、氷河期時代の遺存種が生息・生育しているほか、固有種も知られています。
- ◇ 浜名湖は日本一の周囲長をもつ汽水湖です。干潟や藻場等の多様な環境があり、アサリやニホンウナギ等の水産資源を活かした産業も盛んです。

■ 今守りたい大切な自然

県内の特徴的な地域として、貴重な動植物が生息・生育する環境としての視点から「今守りたい大切な自然」を取り上げます。今守りたい大切な自然は、**自然環境保全地域で8箇所、県立自然公園等で7箇所**、静岡県レッドデータブック（2004年（平成6年））で10箇所の**計25箇所**が選定されました。しかし、県内にはここに取り上げた場所以外にも重要な生息・生育地がたくさんあります。そのような場所を「今守りたい大切な自然」として注目していきます。



5-1 伊豆半島

伊豆半島には岩石海岸から天城山の天然林まで多種多様な環境があります。
また、伊豆半島の固有種がいくつかの生物で知られています。

■ 伊豆半島ジオパークと生物多様性

伊豆半島には、火山活動等によりつくられた山岳や滝、岩石海岸等、特異な自然景観があり、「富士箱根伊豆国立公園」や「伊豆半島ジオパーク」の重要な構成要素の一つとなっているとともに、特殊で多様な生物の生息・生育環境にもなっています。

このうち、ジオパークは、地質や地形等を主な資産としつつ、「保護」「教育」「持続可能な開発」を三つの柱とするユネスコのプログラムであり、生態系や歴史・文化、産業、社会等とのつながりを重視していることから、生物多様性の理解普及に寄与する取組です。ジオツアーや地域学習において、地質や地形とともに、生物多様性を学ぶことができます。



城ヶ崎海岸

■ 伊豆半島に生息・生育する固有の生物

伊豆半島では、ここにしか分布していない固有種がいます。植物では、イズアサツキ、アマギツツジ、イズドコロ、アマギカンアオイ、シイノミカンアオイ、イズカニコウモリ、動物ではアマギササキリモドキ、シュゼンジフユシヤク、メルレンドルフマイマイ等が分布しています。

また、オカダトカゲは伊豆半島及びその周辺と伊豆諸島に、ミヤケチャイロマイマイは伊豆半島沿岸の島嶼と伊豆諸島に分布する等、伊豆諸島と共通の生物も見られます。



アマギツツジ

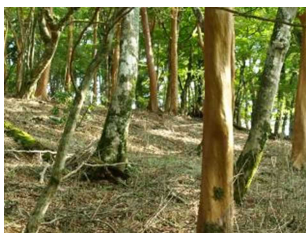
奥山 | 里地里山・田園

■ 天城山に残る豊かな自然環境

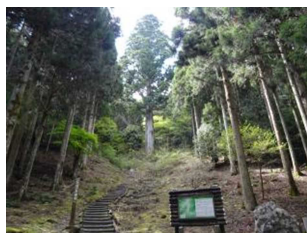
天城山の山頂部付近にはブナ、ヒメシャラ、ミズナラの優占する天然林が残されており、八丁池付近にはブナの純林も見られます。また、江戸時代には幕府林、第二次世界大戦までは皇室の御料林として厳しく保全されたことから、「天城九制木」（マツ、スギ、ヒノキ、ケヤキ、サワラ、クスノキ、カシ、モミ、ツガ）と呼ばれる巨木が残されています。

天城山は年間雨量が3,000mmを超える本州でも有数の多雨地域です。このような気候はシダ類等の植物の生育に適しており、古くから植物の研究が行われてきました。伊豆半島で採取した標本をもとに種名をつけられた植物も多数あり、ここがタイプ産地*となっています。これらの中には、アマギカンアオイやイズカニコウモリ等伊豆地域の地名にちなんで和名がつけられた伊豆半島に固有の植物もあります。また、浄蓮の滝で見られるハイコモチシダは県の天然記念物に指定されています。

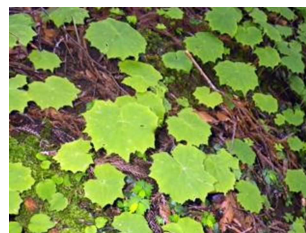
※新たな生物が新種として命名・記載されたとき、その基準となった標本は「タイプ標本」と呼ばれ、その標本が採集された場所は「タイプ産地」と呼ばれる。



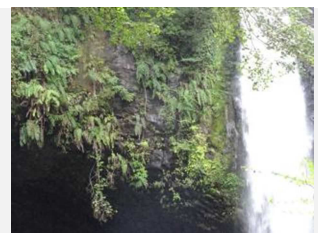
天城山の天然林



天城九制木の
一つである太郎杉



「伊豆」の名がつく
イズカニコウモリ



県指定天然記念物の
ハイコモチシダ

■ オオシマザクラ等のサクラ類の生育

本県に自生するサクラ類は14種あり、このうち伊豆半島から富士山麓にかけての地域には、ヤマザクラ、マメザクラ、オオシマザクラ等13種が自生しています。オオシマザクラは伊豆半島や伊豆諸島を中心に生育し、マメザクラは富士・箱根・伊豆地域に多いことからフジザクラとも呼ばれています。

なお、桜餅の葉はオオシマザクラの柔らかい葉を塩漬けしたもので、松崎町で全国の約7割の量を生産しています。



オオシマザクラの葉を使用した桜餅

■ 雑木林の荒廃

伊豆地域の炭焼きは、江戸時代を盛期に昭和時代まで行われてきたことから、常緑広葉樹林や落葉広葉樹林等の雑木林が海岸付近から内陸まで広く残されています。しかし、雑木林の中には放棄されて荒廃している場所もあります。



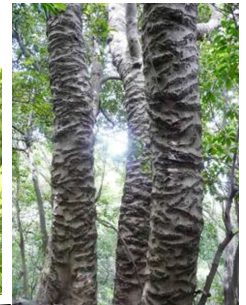
荒廃した雑木林

■ 大室山や細野高原に残る草地環境

大室山や細野高原は、古くから定期的に山焼きが行われることにより、現在少なくなってきた草地の環境が維持されており、草地性の動植物の生息・生育環境、猛禽類や哺乳類の餌場環境として利用されています。

■ クリハラリス等の定着

伊東市を中心とした伊豆半島東海岸では特定外来生物であるクリハラリスの生息域が拡大し、農作物等への被害が出ています。また、同じく伊東市ではアムールハリネズミの生息が確認されており、生態系への影響が危惧されています。



クリハラリスと食痕で傷がついた樹皮

■ ニホンジカやイノシシによる被害

近年はニホンジカやイノシシ等の生息域が拡大しています。特にニホンジカは、ここ5～6年は2～3万頭前後で推移しており、適正とされる約4,600頭を大きく上回っています。ニホンジカの増加により、林内下層に生育する植物の消失、不嗜好性植物の繁茂、ディアライン（ニホンジカの口が届く範囲の植生が消失して形成される明確な境界）等の生態系への悪影響や、農林産物の食害、踏み荒らし等が深刻化しています。特に天城山では、ここ10～15年ほどの間にスズタケやミヤマクマザサ等のササ類の大半が、ニホンジカの採食により消失しました。

河川・湖沼・湿地

■ 伊豆半島を代表する河川の狩野川

伊豆半島の中央部を北に流れる狩野川は天城山を源とし、上流部にはカシ等の天然林、中流部にはツルヨシ等が茂り、河道には瀬や洲が発達する等、豊かな自然環境があります。魚類は約80種が確認されており、その中でも特にアユが有名で近代のアユの友釣りは、狩野川が発祥の地とされています。

しかし、最近ではカワウによるアユ、アマゴ等の食害が問題となっています。

そのほか、伊豆半島には伊東大川水系、河津川水系、稲生沢川水系、青野川水系のほか、多くの中小河川があります。

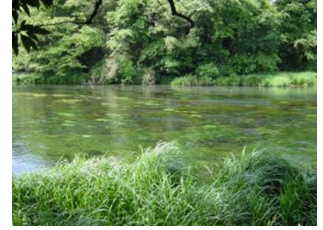


狩野川

■ 湧水河川の柿田川

狩野川の支川の柿田川は、湧水を水源とする全国でも珍しい川で、その湧水量は日本一を誇り、国の天然記念物に指定されています。自然の状態では柿田川だけに生育するミシマバイカモのほか、通常は渓谷に生息するヤマセミやアマゴ等が見られ、とても豊かな自然環境が残っています。

しかし、最近では特定外来生物のオオカワヂシャが繁茂して問題となっているため、国や地域住民等が中心となって駆除を実施しています。さらに、柿田川の自然環境を保全するため、ナショナルトラスト運動（住民等が土地を買い取るにより自然環境を保全していく運動）も行われています。



柿田川

■ 一碧湖や八丁池、シラヌタの池等の湖沼

一碧湖は周囲約4kmの小さい火口湖ですが、伊豆半島では最大の湖です。今や全国に分布が広がっている特定外来生物のブルーギルは、1966年（昭和41年）に水産庁が食用として、この一碧湖に放流したのが最初であるとされています。

八丁池は、谷の最奥部が活断層のずれによって窪地となり、水が溜まってできた断層湖です。また、東伊豆町にあるシラヌタの池は、周囲を天然林に囲まれた自然豊かな池であり、「シラヌタの池とその周辺の生物相」は静岡県指定天然記念物となっています。この八丁池、シラヌタの池は、ともにモリアオガエルの産卵地として有名です。



一碧湖



八丁池

海岸・海洋

■ 多くを占める岩石海岸

伊豆半島の海岸は、県内の他の海岸とは特徴が大きく異なり、ほとんどが岩石からなる磯で、砂浜はごく一部の地域に限られています。磯の潮溜まりでは、ハゼの仲間等の魚類、イソガニやイソスジエビ等の甲殻類、タマキビやカサガイ類等の貝類等、様々な生物を観察することができます。また、陸上ではウミコオロギやイソカナタタキ等海岸性の昆虫が生息し、海岸の崖や岩礁がクロサギやイソヒヨドリの繁殖地や、越冬するウミウの休息地となっています。



岩石海岸

■ 特徴的な海岸植物

伊豆の西側と南側の沿岸は、ウバメガシやビャクシン林が多く、沼津市大瀬崎や南伊豆町子浦等に代表的な林が見られ、国や県の天然記念物に指定されています。また、東海岸では伊東市にヤマモモとヒメユズリハの群生地が見られます。海岸の岩上や砂地には、常緑低木のオオシマハイネズが幹を匍匐させ、マット状に広がって生育しています。

同様に海岸の崖地で、季節風や潮風をかぶるような裸地には、伊豆七島にも分布する日本固有種のソナレセンブリが生育しています。下田市で見ることができますが、産地が限られ、個体数も少なくなっています。伊豆半島の中南部には強い風衝でわずかな土壌しかない海岸断崖の崖錐地があります。



大瀬崎のビャクシン樹林

このような厳しい環境条件下には、ハマツメクサやタイトゴメ、その後方にはイソギク、ポタンボウフウ、ハチジョウススキ等の多年草からなる海岸断崖地の風衝草地在り分布しています。さらにその後方（陸側）には、トベラ、シャリンバイ等が岩の間に根を伸ばし、低木林を形成しています。

■ 多様な藻場

伊豆半島の沿岸で藻場を形成する海藻の種数は全国有数ともいわれ、アワビやサザエ、ウニ等の餌となっています。テングサ漁業も有名であり、マクサ、オニクサ、ヒラクサ、オバクサ、ユイキリ等が主な対象となっています。しかし、近年は海水温の上昇や海水の汚染、ウニ等の食害が原因とされる磯焼け等により、藻場が減少しています。



カジメ海中林



マクサ

【写真提供：石橋英二氏（株式会社東海アクアノーツ）】

■ 世界最北限域のサンゴ

静岡県内では、南伊豆町の伊豆ヒリゾ、三坂漁港（中木地区）でサンゴの種の多様性が比較的高いとされています。また、沼津市西浦久連沖にある造礁サンゴ（エダミドリイシ）は、太平洋側のサンゴ分布の世界最北限域に位置しており、1990年（平成2年）代中頃までは大きな群集を保っていました。

しかし、現在は低水温による白化や食害により激減しているという研究があり、地元漁協等が保全活動を行っています。



エダミドリイシ

【写真提供：東海大学・中島匠氏】

■ 貴重な水産資源になっている深海生物

伊豆半島の東西にはフィリピン海プレートが日本列島の下に沈み込むプレートの境界があります。プレートの沈み込みは駿河湾、相模灘といった水深2,000m以上の深い海をつくりだしました。陸地から近い場所にあるこの深い海には、多くの深海生物が生息しており、キンメダイやタカアシガニ等は伊豆半島の貴重な水産資源になっています。しかし、深海生物の現状はあまりよく分かっていません。



タカアシガニ

課題

- ➔ 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境づくりが必要です。
- ➔ 天城山に残る天然林やシダ植物等をはじめとする植物相の保全が必要です。
- ➔ 荒廃している里地里山の適正な管理、二ホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、二ホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。
- ➔ 伊豆東海岸のクリハラリスや、柿田川のオオカワチシャ等の外来生物の防除対策が必要です。
- ➔ 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。
- ➔ 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

5-2 富士山

日本最高峰を誇る富士山には、典型的な植生の垂直分布が見られるほか、標高に応じて数多くの動物が生息しています。

奥山

■ 特徴的な植生の分布

富士山には植物相の異なる森や草地等がモザイクのように存在し、生物多様性に富んだ生態系が形成されています。富士山頂と山麓では20℃以上の気温差があり、標高に沿って生育する植物が移り変わる垂直分布が見られます。標高約2,400m以上になると森林限界、樹木限界となって山頂付近では礫の上にコケや地衣類が生育するのみとなります。

日本アルプス等に分布する高山植物は、約1万年前の最終氷河期が終わった頃から高山に分布するようになったものと考えられています。しかし、富士山は地質学的にも新しい部類に属する火山であることから、現在の富士山に分布する高山植物は、火山活動が終わった後に他の高山から飛来した種子に由来すると考えられます。

また、日本の高山帯に広く分布するハイマツは富士山にはありません。これは、ハイマツの種子が富士山にたどり着かなかったことによると考えられています。ハイマツの分布しない富士山の森林限界付近では、カラマツを中心にダケカンバやミヤマハンノキが分布しています。これより上部は、オンタデやミヤマオトコヨモギ、ムラサキモメンヅル等の草本類による群落が斑点状に分布しています。なお、富士山の森林限界は、現在も一次遷移の進行とともに上昇しています。

フジアザミ、フジタイゲキ、フジアカショウマ、フジハタザオ、フジオトギリ、フジザクラ（マメザクラの別名）等、「富士」にちなんだ名前がつけられた植物も多くあります。



富士山の森林限界



フジアザミ



フジザクラ
(マメザクラの別名)

■ 多くの動物の生息

標高に応じて、約40種の哺乳類、季節により移動する種を含め約180種の鳥類、1,500種以上の昆虫类等、数多くの動物が分布しています。なかでも、フジシロミヤクヨトウは国内では富士山のみ分布する種です。

なお、富士山周辺にはツキノワグマが生息していますが、他の地域から分断されて生息区域が孤立しており、静岡県版レッドリストでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。



ルリビタキ

■ ニホンジカの増加

富士山麓では、ニホンジカの増加による草本類の採食や、不嗜好性植物の増加、ディアラインの形成（ニホンジカの口が届く範囲から葉等が消失）、樹皮が剥がされる等の被害が発生しています。被害は平野部の水稻等の農作物から、標高2,000m以上の自然植生にまで広範囲に広がっています。



樹皮剥ぎされたウラジロモミ

■ 利用者の増加による生態系への影響

富士山は近年の登山ブームや、2013年（平成25年）6月に世界文化遺産に登録されたこと等から、多くの利用者が訪れています。そのため、利用者によるごみの投げ捨て、登山道や遊歩道を外れて歩くことによる植生の踏み荒らし、オフロード車の乗り入れ等、マナーやルール違反による生態系への影響が懸念されています。

また、トレイルランニング大会による植生の踏み荒らし等の影響も懸念されています。



登山道の踏み荒らし

■ 外来植物の侵入

富士山5合目周辺や富士山スカイライン等の道路沿いで、セイヨウタンポポやヒメジョオン等の外来植物が見つかっています。これは利用者の靴・衣服や自動車への付着等により他の地域から種子が運び込まれ、侵入したものと考えられています。



侵入したヒメジョオン



種子除去マットの設置

静岡県では、富士山登山道沿いの植生調査や種子除去マットの設置等により、外来植物の侵入防止対策を実施しています。

里地里山・田園

■ 適正な管理が行き届いていない人工林

人工林の一部には、適正な管理が行き届いていない過密な森林が見られます。このような人工林では、下層植生も少なく、生物の生息・生育環境として好ましくないばかりか、土砂の流出等の水土保持機能の低下が懸念されています。

■ 富士山麓に残る広大な草地

富士山麓には今も大規模な草地が残っており、マルバハギ、マツムシソウ、シシウド、サクラソウ、ユウガギク、オミナエシ、キキョウ等の植物や、アサマジミ、ヒョウモンチョウ等の草地性の動物の貴重な生息・生育環境となっています。朝霧高原では、古来より火入れを行って草地を維持してきましたが、高齢化等によって一部の火入れが行われなくなり、森林化が進んできています。



富士山麓の広大な草地

課題

- 植生の垂直分布やツキノワグマの地域個体群をはじめ、富士山の多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- 二ホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。
- 利用者の踏みつけ等による植生の破壊を防ぐ必要があります。
- 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。
- 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

5-3 南アルプス

ユネスコエコパークに登録された南アルプスは、高山植物やライチョウなど氷河期由来の希少な動植物が生育、生息する世界の南限であり、その豊かな自然環境は、まさに世界の宝といえます。

奥山

ユネスコエコパークへの登録

南アルプスは3,000m級の山々が連なる急峻な山岳環境の中、固有種を含む多くの生物が生息・生育するわが国を代表する自然環境を有しており、2014年（平成26年）6月にユネスコエコパークに登録されました。

登録地域は法的に厳しく保護される核心地域、適切な保護や管理をしながら環境教育等に利用する緩衝地域、自然環境と調和した農業や歴史、文化を活かした活動等が行なわれている移行地域の3つのゾーンに分かれています。

ユネスコエコパークは、貴重な自然や地域の文化を守りながら地域の発展を目指すもので、①科学的な調査を行い、②生物多様性を保全しつつ、③自然を利用する、という3つの機能の調和を図りながら地域社会の発展を目指すものです。



南アルプスユネスコエコパーク

【資料：南アルプスユネスコエコパーク公式サイト】

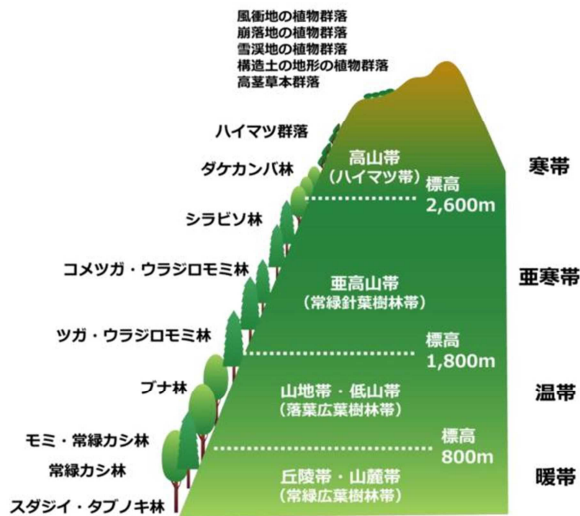
植生の垂直分布と多様な動物

南アルプスの植生帯は、標高約800m以上が落葉広葉樹林、標高約1,800m以上が常緑針葉樹林、約2,600m以上がハイマツや高山植物が生育する植生の垂直分布が見られます。そして、様々な環境に応じた植物が生育し、多様な動物たちの生息基盤になっています。

哺乳類はカモシカをはじめ、ツキノワグマ、テン、ニホンザル、ニホンジカ等が確認されています。

ライチョウ、イワヒバリ等の鳥類、アカイシサンショウウオ等の両生類、ミヤマシロチョウ、クモマツマキチョウ等の高山性昆虫類を含む特徴的な動物を見ることが出来ます。

なお、ライチョウとカモシカは国の特別天然記念物に指定されています。



南アルプスの垂直分布

【資料：南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡地域版）（静岡市、2015年（平成27年））】

氷河期の遺存種や分布限界種

南アルプスの高山帯には、タカネビランジやセンジョウアザミ等南アルプスだけに分布する固有種、タカネマンテマ、ムカゴユキノシタ、ムカゴトラノオ等氷河期の遺存種等が多数生育しています。昆虫ではテカリダケフキバッタやミヤママルガタゴミムシのような固有種、ベニヒカゲやクモマツマキチョウのような分布の南限となる種が分布します。

また、温暖な太平洋側でかつ3,000m級の山々を持つことから、高緯度地域から日本の標高の高い地域にかけて生息・生育する動植物の分布の南限ともなっています。ハイマツやチョウノスケソウ、ライチョウ等がこれにあたります。

氷河期の遺存種や分布限界種の多くは、地球温暖化による気温の上昇により、絶滅が危惧されています。



タカネピランジ



ハイマツ



チョウノスケソウ



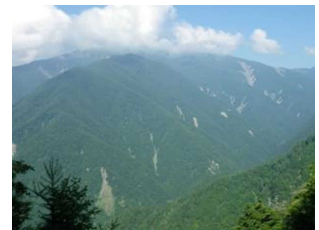
ライチョウ

■ ニホンジカによる高山植物等への影響

南アルプスでは近年、ニホンジカの生息範囲の拡大や頭数の増加で、その食害や踏圧を主因とする高山植物群落の荒廃が問題となっており、そこに依存するライチョウや高山のチョウ等の動物にも影響が及ぶと危惧されています。また、カモシカの分布域の変化もニホンジカによる影響を受けていると考えられています。

■ 大規模な開発事業の計画

南アルプスユネスコエコパークにおける核心地域（自然環境を厳格に保護しなければならない地域）を、リニア中央新幹線がトンネルで通過するルートが計画されており、希少な生態系を含む貴重な自然環境に甚大な影響を与える可能性が懸念されています。この自然環境への影響の回避に向け、県と建設事業者との間で、専門委員会を設置し、対話を続けています。

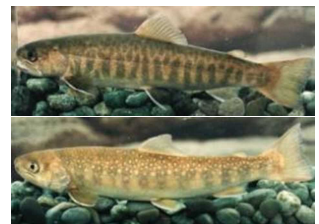


リニアトンネル建設が計画されている南アルプス

河川・湖沼・湿地

■ ヤマトイワナやアマゴの遺伝的攪乱

南アルプスの源流域の溪流には、ヤマトイワナやアマゴが自然分布していますが、過去に漁獲対象魚種としてヤマトイワナの別亜種のニッコウイワナ、アマゴの別亜種のヤマメ、また他産地のアマゴが放流され、交雑による在来個体群の遺伝的攪乱が生じています。



ヤマトイワナ（上）とニッコウイワナ（下）

【資料：静岡県水産技術研究所】

課題

- 南アルプスユネスコエコパークの保全及び適正な利用を推進していく必要があります。
- 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- 気候変動による影響が懸念されている遺存種・分布限界種を保全する必要があります。
- リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や生態系を含む南アルプスの貴重な自然環境への影響が懸念されており、その影響の回避に向けて、建設事業者との対話を通し解決を図る必要があります。
- 人類共有の財産であり、世界の宝とも言える南アルプスの希少で貴重な自然環境の保全の重要性や、魅力を発信し、より良い形で次代に引き継いでいくため、人々の共鳴・共感・行動の輪を広げていく必要があります。

5-4 浜名湖

浜名湖は淡水と海水が入り混じった汽水の環境であり、平均水深は4.8mと浅く、湖全体で見ると南部で比較的浅く、北部で深くなっています。干潟や藻場等の多様な環境があり、アサリやニホンウナギ等の水産資源を活かした産業も盛んです。

河川・湖沼・湿地

■ 干潟・アマモ場等の環境

浜名湖は塩分濃度の高い汽水域であるため、魚介類は海域の種が多く、ボラ、スズキ、クルマエビ、トゲノコギリガザミ等が生息しています。

また、幼魚や甲殻類のすみかとなる藻場を形成するアマモやコアモ、干潟の湿地に生育するウラギク等の植物が生育しています。これらのアマモ等の藻場や干潟は、生物の繁殖場所や隠れ場所等に利用される重要な環境となっています。



干潟

■ 流入河川や湧水・ヨシ原の環境

浜名湖に流入する河川では、ボラやマハゼ等のほか、カマツカやカワヨシノボリ、ギンブナ等の魚類が生息しています。また、一部の流入河川の湧水箇所にはスナヤツメ等も生息しています。河川流入部付近のヨシ原では、陸地化や釣り人等の踏圧によるヨシ原の衰退が懸念されます。



都田川下流

■ 県内を代表する大規模な野鳥生息地

奥浜名湖付近の水域は、冬季にはカモ類等の水辺性鳥類の越冬場所となっているほか、河川流入部付近のヨシ原はオオヨシキリ等の鳥類が生息しています。湖岸に形成される干潟には貝類やゴカイ類、甲殻類等が生息し、シギ・チドリ類等の鳥類が餌場として利用するほか、夏季にはコアジサシが天竜川下流域や河口を営巣地として利用しています。



コアジサシ

■ 湖水の汚染

湖岸に多く見られるコンクリート護岸では、アマモやヨシ原等と異なり、水質浄化が図られません。浜名湖内湾でも特に閉鎖性が強い猪鼻湖や引佐細江、庄内湖等では、塩分濃度や水温の上昇傾向、窒素やリンの増加が生じれば、赤潮やアオサの大量発生をはじめとした生態系の大きな変化や生物相の単純化等が生じる可能性があります。



赤潮

■ アサリやウナギ等の水産資源

浜名湖周辺では、ウナギ養殖業が重要な水産業となっていますが、近年、ウナギ稚魚（シラスウナギ）の漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）及び環境省のレッドリストではニホンウナギが絶滅危惧IB類に記載されているほか、「静岡県版レッドリスト2017」でも新たに絶滅危惧IB類に選定されました。

アサリの漁獲量は近年不安定であり、ツメタガイ等食害生物の増加のほか、台風や赤潮の発生が主な原因と考えられています。

また、近年ではアサリを食害するアカエイが湖内で増加しています。



ツメタガイと卵塊

■ 外来植物の侵入

浜名湖の「いかり瀬」では、特定外来生物の「ナルトサワギク」等が繁殖し浜名湖在来の海浜植物である「ハマヒルガオ」や「ハマボウフウ」の生育地を脅かしています。

外来植物対策では分布状況等を把握することが重要です。



ハマヒルガオ



ナルトサワギクの除去

課題

- 干潟、ヨシ原、アマモ場等の環境を保全することが必要であり、その際には渡りをする鳥類の中継・生息地としての観点も必要です。
- 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。
- 国等と連携し、資源保護に配慮したウナギ養殖への転換を進めるほか、親ウナギの放流等地域の取組を継続する必要があります。
- ツメタガイの駆除のほか、稚貝放流を目的とした天然採苗等のアサリ保護活動を継続する必要があります。
- アカエイが湖内で増加しており、その実態調査や対策の検討を行う必要があります。
- 浜名湖に生息する海浜特有の在来種を守るため、外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

コラム

ニホンウナギの保護

ニホンウナギと浜名湖

ニホンウナギの養殖が盛んな浜名湖周辺では、ウナギの蒲焼や白焼き等、様々なウナギ料理が食されており、ウナギの蒲焼は農林水産省の「農山漁村の郷土料理百選」にも選ばれています。本県でのニホンウナギの養殖は明治時代に浜名湖で始まり、その後、浜名湖周辺や吉田町等で行われています。ニホンウナギは完全養殖に成功していますが、大量生産技術が確立されていないため、養殖ウナギの種苗は100%を天然のシラスウナギに依存しています。かつては全国一だった本県の養殖ウナギ生産量は、平成27年12月現在は鹿児島県、愛知県、宮崎県に次ぐ4位となっています。

減少するニホンウナギ

最近の日本の内水面におけるニホンウナギの漁獲量は、1960年（昭和35年）代の10%以下にまで減少し、ニホンウナギの稚魚のシラスウナギも採捕量が減少しています。このような現状を受けて、2013年（平成25年）に環境省は第4次レッドリストで絶滅危惧IB類に、2014年（平成26年）に国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストでEndangered（絶滅危惧IB類と同等のカテゴリ）に掲載されています。なお、ニホンウナギと類似した生態を持つヨーロッパウナギやアメリカウナギも1980年（昭和55年）代以降急激に減少しています。

本県ではニホンウナギの保護のため、漁業調整規則等により全長13cm以下のニホンウナギの採捕制限が行われています。また、養殖場に導入する量を制限するため、国により池入れ量の上限が定められています。

ニホンウナギは日本各地に分布するほか、中国、朝鮮半島、台湾、フィリピン北部等、東アジアの温帯～亜熱帯域に広範囲に分布しています。産卵場はマリアナ諸島西方の海域で、孵化した仔魚は海流に乗って東アジア各国の沿岸域に回遊してきます。日本にたどり着いたシラスウナギは1～3月頃に河川を遡上して成長しますが、一部は遡上せずに河口や海に留まるものもいます。沿岸海域から河川上流域まで幅広く生息し、5～10年程度生活した後、産卵のため海へ下り、産卵場へと向かいますが、その回遊ルートはまだ解明されていません。

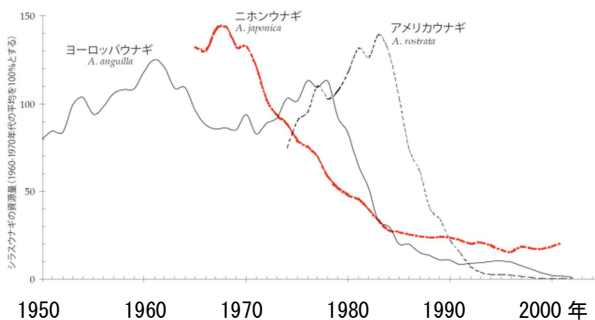


ニホンウナギ



ニホンウナギの稚魚（シラスウナギ）

シラスウナギの資源量
（1960（昭和35年）～1970（昭和45年）年代の平均を100%とする）



シラスウナギ漁獲量の推移

【資料：ウナギ類3種（ニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギ）の推定資源量の推移（Dekker, 2003）を改変】

5-5 今守りたい大切な自然

県内には、生物多様性の保全の視点から重要な生息・生育地がたくさんあります。自然環境保全地域や県立自然公園等のほか、特に開発候補地になりやすい場所、生態的に重要な場所は「今守りたい大切な自然」として選定されています。

■ 県内の重要生息・生育地「今守りたい大切な自然」

絶滅のおそれのある種を保護するためには、個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する場所を保全することが不可欠です。

そこで、2004年（平成16年）3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、県内の重要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それにレッドデータブックの基礎調査を行った自然環境調査委員会の各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計352箇所が重要生息・生育地の候補地として取り上げられました。これらの場所から、開発候補地となりやすい場所、生態的に重要な場所として10箇所の重要生息・生育地を絞り込み、これに自然環境保全地域や県立自然公園等を加え、「今守りたい大切な自然」としました。しかし、これら以外にも守るべき大切な自然はたくさんあります。例えば、一般的に無脊椎動物や植物等の分類群では局所的な環境が大切であり、そのような環境は県内に分散しています。そして、これらは奥山等の手つかずの自然が残っている地域だけではなく、私たちが生活している都市等に近い場所も含まれています。つまり、絶滅のおそれのある動植物の問題は、私たち県民にとっても身近なものなのです。

そのほか、「日本の重要湿地500」に選定されている場所等の重要生息・生育地があります。

なお、これらの重要生息・生育地の周辺では、市町や地域住民、民間団体等により積極的な保護保全活動が行われている地域もあり、今後はこれらの取組をより活発にしていくことが期待されます。

【今守りたい大切な自然】

自然環境保全地域等を除く選定地

- ① 逆川湿地と周辺の自然林
- ② 浮島沼の湿地
- ③ 朝霧高原の草原
- ④ 藪田川とその周辺
- ⑤ 大井川河口付近
- ⑥ 太田川河口付近の干潟と海浜
- ⑦ 磐田市大池
- ⑧ 天竜川河口と周辺の湿地
- ⑨ 都田川河口とその周辺
- ⑩ 雨生山の蛇紋岩地

自然環境保全地域

- | | |
|----------|----------|
| ⑪ 大井川源流部 | ⑫ 気田川 |
| ⑬ 洪川 | ⑭ 明神峠 |
| ⑮ 愛鷹山 | ⑯ 京丸・岩岳山 |
| ⑰ 桶ヶ谷沼 | ⑱ 函南原生林 |

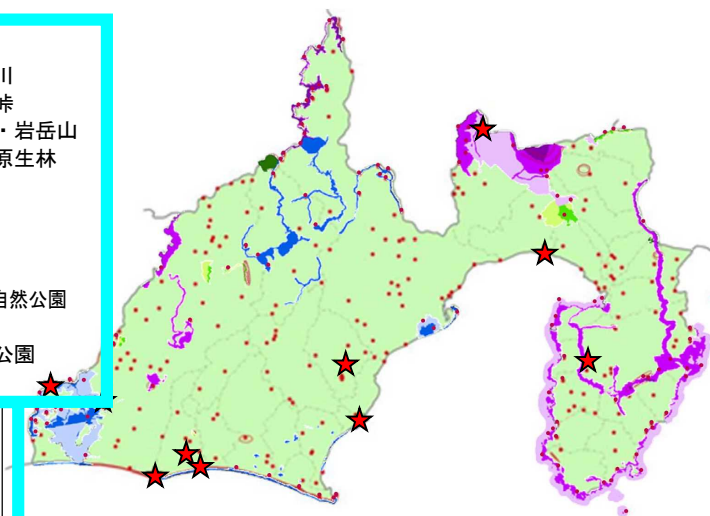
県立自然公園等

- ⑲ 富士箱根伊豆国立公園
- ⑳ 南アルプス国立公園
- ㉑ 天竜奥三河国立公園
- ㉒ 日本平・三保の松原県立自然公園
- ㉓ 奥大井県立自然公園
- ㉔ 御前崎遠州灘県立自然公園
- ㉕ 浜名湖県立自然公園

★：自然環境保全地域等を除く選定地

●、—：候補地

- 自然環境保全地域（原生自然環境保全地域）
- 自然環境保全地域（県自然環境保全地域特別地区）
- 自然環境保全地域（県自然環境保全地域普通地区）
- 国立、国定公園（特別保護地区）
- 国立、国定公園（特別地域）
- 国立、国定公園（普通地域）
- 県立自然公園（特別地域）
- 県立自然公園（普通地域）



今守りたい大切な自然及び候補地

【資料：まもりたい静岡県の野生生物-静岡県レッドデータブック（静岡県、2004年（平成16年））】

課題

→ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等、重要な生息・生育地の保全が必要ですが、現状把握が十分に行われていません。そのため、今後は現状について把握していくとともに、新たな地点の選定についても検討する必要があります。

→ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

第3章 戦略の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本的な視点

1-1 基本理念

本戦略の基本理念は、生物多様性国家戦略の理念を踏襲します。

近年の西洋文明との融合や科学技術の発達の中で自然環境と日本人の関係は薄れ、地域の自然環境と文化が結びついた特有の風土が失われつつあります。

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指すためには、古くから日本人が持っていた自然観を大切に、自然と人が共生する社会の実現に向けて、みんなで行動していく必要があります。

そのため、「生物多様性国家戦略」の理念「自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる」を踏襲します。

自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる

1-2 基本的な視点

“ヒト”は生物多様性の一要素ですが、同時に人として生物多様性と共生していくために、9つの基本的視点により対応していきます。

▼視点①：地域の固有性・歴史性を重視する

私たちに豊かなめぐみをもたらしてくれる生物多様性は、ヒトを含む多様な生命の長い歴史の中で作り上げられてきたかけがえのないものであり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成しています。そのため、地域の固有性や歴史性を重視し、生物多様性の保全を図るとともに、その持続利用を進めます。



▼視点②：自然に委ねる

奥山等手つかずの自然環境が残っている地域については、自然の働きは自然に委ねることを基本とします。ただし、対策を実施しなければ深刻な生態系の破壊が生じる場合（例えば、ニホンジカによる高山植物の採食圧等）については、本来の生態系を維持するための対策を講じる必要が生じますが、必要最低限に留めます。



▼視点③：人が働きかける

里地里山・田園における農業や林業、河川・湖沼や海岸・海洋における水産業等、古くから人が介在することで育まれてきた自然環境については、人による働きかけを継続していくことで生態系を保全していきます。



▼視点④：保全・再生・創出する

都市をはじめ、森林・河川・海岸等今まで人為的に損なわれてきた、もしくはこれから損なわれるおそれのある自然環境について、今あるものではできる限り保全し、損なわれてしまったものは再生し、さらには適切な場所に新たに創出します。



▼視点⑤：気候変動に対応する

気候変動に伴って全体的に変化していく生態系に対しては、人為的な対策によりその影響を広範に抑制することは不可能です。そのため、基本的にはモニタリングの拡充と評価、順応性の高い健全な生態系の保全・再生を図ることにより、気候変動が生物多様性に与える影響を低減します。



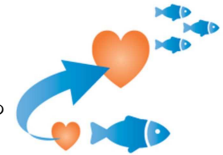
▼視点⑥：持続可能な利用をする

生物多様性のめぐみは、私たち人の生活や産業活動を支えているものであり、なくてはならないものです。そのため、将来にわたって生物多様性の持続可能な利用が営まれるような社会のしくみをつくりまします。



▼視点⑦：いのちのめぐみを未来につなぐ

私たちが受けている生物多様性のめぐみは、将来の世代に引き継がれていくべきものです。しかし、私たちがこのめぐみを浪費してしまうと、将来の世代は同じようなめぐみを受けられなくなってしまいます。そのため、私たちが生物多様性から受け取っている豊かなめぐみを未来につないでいきます。



▼視点⑧：防災・減災に活用する

これまで人は、防災・減災を目的とした砂防・堤防・防潮堤の整備等により、生物多様性を損ねてきたという一面がありました。しかし、自然環境の持つ力やしくみ（生態系や生態系サービス）を維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いることも可能です。そのため、自然環境を防災・減災に活用するとともに、その考え方を広く県民・事業者等に広めていくことが重要です。



▼視点⑨：みんなで力を合わせる

生物多様性に迫る危機のほとんどは、人の活動によってもたらされたものです。そのため、生物多様性に迫る危機を回避するためには、県民、事業者、民間団体、教育機関・専門機関・専門家、行政等の各主体がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働しながら生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて実際に取り組んでいくことが重要です。



コラム

自然を活用した解決策（NbS）

自然環境の持つ力やしくみ（生態系や生態系サービス）は、気候変動緩和・適応、防災・減災、人獣共通感染症などの様々な社会課題の解決に活用することができます。この考え方は、「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）」と呼ばれています。UNEA（国連環境総会）決議では、自然を活用して気候変動や自然災害を含む社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するものとして定義しています。

NbSには、グリーンインフラや生態系を活用した適応策（EbA：Ecosystem-based Adaptation）、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based disaster risk reduction）などが含まれ、それらを統合する「傘」としての役割を果たす概念です。

第2節 目指す将来像

2-1 目指す将来像とは

多様な主体が長期的視点に立って取組を進められるよう、将来の目指す姿として、社会全体及び生態系ごとのイメージを示します。

生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくためには、生態系が攪乱と回復を繰り返したり、人為的な環境変化に対して損失、劣化または適応していくのに要する時間を含めて、少なくとも100年単位の長期的視野で考えることが重要です。

そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用に携わる多様な主体が長期的視点に立って取組を進められるよう、社会全体及び生態系ごとの将来像を示します。

2-2 社会全体の将来像

将来の目指す社会全体のイメージを示します。

- 県民、事業者、民間団体、教育機関・研究機関・専門家、行政等を含むあらゆる主体が生物多様性の価値や現状を広く認識し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組について考え、自ら積極的に取り組むとともに、互いに連携・協働しています。
- 各地域の生物多様性が保全・活用され、それによって特徴ある地域文化が維持されるとともに、観光や地域振興にも役立っています。
- 行政の施策や事業者の活動に生物多様性の保全が織り込まれるとともに、それらの行動が県民をはじめ、社会全体で評価される「生物多様性の主流化」が進んでいます。
- 事業者が自らの事業活動の中で生物多様性のめぐみが保全されることにより、地域の環境保全、地域振興・活性化につながり、それが中長期的には持続可能な事業活動を支える基盤づくりにつながっています。
- 県内の生物多様性について、研究者や関係機関をはじめ、県民、事業者、民間団体等と連携した調査・研究が進められ蓄積された情報は、発表する機会を設けて活用できるようになっています。

2-3 生態系ごとの将来像

将来の目指す生態系ごとのイメージを示します。

■ 全体

- 県内の各地域の様々なタイプの生態系の中で資源が循環するとともに、生態系が相互につながっており、補完し支え合う関係（自然共生圏）が成り立っています。例えば生物多様性のめぐみは、奥山や里地里山・田園をはじめとした豊かな自然環境の残る地域が主な供給源となっていますが、その恩恵を受けている都市の資金や人材、情報をこれらの地域に供給することで、生態系全体が持続可能なものとなっています。
- 生態系ごとの循環やつながりを多くの県民等が理解し、大切に守るとともに、失われつつあるつながりを回復させる活動に参画しています。

コラム

つなげよう、支えよう森里川海

環境省は「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトにより、森里川海のそれぞれをつなげるだけでなく、それらに関わる「人」もつなげていくことを目指した取組を推進しています。



■ 生態系ごとの将来像



奥山

- 手つかずの原生林が維持され、猛禽類やツキノワグマ等、生態系ピラミッドの上位に位置する代表的な生物が存続していくためのエリアとして機能しています。
- 南アルプスでは高山植物、高山性のチョウが数多く生息・生育し、絶滅の危機から脱したライチョウが命を育んでいます。
- 奥山の利用者は環境配慮の意識を持ち、過剰な利用が回避されて、保全と利用の調和が図られています。また、登山道や山岳トイレ等が整備され、人の利用による環境への負荷が最小限に抑えられています。
- 法令等で守られている保護地域が今よりも拡大しています。



里地里山
田園

- 荒廃した里地里山が再生されており、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣と人の住む地域との境界として機能し、すみ分けがされています。
- 雑木林は薪ストーブの燃料やきのこ栽培のほだ木等として有効利用が進んでいるほか、自然観察や環境教育の場、憩いの場等、住民や事業者との協働により積極的に活用されています。
- 自然資源の利活用を通して、食や工芸、祭等様々な文化が子どもたちに引き継がれ、里地里山の価値が広く認識されるようになっていきます。
- 森林認証の取得が進む等、スギやヒノキ等の人工林は適正な整備と利用がされ、経済、環境、社会が調和した持続可能な森林経営が行われています。
- 放棄されていた竹林は一部が森林として再生されるとともに、管理された竹林ではタケノコ掘り等を楽しめるようになっていきます。
- 環境保全型農業が広がり、人の健康にやさしい農業生産がされているとともに、カエルや魚、昆虫等多くの生物の命を育んでいます。
- 生物多様性の保全を重視した生産方法で行われている農業のしくみが世界農業遺産等として評価され、商品等がブランド化されることによって経済的にも持続可能な農業が営まれています。
- 本県の里地里山・田園での取組事例が、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で日本が提唱した「SATOYAMA イニシアティブ」の推進に貢献し、世界の国々とともに自然共生社会を実現しています。



都市

- 公園や緑地、街路樹、鎮守の森、事業所の緑地、家庭の庭木、水路等、都市の中で保全・再生された自然環境が多く、生物の生息・生育地となっています。また、これらの環境が都市部の人々にとって、自然に親しむ場や環境教育の場として役立っています。
- みどりや水辺が周辺の里地里山、河川・湖沼・湿地、海岸・海洋等とつながり、生態系ネットワークが形成されています。
- 生物多様性の保全活動への参加や、自然環境への負荷の少ない商品を選ぶ県民が増える等、環境に配慮した生活が浸透しています。
- 都市地域の住民と中山間地の住民との連携・交流が盛んに行われ、それぞれの環境がお互いに補完しあう共生関係（自然共生圏）にあることをみんなが認識しています。

河川 湖沼 湿地

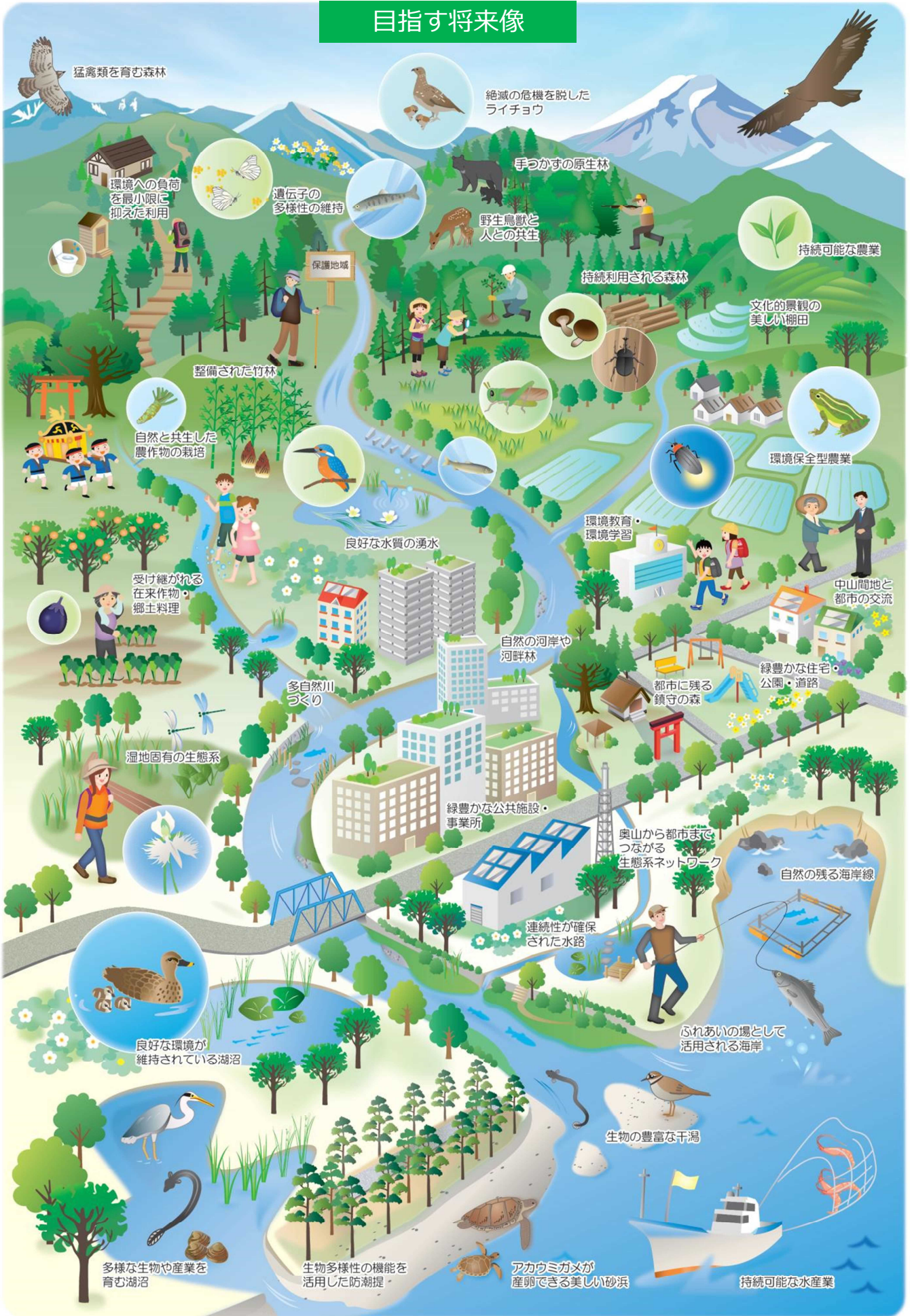
- 自然の河岸や河畔林等が保全され、河川本来の特性や形態に沿った整備が進んでいます。また、水辺の生物に配慮した河川整備が行われています。
- 湖沼・湿地では、水源となる後背地を含めて湖沼や湿地固有の生態系が守られています。また、長い距離を移動する渡り鳥等の中継地点として、国際的にも重要な場所として認識されています。
- 河川や湖沼、田園等の間では水路等の連続性が確保され、良好な水質が維持されて豊かな水域の生態系が保たれています。
- 河畔にある水害防備林が水の侵食から河岸を守る等、河川の生物や生態系の持つ力やしくみが防災・減災に役立てられるとともに、誰もがその重要性を認識しています。
- 河口の干潟や中洲が保全され、豊かな生態系が保たれています。

海岸 海洋

- 自然の海岸が保全されているとともに、護岸整備等にあたっては、生物や生態系に十分配慮した整備が実施されています。
- 海岸林が潮害・飛砂・風害の防備等の災害防止の役割を果たす等、海岸の生物や生態系の持つ力やしくみが防災・減災に役立てられるとともに、誰もがその重要性を認識しています。
- 美しい海浜が再生され、人が手助けをしなくてもアカウミガメが安心して産卵し、子ガメが海へ帰っていく姿を見ることができます。
- 砂浜、磯等の多様な環境が様々な生物の生息・生育の場、自然とのふれあいの場等として保全・利用されています。
- 豊かな水産物は限りある資源として管理され、持続的に利用されるようになっています。



目指す将来像

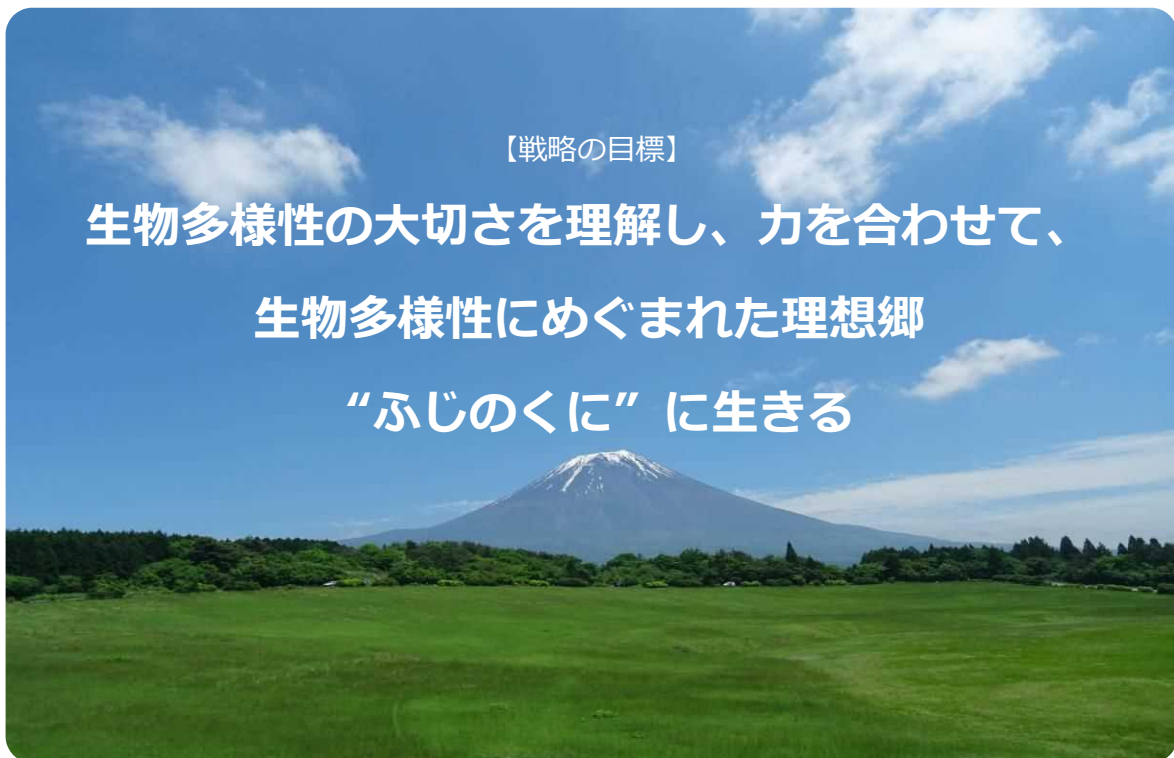


第3節 戦略の目標と基本方向

3-1 戦略の目標

第4次静岡県環境基本計画では目指すべき将来像として「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、『環境と生命の世紀』にふさわしい“ふじのくに”の実現」を掲げています。この目指すべき将来像を実現するため、生物多様性によって支えられる自然共生社会を目指す本戦略の目標を掲げます。

さらに、戦略の目標は「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活動理念にも通じるものであることから、同ミュージアムの活動とも連携を図っていきます。

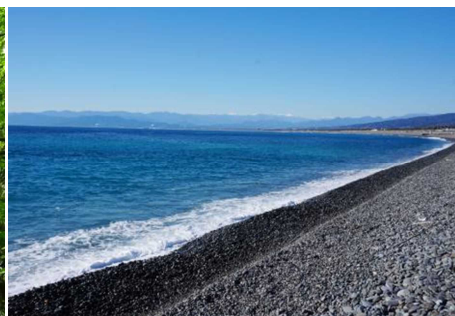
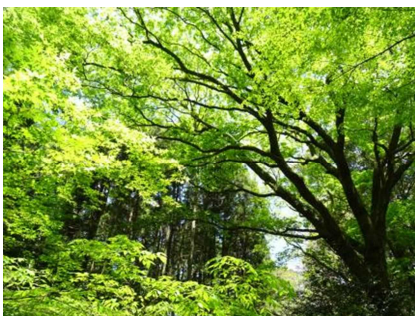


【「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活動理念】

百年後の静岡が豊かであるために



ふじのくに
地球環境史
ミュージアム
Museum of Natural and
Environmental History, Shizuoka



3-2 4つの基本方向

戦略の目標を実現するために、4つの基本方向を掲げ、その下に12の行動方針、5つの地域別個別計画を掲げます。

■ 基本方向1 多様な生物の個性とつながりを大切にする

- 行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進
- 行動方針2 希少野生動植物の保護
- 行動方針3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止
- 行動方針4 野生鳥獣の保護・管理

県内では1万種以上の動植物が確認される等、多種多様な生物が生息・生育しています。しかし、希少野生動植物の絶滅の危機や外来生物の分布の拡大、遺伝的攪乱の発生、ニホンジカ等の野生鳥獣による影響等の問題が深刻化してきています。

県内各地域の特性に育まれた種や遺伝子を保全するためには、生物多様性に関する調査・研究を進めながら、現状把握や定期的なモニタリングをしていく必要があります。それと同時に希少野生動植物の保護、外来生物や遺伝的攪乱の拡大防止、野生鳥獣の保護・管理等の取組を進めていきます。

■ 基本方向2 生物多様性を支える社会をつくる

- 行動方針5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進
- 行動方針6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承
- 行動方針7 生物多様性に関する環境教育の推進

県民の生物多様性に関する認識はまだ低く、生物多様性のめぐみを受けながら生活していることや、その重要性についての理解は浸透しているとはいえません。しかし、県民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識していなければ、生物多様性の保全を図ることは困難です。そこで、私たちの生活や産業活動が生物多様性のめぐみ（生態系サービス）によって成り立っていることをよく理解し、一人ひとりが生物多様性に配慮したライフスタイルとなるよう心がけていくことが必要です。

そのためには、生活や事業活動を生物多様性に配慮したものにしていくことや、人と生物多様性の関わりの中で生まれ育ってきた歴史・文化を継承すること、自然と人や生物とのふれあいを推進すること、生物多様性に関する環境教育や環境学習を県民全体に広げていくこと等が必要です。これらの取組を通して、県民・事業者・行政等全ての主体において「生物多様性の保全と持続可能な利用」の考えを主流化させていきます。

■ 基本方向3 生態系を保全・再生・創出する

- 行動方針8 豊かな自然環境が残る奥山の保全
- 行動方針9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり
- 行動方針10 都市の自然再生・創出
- 行動方針11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保
- 行動方針12 海岸から深海につながる生態系の保全

生物多様性の保全は、生物の生息・生育環境となる様々な生態系に応じた配慮が必要です。そのため、人の活動による影響が相対的に少ない奥山をはじめ、里地里山・田園、都市、河川・湖沼・湿地、海岸・海洋等それぞれの地域特性に応じた取組が重要です。これらの生態系を保全していくためには、持続可能な農業・林業・水産業を営んでいくことが求められ、将来の担い手の確保も重要です。

また、生態系の保全に加えて、今まで人が奪ってしまった自然環境を再生することや、新たに創出することによって、本来の生態系を取り戻します。

さらに、これらの生態系はそれぞれのまとまりだけではなく、お互いのつながりを確保した生態系ネットワークの形成を進めていきます。

■ 基本方向4 特徴的な地域の環境を重点的に守る

地域別個別計画 : ○伊豆半島 ○富士山 ○南アルプス ○浜名湖
○今守りたい大切な自然

本県は日本一の標高を誇る富士山や3,000m級の山々が連なる南アルプスから日本で最も深い湾である駿河湾に至るまで様々な環境があり、生物多様性の状況は地域ごと異なっています。

その中でも特に県内の特徴的な地域として伊豆半島、富士山、南アルプス、浜名湖の4地域について注目します。また、その他の重要生息・生育地についても「今守りたい大切な自然」として現状を把握し、今後の保全に向けた取組を展開していきます。

このような地域の環境は県民が一体となって保全していくことが重要ですが、地域住民や事業者の皆さんが保全活動に自発的・積極的に参加し、「地域の宝は地域で守る」という意識を醸成していくことも求められます。

3-3 行動計画と地域別個別計画

基本方向1~3の下には12の行動方針を示し、さらに具体的な取組を「第4章 行動計画」としてまとめます。

基本方向4の下には、5つの特徴的な地域ごとに「第5章 地域別個別計画」としてまとめます。

■ 行動計画 (⇒第4章参照)

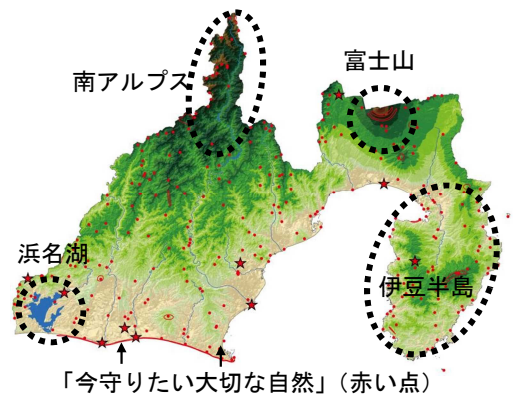
基本方向1~3は県全体の共通した目標です。県民、民間団体、事業者、行政等の各主体が協働・連携して様々な取組を進めていくため、基本方向の下の方針である「行動方針」ごとに具体的な取組を「第4章 行動計画」としてまとめます。

行動計画には、県が単独もしくは国や市町と連携しながら推進する取組及び主な対象地域の目安として「伊豆地域」「東部地域」「中部地域」「西部地域」の4地域に区分して示しています。

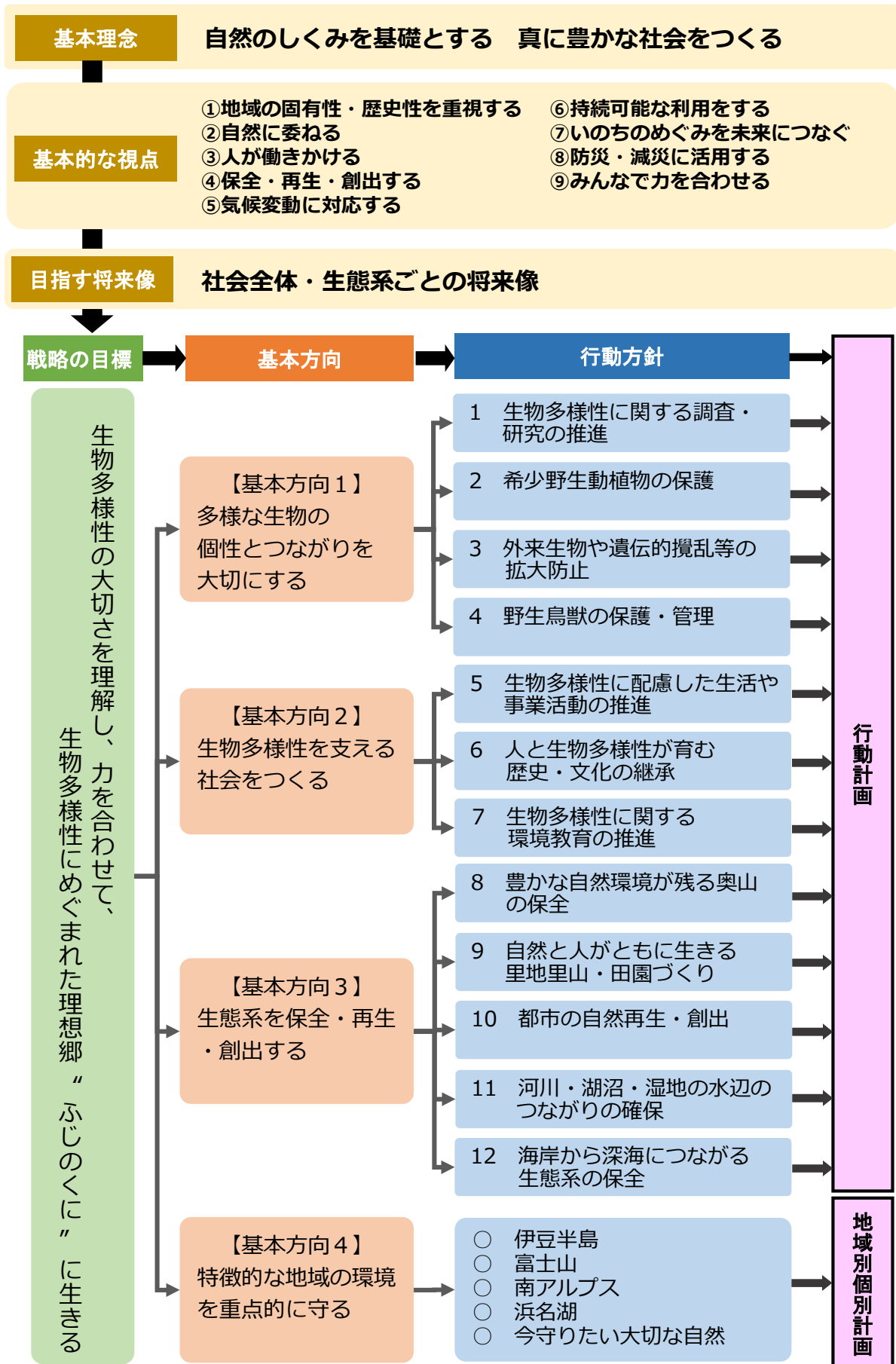
また、県民や事業者等に期待される取組事例も掲載してありますので、それぞれの立場で生物多様性の保全と持続的な利用に向けた積極的な行動をとっていただくことを期待します。

■ 地域別個別計画 (⇒第5章参照)

基本方向4は、県内の特徴的な地域である伊豆半島、富士山、南アルプス、浜名湖の4地域と、その他の重要生息・生育地「今守りたい大切な自然」の共通した目標です。「第5章 地域別個別戦略」として策定し、関係市町とともに重点的な取組を推進します。



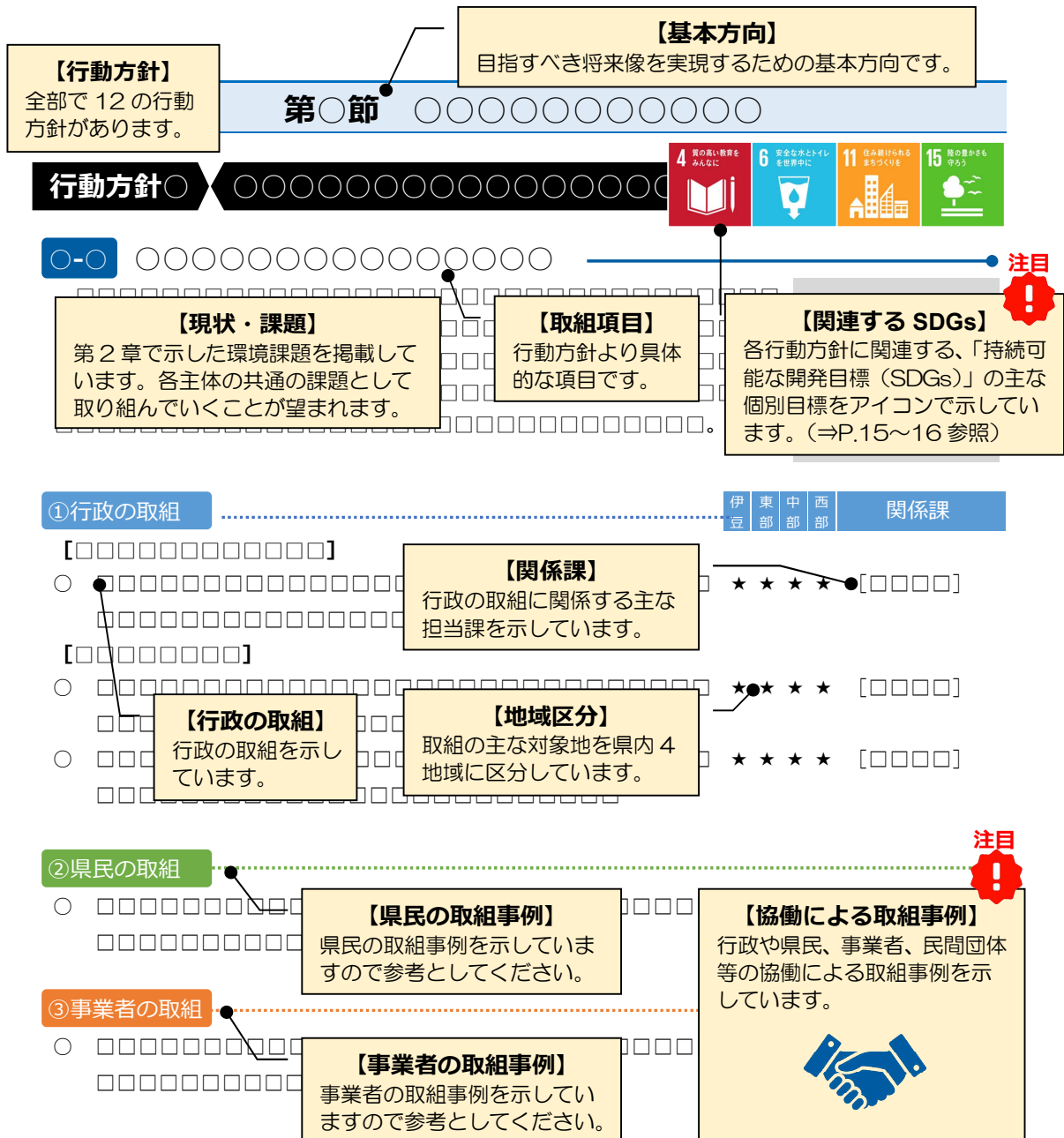
ふじのくに生物多様性地域戦略の体系



第4章 行動計画

「第4章 行動計画」の見方

- * 本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の第2節～第4節で示した課題を解決するための行動計画をまとめています。
- * 各主体が連携・協働して取り組んでいくため、行政の取組とともに県民、事業者、民間団体等との協働による取組事例を併記しています。



第1節 多様な生物の個性とつながりを大切にする

行動方針 1 生物多様性に関する調査・研究の推進

15 陸の豊かさも
守ろう

1-1 動植物や自然環境等の定期的な調査

今までに県内では1万種以上の動植物が確認されていますが、未調査の分類群も多いことから、実際にはもっとたくさんの生物が生息・生育していると考えられます。そのため、県内の動植物について未調査地域を含めた広範囲な調査を継続的に実施し、確認種についての情報を蓄積するとともに、モニタリング調査を定期的に行うことで、重要種だけではなく普通種を含めた生物相の経年変化を捉えていく必要があります。



動植物調査

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【水辺の国勢調査】

- 狩野川、天竜川、菊川、大井川、安倍川、太田川の6水系にて、定期的に「水辺の国勢調査」を実施して、魚類等の生息状況を把握します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

【動植物や自然環境の調査】

- 県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等を紹介し、貴重な野生動植物や自然環境の保護意識を高めます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然保護団体等との協働により自然環境の調査等を実施し、野生動植物の保護を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 身近な生物や自然環境等に関心を持ち、身の周りにどんな生物がいるか見てみましょう。
- 県や自然保護団体等が行う自然環境の調査等に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 事業所敷地周辺の身近な生物や自然環境等に注目し、定期的に調査を行ったり、観察会を行う等の取組を行いましょう。
- 県や自然保護団体等が行う自然環境の調査等に参加しましょう。
- 自社の有する技術を調査研究の効率化・適正化に応用しましょう。

コラム

同好会や研究会等の民間団体による調査・研究

県内には、生物多様性に関わる調査・研究を行っている同好会や研究会等の民間団体が数多くあります。例えば、「遠州自然研究会」や「静岡昆虫同好会」では50年以上にもわたって会誌や会報を発行し続けています。このような民間団体による調査・研究の成果は、本県の生物多様性に関する情報の礎となっています。

1-2 生物多様性に関する調査・研究の情報収集と活用

県では生物多様性に関する調査・研究や情報提供を行っており、2016年（平成28年）に開館した「ふじのくに地球環境史ミュージアム」はその中心的な役割を果たしています。今後も同ミュージアムが中心となって、県内の自然環境に関する調査や研究を継続するとともに、様々な主体による調査・研究結果について情報収集・蓄積し、生物多様性の保全と持続可能な利用に役立てていく必要があります。



ミュージアム展示

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【ミュージアムを中心とした調査・研究等】

- ふじのくに地球環境史ミュージアムを中心拠点として、幅広く県内の生物多様性に関する調査・研究結果について情報収集・蓄積、活用を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課・文化政策課]

【各研究所や民間団体との連携による調査・研究等】

- 各研究所において生物多様性に関する調査研究を進めるとともに、研究成果の提供、有効活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [産業イノベーション推進課・環境政策課・文化政策課等]
- 自然研究・保護団体等の民間団体とともに、調査・研究を進めていきます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与していることを踏まえ、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践を促進します。 ● ● ● ● [環境政策課]

② 県民の取組

- 調査・研究等により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等に情報提供しましょう。

③ 事業者の取組

- 調査・研究等により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等に情報提供しましょう。



NPO との協働によるミュージアムの運営

「静岡県に県立自然史博物館を！」を合言葉に1995年（平成7年）5月に、県内の自然愛好・研究団体の専門家を中心に結成された「静岡県立自然史博物館設立推進協議会」の活動は、2003年（平成15年）4月より「NPO法人静岡県立自然史博物館ネットワーク」に引き継がれ、県からの委託で自然史標本・資料の収集・保管及び展示・教育普及を担う等、自然系博物館の開館に向けて大きな役割を担ってきました。その後、2016年（平成28年）3月にふじのくに地球環境史ミュージアムが開館してからも、同ネットワークとの緊密な連携を図り、全国でも他に類を見ない市民との協働による博物館運営を行っています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

行動方針2 希少野生動植物の保護

2-1 希少野生動植物の調査及びレッドデータブックの普及

本県では1万種以上の動植物が確認されていますが、そのうち618種は絶滅のおそれがあるとされています。そのため、希少野生動植物の調査や情報収集を継続的に行うとともに、静岡県レッドデータブック*の普及を図る必要があります。

*静岡県レッドデータブックは、絶滅のおそれのある生物について、その生息・生育状況や保護対策等を紹介した解説書です。



静岡県レッドデータブック（普及版）

①行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 【希少野生動植物の調査】**
- 県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況等を把握するため、県内をいくつかの地域に分けて順次調査を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 【レッドデータブックの普及】**
- 静岡県レッドデータブックについて、自然保護行政や大規模開発等における適切な自然環境の保護・保全の指標として活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
 - 静岡県レッドデータブックを活用し、絶滅のおそれのある身近な生物について県民や事業者に広く啓発を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
 - 一定規模以上の開発にあたっては、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施するように指導します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

②県民の取組

- 絶滅のおそれのある身近な生物や静岡県レッドデータブックに関心を持ちましょう。

③事業者の取組

- 開発事業を行う際には、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施しましょう。
- 絶滅のおそれのある身近な生物や静岡県レッドデータブックに関心を持ちましょう。

2-2 希少野生動植物の保護・増殖

希少野生動植物を保護・増殖するため、静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少野生動植物の捕獲・採取等の規制や保護回復を図るとともに、特に重要な地区を保護区に指定していくことが必要です。また、負傷したり、病気にかかった希少野生動植物の保護収容、治療、野生復帰訓練のための体制の整備も必要です。



ヒメヒカゲ

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
【条例等による保護】					
● 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少種を指定し、捕獲・採取等を規制するほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 条例に基づき、指定希少野生動植物ごとに保護回復事業計画を定め、適正かつ効果的な保護を行います。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 絶滅のおそれのあるヤリタナゴ等の動植物を保護するため、保護監視員の委嘱による違法採取についての監視等を行います。				○	[自然保護課]
● 「静岡県立自然公園条例」に基づき、県立自然公園特別地域内で捕獲や採取等を規制する動植物の指定を行うとともに、周知・徹底をします。				○	[自然保護課]
● OECMの認定を促進するため、国が企業、団体、個人などを個別認定する際に、手続き方法等の情報を広く発信します。	○	○	○	○	[自然保護課]
【傷病希少野生動物の保護】					
● 保護収容や治療、野生復帰訓練を図るなど、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センター機能のあり方を検討するとともに、委託先動物園等との連携強化、傷病鳥獣を一時的に養育する県民ボランティア「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」の普及・啓発を図ります。	○	○	○	○	[自然保護課]
【アカウミガメの保護】					
● アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を行います。				○	[自然保護課]
● アカウミガメの保護に配慮し、工事実施時期の調整や、海岸清掃活動、海岸侵食対策等の検討を実施します。				○	[河川砂防管理課・ 河川海岸整備課・ 港湾整備課・ 漁港整備課・ 農地保全課・ 文化財課]
【ニホンウナギの資源管理】					
● 親ウナギが産卵のために川を下る秋季にニホンウナギの採捕を禁止します。	○	○	○	○	[水産資源課]
● ウナギ養殖業の許可制に伴いシラスウナギの池入れ量を抑制します。	○	○	○	○	[水産資源課]
● 県内養殖業者が必要とする量のみ採捕を許可することで、シラスウナギの採捕量を抑制します。	○	○	○	○	[水産資源課]
② 県民の取組					
● 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、指定種やその他の希少種を採集しないようにしましょう。					
● 傷病野生動植物を保護するための県民ボランティア「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」に協力しましょう。					
● アカウミガメ保護を目的とした海岸清掃や観察会への参加、ニホンウナギの資源保護への認識を深める等、希少野生動植物の保護に積極的に取り組みましょう。					
③ 事業者の取組					
● 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の希少種に影響を与えないようにしましょう。					
● 事業所周辺の希少野生動植物について積極的な保護活動を行うことにより、地域の環境保全や地域振興・活性化に貢献するとともに、生物資源の長期的な確保、地域住民や民間団体との連携を通じて事業者の認知度が向上する等、中長期的には持続可能な事業活動を支える基盤づくりにつながるようにしましょう。					
● アカウミガメ保護を目的とした海岸清掃や観察会への参加、ニホンウナギの資源保護への認識を深める等、希少野生動植物の保護に積極的に取り組みましょう。					

2-3 自然再生事業等における希少野生動植物の保護

希少野生動植物に著しい影響を与えないようにするため、公共事業等を実施する際には事前の調査実施や保全対策の立案、環境保全措置の実施、事後モニタリング等を徹底していく必要があります。



麻機遊水地

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【配慮のしくみづくり】

- 各事業における希少な野生動植物への配慮についての**仕組み**や指針等を検討します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【自然再生事業時における配慮】

- 富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、計画に基づく自然環境の監視を実施します。 ○ [空港**管理**課]
- 多様な動植物の生息・生育環境となる「ビオトープ」等の維持管理等を実施します。 ○ [空港**管理**課]
- 自然再生推進法に基づき設立した「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」をこれまでの自然環境の保全・再生だけでなく、利活用との両立を目指した「麻機遊水地保全活用推進協議会」に再編したため、この協議会の中で麻機遊水地の貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生の取組を実施します。 ○ [河川企画課・河川海岸整備課]

② 県民の取組

- 自然再生事業等に関心を持ち、希少野生動植物についての情報収集や保全対策の実施に協力しましょう。

③ 事業者の取組

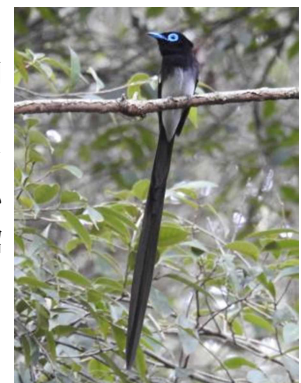
- 自然再生事業等に関心を持ち、希少野生動植物についての情報収集や保全対策の実施に協力しましょう。

コラム

静岡県の鳥・サンコウチョウ

「静岡県の鳥」は、静岡県鳥獣審議会の委員や県内の野鳥の会、野鳥専門家等の学識経験者に意見を求め、日本全国に生息する約400種以上の中から、県の鳥としてふさわしい5種類の候補（サンコウチョウ、ヤマドリ、セキレイ、ヒバリ、オンドリ）が選ばれました。その後、これらの候補について県民からの公募をした結果、サンコウチョウが第1位となり、1964年（昭和39年）10月2日に県の鳥として決定されました。なお、サンコウチョウは夏になると東南アジアから日本に渡ってくる夏鳥で、囀り声が「月・日・星、ホイホイホイ」と聞こえることから三光鳥と呼ばれています。

静岡県レッド**データブック**では準絶滅危惧に位置づけられています。



サンコウチョウ
【写真提供：三宅隆氏】



行動方針 3

外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止

3-1 外来生物の拡大防止

本県でもオオキンケイギクやアライグマ、クリハラリス等の外来生物の分布が拡大しています。これらの外来生物は、在来生物や地域固有の生態系を破壊する原因となります。外来生物を防除するための計画策定や防除の実施、外来生物の情報収集や県民への注意喚起を行うことが重要です。



オオクチバス

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発】

- 県内の侵略的外来種の把握に努め、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進を図るとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則の普及啓発を推進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 民間団体等と連携して富士山の外来生物の拡大防止に向けた啓発及び除去活動を行います。 ○ [自然保護課]

【外来生物の駆除・移動制限】

- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 ○ [自然保護課]
- 桶ヶ谷沼の外来生物を駆除し、ベッコウトンボ等の貴重な動植物を保護します。 ○ [自然保護課]
- 外来生物であるブラックバスやブルーギルは、外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除を促進します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- ヒアリ、アカカミアリ等特定外来生物の侵入・定着を防止するため、外国からの物資等の調査・点検を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課]
○ [空港管理課]
- ヒアリ、アカカミアリ等特定外来生物が確認された場合には、速やかに防除を実施します。 ● ● ● ● [自然保護課]
- 道路除草作業の中で特定外来生物を発見した際には、関係法令に従い、適切に駆除を行う方策を検討します。 ○ ○ ○ ○ [道路保全課]
- 緑化工等においては主に在来種を用いた工法を用います。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 県立森林公園においてボランティア等と協力し、メリケントキンソウ等の外来生物の駆除を実施します。 ○ [環境ふれあい課]

② 県民の取組

- 原産地での乱獲や密猟を防止する上からも、外国産のペット等は安易に飼わず、捨てず、終生飼育を行いましょ。う。
- 捕まえた外来生物を他の場所へ放さないようにしましょ。う。
- 野生化した外来生物に餌を与えないようにしましょ。う。
- 庭やベランダ等には郷土種等、在来植物を植えましょ。う。

③ 事業者の取組

- 原産地での乱獲や密猟を防止する上からも、外国産のペット等は安易に売らず、捨てず、終生飼育するように呼びかけましょ。う。
- 事業所敷地には郷土種等、在来植物を植えましょ。う。



富士山麓外来植物撲滅大作戦

毎年多くの人や車が行き来する富士山麓の道路沿いには、外来植物が多数確認されています。外来植物は繁殖力が強いことから、富士山の希少な植物のすみかを奪う等、自然環境へ悪影響を及ぼすおそれがあります。そこで、外来植物対策について普及啓発を進めるとともに、植物の専門家の指導のもと、外来植物除去活動をボランティアの皆さんと一緒にしています。



外来植物の除去

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

コラム

特定外来生物・ヒアリ



ヒアリは、体長 2.5mm～6.0mm ほどの小さな赤茶色のアリです。南米原産ですが、北米、中国、オーストラリア等で定着しており、外来生物法の特定外来生物に指定されています。ヒアリには毒針があり、もし刺されるとアルカロイド系の強い毒による痛みやかゆみ、発熱、じんましん、激しい動悸等の症状が引き起こされる可能性があります。

これまで日本では見つかっていませんでしたが、2017（平成 29 年）6 月以降、2022（令和 4 年）11 月現在までに本県を含む国内 18 都府県で確認されています。ヒアリの多くは、外国から運ばれてきたコンテナの中や、コンテナを水揚げするコンテナヤードで見つかっています。

県内では、2017 年（平成 29 年）8 月に清水港の新興津コンテナターミナルで、卵やさなぎを含む 500 匹以上のヒアリがはじめて発見されました。そこで、施設管理者である国と県が殺虫剤を仕掛けて駆除するとともに、ヒアリの繁殖を防ぐため、国が清水港、御前崎港においてコンクリート舗装の割れ目を補修する応急対策を実施しました。現在も国と県及び関係者が協力して、ヒアリの侵入が懸念される清水港、御前崎港及び富士山静岡空港で監視やパトロール等を行っています。

今後も県が 2017 年（平成 29 年）7 月に作成した「ヒアリ対応マニュアル」を活用して、県民等に対するヒアリ対策の普及啓発を進めるとともに、早期発見、駆除、予防に努めていきます。

【主な対策】

- 刺されないよう素手では触らない
 - 熱湯か市販のスプレー式殺虫剤で殺虫する
 - 最寄りの市町または県自然保護課に連絡する
 - 写真を撮る（専門家による判別用）
- 【資料：“ヒアリ”ハット！～ヒアリやアカカミアリかと思ったら～（2017 年、静岡県）



ヒアリ

【資料：ストップ・ザ・ヒアリ（2017 年（平成 29 年）、環境省）】

3-2 遺伝的攪乱の防止と動物の愛護

他の地域の生物の導入や放流等を行うことにより、遺伝的な攪乱等の問題が報告されています。遺伝的攪乱等を防ぐため、安易に生物の移植や放流、ペットの遺棄、園芸品種の導入を避け、地域固有の種の遺伝的な多様性を損なわないようにすることが必要です。

生物多様性に影響を与える可能性がある動物の遺棄や逸走を防止するため、飼い主に対して動物の終生飼養や適正管理を普及啓発する必要があります。



ゲンジボタル

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
---------	----	----	----	----	-----

【遺伝的攪乱に配慮した漁業】

- 稚魚を生産するための親魚には、栽培漁業を行う海域の天然魚を用いる等、放流個体の遺伝的多様性を保持できるようにします。また、定期的に親魚の一定数を入れ替え、一つの系統に固定されてしまわないようにします。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

【動物の愛護と遺伝的攪乱への配慮】

- 飼い主に対して、動物の終生飼養、適正管理及び所有者明示等を普及啓発します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]
- 動物取扱業者に対して、立入検査等を通じ、法令順守の徹底等を指導します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]

② 県民の取組

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植したり、ペット等の動物の遺棄をするのはやめましょう。
- ペットの終生飼養に努めましょう。
- ペットへの迷子札やマイクロチップの装着等（犬においては鑑札と注射済票の装着）、身元表示に努めましょう。
- 飼い猫に不妊去勢手術を受けさせましょう。

③ 事業者の取組

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植したり、ペット等の動物の遺棄をするのはやめましょう。
- 自らの責任や義務を自覚し、取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めましょう。
- 顧客に対して、ペットの安易な飼養を助長しないよう、説明義務の遵守を徹底しましょう。



ミナミメダカの放流と遺伝的攪乱

身近な野生生物の一つであるミナミメダカは近年、水環境の悪化や開発、外来魚類の捕食等の影響を受けて激減し、環境省及び静岡県レッドデータブックでは絶滅危惧種に選定されています。そのため、保全が必要な種という認識が高まりましたが、誤った形での保全活動が行われている場合もあります。ミナミメダカは日本の各地で別々の地域集団に分かれていることが、遺伝子解析等の研究によって明らかにされています。つまり、生息している地域の異なるミナミメダカを放流すると、本来その土地に生息していたミナミメダカと交雑して、長い時間を経て形成された地域ごとの遺伝的多様性と固有性が失われてしまいます。また、飼育用の品種であるヒメメダカも放流されている例も見受けられます。今後はこのような遺伝的攪乱がないよう、十分な科学データを元に、正しい知識に基づいた保全の取組が必要です。

【資料：環

行動方針 4 野生鳥獣の保護・管理



4-1 野生鳥獣の保護及び被害防止対策

近年、イノシシ、ニホンジカ、カワウ等の野生鳥獣による農林水産物の被害や生態系への影響が問題になっています。このような野生鳥獣と人との間のあつれきは、里地里山の荒廃や狩猟者の減少、地球温暖化等の問題が関わっています。

野生鳥獣の生息環境対策、被害の予防・軽減対策、捕獲対策等により農林水産物や生態系への被害を防止し、野生鳥獣との調和を図る必要があります。また、狩猟登録者を増やすための取組を行うとともに、捕獲した鳥獣の利活用を推進する必要があります。



ニホンジカ

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
【鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定】					
● 鳥獣保護区等の維持・保全、拡張の検討を行います。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息頭数管理や被害防除を計画的に実施します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
【被害防止や個体数調整による鳥獣被害対策】					
● 隣県等との連携により、ニホンジカやカワウ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、野生鳥獣の個体数調整を行います。	○	○	○	○	[自然保護課・水産資源課]
● 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び被害防止目的の捕獲を促進します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 試験研究機関が開発した被害防止技術の普及啓発や侵入防止柵の整備を促進します。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた取組を支援します。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 各地域の被害状況に即した対策に取り組めるよう、必要な助言・指導ができる鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成を進めます。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 造林木を野生鳥獣から保護する防護柵等の設置を支援します。	○	○	○	○	[森林整備課]
● ドローンや捕獲情報アプリ等のICTを活用した効率的な捕獲を促進します。	●	●	●	●	[自然保護課]
【狩猟者の育成確保・指導と獣肉の利活用】					
● 野生鳥獣の捕獲の担い手を育成確保するため、捕獲技術のレベルに応じた研修や学生向けの講習を実施します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、衛生的な食肉処理に関する研修を開催するとともに、イベント等を通じてジビエのPRを行います。	○	○	○	○	[食と農の振興課]
● 警察や市町、鳥獣保護管理員、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取り締まりを強化します。					[自然保護課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【人獣共通感染症への対応】

- 鳥インフルエンザの発生を防止するため、農場へのウイルス侵入防止対策指導に取り組むとともに、発生に備えた防疫体制の改善に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [畜産振興課]
- 人と動物が共生する社会の実現のため、ワンヘルスの観点から人獣共通感染症(SFTS等)について、愛玩動物である犬や猫における病原体保有状況のモニタリング体制の整備や医療分野との情報共有を図るとともに、県民に迅速かつ正確な情報提供を行い、蔓延を防止します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]

② 県民の取組

- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。
- 捕獲された獣肉(ジビエ)を購入して流通の促進に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。

 静岡県鳥獣被害対策アドバイザー

県では、地域において総合的な鳥獣被害防止対策を組み立て、指導できる人材づくりを目的に「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修」を行っており、2021年(令和3年)度までに602名のアドバイザーを養成しました。また、地域において鳥獣被害対策を進めるため、侵入防止柵による被害予防対策や捕獲対策等の技術指導者の育成も行っています。 【資料：食と農の振興課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

コラム

ツキノワグマの生息区域

静岡県の南アルプスや富士山周辺を中心とした山間部には、ツキノワグマが生息しています。

南アルプス周辺のツキノワグマについては、「南アルプス地域個体群」と呼んでいます。一時期、生息数がかなり減ってしまいましたが、現在は回復してきています。しかし、植林した樹木の皮を剥いでしまう等、林業に大きな被害を与えています。一方、富士山周辺のツキノワグマは「富士地域個体群」と呼んでいます。他の地域から分断されて、生息区域が狭くなってしまい、静岡県レッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。

ツキノワグマが生息しているということは、そこに豊かな自然環境が残っている証拠です。この豊かな自然環境は、私たち県民の貴重な財産ですので大切にしましょう。



静岡県内における
主なツキノワグマの生息区域

【資料：自然保護課】

第2節 生物多様性を支える社会をつくる

行動方針 5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任

5-1 日常生活や事業活動における配慮

私たちの生活や事業活動は、宅地や工場の建設、化学物質の使用、廃棄物の発生等により、多くの生物や、生物の生息・生育環境に影響を与えています。そのため、まずは生活や事業活動から発生する環境負荷を各主体が認識し、地域環境との調和が図られるよう、生物多様性等に配慮した取組を促進するような働きかけが必要です。



環境に配慮した宅地整備

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮】

- 「静岡県消費者基本計画」に基づく施策の推進により、環境に配慮した消費行動をとれる消費者の育成に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [県民生活課]
- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課・漁港整備課]
- 「静岡県循環型社会形成計画」に基づく施策の推進により、廃棄物の減量・資源化を進めるとともに、不法投棄を防止し、廃棄物による生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]
- 家庭におけるごみ削減のノウハウやイベント情報等を発信し、県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促進します。 ● ● ● ● [廃棄物リサイクル課]
- 食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動をとれる消費者の育成を図ります。 ● ● ● ● [廃棄物リサイクル課]
- プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施します。 ● ● ● ● [廃棄物リサイクル課]
- 人が幸せになるエシカル消費を推進するため、様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。 ● ● ● ● [県民生活課]

【事業活動における生物多様性への配慮】

- 生物多様性への配慮も求められているエコアクション 21 や ISO14001 の普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 生物多様性の保全に貢献する工場緑化を推進します。 ○ ○ ○ ○ [企業立地推進課]
- 特定事業場への立入検査や監視等により、事業活動による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を未然に防止し、生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
● 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づき、事業者による化学物質の適正な管理の促進を図るとともに、水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型を指定し、公共用水域の水質の監視を実施します。	○	○	○	○	[生活環境課]
● 内分泌かく乱化学物質等のモニタリングを実施します。	○	○	○	○	[生活環境課]
● 道路整備にあたっては、必要に応じて学識経験者等の指導を仰ぎながら、希少種保護対策を実施していきます。	○	○	○	○	[道路整備課]
● 災害復旧事業について、希少野生動植物に詳しい県職員や学識経験者による研修会・現場見学会を実施し、希少種に配慮した技術力についてさらなる向上を目指します。	○	○	○	○	[土木防災課]
● SDGs の考え方を踏まえた企業の取組事例や、ESG に関する金融機関の取組を紹介するセミナーの開催等により、生物多様性を含む ESG 金融の活用を促進します。	●	●	●	●	[環境政策課]

② 県民の取組
● 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択しましょう。
● 有機栽培された農産物等を積極的に購入しましょう。
● 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
● 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
● ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。

③ 事業者の取組
● 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択・供給しましょう。
● 有機栽培された農産物等を積極的に栽培・販売・購入しましょう。
● 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
● 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
● ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
● エコアクション 21 や ISO14001 の認証を取得し、事業活動における生物多様性への配慮を行いましょ。
● CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょ。
● 生物多様性に配慮した工場緑化を行いましょ。
● 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょ。

コラム

生物多様性に関するエコラベル

現在、日本で流通している生物多様性に配慮して生産された商品に付けられている主なエコラベルとしては、以下のような種類があります。このようなエコラベル商品を積極的に選びましょう。



FSC：森林管理協議会
環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク。



マリン・エコラベル・ジャパン
資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



PEFC：森林認証プログラム
各国の独立した認証制度を審査により相互承認し、森林の持続可能な管理を認証するマーク。



国際フェアトレードラベル機構
公平な貿易、労働条件や生産地の環境保全を目的に、持続可能な生産と生活に必要な価格を保証する製品を認証するマーク。



SGEC：緑の循環認証会議
日本で持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証を受けた森林から作られる生産物であることを証明するマーク。



レインフォレスト・アライアンス
生態系の保護、水源や土壌の保全、労働者の生活向上等の基準を満たした認証農園産の農産物に付けられるマーク。



MSC：海洋管理協議会
持続可能で環境に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



ASC：水産養殖管理協議会
持続可能で環境に配慮している養殖業で獲られた水産物に付けられるマーク。

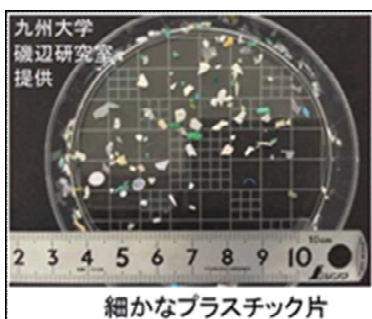
コラム

海洋ごみとマイクロプラスチック

近年、海に漂い、海岸にも漂着する海洋ごみが世界的な問題になっています。海洋ごみの中には、プラスチックが多く含まれており、海的环境だけでなく、観光や漁業など経済活動へも影響を与えています。

また、波の力や紫外線の影響などにより、小さく砕けたものは「マイクロプラスチック」と呼ばれ、動物が飲み込むなど生態系に影響を与えるとともに、食物連鎖を通じて人体に取り込まれることによる影響が懸念されています。

なお、プラスチックごみから発生する物だけでなく、プラスチック素材の服や人工芝などから発生する物もあります。





本県独自の取組

静岡県海洋プラスチックごみ防止「6 R 県民運動」
ろくあーる

世界では、毎年 800 万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されています。県内の海岸でも、普段の生活から出たと思われるペットボトルやレジ袋などが大量に見つかっています。

プラスチックは私たちの生活に欠かせない素材ですが、自然分解されにくく、小さく砕けても長期にわたり海に残存するため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。

また、日本の 1 人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は世界で 2 番目に多いといわれています。

本県は 500km を超える長い海岸線を有していますが、本県の豊かな海はアカウミガメの産卵場所になるなど、多くの生き物が命を育む場となっています。こうした環境を守るために私たち一人ひとりがプラスチックごみを削減し、更に海に流出させないように取り組むことが必要です。

県では、令和元年 5 月から、プラスチックごみ削減のため、従来の 3 R に、新たな視点での 3 つの R を加え、本県独自の 6 R として、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を開始しました。

皆さんの現在の行動が未来の海を守ります。一人ひとりができることから取組を増やしていきましょう。

従来の 3 R

+

本県独自の 3 R

Reduce (リデュース)

- ・マイバッグを常に持ち歩こう
- ・マイボトルを持とう
- ・ばら売りや量り売りを利用しよう

Reuse (リユース)

- ・詰め替え容器を使おう
- ・クリーニングハンガーを店に戻そう
- ・フリーマーケットを利用しよう

Recycle (リサイクル)

- ・市町のルールに従って分別しよう
- ・資源回収に出そう

各市町HP・広報などを確認
※県ウェブサイトでも分別方法紹介中
Rのある暮らし 🔍 検索

Refuse (リフーズ)

- ・レジ袋を断ろう
- ・使い捨てスプーンやフォークを断ろう
- ・過剰な包装を断ろう

Return (リターン)

- ・店頭回収を利用しよう
- ・外出時のごみを持ち帰ろう (ポイ捨てしない!)

Recover (リカバー)

- ・清掃活動に参加しよう
- ・落ちているごみは拾おう



社員で道路や緑地帯、河川の清掃を行っています。(県西部の企業)



オリジナル人形劇を作って、海洋プラスチックごみの防止を呼び掛けている。(県中部の団体)



地元女性団体と連携し、スーパーマーケットでマイバッグキャンペーンを実施しました。(熱海市)

5-2 県民等の参加による保全活動の推進

現在、県民参加による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」や企業等により森づくりを進める「しずおか未来の森サポーター制度」をはじめ、様々な主体の参加による保全活動が行われています。このような取組は自然環境を良好な状態に維持するためにとっても重要であり、県民等の意識の醸成にも役立つことから、今後も県民・企業等の参加による保全活動を推進する必要があります。



海岸清掃

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【森林や農地の管理】

- 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター制度」により、県が森づくり活動を希望する企業、森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 県民参加の森づくりを促進するため、「森づくり県民大作戦」を実施するとともに、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 通常の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体等が購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の取組を進めます。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 県民や事業者による富士山の生物多様性の保全活動に対して、「ふじさんネットワーク」が支援します。 ○ [自然保護課]
- 農山村と企業等事業者が、それぞれの資源、人材等を活かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、美しい農村景観や豊かな生態系等の農村環境を保全する組織の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

【道路や河川の管理】

- 住民団体等がボランティアで道路の清掃等に取り組む「しずおかアダプト・ロード・プログラム」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [道路保全課]
- 住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 「森づくり県民大作戦」に参加しましょう。
- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「しずおか未来の森サポーター制度」等の活動に参加しましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動に参加しましょう。

③事業者の取組

- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「しずおか未来の森サポーター制度」等の活動に参加しましょう。
- 「ふじのくに森の町内会」の紙を積極的に使用しましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動に参加しましょう。

5-3 開発時における配慮

生物多様性に大きな影響を与える開発に対しては、環境影響評価制度や自然環境保全協定等の制度の趣旨に従い、影響を未然に防ぐための一定の対応等がされています。今後も生物多様性に配慮した社会基盤整備の推進、開発と生物多様性の確保の両立について取り組んでいく必要があります。



太陽光発電施設

①行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【環境影響評価条例・自然環境保全条例】

- 環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を徹底することで、大規模事業による生物多様性への影響を回避・低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全・緑化等を内容とした自然環境保全協定の締結を事業者に指導します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【土地利用指導要綱・林地開発許可制度・県盛土条例】

- 県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施します。 ○ ○ ○ ○ [土地対策課]
- 静岡県盛土等の規制に関する条例（R4.7施行）に基づく許可制度や定期的な巡回監視等により、盛土等について必要な規制をし、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図ります。 ● ● ● ● [盛土対策課]
- 林地開発許可制度の適切な運用により、公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]

【水循環保全条例】

- 静岡県水循環保全条例（R4.7施行）に基づき、水源保全地域における土地取引や現存法令で届出等の対象とならない開発行為を事前に把握し、適正な土地利用を確保すること等により、健全な水循環の保全を図ります。 ● ● ● ● [水資源課]

②県民の取組

- 開発時における生物多様性への配慮がなされているか、県民の立場から注目しましょう。

③事業者の取組

- 開発を行う場合は、事業内容に応じて環境負荷を減らすように検討するとともに、静岡県環境影響評価制度、自然環境保全協定等に基づく調査や保全対策を実施しましょう。



行動方針 6

人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

6-1 文化財の保護・活用

生物多様性のめぐみは、私たちに文化財、景観資源、信仰・伝統行事、食等、様々な文化を生むきっかけとなり、私たちの生活を豊かなものにしてしてくれますが、その継承が難しい状況にあります。そのため、文化財等として指定されている個体や種及び生息地を適切に保護・管理していくことが必要です。また、信仰や伝統行事は地域への愛着や尊厳の根幹となるものであり、今後も大切に守り、文化を継承する担い手を育成することが必要です。



天然記念物のクスノキ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【文化財の調査・指定・登録】

- 県内文化財の調査を継続的に実施し、記録を作成するとともに、指定・登録を進めることによる文化資産の顕在化と保護・活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [文化財課]

② 県民の取組

- 指定文化財の保護・活用に協力しましょう。
- 地域のお祭りや伝統行事等に参加することで、多様な伝統文化を保存し、次の世代に継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 指定文化財の保護・活用に協力しましょう。

6-2 文化的景観等の保全

文化的景観を保全するためには、農業者を含めた地域ぐるみで、棚田の保全等の取組を推進していく必要があります。また、地域の自然景観等を保全するため、地域ごとの景観計画の策定を推進していく必要があります。



荒原の棚田

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【文化的景観の保全】

- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の維持・向上を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」により、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等を情報発信します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

【地域の景観計画や景観協議会づくり】

- 景観行政団体への移行を市町に積極的に働きかけるとともに、山並みや河川、海岸等の自然景観の保全を目標の一つとする景観計画を早期に策定するよう働きかけます。 ○ ○ ○ ○ [景観まちづくり課]
- 富士山周辺、伊豆半島、大井川流域・牧之原茶園では広域景観協議会を設置し、市町と県が連携して広域にまたがる景観の保全と形成を推進します。 ○ ○ ○ ○ [景観まちづくり課]

② 県民の取組

- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の保存に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の保存に協力しましょう。



ふじのくに美しく品格のある邑づくり

静岡県と県内の全市町では、県内の農山漁村地域の持つ多様な地域資源の保全と、これを活かした活性化を目指して連合を組織し、農地や美しい景観、地域に伝わる文化・伝統等の県民共有の財産である地域資源を保全・活用し、次世代に継承する活動を行う集落等を「美しく品格のある邑（むら）」として登録を進めてきました。

「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」では、農山漁村の人々のみならず、農地や農業の持つ多面的機能を享受する県民や企業のみなさまとの協働により、「環境」「社会」「経済」の持続性が確保された、美しく多彩な魅力あふれる農山村の創造を目指しています。【資料：農地保全課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



6-3 伝統的な農法や食文化の保全・継承

本県には、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」等の伝統的農法、在来作物や地域の食文化が残っています。そのため、今後も生物多様性の確保につながる伝統的農法を維持するとともに、生物多様性のめぐみである在来作物等の価値について周知を図り、保存に向けて取組むことが必要です。



フジタイゲキ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【伝統的農法の保全・継承】

- 茶草場地域内において、生物多様性の指標となる動物の調査を進めます。 ○ ○ [お茶振興課]
- 農法実践者の茶をPRして茶のブランド化につなげ、農法の維持継承を推進します。 ○ ○ [お茶振興課]
- 作業のボランティアの募集や活用により、農法の維持継承に努めます。 ○ ○ ○ ○ [お茶振興課]

【食文化の保全・継承】

- 地元の民間団体との連携により、在来作物による地域活性化方策を検討します。 ○ ○ ○ ○ [農芸振興課]

② 県民の取組

- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食に関心を持ち、積極的に購入・継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食の継承に努めましょう。



菊川市倉沢地区の棚田保全活動

1999年（平成11年）に静岡県棚田等十選に認定されたのを機に、棚田の保全と動植物の保護を目的に活動が行われています。現在は、NPO法人「せんがまち棚田倶楽部」が中心となって活動を行っています。棚田オーナー制度のオーナーやボランティア等による棚田での活動は復田、田耕し、代掻き、田植え草刈り、稲刈り等が実施されています。また、田んぼの学校や食育等社会教育や環境教育にも力を入れています。【資料：「協働の底力。虎の巻」（静岡県建設技術監理センター）】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



しずおか棚田・里地くらぶ

本県では、多くの多面的機能を持つ棚田や里地を守るため、保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」を運営しています。会員は農山村で、田植えや草刈り等の様々な農作業を行うことができます。そのほか、イベントへの参加、会員同士や地元の方々との交流も行っています。2022年（令和4年）1月末時点で418名の個人会員のほか、法人会員7社、学校会員8校が登録しています。【資料：農地計画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

行動方針 7

生物多様性に関する環境教育の推進



7-1 自然とのふれあいやエコツーリズムの促進

自然と人とのふれあいや観光、エコツーリズム等、人が自然環境の中で楽しむ活動の多くは、生物多様性のめぐみによってもたらされていますが、利用者が増加することにより環境破壊につながる懸念があります。そのため、生物多様性のめぐみを活かした自然とのふれあいを促進する一方で、エコツアー等の実態把握と持続可能な利用に向けた意識の醸成を図る等の取組が必要です。



ハイキングコース

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【自然とのふれあいの促進】

- 自然ふれあい施設の整備・管理、自然観察会等の実施、桜の名所づくり等を行うことで、自然とのふれあいを推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進】

- 農山漁村地域における滞在・交流の拠点施設となる農林漁家民宿の開業・運営支援を推進します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- 農山漁村地域における自然環境、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- エコツーリズムのほか、ジオツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、アグリツーリズム等、関連・類似する自然体験型のツーリズムについて、定義・分類や関連事業者の整理、情報収集を進めます。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- 農山漁村滞在型旅行「農泊」を地域ぐるみで進める団体等に対し、アドバイザーの派遣や先進地研修会を開催します。 ● ● ● ● [観光政策課]
- 本県の多種多様な食材の背景にある生物多様性を知り、体験することで、地球環境史的観点から食文化を学べる展示や企画を実施します。 ● ● ● ● [文化政策課]

② 県民の取組

- 自然ふれあい施設を活用したり、家庭等身近な場所で自然環境にふれあう機会を増やしましょう。
- エコツアーに積極的に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- エコツアーを企画する場合は、生物や自然環境に影響を与えないように十分配慮しましょう。



エコツーリズムで配慮すべきこと

豊かな生物多様性に根差した地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っています。その利用に当たっては、以下のような点に配慮が必要となります。

- 本来の価値を損なわないように十分配慮を行う
- 積極的に保護・育成を行うことによって、その価値をさらに高める
- 湿原・高山植生等の脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者の制限を行う
- 外来生物によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮する
- 遺伝子レベルでの攪乱にも留意する必要がある
- 里地里山等の維持管理をプログラムに組み込むことによって、生物多様性の回復も期待される

【資料：エコツーリズム推進基本方針（環境省、2008年（平成20年））】

7-2 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の推進は、将来を見越した人材の育成のためにはとても重要であることから、2004年（平成16年）10月からは「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律[※]」が施行され、学校や職場における環境教育についての責務が定められました。本県では、環境教育・環境学習の方針や機会づくり、人材づくり、教育施設の整備等を進めてきました。しかし、2016年（平成28年）度に行った県政世論調査のアンケートによると県民の生物多様性に関する認識はまだ低いことが分かります。そのため、生物多様性に関する環境教育は、あらゆる世代を対象とし、日常の生活から野外に至るまであらゆる場所で行う必要があります。



自然観察会

さらには、県民・事業者・NPO等との連携による環境教育のための人材の確保、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活用等を図ることで、生物多様性に関する県民の意識を高めていくことが必要です。

※2011年（平成23）年10月からは「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改正

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成】

- 「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進する中で、幼児から大人までの各成長段階に応じた生物多様性の環境教育を総合的かつ計画的に推進するとともに、取り組みやすいメニューを提示していきます。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 環境教育ネットワーク推進会議の開催や環境学習指導員の養成、静岡県環境学習コーディネーターの活用を図り、環境教育・環境学習に関する指導者を確保します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。 ● ● ● ● [環境ふれあい課]

【子どもへの環境教育・環境学習の推進】

- NPO等の外部人材も活用し、各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、部活動等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた環境に関する学習を行います。 ○ ○ ○ ○ [義務教育課・高校教育課・特別支援教育課]
- こどもエコクラブ活動への支援、こども環境作文コンクールの開催、こども環境大使の派遣等、子どもに対する環境教育を推進する中で生物多様性に関する意識醸成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 県立青少年教育施設における自然環境に親しむ体験活動を通して、生命や自然への畏敬の念をもって自然環境と調和して生きていく心を醸成します。 ○ ○ ○ ○ [社会教育課]
- 環境学習フェスティバル等のイベントを開催する中で、生物多様性に関する意識醸成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

【あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進】

- 県民を対象とした生物多様性保全に関する講演会等の開催、エコラベルや生物多様性による防災・減災の啓発等、啓発活動を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- ふじのくに地球環境史ミュージアムを生物多様性の教育の中心拠点として位置づけるとともに、ミュージアムにより県下各地で標本等を展示する移動ミュージアムを展開します。 ○ ○ ○ ○ [文化政策課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- ジオパークに生物多様性の要素をより一層取り込んでいくために、伊豆半島の動植物に詳しい専門家との連携を促進します。 ○ [観光政策課]
- 森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与していることを踏まえ、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践を促進します。 ● ● ● ● [環境政策課]

② 県民の取組

- こどもエコクラブ活動への参加等、子どもが生物多様性に関心を持つような活動やイベント等に参加しましょう。
- 環境学習フェスティバル等のイベントに積極的に参加しましょう。
- 家庭や事業所、学校、地域等、あらゆる場所での環境教育・環境学習に積極的に参加しましょう。
- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境学習指導員等の教育指導者として活動をしましょう。
- ふじのくに地球環境史ミュージアムに足を運び、生物多様性についての知識を深めましょう。
- 学校等に整備された「ビオトープ」を環境教育・環境学習に活用しましょう。

③ 事業者の取組

- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境学習指導員等の教育指導者として活動をしましょう。
- 生物多様性に関する環境教育を社員対象に実施しましょう。
- 事業所の敷地内の緑地・水辺や社有林等で社員の家族、地域住民、学校等を対象とした自然観察会、活動プログラムを企画・開催しましょう。
- 学校の授業やイベント等に環境学習の講師を派遣しましょう。
- 環境講演会等を開催しましょう。
- エコラベル等の消費者への啓発を行いましょ。
- 生物多様性に関する教材等の作成・活用をしましょう。



環境学習コーディネーター

環境保全活動に参加する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策等の多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として「静岡県環境学習コーディネーター」の制度を創設し、2022年（令和4年）5月現在で登録者数は12人となっています。

[関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町]



環境学習指導員

「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、身近な地域で環境学習を行うリーダー「環境学習指導員」の登録制度を2005年（平成17年）度から実施しています。例年、新たな指導員を養成する講座を開催しており、2022年（令和4年）5月現在で登録者数は558人です。

[関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町]

環境教育ネットワーク

2014年（平成26年）度に事業者や民間団体、社会教育施設、環境学習指導員グループ、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制として「環境教育ネットワーク」を構築しました。ネットワークの活動としては、メールによる情報共有や、伊豆・東部、中部、西部の3地域で「環境教育ネットワーク推進会議」を年1回開催し、主体同士が連携するきっかけづくりを行っています。2022年（令和4年）5月時点で参加団体は150団体となっています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

ミュージアムサポーター

ふじのくに地球環境史ミュージアムでは、県民のボランティアによる「ミュージアムサポーター」制度を取り入れています。ミュージアムサポーターは、展示解説や館内案内、標本資料整理や館内整備、その他教育普及活動の補助を行う等、ミュージアムでの日々の活動を支え、来館者とミュージアム、地域とミュージアムを結ぶ架け橋として欠かせない存在となっています。



ミュージアムサポーター

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

ESD・国際化 ふじのくにコンソーシアム

静岡県内におけるESD実践の進展を目指し、静岡大学が中心となって高等教育機関・学校・社会教育施設・自治体行政・企業・地域組織・市民団体組織等とネットワークを構築する、文部科学省のユネスコ活動費補助事業です。国内外のユネスコスクールとの交流、ユネスコスクール以外の学校でのESD活動の実施、社会教育施設・青少年教育施設等との連携、成果発表会の実施、都道府県教育委員会との連携等の事業が行われています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

7-3 環境情報等の提供

生物多様性に関する様々な情報を集約するとともに、効果的な情報発信方法について検討していく必要があります。



県ホームページ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【あらゆる媒体による情報提供】

- 県のホームページ、メールマガジン、環境白書、環境学習データバンクによる情報提供、環境学習プログラムの整備、環境学習指導員の情報公開、環境学習器材の貸出し等を行う中で、生物多様性に関する情報等の整備を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

② 県民の取組

- 県のホームページやメールマガジン等、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。

③ 事業者の取組

- 県のホームページやメールマガジン等、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。

第3節 生態系を保全・再生・創出する

行動方針 8

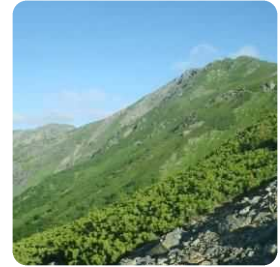
豊かな自然環境が残る奥山の保全



8-1 奥山の保全

奥山は人の活動の影響が少なく、豊かな自然環境が残された地域です。富士山や南アルプス等に残る豊かな奥山の自然環境を保全するとともに、二ホンジカによる過度な採食圧による植物をはじめとする生態系への影響の低減、利用者への意識啓発による適正利用を図る必要があります。

また、高山等の環境では、地球温暖化による高山の生態系への影響が懸念されていることから、地球温暖化対策の実施により、気候変動による奥山への環境影響を低減する必要があります。



南アルプス

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、奥山の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【富士山の環境保全】

- 「富士山総合環境保全指針（修正版）」に基づき、富士山の環境をより望ましいものとして保全し、そのめぐみを後世に継承するための取組を推進します。 ○ [自然保護課]
- ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 ○ [自然保護課]
- 五合目以上の植生の分布状況を把握し、定期的なモニタリングを行います。 ○ [自然保護課]
- 富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施します。 ○ [道路企画課]
- 増加する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、多言語で提供します。 ○ [自然保護課]
- 「ふじさんネットワーク」では、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 「富士山憲章推進会議」では、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山に係る環境保全の全国的な運動を推進するため、富士山憲章看板を設置するとともに、静岡・山梨両県による共同事業を実施します。 ○ [富士山世界遺産課]

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
● 富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施します。	○				[富士山世界遺産課]
● 登山者に富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いへの協力を呼びかけるとともに、受付方法の改善等を検討します。	○				[富士山世界遺産課]
[南アルプスの環境保全]					
● ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。	○				[自然保護課]
● 高山植物に対するニホンジカの採食圧対策として、防鹿柵の設置等による高山植物保護対策を実施します。	○				[自然保護課]
● 静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図ります。	○				[自然保護課]
● 絶滅の危険性が極めて高い高山植物の種子を保存します。	○				[自然保護課]
● 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、希少野生動植物の生育生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。	○				[自然保護課]
● 南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定し、保護・回復を図ります。	○				[自然保護課]
● 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。	○				[自然保護課]
[気候変動による影響の監視]					
● 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動による影響について監視します。	○	○	○	○	[環境政策課・自然保護課]
② 県民の取組					
● 自然公園、自然環境保全地域等の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守しましょう。					
● 貴重な生物を採取したり、ごみを捨てたりして、豊かな自然環境が残る奥山の環境に影響を与えないようにしましょう。					
● 植生の踏み付けや侵食を防ぐため、登山道以外の場所を歩かないようにしましょう。					
● 靴や服、自動車のタイヤ等に植物の種をつけたまま奥山に入らないように、拭き取りや洗浄を行いましょう。					
● ペット等を持ち込まないようにしましょう。					
● 自動車での立ち入りを極力避けるとともに、自動車の場合はハイブリッド自動車やクリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車等の低排気ガスの車両を選びましょう。					
● 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」に積極的に参加しましょう。					
● 富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いに協力しましょう。					
● ユネスコエコパークを訪れ、自然観察等を楽しみましょう。					

③事業者の取組

- 自然公園、自然環境保全地域等の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守しましょう。
- 靴や服、自動車のタイヤ等に植物の種をつけたまま奥山に入らないように、拭き取りや洗浄を行いましょ。
- 自動車での立ち入りを極力避けるとともに、自動車の場合はハイブリッド自動車やクリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車等の低排出ガスの車両を選びましょ。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」に積極的に参加しましょ。



南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク

本県では、南アルプスで活動するボランティアが主体となって高山植物の保護対策を実施するため、自然保護団体及び山岳団体等の組織化を進め、2002年（平成14年）度に「南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク」が発足しました。現在は、県と同ネットワークが協働で南アルプスの高山植物保護活動を展開しています。これらの功績が認められ、2009年（平成21年）4月には「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞しました。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



ふじさんネットワーク

「ふじさんネットワーク」とは、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、事業者、マスコミ、行政等による会員制のネットワーク組織です。会員の得意分野を活かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互の交流・連携を図り、その活動の輪を広げていこうとするものです。2022年（令和4年）3月末現在、会員数は567団体・個人です。

【資料：ふじさんネットワークホームページ】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



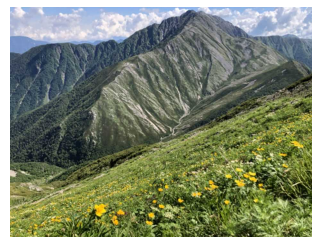
コラム

南アルプス学会の設立

ユネスコエコパークに登録される南アルプスは、日本有数の山岳公園であり、その稜線部を中心とした核心地域には、氷河期からの遺存種をはじめ、守るべき希少な生態系が残る「世界の宝」です。

一方、南アルプスは、その急峻さや奥深さから、学術的に生態系や環境の変化を追跡し、記録することが困難な場であり、また、山間地の人口減少に伴い環境保全の担い手も不足し、地域社会を支えるなりわいそのものの存続も危ぶまれています。

県では、このような課題を克服するため、南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承も視野に入れた研究活動の活性化を図り、学術研究を体系化し、世界に語れる国際的な「南アルプス学」として発展に寄与するため、令和4年2月15日に「南アルプス学会」を設立しました。



天空のお花畑と主峰赤石



ライチョウが生息する世界の南限にあたる南アルプス

行動方針 9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり



9-1 森林の保全

里山の森林は、木材や薪の生産や山菜等の採集の場として利用され、大切に管理されてきました。しかし、化石燃料や化学肥料の普及、林業の低迷等により、人の手が加わらない森林も増えてきました。そのため、人工林や雑木林を適正に管理するとともに、木材利用の推進や松枯れ等の防止を図る必要があります。



雑木林

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、森林の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な整備のため、林道・作業道等の路網の整備や、間伐等の森林施業を促進します、 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]
- 森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]
- 竹林を伐採し、多様な樹種の森林に転換します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等、県民参加による森づくりを進めます。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【県産材の利用拡大】

- “ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プランに基づき、公共部門での率先利用に加え、民間部門での県産材利用を促進します。 ○ ○ ○ ○ [林業振興課]
- 県産材の流通の最適化を図る新たな流通システムを確立します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課・林業振興課]
- 県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及に取り組みます。 ● ● ● ● [林業振興課]
- 間伐に寄与する紙「ふじのくに森の町内会」の普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 「森づくり県民大作戦」を実施します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 持続可能な森林管理が行われていることを証明する森林認証制度を普及します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]

① 行政の取組

伊豆 東部 中部 西部 関係課

【松枯れ等の対策の実施】

- 薬剤予防散布、被害木の駆除、予防剤注入等の松枯れ対策を実施 ○ ○ ○ ○ [森林整備課] します。
- 「静岡県ナラ枯れ被害対策ガイド」に基づき、伐倒駆除や予防剤 ○ ○ ○ ○ [森林整備課] 注入によるナラ枯れ対策を実施します。

② 県民の取組

- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等に参加しましょう。
- 間伐に寄与する紙「ふじのくに森の町内会」を活用しましょう。
- 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択しましょう。
- 山菜やきのこ等は毎年収穫できるように、採り尽くさないようにしましょう。
- 自然観察に利用する等、地域の里地里山に興味を持ちましょう。
- 品質の確かな県産材製品を積極的に利用しましょう。
- 松枯れ等の被害木の駆除に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 森林を伐採する際には、伐採に伴う裸地化の影響を軽減させるため、植栽等により、森林の状態に戻しましょう。
- 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択しましょう。
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等に参加しましょう。
- 品質の確かな県産材製品を積極的に利用しましょう。
- 松枯れ等の被害木の駆除に協力しましょう。

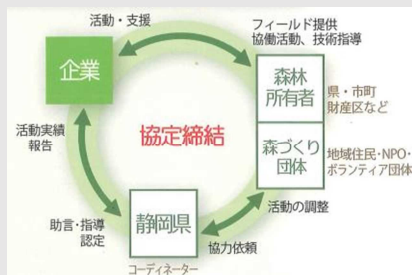


しずおか未来の森サポーター

「しずおか未来の森サポーター」は、CSR（社会貢献）活動として森づくり活動を希望する事業者の皆さんを積極的に支援する制度です。活動場所や森づくり団体、森林環境教育に取り組む民間団体の紹介をはじめ、森づくりに必要な情報の提供や助言・指導をする等、企業の活動実績の認定を行っています。2022年（令和4年）3月末までに56社と協定を締結しています。

【資料：環境ふれあい課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町】



森林認証の取得

環境への配慮等適切な森林管理が行われていることを証明する「森林認証」を取得する動きが、浜松市や川根本町をはじめ、県内で広がっています。例えば、浜松市では市内の6森林組合をはじめ、浜松市、静岡県、天竜林業研究会等で構成する「天竜林材業振興協議会」が認証を取得しています。森林組合や国・県・市が連携してFSC森林認証を取得するのは全国初のケースとなっています。

【資料：浜松市ホームページ】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町】



コラム

新素材セルロースナノファイバー（CNF）

木材等のバイオマスから持続的に生産できる、植物繊維を微細化したセルロースナノファイバー（CNF）は地球環境の保全に適し、軽くて強い等の優れた物性を有していることから、新素材としての活用が期待されています。静岡県ではCNFによる産業創出を図るため、製紙、住宅、自動車関連企業、産業支援機関等の団体で組織する「ふじのくにCNFフォーラム」を立ち上げ、CNFを利用した製品（用途）開発を支援しています。

【資料：ふじのくにCNFフォーラム】

9-2 農地の保全

近年、農業従事者や経営耕地面積の減少に伴い、農業産出額も減少しています。また、土地持ち非農家が所有する荒廃農地も増加しており、外来植物の生育の場となったり、野生鳥獣と人とのあつれきを生じさせる原因となっています。そのため、農業の担い手の育成等により荒廃農地の発生を予防し、適正な農地の管理を行うとともに、生物多様性の確保につながる伝統的農法の維持、環境にやさしい持続可能な農業の推進を図っていく必要があります。



水田

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【協働による農地等の保全活動の促進】

- 農業農村整備事業の実施に当たっては、「静岡県農村環境対策指針」に基づいて里地里山の利用等の人の活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮します。 ○ ○ ○ ○ [農地整備課・農地保全課]
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」により、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等を情報発信します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 荒廃農地化を防ぐため、景観作物の栽培や農業体験等、地域団体が取り組む活動を支援します。 ● ● ● ● [農業ビジネス課]

【GAP（農業生産工程管理）や地産地消の推進】

- GAPを推進することで、環境に負荷を与えない農業を進めます。 ○ ○ ○ ○ [食と農の振興課]
- IPM(総合的病害虫・雑草管理)の技術支援を行い、IPMの普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [食と農の振興課]
- 環境保全効果の高い営農活動に取り組む有機農業者に対し、環境保全型農業直接支払制度による支援を行います。 ○ ○ ○ ○ [食と農の振興課]
- 食の地産地消を促進します。 ○ ○ ○ ○ [農芸振興課]

【伝統的農法の継承】

- 茶草場地域内において、生物多様性の指標となる動物の調査を進めます。 ○ ○ [お茶振興課]
- 農法実践者の茶をPRして茶のブランド化につなげ、農法の維持継承を推進します。 ○ ○ [お茶振興課]
- 作業のボランティアの募集や活用により、農法の維持・継承に努めます。 ○ ○ [お茶振興課]

② 県民の取組

- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入しましょう。
- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食に関心を持ち、積極的に購入・継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 水路の一部を広げたり、水草が生えるようにしたり、素掘りの水路を設けることにより、水辺の生物の生息・生育場所を確保しましょう。
- 水路と水田の間の落差を減らし、生物が行き来できるようにしましょう。
- 水を確保できる場所では、冬の間も水田に水を張れるようにして、生物の生息・生育場所を確保しましょう。
- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- IPM(総合的病害虫・雑草管理)の技術を駆使・普及するとともに、化学合成農薬や化学肥料を極力減らしましょう。
- GAP 認証を取得しましょう。
- 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入しましょう。
- 茶草場農法の継承に努めましょう。



ふじのくに美農里 (みのり) プロジェクト

「ふじのくに美農里プロジェクト」とは、「多面的機能支払交付金」の静岡県での愛称です。本県では2007年(平成19年)度から「ふじのくに美農里(みのり)プロジェクト」に取り組み、地域の農業を守り、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設を保全し、未来につなぐ地域ぐるみの活動を支援しています。こうした活動や話し合いにより、地域のコミュニティが活発化しています。2022年(令和4年)3月末時点で232組織が活動しています。【資料：農地計画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

一社一村しずおか運動



一社一村運動の目的は、協働活動による地域の活性化です。農村の要望である「人手がほしい」「交流を増やしたい」「安定した顧客がほしい」「一緒に特産品を開発したい」と、企業の要望である「社会貢献をしたい」「社員の福利厚生に活用したい」「地域の資源をビジネス化したい」のニーズを結びつけ、協働活動を行うことで、都市と農村の交流が生まれ、地域の活性化を促進するという仕組みです。2022年(令和4年)3月末までに49の取組が認定され、44の活動を実施中です。【資料：農地計画課】



【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

9-3 竹林や草地の保全

近年は安価なタケノコの輸入増加や竹材の代替品の普及、ライフスタイル等の変化により、竹の需要がなくなり、放置される竹林が増えています。また、草地も家畜の餌や敷きわら、かや葺き屋根の材料としての需要がなくなり、火入れ等が行われないで放置される場所も増えています。そのため、竹林の適正管理のための竹の活用や、草地の生物を保全するため、草地環境の維持を図る必要があります。



竹林

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、草地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【竹林の適正管理】

- 県民参加の森づくりを進める「森づくり県民大作戦」等により、竹林の適正管理に取り組む団体を支援します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 清水区大内のモデル地区では、地域住民等との協働により、竹林の適正管理や広葉樹の植樹等による樹林帯整備を進めます。 ○ [砂防課]

【草地の整備】

- 朝霧地域の貴重な動植物を保全するため、根原県有地においてボランティア等との協働による草刈を実施します。 ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 竹林ではタケノコを採ったり、竹林の適正な管理を行い、周辺に拡大しないようにしましょう。
- 竹粉を使って、生ごみの減量や堆肥化、土づくり、飼料としての活用を図りましょう。
- 火入れを行って草地を維持してきた場所は、今後も継続して草地の環境を守りましょう。
- 草地への自動車の乗り入れや過度の踏みつけはやめましょう。

③ 事業者の取組

- 竹林ではタケノコを採ったり、竹林の適正な管理を行い、周辺に拡大しないようにしましょう。
- 竹粉を使って、生ごみの減量や堆肥化、土づくり、飼料としての活用を図りましょう。
- 火入れを行って草地を維持してきた場所は、今後も継続して草地の環境を守りましょう。
- 草地への自動車の乗り入れや過度の踏みつけはやめましょう。



大内地区の樹林帯整備

静岡市清水区大内地区をモデル地区として、樹林帯の整備、維持管理を行っています。2003年（平成15年）度から地元主体による作業会を開始し、現在はNPO法人「森と水辺を育てる会」との協働により、竹林等の整備を行っています。また、静岡県立大学環境サークルCO-COと竹林再生プロジェクト大内は、県の肝入りで「竹林再生プロジェクト大内」を構成し、協働して活動を行っています。

[関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町]

行動方針 10 都市の自然再生・創出



10-1 都市における緑地等の確保

人口が密集した都市地域では、公園・緑地等のみどりが生物の貴重な生息・生育環境となっています。しかし、都市の人工的な環境には外来生物が多く見られるほか、カラスやムクドリ等による被害も問題になっています。

そのため、生物多様性に配慮した公園・緑地、植樹帯づくり、緑化の推進、豊かな暮らし空間の創生等グリーンインフラの取組を推進するとともに、みどりと水辺の生態系ネットワークを形成することにより、都市地域の生物多様性を高めていく必要があります。



街路樹

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【都市における緑地の確保】

- 官民一体となって都市におけるみどりとオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対して、技術的な助言を行います。 ○ ○ ○ ○ [公園緑地課]
- 県営都市公園の適切な管理運営に努め、都市におけるみどりの空間やレクリエーションの場を創出するとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進します。 ○ ○ ○ ○ [公園緑地課]
- 市街地内の道路整備にあたっては、必要に応じて植樹帯を整備する等、生物多様性に配慮します。 ○ ○ ○ ○ [道路企画課・街路整備課]
- 管理しやすい芝生の研究調査や、校庭・園庭等の公共的施設のモデル的芝生化の支援、芝生管理を行う人材養成のための研修等を行う芝生文化創造プロジェクトを推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【県民参加による緑化の推進】

- (公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加による緑化を推進するため、緑化ボランティアの活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 「静岡県緑化推進計画」に基づき、社会総がかりの緑化活動を推進することで、暮らしのまち並みに花と緑を美しく保ち、本県ならではの魅力ある暮らし空間を創出します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- **緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人材を育成します。** ● ● ● ● [環境ふれあい課]

【豊かな暮らし空間づくり】

- 生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」を推進し、都市の生物多様性の向上を図ります。 ○ ○ ○ ○ [住まいづくり課]

② 県民の取組

- 公園を自然とのふれあいの場や環境学習の場として利用しましょう。
- 公園を利用する場合は、生物を大切にするとともに、ごみを散乱させないようにする等のマナーを守りましょう。
- 家庭の庭やベランダ、事業所の敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行う等、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。
- 庭に植える植物は在来種を中心に、生物を呼び込める種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びましょう。

② 県民の取組

- 地域の自然豊かな緑地や水辺を保全・整備する等の活動に参加することにより、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用しましょう。
- 自宅の敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等のみどりに覆われた場所を増やしましょう。
- ごみはカラスやネコ等に漁られないように、指定された時間及び方法で出すことを徹底しましょう。

③ 事業者の取組

- 公園を自然とのふれあいの場や環境学習の場として利用しましょう。
- 事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行う等、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。
- 緑化する植物は在来種を中心に、生物を呼び込める種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びましょう。
- 事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用しましょう。
- 事業所敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等のみどりに覆われた場所を増やしましょう。
- 事業系一般廃棄物はカラスやネコ等に漁られないように、指定された時間及び方法で出すことを徹底しましょう。
- 広い庭やコモンスペース（共同利用地）の充実した、生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」のための住宅開発に協力しましょう。



事業所敷地に整備された緑地



豊かな暮らし空間創生

“ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和した住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境を整備し、快適な暮らし空間の実現を図ります。

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 **市町** ｝



【資料：住まいづくり課】

行動方針 11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保



11-1 水域の環境調査の実施

河川・湖沼・湿地地域は、比較的閉鎖的な環境にあるため、地域固有の生態系を有しています。生物多様性に配慮した河川等の整備や管理を行っていく上では、水域の生物や水量・水質等の状況は重要な情報となるため、定期的に調査・測定を行う必要があります。



水生生物調査

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【水域の測定・監視】

- 水生生物の保全に係る水質環境基準について、河川、湖沼の水域の類型を設定し、測定・監視を行います。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 河川の流況監視を行うとともに、渇水時には節水対策を行います。 ○ ○ ○ ○ [水利用課]

【水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査】

- 狩野川、天竜川、菊川、大井川、安倍川、太田川の6水系にて、定期的に「水辺の国勢調査」を実施して、魚類等の生息状況を把握します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]
- 対象河川の現況把握を行った上で、学識経験者等の専門家の意見を伺いながら、生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 水が汚れていたり、油が浮いていたり、魚が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告しましょう。
- 行政や事業者等が企画する水生生物調査に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 水が汚れていたり、油が浮いていたり、魚が死んでいるのを見かけたら行政に報告しましょう。

11-2 河川や湧水の保全

河川には河原に特有の植物のほか、多くの魚類や昆虫、鳥類等の生物が生息・生育しています。また、湧水等の環境では、きれいな水にしか生息・生育できない生物が見られます。そのため、多自然川づくりをはじめ、生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する川づくりを推進していく必要があります。



柿田川湧水

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、河川・湧水の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【生物に配慮した河川等の整備・維持管理】

- 河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全・再生すること等により、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めます。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課・河川海岸整備課]
- 河川生物の遡上・降河のために魚道の設置や多自然川づくりの推進、在来種による緑化等により、水とみどりのネットワークの形成を行い、自然環境の保全と再生を行います。 ○ ○ ○ ○ [河川海岸整備課・農地保全課]
- 住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 安易に自動車やバイクを河川等に乗り入れたり、直火でバーベキューや焚き火等をしないようにしましょう。
- 汚れた水を川に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。
- 地域の河川清掃への参加や「リバーフレンドシップ制度」等を活用しましょう。
- 敷地内に湧水がある場合は、生物の生息・生育環境として保全しましょう。

③ 事業者の取組

- 汚れた水を川に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。
- 地域の河川清掃への参加や「リバーフレンドシップ制度」等を活用しましょう。
- 敷地内に湧水がある場合は、生物の生息・生育環境として保全しましょう。



リバーフレンドシップ制度

「リバーフレンドシップ」とは住民と行政による協働事業です。住民、利用者等がリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。活動に必要な物品を県が貸与し、活動によって集まった雑草や空き缶等廃棄物の処分を市町が協力することで、活動団体の取組を支援します。

【資料：河川企画課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

11-3 湖沼・湿地の保全

湖沼やため池、湿地、干潟は閉鎖的な環境であるため、地域固有の生態系を形成しています。しかし、湿地や干潟の多くは埋め立てによって消失する等、取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、湖沼や湿地、干潟の調査等、環境の保全に向けた取組が必要です。



小田貫湿原

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、湖沼・湿地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生】

- 「はまなこ環境ネットワーク」の活動や、浜名湖クリーン作戦の実施等、地元が主体となった環境保全活動の促進により、浜名湖の水環境の保全を図ります。 ○ [自然保護課]
- 「佐鳴湖水環境向上行動計画（第Ⅱ期）」に基づき、流域における水環境改善の取組を定着させるとともに、行動計画に基づく啓発活動等、流域一体となった総合的な水環境の向上に向けた取組を推進します。 ○ [河川企画課]
- 「麻機遊水地保全活用推進協議会（自然再生部会）」において、麻機遊水地の貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生の取組を実施します。 ○ [河川企画課・河川海岸整備課]
- 自然環境保全地域に指定している桶ヶ谷沼のベッコウトンボ等の貴重な動植物を保全します。 ○ [自然保護課]
- 浜名湖の外来植物の分布拡大防止に必要な情報を得るため、植物の生育状況・分布状況の調査を行います。 ● [自然保護課]
- 浜名湖における継続的な環境保全活動につながるよう、企業や学校等の参加を促すなど、民間団体等の取組を支援します。 ● [自然保護課]

【水産資源の管理】

- 漁業者が自ら行っているアサリの天然採苗や人工増殖事業を推進し、浜名湖のアサリ資源を安定して増やします。 ○ [水産資源課]
- アサリ資源を保全しつつ漁獲する漁業者の取組を支援します。 ○ [水産資源課]
- 漁業者が行うアカエイの駆除方法や駆除したアカエイの活用方法の検討に参画し、アカエイの密度管理の実現を目指します。 ○ [水産資源課]

② 県民の取組

- 「はまなこ環境ネットワーク」をはじめ、湖沼・湿地の環境保全のためのネットワークに積極的に参加・協力しましょう。

② 県民の取組

- アサリ等の水産資源が枯渇しないよう、採りすぎないようにしましょう。
- 汚れた水を湖沼・湿地に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。

③ 事業者の取組

- 「はまなこ環境ネットワーク」をはじめ、湖沼・湿地の環境保全のためのネットワークに積極的に参加・協力しましょう。
- アサリ等の水産資源が枯渇しないように資源管理を徹底しましょう。
- 汚れた水を湖沼・湿地に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。



はまなこ環境ネットワーク

浜名湖の課題や解決策を共有し、情報やノウハウを交換しながら、必要なときに協力し合えるネットワークをつくるという趣旨のもと、「浜名湖憲章」に賛同する団体が集まって組織したのが「はまなこ環境ネットワーク」です。2005年（平成17年）の創設には静岡県環境森林部自然保護室（当時）が取りまとめを担当し、団体や行政をつなぐコーディネーターを務めたNPO法人地域づくりサポートネットが2008年（平成20年）から事務局を担っています。現在、70を超える市民グループ・学校・企業・行政等がメンバーとして登録し、浜名湖の環境保全に関する様々な取組を行っています。

【関係する主体： **県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町**】



麻機遊水地保全活用推進協議会

これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会（2004年（平成16年）1月設立）が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地保全活用推進協議会を2016年（平成28年）7月に設立しました。主な活動内容は、在来植物の保全・再生活動や、人為的な攪乱によりミズアオイやタコノアシ等の攪乱依存種の再生・保全活動を行っています。その他にも、外来種の駆除や自然観察会、シンポジウム等の開催、障害者との共生社会を実現するための自然再生活動を行っています。

【資料：麻機遊水地保全活用推進協議会（ほか）】

【関係する主体： **県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町**】



オオキンケイギクの除去



麻機遊水地フェスタ
(ネイチャークラフト)



麻機遊水地フェスタ
(サクラタデ観察)



上空から見た麻機遊水地

行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全

12-1 海岸の保全

海岸では海岸侵食等による生息環境の消失や松枯れ等が発生しています。そのため、海岸・港湾の整備を行う場合は、海岸法や港湾法、漁港漁場整備法等において原則となっている環境との調和について配慮するとともに、松林の適正な管理、松枯れへの対策等が必要です。海岸への車両の進入禁止や砂浜の回復（総合的な土砂管理の方法の考え方に基づく砂浜の保全の方法の検討等）、漂着ごみの処理等にも取り組む必要があります。



三保松原

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、湖沼・湿地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【生物多様性に配慮した海岸・港湾の整備】

- 高潮・津波等からの海岸の防護にあたっては、生物多様性に配慮した海岸保全施設の整備を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課・河川企画課]
- 港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行います。また、にぎわいのある美しい港湾空間を形成するとともに、避難地や防災拠点として活用できる「防災・減災」の機能を持ち、かつ親水性を有し自然環境と共生する緑地の整備を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課]

【海岸防災林の保全】

- 海岸防災林における森林整備方針に基づき、防災林を整備・育成します。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 薬剤予防散布、被害木の駆除、予防剤注入等の松枯れ対策を実施します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]

【砂浜や干潟の再生】

- 砂浜や干潟等多様な自然環境の保全・創出を促進します。また、維持管理等を含め、県民との協働による保全・再生に努めます。 ○ ○ ○ ○ [河川海岸整備課・港湾整備課]
- 海生生物の状況調査を実施し、福田漁港・浅羽海岸におけるサンドバイパスシステムによる周辺環境への影響について把握に努めます。 ○ [漁港整備課]

【アカウミガメの保護】

- アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を実施します。 ○ [自然保護課]
- アカウミガメの保護に配慮し、工事実施時期の調整や、海岸清掃活動、海岸侵食対策等の検討を実施します。 ○ [河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課・農地保全課・文化財課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【漂着ごみの除去】

- 海岸漂着物対策をより一層促進するため、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、関係者の相互協力をさらに促し、漂着ごみによる生物多様性への影響の低減を図ります。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課・河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課]
- 海岸の漂着ごみについては、自治体や関係機関等と連携しつつ対策を進め、環境保全に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課・河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課]
 ※自然由来の漂着物（流木や動植物遺体等）は、海浜性生物の餌や隠れ場所として重要な要素でもあることから、生物多様性の観点から配慮が必要な場合もあります。
- プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施します。 ● ● ● ● [廃棄物リサイクル課]

② 県民の取組

- 松葉掻き等、海岸防災林の適正管理に協力しましょう。
- 安易に自動車やバイクを海岸に乗り入れたり、直火でバーベキューや焚き火等をしないようにしましょう。
- ごみの散乱、漂着ごみ、マイクロプラスチック等が発生しないように、ごみを捨てたり、釣り糸や釣り針等を放置しないようにするとともに、ごみを見つけた場合は持ち帰りましょう。
- 地域や団体等が主催する海岸清掃に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 松葉掻き等、海岸防災林の適正管理に協力しましょう。
- ごみを捨てたり、釣り糸や釣り針等を放置しないようにするとともに、ごみを見つけた場合は持ち帰りましょう。
- 地域や団体等が主催する海岸清掃に参加しましょう。



海岸防災林協働管理計画の策定

県では海岸防災林を、地域の方々・地元市町・県の3者が協働して守り育てていくことが大切だと考え、地域ごとに海岸防災林協働管理計画の策定を進めています。3者の役割分担や連携を明確にし、地域の方々と協働で海岸防災林等の管理を行っていきます。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



しずおかポートサポーター

県は、静岡県が管理する港湾や漁港において、住民や利用者を「しずおかポートサポーター」に認定しています。ポートサポーターは自らが行う清掃や美化活動を通じて、港湾や漁港に対する愛着や誇りを育み、また、ポートサポーター及び県が協働し、豊かで快適な港湾空間や漁港空間を創造することを目的としています。清水港や焼津漁港で活動が行われています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



港湾緑地の整備・維持管理

御前崎港管理事務所が民間団体「御前崎エコクラブ」の皆さんとの協働により、御前崎港緑地の整備・維持管理を進めてきました。具体的には、コンクリートの池をビオトープに復活させたほか、公園内を花咲く小道、いのちの森、わくわく広場等にゾーニングし、明るく安全な手づくりの公園に生まれ変わりました。【資料：「協働の底力。虎の巻」(静岡県建設技術監理センター)】

【関係する主体： **県** **県民** 事業者 **民間団体** 教育機関・研究機関・専門家 **市町** ｝

12-2 水産資源の維持管理

海洋においては磯焼け等の問題が発生しています。そのため、減少している藻場等の保全・回復の取組を推進するとともに、持続的に水産資源を活用するため、水産資源の適正管理、栽培漁業の推進、養殖業における環境負荷低減等が必要です。また、栽培漁業では遺伝的多様性に配慮することが重要です。



焼津漁港(小川第1船渠)

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【漁獲量の適正管理】

- 漁獲可能量(TAC)制度の適正な運用や漁業者による漁期や漁獲量の制限等自主的な漁獲制限の促進により水産資源の適正な管理を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 漁業者による漁期や漁獲量の制限により、水産資源を適正に管理します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

【生物多様性に配慮した栽培漁業の推進】

- 「静岡県栽培漁業基本計画」に基づいて、遺伝的多様性に配慮して稚魚を生産するとともに、稚魚放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業を振興します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 残餌や糞による環境汚染軽減のための飼育密度や適正給餌、水産用医薬品の適正使用を指導します。 ○ [水産資源課]
- 魚類養殖が盛んな地区では、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を定め、漁場の持続的利用に努めます。 ○ [水産資源課]
- 稚魚を生産するための親魚には、栽培漁業を行う海域の天然魚を用いる等、放流時に遺伝的多様性を保持できる個体を確保します。また、定期的に一定数を入れ替え、一つの家系に固定されてしまわないようにします。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

【藻場等の保全・再生】

- テングサ生産の回復と持続的な生産を目指して、雑藻の刈り取りを行う等の対策を行い、生物多様性の豊かな藻場の再生・保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]
- 磯焼けや他の原因で減少している藻場の水産資源としての活用と保全を図るため、藻場の再生の障害となる藻食性のアイゴ等の管理について、漁業者への支援と指導を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]
- 漁業者等の地域団体が行う藻場保全に対する支援と指導を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への取組を支援します。

○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

【持続可能で環境に配慮した水産物の普及】

- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」について普及啓発します。

○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

② 県民の取組

- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」がついた商品やサービスを選択しましょう。

③ 事業者の取組

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理しましょう。
- 放流種苗の遺伝的多様性の確保に配慮した種苗生産に取り組みましょう。
- 魚類養殖で周辺海域の水質汚濁が生じないように配慮しましょう。
- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」がついた商品やサービスを選択・供給しましょう。



遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業のための研究

静岡県水産技術研究所では、遺伝情報の解析技術により、マダイの種苗生産過程における遺伝的多様性について調査し、多様性低下の有無及び低下に関わる要因を解明することで、遺伝子の多様性の維持向上を目指しています。

【資料：静岡県水産技術研究所 遺伝子解析を活用した種苗生産技術改善研究（平成24～26年度）】

12-3 深海生物の調査・研究

深海生物は、最近では伊豆地域の観光資源の一つにもなっていますが、その実態の多くは解明されていません。そのため、深海生物についてさらなる調査・研究を行うとともに、適正な保全・活用を図る必要があります。



キンメダイ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【深海生物の資源回復に向けた研究】

- キンメダイの資源回復に向けた稚魚の放流を目指した種苗生産の研究を行います。

○ [水産資源課]

② 県民の取組

- 深海生物に興味を持ちましょう。
- 河川や海岸にごみを捨てない等、深海がごみ等によって汚染されないように心がけましょう。

③ 事業者の取組

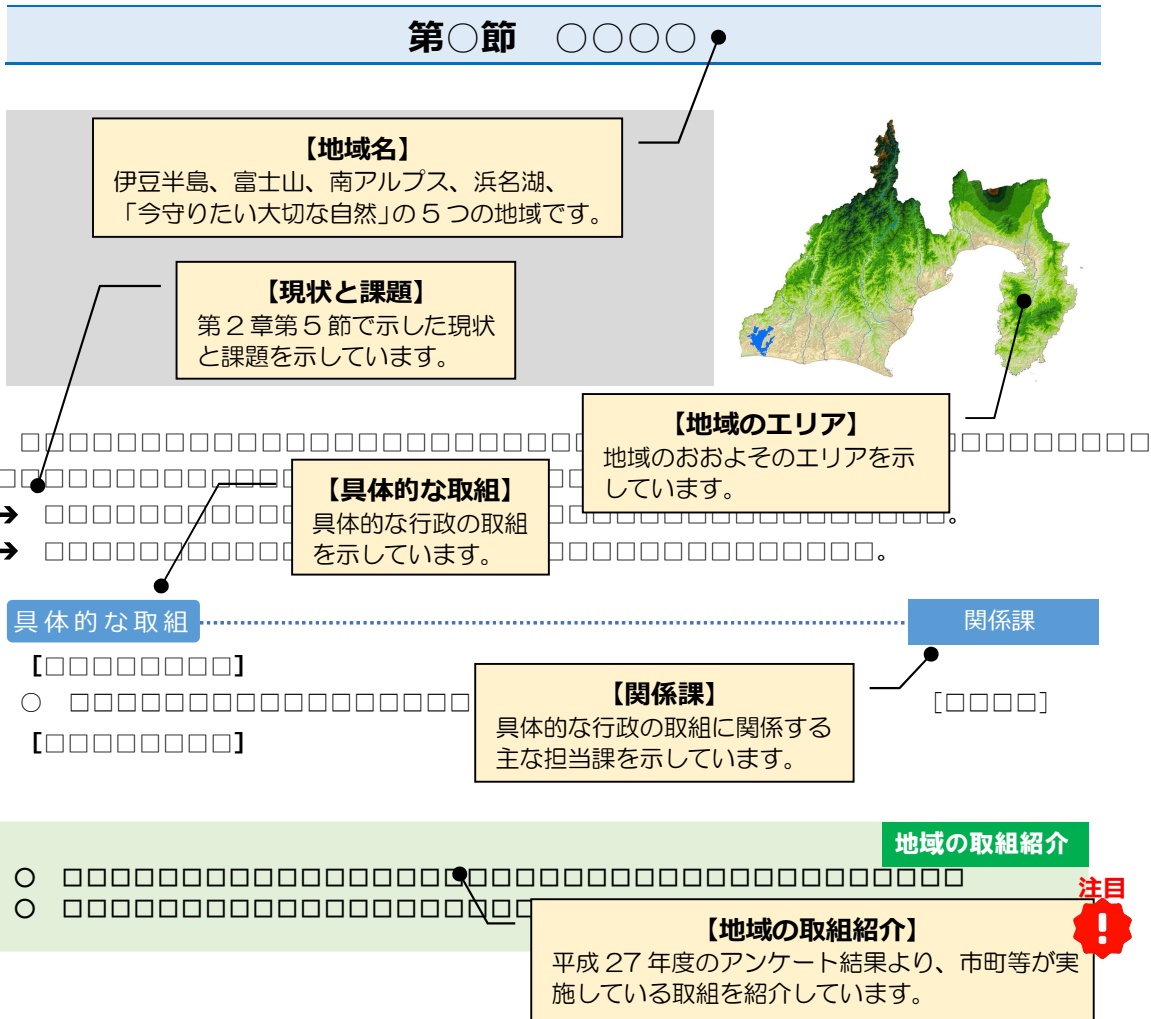
- 深海生物の持続可能な利用に努め、資源として保全しましょう。

第5章 地域別個別計画

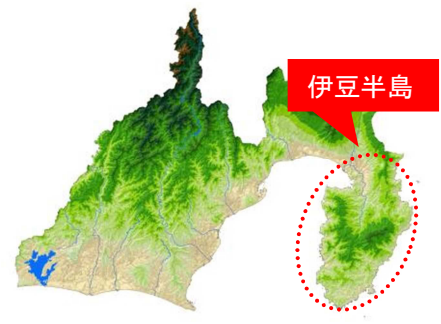
「第5章 地域別個別計画」の見方

- * 本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の「第5節 県内の特徴的な地域」で示した課題を解決するための個別計画をまとめています。
- * 各地域で県が行う取組や、地域での市町等による取組紹介を掲載しています。
- * 「第5章 地域別個別計画」に共通の基本方向は以下のとおりです。

**【基本方向4】
特徴的な地域の環境を重点的に守る**



第1節 伊豆半島



伊豆半島には岩石海岸から天城山の天然林まで多種多様な環境があります。また、伊豆半島の固有種がいくつかの生物で知られています。

- 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境づくりが必要です。
- 天城山に残る天然林やシダ植物等をはじめとする植物相の保全が必要です。
- 荒廃している里地里山の適正な管理、ニホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、ニホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。
- 伊豆東海岸のクリハラリス、柿田川のオオカワチシャ等の外来生物の防除対策が必要です。
- 大室山や細野高原等に残る草地環境の保全が必要です。
- 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。
- 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

具体的な取組

関係課

【伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み】

- ジオパークに生物多様性の要素をより一層取り込んでいくために、伊豆半島の動植物に詳しい専門家との連携を促進します。 [観光政策課]

【天城山等に残る豊かな自然環境の保全】

- 天城山を含む富士箱根伊豆国立公園の巡視・指導、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な管理・整備の促進を図ります。 [森林計画課・森林整備課・林業振興課・環境ふれあい課]
- 森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林(もり)づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 [森林計画課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 [森林保全課]

【野生鳥獣による被害防止】

- 隣県等との連携により、ニホンジカやカワウ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、特に自然環境への影響が大きいニホンジカについては個体数調整を行います。 [自然保護課・水産資源課]

具体的な取組

関係課

【野生鳥獣による被害防止】

- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び農林水産物被害防止目的の捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。 [食と農の振興課]
- ドローンや捕獲情報アプリ等の ICT を活用した効率的な捕獲を促進します。 [自然保護課]

【外来生物の防除】

- 外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します。 [自然保護課]
- 外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進を図るとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則の普及啓発を実施します。 [自然保護課]

【生物多様性に配慮した海岸整備】

- 海岸の整備にあたっては、高潮、津波等から海岸を防護しつつ、養浜等により生物の生育・生息地の確保や景観への配慮を行います。 [港湾整備課・河川海岸整備課]

【藻場の回復】

- テングサ生産の回復と持続的な生産を目指して、雑藻の刈り取りを行う等の対策を行い、生物多様性の豊かな藻場の再生・保全を図ります。 [水産振興課・水産資源課]
- 磯焼けや他の原因で減少している藻場の水産資源としての活用と保全を図るため、藻場の再生の障害となる藻食性のアイゴ等の管理について、漁業者への支援と指導を行います。 [水産振興課・水産資源課]

【深海生物の調査研究】

- キンメダイの資源回復に向けた稚魚の放流を目指した種苗生産の研究を行います。 [水産資源課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■ 伊豆半島ジオパークミュージアム「ジオリア」での情報発信

「伊豆半島ジオパークミュージアム『ジオリア』」では豊富な展示やプロジェクションマッピングにより、伊豆半島の地形・地質の成り立ちや特徴等のほか、生物についての展示もあり、伊豆半島の生物多様性について学ぶこともできます。



地域の取組紹介

■ 伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」の運営

伊豆市では、捕獲したニホンジカを有効利用するため食肉加工センター「イズシカ問屋」を平成23年4月に開設しました。このセンターにおいて、衛生的な洗浄・殺菌、熟成等の処理を経たシカ肉を「イズシカ」として出荷しています。

■ モリアオガエルの保全

東伊豆町では、天城山一帯に生息するモリアオガエルを保護するため、教育委員会を中心に生息域の環境整備に努めています。

■山焼きによる草地の保全

伊東市の大室山、東伊豆町の細野高原では、年1回の山焼きにより、今では県内にあまり残っていない草地の環境を維持しています。

■ミシマサイコの保全

三島の地名がついた植物で、かつては山野の日当たりのよい場所で自生していましたが、乱獲により現在では絶滅危惧種に指定されています。ミシマサイコを多くの人に知ってもらい、三島の地名が付いた貴重な植物を絶やさないように、三島市では、三島市エコセンター敷地内において保護増殖をしています。

■源兵衛川や松毛川でのグラウンドワーク活動

三島市を流れる源兵衛川では、1992年（平成4年）からイギリス発祥の市民・NPO・事業者・行政のパートナーシップによる環境改善活動である「グラウンドワーク活動」を日本で初めて導入し、街中にせせらぎを復活させました。また、2016年（平成28年）11月には源兵衛川が「世界かんがい施設遺産」にも登録されました。最近では、狩野川の河跡湖である松毛川の環境を再生する取組も進められています。



源兵衛川

■柿田川のナショナル・トラスト運動と自然再生の取組

柿田川では貴重な自然環境を後世に伝えるために、1988年（昭和63年）から保全地域を買い上げるナショナル・トラスト運動が民間団体によって行われています。また、近年ではオオカワヂシャをはじめとした侵略的外来種の侵入・定着が見られ、ミシマバイカモ等の在来種を被圧するといった課題が発生しているため、国は「柿田川自然再生計画」を策定して地元の自然保護団体や県とともに柿田川の自然再生に取り組んできました。今後は清水町が中心となり、取組が進められていく予定です。

■キンメダイの資源管理

近年、資源量が減少しているキンメダイについて、一都三県（東京都、静岡県、千葉県、神奈川県）の漁業者は、各県で定めた資源管理計画等の取り決めに従って、キンメダイの資源管理を行っています。



伊豆・天城のわさび栽培

天城山麓のわさび栽培の歴史は古く、1744年（寛保4年、延享元年）頃から栽培が始められたという記録があります。1892年（明治25年）頃には、伊豆市中伊豆の生産者により畳石式わさび田による栽培方法が開発されました。また、わさび田には日射の調節のため、被覆樹としてヤマハンノキが植えられるようになりました。こうして、わさびの最適な生育環境が整えられ、大型で良質なわさびの生産が行われるようになりました。

なお、現在では品質の優れた「真妻（まづま）」が赤茎系わさびの主力品種として広く栽培されています。この品種は、1958年（昭和33年）の狩野川台風によりわさびの苗が不足した際、和歌山県より導入したものですが、今や静岡県が誇る最高級品種として全国に流通しています。



畳石式わさび田

【資料：静岡県農・林・水産地ガイド（関東農政局静岡統計情報事務所編、2001年（平成13年））、東部農林事務所】

第2節 富士山



日本最高峰を誇り、世界文化遺産に登録された富士山には、典型的な植生の垂直分布が見られるほか、標高に応じて数多くの動物が生息しています。

- 植生の垂直分布やツキノワグマの地域個体群をはじめ、富士山の多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。
- 利用者の踏みつけ等による植生の破壊を防ぐ必要があります。
- 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。
- 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

具体的な取組

関係課

【富士山に残る豊かな自然環境の保全】

- 富士箱根伊豆国立公園の巡視・指導、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

【自生種の植樹】

- ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹等を実施します。 [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な管理・整備の促進を図ります。 [森林計画課・森林整備課・林業振興課・環境ふれあい課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 [森林保全課]

【野生鳥獣による被害防止】

- 隣県等との連携により、ニホンジカ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、野生鳥獣の個体数調整を行います。 [自然保護課]
- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び被害防止目的の捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。 [食と農の振興課]

【利用者による環境破壊の防止】

- 富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施します。 [道路企画課]

具体的な取組

関係課

【利用者による環境破壊の防止】

- 増加する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、多言語で提供します。 [自然保護課]
- 登山者にごみを持ち帰ることを啓発するため、外国人登山者にも分かるように、イラストや12の多言語でデザインした袋を手渡し、登山マナーの向上を呼びかける「富士山ごみ持ち帰りマナー向上対策キャンペーン」を実施します。 [自然保護課]

【外来生物の防除】

- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 [自然保護課]
- 五合目以上の植生の分布状況を把握し、定期的なモニタリングを行います。 [自然保護課]
- 民間団体等と連携して富士山の外来生物の拡大防止に向けた啓発及び除去活動を行います。 [自然保護課]

【富士山の保全意識の高揚】

- 「富士山総合環境保全指針（修正版）」に基づき、富士山の環境をより望ましいものとして保全し、そのめぐみを後世に継承するための取組を推進します。 [自然保護課]
- 「ふじさんネットワーク」では環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施します。 [自然保護課]
- 「富士山憲章推進会議」では、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山に係る環境保全の全国的な運動を推進するため、富士山憲章看板を設置するとともに、静岡・山梨両県による共同事業を実施します。 [富士山世界遺産課]
- 富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施します。 [富士山世界遺産課]

【草地性植生の保全管理】

- 朝霧地域の貴重な動植物を保全するため、根原県有地においてボランティア等との協働による草刈を実施します。 [自然保護課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■ 富士山での環境保全啓発

地域の取組紹介

御殿場市では、富士山御殿場口新五合目のマウントフジトレイルステーション（登山者への安全啓発、環境教育、情報提供に資するため開山期間中設置する交流拠点）内に啓発のためのパネルを設置し、環境保全意識の高揚を図っています。

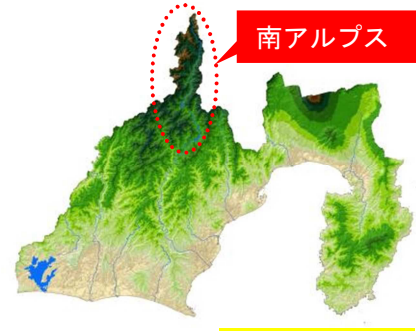
■ 富士山麓への広葉樹の植樹

富士山麓の貴重な自然環境を適正に保全・創造し、後世に継承していくため、富士市では1994年（平成6年）度より広葉樹の植栽事業として富士山麓ブナ林創造事業を実施しています。

■ 富士山一斉清掃

富士山周辺の自治体や事業者等で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」では毎年8月に3登山口で一斉に清掃活動を行っています。

第3節 南アルプス



ユネスコエコパークに登録された南アルプスは、高山植物やライチョウなど氷河期由来の希少な動植物が生育、生息する世界の南限であり、その豊かな自然環境は、まさに世界の宝といえます。

- 南アルプスユネスコエコパークの保全及び適正な利用を推進していく必要があります。
- 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- 気候変動による影響が懸念されている遺存種・分布限界種を保全する必要があります。
- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。
- リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や生態系を含む南アルプスの貴重な自然環境への影響が懸念されており、その影響の回避に向けて、建設事業者との対話を通し解決を図る必要があります。
- 人類共有の財産であり、世界の宝とも言える南アルプスの希少な貴重な自然環境の保全の重要性や、魅力を発信し、より良い形で次代に引き継いでいくため、人々の共鳴・共感・行動の輪を広げていく必要があります。

具体的な取組

関係課

【ユネスコエコパークの保全と活用】

- ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、その目的である生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。 [自然保護課]
- 南アルプス国立公園の巡視・指導により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

【高山植物の保護】

- 静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図ります。 [自然保護課]
- 絶滅の危険性が極めて高い高山植物の種子を保存します。 [自然保護課]

【奥山の環境監視】

- 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動による影響について監視します。 [環境政策課・自然保護課]

【野生鳥獣による被害防止】

- 高山植物に対するニホンジカの採食圧対策として、防鹿柵の設置等を実施します。 [自然保護課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。 [自然保護課]

具体的な取組

関係課

【希少野生動植物の保護・回復】

- 南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定し、保護・回復を図ります。

[自然保護課]

【南アルプスの魅力発信】

- 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。

[自然保護課]

■南アルプスユネスコエコパークの管理に向けた取組

地域の取組紹介

静岡市、川根本町を含む南アルプスユネスコエコパーク構成10市町村で組織する「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」は、南アルプスユネスコエコパークの自然環境、景観、歴史・文化の保全、地域活性化に向けた利活用を図るための取組を行っています。

静岡市では、南アルプスユネスコエコパークの共通テーマ「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」の継承を踏まえつつ、静岡市が目指す南アルプスユネスコエコパークのあり方と施策の方向性を示すため、「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」を2015年（平成27年）3月に策定しました。

■「南アルプスライチョウサポーター制度」の創設

南アルプス自然環境保全活用連携協議会は、ライチョウの生息状況を登山者と継続的に調査する仕組みを構築していくために、「南アルプスライチョウサポーター制度」を2016年（平成28年）6月に創設しました。同制度は、「南アルプスライチョウサポーター養成講座」の修了者をサポーターに認定し、市民サポーターからライチョウの目撃情報を集約し、ライチョウの生息分布を把握することを目的としています。

■高校生による高山植物保護活動

静岡市では、ニホンジカ等の食害から絶滅危惧種等の高山植物を保護するため、高校生による高山植物保護活動を行う「南アルプス高山植物保護セミナー」を実施しています。南アルプスの特徴や自然環境の変化を専門家から学ぶとともに、千枚小屋周辺の高山植物群落を対象に防鹿柵に関する作業や植生調査について学習しています。現地での活動を通じて将来にわたり南アルプスの保全活動を担う人材を育成する取組を実施しています。

■南アルプスでの環境調査の実施

静岡市では、南アルプスユネスコエコパーク登録地域内における環境変化を把握するため、大気質、水質、動植物、植生等の調査を実施しています。

■ヤマトイワナ等の生息地の保護及び遺伝的攪乱の防止

井川漁協では、ヤマトイワナについては禁漁区を設定し、生息地を保護するとともに、本種やアマゴの地元の系群を用いた種苗生産と放流事業を推進しています。

■南アルプスみらい財団の設立

県では、訪れる人を増やししながら自然環境の保全活動の拡充が図られるよう、令和4年7月、「一般社団法人南アルプスみらい財団」を設立しました。この財団は、自然環境の把握やニホンジカの食害対策と、SNSを活用した情報発信、アクセスの改善をはじめとする登山者等利用者の利便性向上など自然環境の保全と利活用の両面から取組を展開していきます。

第4節 浜名湖



弁天島



浜名湖は淡水と海水が入り混じった汽水の環境であるほか、干潟、藻場等の多様な環境があります。また、アサリやニホンウナギ等の水産資源を活かした産業も盛んです。

- 干潟、ヨシ原、アマモ場等の環境を保全することが必要であり、その際には渡りをする鳥類の中継・生息地としての観点も必要です。
- 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。
- 国等と連携し、資源保護に配慮したウナギ養殖への転換を進めるほか、親ウナギの放流等地域の取組を継続する必要があります。
- ツメタガイの駆除のほか、稚貝放流を目的とした天然採苗等のアサリ保護活動を継続する必要があります。
- 近年、アカエイが湖内で増加しており、その実態調査や対策の検討を行う必要があります。
- 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

具体的な取組

関係課

【浜名湖の豊かな自然環境の保全】

- 「静岡県立自然公園条例」による浜名湖県立自然公園の巡視・指導、規制区域の指定及び開発等の行為規制を行い、浜名湖の自然環境を保全します。 [自然保護課]

【浜名湖の環境保全に関する啓発】

- 「はまなこ環境ネットワーク」の活動促進や、浜名湖クリーン作戦の実施により、浜名湖の環境を保全します。 [自然保護課]

【浜名湖に流入する河川の水質維持】

- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。 [生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課・漁港整備課]
- 特定事業場への立入検査や監視等により、事業活動による水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を予防し、生物多様性への影響を低減します。 [生活環境課]

【ニホンウナギやアサリ等水産資源の管理】

- 漁獲されたウナギのうち、産卵降河が近いと思われる大型ウナギの買上放流事業を進めます。 [水産資源課]
- ウナギ養殖業の許可制に伴いシラスウナギの池入れ量を抑制します。 [水産資源課]
- 採捕されたシラスウナギの県内養殖業者のみへの供給、及び採捕許可数量の県内需要量への限定により、シラスウナギの採捕量を抑制します。 [水産資源課]

具体的な取組

関係課

【二ホンウナギやアサリ等水産資源の管理】

- 漁業者が自ら行っているアサリの天然採苗や人工増殖事業を推進し、浜名湖のアサリ資源を安定して増やします。 [水産資源課]
- アサリ資源を保全しつつ漁獲する漁業者の取組を支援します。 [水産資源課]
- 漁業者が行うアカエイの駆除方法や駆除したアカエイの活用方法の検討に参画し、アカエイの密度管理の実現を目指します。 [水産資源課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

【外来生物の防除】

- 浜名湖の外来植物の分布拡大防止に必要な情報を得るため、植物の生育状況・分布状況の調査を行います。 [自然保護課]
- 浜名湖における継続的な環境保全活動につながるよう、企業や学校等の参加を促すなど、民間団体等の取組を支援します。 [自然保護課]

■ 「はまなこ環境ネットワーク」による活動

地域の取組紹介

浜名湖地域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環境ネットワーク」では、会員間の連携と交流促進を図るための団体交流会の開催等、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進しています。

■ アマモ場の保全

浜名湖に広く分布するアマモを保全するため、「NPO 法人はまなこ里海の会」ではアマモの観察会等を実施しています。参加者は、アマモ場が魚類等の生物の繁殖場所や生息場所として重要な場所であることを理解し、この環境を守り伝えることの重要性を学んでいます。

■ 浜名湖クリーン作戦

浜名湖周辺の自治体や事業者等で組織する「浜名湖の水をきれいにする会」では、毎年6月に一斉清掃「浜名湖クリーン作戦」を行っています。

■ ヌートリアの駆除

浜名湖沿岸では近年、特定外来生物のヌートリアが確認されており、湖西市及び浜松市では、駆除活動を行っています。

■ 浜名湖体験学習施設「ウォット」での体験学習

浜名湖体験学習施設「ウォット」は、静岡県水産技術研究所浜名湖分場の展示施設です。生物に直接ふれあうことによって、浜名湖の水の生物とその生態環境について学び、浜名湖の豊富な資源に対する理解を深める場を提供しています。

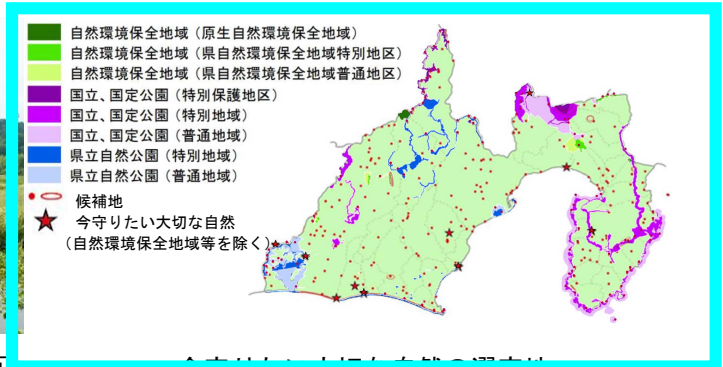
■ 浜名川の浄化

湖西市内を流れて浜名湖に注ぐ浜名川では、下水道の普及のみならず、浜名川をきれいにする会や地域住民等によるEM（有用微生物群）菌を散布する活動等が効果を発揮し、他県では絶滅危惧種にもなっているミズオオバコが群生しているのが見られます。

■ 佐鳴湖の浄化

水質汚濁が課題となっている佐鳴湖では、「佐鳴湖水環境向上行動計画」に基づき、流域における水環境改善の取組を定着させるとともに、行動計画に基づく啓発活動等、流域一体となった総合的な水環境の向上に向けた取組を推進しています。

第5節 今守りたい大切な自然



今守りたい大切な自然の選定地

「静岡県レッドデータブック」では、絶滅の可能性のある種の選定を主な目的としていますが、それらの対象種を取り巻く自然環境は大きく変化し、生息・生育環境が悪化してきています。絶滅の危惧される種を保護・保全するためには、絶滅危惧種の個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する環境自体を保全することが不可欠です。

このような視点で捉えると、県内には生物多様性の保全上重要な生息・生育地がたくさんあります。その中でも特に開発候補地になりやすい場所、生態的に重要な場所を「今守りたい大切な自然」として選定しています。

- ➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等、重要な生息・生育地の保全が必要ですが、現状把握が十分に行われていません。そのため、今後は現状について把握していくとともに、新たな地点の選定についても検討する必要があります。
- ➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

選定地名	市町名
①逆川湿地と周辺の自然林	伊豆市
②浮島沼の湿地	富士市、沼津市
③朝霧高原の草原	富士宮市
④藪田川とその周辺	藤枝市
⑤大井川河口付近	焼津市、吉田町
⑥太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市
⑦磐田市大池	磐田市
⑧天竜川河口と周辺の湿地	磐田市、浜松市
⑨都田川河口とその周辺	浜松市
⑩雨生山の蛇紋岩地	浜松市
⑪大井川源流部 [原生自然環境保全地域]	川根本町
⑫気田川 [静岡県自然環境保全地域]	浜松市
⑬渋川 ["]	浜松市
⑭明神峠 ["]	小山町
⑮愛鷹山 ["]	富士市、裾野市等
⑯京丸・岩岳山 ["]	浜松市
⑰桶ヶ谷沼 ["]	磐田市
⑱函南原生林 ["]	函南町
⑲富士箱根伊豆国立公園	
⑳南アルプス国立公園	
㉑天竜奥三河国定公園	
㉒日本平・三保の松原県立自然公園	
㉓奥大井県立自然公園	
㉔御前崎遠州灘県立自然公園	
㉕浜名湖県立自然公園	

※このほかの候補地は資料編・資料1を参照

具体的な取組

関係課

【今守りたい大切な自然の調査の実施及び紹介】

- 県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況等、自然が残されている生息・生育地の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等を紹介し、貴重な野生動植物や自然環境の保護意識を高めます。 [自然保護課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。 [自然保護課]

■浮島ヶ原自然公園におけるサワトラノオ等の保全

富士市では、2010年（平成22年）4月に「浮島ヶ原自然公園」を開園し、自然観察会の開催や、公園を紹介するガイドブックの作成・配布を行っています。また、「浮島ヶ原のサワトラノオ群生地」として市の天然記念物に指定し、サワトラノオだけでなく他の絶滅危惧種の保護に努めています。

■朝霧高原におけるキスミレの保全

富士宮市では、根原区財産区において毎年度、春期に火入れ事業、秋期に防火帯整備事業を実施しています。これにより、茅場としての維持管理、景観保全と併せてキスミレ等の多様な植物相を保全し、生物多様性の確保を図っています。

■藪田川周辺におけるカワバタモロコの保全

藤枝市では、藪田川周辺に生息するカワバタモロコを保護するため、河川改修工事について学識経験者等によるアドバイスを受け、生息環境を変えないような工事手法を取り入れています。

■「掛川市自然環境保全に関する条例」

掛川市では、「掛川市自然環境保全に関する条例」に基づき、15種の動植物、2カ所の生息・生育地を保全区域として認定し、採取、開発等に制限を設けることで保護・保全を行っています。

■遠州灘海岸におけるアカウミガメの保護

御前崎市では国の天然記念物に指定されているアカウミガメを保護するため、ウミガメ保護監視員に委嘱し、保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、飼育した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。そのほか、御前崎小学校でも1977年（昭和52年）からアカウミガメの飼育活動を行っています。

■桶ヶ谷沼におけるベッコウトンボ等の保全

磐田市の桶ヶ谷沼では、市や地元住民、「桶ヶ谷沼を考える会」「野路会」「NPO法人岩井里山の会」等で構成する「桶ヶ谷沼自然環境保全地域管理運営委員会」により、ヨシ等の刈り取りによる開放水面の確保や里山の管理、アメリカザリガニ等の外来種捕獲等により、絶滅危惧種ベッコウトンボ等が安定的に繁殖できる環境整備が進められています。

■「浜松市ギフチョウの保護に関する条例」による保全

浜松市では「浜松市ギフチョウの保護に関する条例」に基づき、北区引佐町渋川地内において重点期間（3月下旬から4月中旬）を中心に年間20日程度、保護監視員による監視を行っています。また、ヒメカンアオイの採光を確保するため、観察路の下草刈りを行っています。

■椎ノ木谷のミカワバイケイソウの保全

浜松市にある特別緑地保全地区「椎ノ木谷」では、「椎ノ木谷保全の会」や「遠州自然研究会」等の民間団体がミカワバイケイソウの湿地の草刈等の保全活動を行っています。

■雨生山におけるヒメヒカゲの調査・生息環境の整備

浜松市の雨生湿地では、保護監視員による捕獲の監視を行っているほか、静岡昆虫同好会が定期的にヒメヒカゲの調査、生息環境の整備（草刈り）等を行っています。

第6章 推進体制・進行管理

第1節 各主体の役割及び連携・協働

1-1 各主体の役割と連携・協働の必要性

生物多様性の保全と持続可能な利用は、私たちの社会を構成する一人ひとりの生活と密接に関わっています。そのため、県だけではなく県民、事業者、民間団体、市町等の様々な主体においても自主的な取組を進めていくこと、主体間の連携・協働による取組を進めていくことがますます重要となってきました。

例えば、県民や事業者の参画による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」「しずおか未来の森サポーター制度」のように、様々な主体が森林等を共有の自然資源として利用・管理していくことは、県土全体の自然環境の質を向上させることに繋がります。

このように、生物多様性の保全と持続可能な利用という共通目標に向けて、各主体の自主的な取組を活発にしつつ、連携・協働による取組を社会全体に浸透させていくことが、地域や県全体、さらには地球規模の課題解決につながります。

■ 県



①地域特性に応じた取組の推進

県が地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、本県の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上でとても重要です。そのため、本戦略に基づき、野生動植物の保護や外来生物への対策、生態系の保全等に関わる取組について、地域の特性に応じて積極的に進めていきます。

②各主体の連携への支援、協働のための場・機会づくり

県民や事業者、民間団体、教育機関・研究機関・専門家等の主体との連携や支援等を行うほか、多様な主体の連携・協働が可能となるような場や機会を確保します。

③生物多様性の主流化のための制度づくり

「森林づくり県民税」等のような、社会経済的な仕組みを構築していくことは、生物多様性の保全と持続可能な利用を、様々な社会経済活動の中に組み込む（生物多様性の主流化）上で重要なものとなります。

④環境教育の推進

子どもたちに対し、命のつながりやその大切さを伝え、生物とふれあう教育を進めていくことで、将来の生物多様性の保全と持続可能な利用を担う貴重な人材を育成します。

⑤市町との連携・生物多様性地域戦略策定の支援

本戦略の推進を図るため、県内の市町と連携して取り組むとともに、市町の生物多様性地域戦略の策定を支援します。

■ 県民



①自然とのふれあいの実践

県民は、生物多様性が日常生活と密接な関わりがあることを認識して行動するとともに、自然とふれあうことで豊かな生物多様性を実感することが重要です。

②生物多様性に配慮した消費生活や事業者・団体への支援

消費者として、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択・購入、募金、寄付等を行うことは、生物多様性への配慮を積極的に行っている事業者や民間団体を間接的に支援することにもつながります。

③子どもたちへの環境教育

学校教育や地域のコミュニティ活動の中で、子どもたちに豊かな自然体験や学習の機会づくりを行っていくことも役割の一つです。

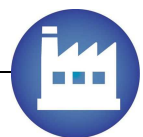
④各年齢層に応じた役割の実施

年齢層によっても役割は様々であり、特に若年層は意欲や行動力、創造力によって、生物多様性の視点を主流化し、次世代の担い手として期待されます。一方、高齢層はこれまでの経験等を活かして、自然と人が共生していた頃の生活の様子や、生物多様性に育まれた知識や文化、風習、技術を次の世代へ伝えることが期待されています。

↳ 県からの働きかけ

→ 県民の取組について啓発を行うとともに、必要な支援を行います。

■ 事業者（事業者団体、企業、農林水産業者）



①生物多様性に配慮した事業活動

事業者は、原材料の調達から流通、販売、廃棄等までの生産活動、工場・事業場の立地、技術開発や人材の育成、投資や融資等、様々な場面で生物多様性との関わりがあるため、生物多様性に配慮した事業活動を進めていくことが必要です。

②CSR・社会貢献活動

事業者の従業員やその家族、地域、学校等に対する環境教育を行ったり、各主体の参加により生物多様性の保全に関わる活動を実施することが、CSR（企業の社会的責任）や社会貢献活動につながります。また、事業者・公益法人の基金を通じて生物多様性の保全を目的とする民間団体等への支援を行うことにより、地域における各主体との連携が行われている例もあります。

③国内外の事業者とのネットワークによる取組の普及

事業者の活動の中で形成されるネットワークを通じ、国内外の事業者に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促し、連携してその推進に努めます。

← 県からの働きかけ

→ 事業者の取組について啓発を行うとともに、必要な支援を行います。

■ 民間団体



①専門的な知見や体験を活かした取組の主導

NGO・NPO等の民間団体は、それぞれの専門的な知見や経験を活かし、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する活動を進めていく原動力となることが期待されます。

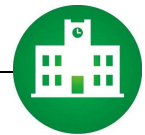
②各主体と連携した体験学習の提供

行政や事業者、大学、ふじのくに地球環境史ミュージアム等を含む教育機関と連携し、生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供していくことが期待されます。

← 県からの働きかけ

→ 専門的な知見や経験を活かすための機会を設け、県と連携して取組の普及を図ります。

■ 教育機関・研究機関・専門家



①調査・研究の実施

小学校、中学校、高等学校、大学及び社会教育機関においては、生物多様性に関する環境教育の取組、地域や民間団体等と連携した環境保全活動の推進が期待されます。

②情報の公開・活用

研究機関・専門家は、生物多様性に関与する調査・研究を通じて、その成果を広く社会に伝えていくことや政策等への提言を行っていくこと等が期待されています。

③生物多様性の普及啓発

NGO・NPO等の民間団体や事業者等と連携し、生物多様性に関わる普及啓発や技術協力等にご貢献していくことが期待されます。

④人材の育成

高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者を養成していくことも大切な役割です。

← 県からの働きかけ

→ 情報提供のほか、教育機関・研究機関・専門家との連携・協働による環境教育の推進等を図ります。



市町

① 地域特性を踏まえた市町地域戦略の策定、戦略に基づく取組の推進

地域特性を踏まえた生物多様性地域戦略を策定し、地域の自然環境や社会的条件に応じた取組を実施します。

② 地域住民や事業者等の取組の推進

地域住民や事業者等に対して、生物多様性に対する理解の促進を図るとともに、地域特性に応じた生物多様性の保全及び持続可能な利用についての活動を推進します。

県からの働きかけ

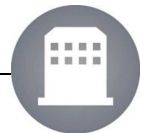
- 県内の市町と連携して取組等の調整を行うとともに、市町の生物多様性地域戦略の策定を支援します。



国

県からの働きかけ

- 国の「生物多様性国家戦略」に基づく各種取組について、国と連携・協力して、その達成を目指します。
- 本県の生物多様性地域戦略の取組が達成できるよう、必要に応じて国に協力・助言を要請します。



他の都道府県等

県からの働きかけ

- 特に近隣都県とは、必要に応じて生物多様性に関する情報交換や事業の連携について検討します。
- 「生物多様性自治体ネットワーク*」への参加を通じて、全国の都道府県や市町村との連携・交流を推進します。

*2010年（平成22年）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の実現に資することを目的として設立された組織で、2016年（平成28年）10月現在の加盟自治体数は155自治体。県内では静岡市と浜松市が加盟している。また、本県は2017年（平成29）年9月に加盟した。

コラム

他の都道府県との連携

本県では、「一都十県自然保護主管課長会議」（静岡県、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、東京都）や「中部7県自然保護行政主管課長会議」（静岡県、三重県、愛知県、岐阜県、長野県、富山県、石川県）のようなブロック会議で、直面する諸問題について意見交換をしているほか、中部地域の県市町及び環境省が「ライチョウ会議」を共催する等、他の都道府県との連携した取組を行っています。

1-2 戦略の推進体制

県民、事業者、民間団体等、各主体との連携・協働により、本戦略を効率的かつ効果的に推進していきます。

■ ふじのくに静岡県生物多様性地域戦略推進会議

本戦略の策定に携わった「静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会」を基に、有識者、事業者、民間団体、教育・研究機関等で構成する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」を設置し、総合的な視点から助言・提言をいただきながら、戦略に基づく取組を推進していきます。

■ ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議

県庁内の関係各課等で構成する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議」を設置し、本戦略に掲げる取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

■ 市町との連携

県内各市町の生物多様性に関する取組の調整や情報交換、意見交換等を行い、市町と連携した取組の推進に努めます。

■ 事業者・民間団体等との連携

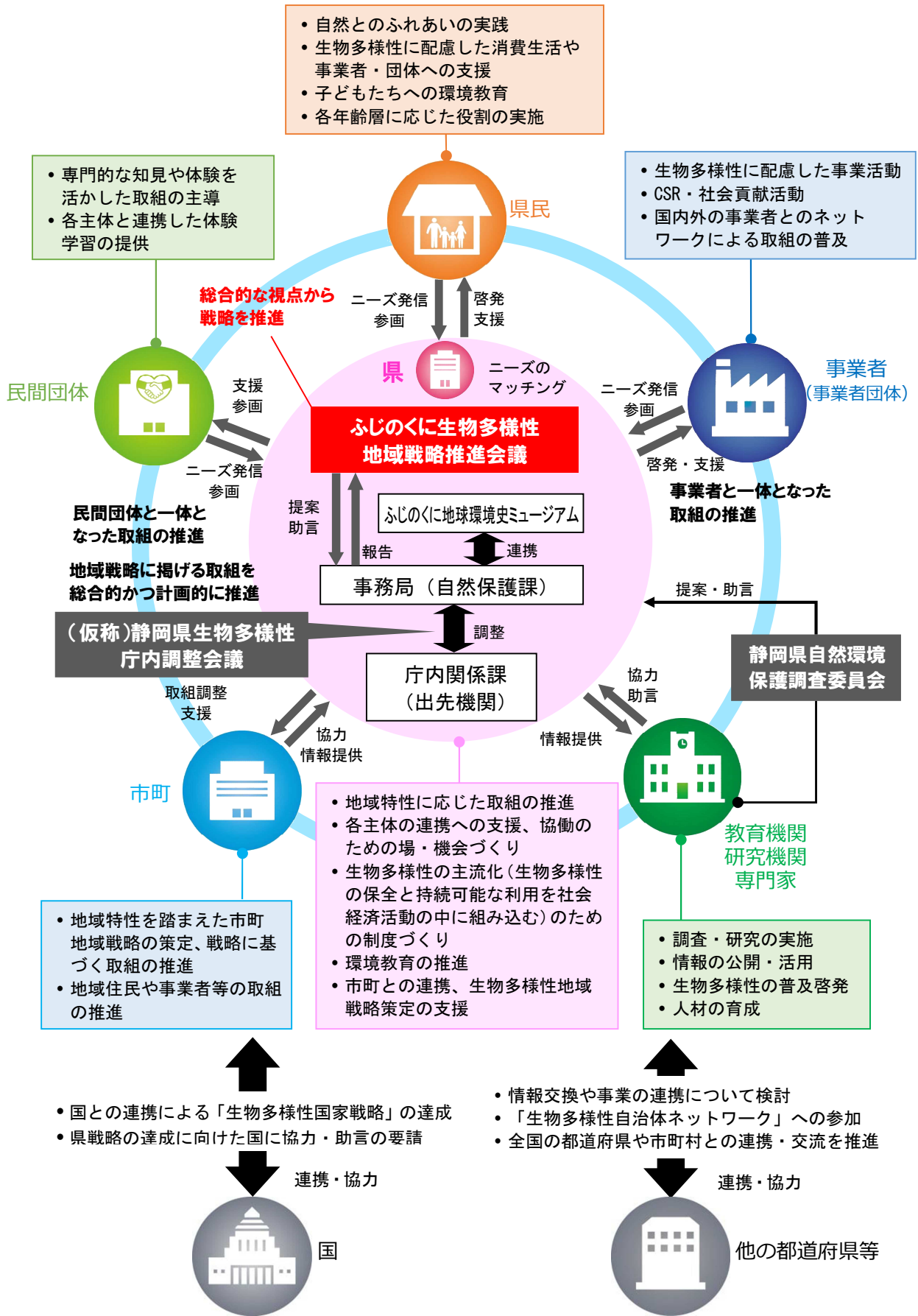
事業者、民間団体等による生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組を支援するため、先進事例を参考にしつつ「環境教育ネットワーク」やふじのくに地球環境史ミュージアム、県の各研究所の活動と連携した取組を推進します。

■ 鳥獣保護センター

鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発（傷病鳥獣の保護を含む。）を行い、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センター機能のあり方については、先進県の状況について情報収集するとともに、市町や民間団体等の関係機関との役割分担を含め、引き続き検討する。

■ 静岡県自然環境保護調査委員会

静岡県版レッドリスト・レッドデータブックの作成に当たり設置され、県内の野生動植物の専門家で構成される「静岡県自然環境保護調査委員会」による提案・助言等を、本戦略の推進に活かしていきます。



各主体の役割及び連携・協働のための推進体制

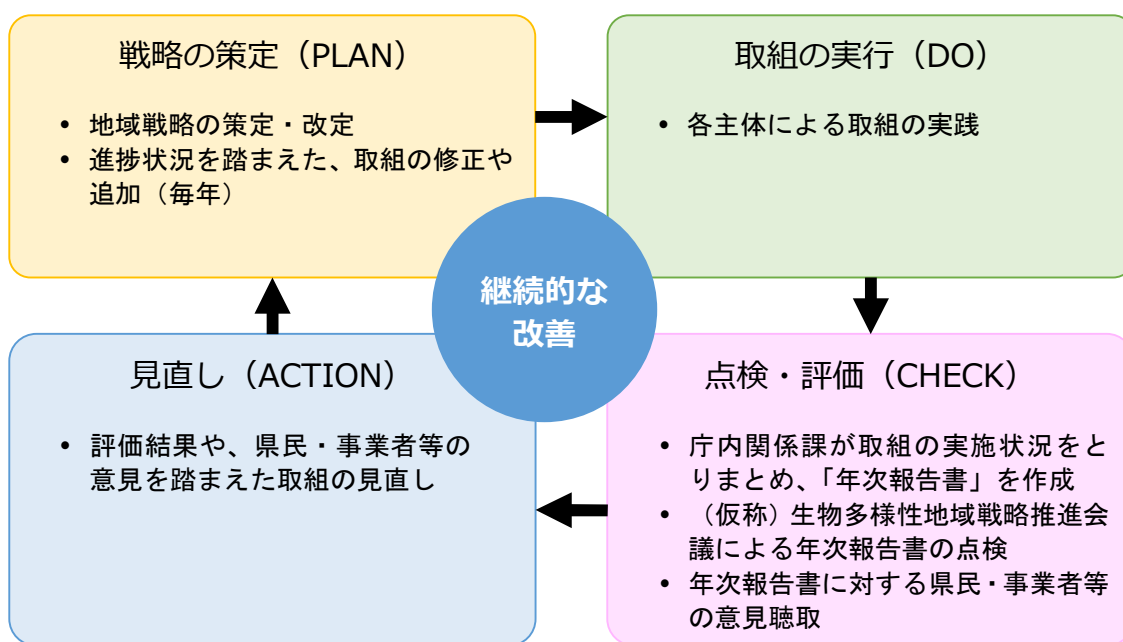
第2節 戦略の進行管理と管理指標

2-1 戦略の進行管理

本戦略の着実な進行管理を図るため、戦略の策定（PLAN）、取組の実行（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルによる継続的な改善を行います。

■ PDCAサイクルによる進行管理

本戦略の推進に当たっては、「PDCAサイクル」（戦略の策定：PLAN、取組の実行：DO、点検・評価：CHECK、見直し：ACTION）の各過程で「（仮称）生物多様性地域戦略推進会議」による協議・調整を図り、取組の点検、評価及び戦略の見直しを行います。なお、PDCAサイクルの継続的な改善を行うにあたっては、社会情勢や環境の変化等に順応的に対応しながら実施していきます。



PDCAサイクルによる本戦略の進行管理

■ 点検・評価結果の公表

本戦略に基づく取組の実施状況、管理指標の達成状況についてまとめた「年次報告書」は、毎年度作成する「静岡県環境白書」等に含めて公表します。また、点検・評価を行った結果についても、項目の工夫や数値での表示等で「見える化」する等理解しやすい形にとりまとめ、ホームページ等で公表します。

■ 戦略の見直し

生物多様性を含む自然環境は、社会情勢や時間の経過とともに変化していくため、本戦略は計画期間の中間である5年後を目途に見直しを行います。

2-2 戦略の管理指標

生物多様性の保全及び持続可能な利用についてどの程度、目標が達成できたかを表す管理指標を設定します。なお、管理指標は本戦略の中間見直しを予定している5年後に再度、目標値の中間評価と見直しを行います。

■ 総合的な管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016年度)	目標 (2027年度)
県内の野生生物の絶滅種数	静岡県版レッドリスト2017に掲載されている絶滅種(12種)以外で新たに「絶滅」の категорияに選定された種数(既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く)【自然保護課】	— (絶滅:12種)	0種 (絶滅:12種)

■ 「基本方向1 多様な生物の個性とつながりを大切にする」の管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016年度)	目標 (2027年度)
自然公園・自然環境保全地域面積	自然公園、自然環境保全地域に指定されている面積【自然保護課】	90,343ha	90,343ha
富士山登山道沿いの外来植物種数	富士山の五合目以上の登山道沿いで確認された外来植物の種の数(県自然保護課調査)※調査4年毎【自然保護課】	0種	0種
鳥獣保護区等の面積	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により静岡県で指定している鳥獣保護区等の面積【自然保護課】	187,839ha	187,839ha
狩猟者の登録件数	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、その年の狩猟期間に県内で狩猟を行うための登録を受ける人の数【自然保護課】	5,158人	6,000人
伊豆地域ニホンジカ生息頭数	伊豆地域におけるニホンジカの生息頭数【自然保護課】	約32,000頭 (2015年度末)	約4,600頭 (2026年度)
富士地域ニホンジカ生息頭数	富士地域におけるニホンジカの生息頭数【自然保護課】	約24,000頭 (2015年度末)	約2,400頭 (2026年度)
犬猫の殺処分頭数	殺処分される犬猫の頭数【衛生課】	719頭 (2019年度)	0頭 (2030年度)

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ2016年(平成28年)度、2027年度としているが、それ以外の年度の場合は()内に表記している。



コラム

タウンミーティングの開催

本地域戦略の策定にあたり、2016年(平成28年)度には県内3箇所でタウンミーティングを行い、生物多様性についての周知及び県民との意見交換を行いました。

また、タウンミーティング参加者へのアンケート調査、ブレインストーミングコーナー(①静岡県の生物多様性の「良い点」&「改善したい点」を考えよう!、②静岡県の生物多様性の「目指すべき将来像」を考えよう!)の設置等により意見を募集し、地域戦略に反映しました。



ブレインストーミングコーナー



付箋紙による意見貼り付け

■「基本方向2 生物多様性を支える社会をつくる」の管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016年度) (2013年度)	目標 (2027年度)
一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)	一般廃棄物(家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ)の県民1人1日当たりの排出量 ※外国人を含む 【廃棄物リサイクル課】	917g/人・日 (2013年度)	853g/人・日 (2025年度)
海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数	海洋プラスチックごみ防止の実践活動の1つである清掃活動に参加した県民の延べ人数(県廃棄物リサイクル課調査) 【廃棄物リサイクル課】	18万人 (2020年度)	50万人 (2025年度)
自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数	自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数 【環境ふれあい課】	159回/年	180回/年 (2025年度)
しずおか未来の森サポーター制度参加者数	しずおか未来の森サポーター制度参加企業数 【環境ふれあい課】	119社	144社 (2025年度)
地域戦略の普及に係る講演会や情報交換会等の開催数	生物多様性地域戦略の普及・啓発を行うための講演会やタウンミーティング、市町との情報交換会等の実施回数 【自然保護課】	0回/年	1回/年
生物多様性関連資料を活用した環境教育イベント数	生物多様性に関する資料を活用した環境教育を目的とするイベントの数 【自然保護課】	0回/年	2回/年
県立青少年教育施設の利用者数	県立青少年教育施設(朝霧野外活動センター、焼津青少年の家、三ヶ日青年の家、観音山少年自然の家)の年間利用者数 【社会教育課】	163,093人/年	170,000人/年
緑化優良工場としての受賞件数	緑化優良工場として経済産業大臣表彰等を受賞した工場数 【企業立地推進課】	71件 (1985~2016年度の累計)	80件
リバーフレンドシップ制度を活用する団体数	リバーフレンドシップの活用により良好な河川環境の保全活動に取り組む団体数 【河川企画課】	565団体	850団体
「生物多様性」の用語の認知度	「生物多様性」という用語の意味を知っている人の割合(県政世論調査) 【自然保護課】	20.0%	60%

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ2016年(平成28年)度、2027年度としているが、それ以外の年度の場合は()内に表記している。



■「基本方向3 生態系を保全・再生する」の管理指標

管理指標	指標の定義	現状 (2016年度)	目標 (2027年度)
高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会開催回数	県が主催する高山植物保護活動を担う高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会の開催回数【自然保護課】	1回/年	2回/年
協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数	ボランティア等との協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数【自然保護課】	5回/年	5回/年
南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物の数	静岡県希少野生動植物保護条例の南アルプスに生息する指定希少野生動植物種数【自然保護課】	6種 (2020年度)	18種 (2025年度)
南アルプスサポーター数	南アルプスにおける生物多様性の保全にあたり、共鳴・共感・行動の輪を広げていくためのサポーター数(南アルプスの保全活動へ直接的に貢献する、研究者・地域戦略推進パートナー・高山植物保護指導員のほか、南アルプスに思いを寄せる、つなぐ会会員・基金への寄附者等の合計)【自然保護課】	560人 (2020年度)	3,190人 (2025年度)
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積	県内の造林、下刈、枝打ち、除間伐、被害木の伐倒等の年間面積【森林整備課】	9,825ha/年 (2011～2015の平均値)	11,490ha/年 (2025年度)
森づくり県民大作戦の参加者数	森づくり県民大作戦の参加者数【環境ふれあい課】	28,230人/年 (2015年度)	28,000人/年 (2025年度)
自然環境保全目標達成率	「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく自然環境保全目標の達成率【空港運営課】	100% (2015年度)	100% (2027年度)
認定茶草場面積	世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会に認定された茶草場農法実践者が管理する茶草場面積【お茶振興課】	423ha	423ha
水質が改善した河川数	県内の42河川で指定している環境基準の水域類型を上位区分に見直した河川数【生活環境課】	0河川 (2020年度)	12河川 (2025年度)
浜名湖環境保全活動参加者数	浜名湖の水をきれいにする会が主催する環境保全活動への参加者数【自然保護課】	20,333人/年	20,000人/年

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ2016年(平成28年)度、2027年度としているが、それ以外の年度の場合は()内に表記している。



第3節 戦略の普及・啓発

本戦略を県民等に広く普及・啓発するため、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」などと連携しながら、以下のような取組を実施・検討します。

実施する事項

項目	内容
概要版の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> 県民等にも分かりやすく編集した概要版の作成 本書や概要版の県庁、博物館、県関連施設、図書館等への配布・配架、ホームページでの公開
講演会やタウンミーティングの開催	<ul style="list-style-type: none"> 県民等に生物多様性についての啓発を行うための講演会やタウンミーティング、市町との情報交換会等の実施
環境イベントを活用した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「環境学習フェスティバル」等の環境イベントの活用により、県内の既存施設（公共施設、博物館、教育施設等）を会場とした生物多様性に関する展示・体験講座・イベントの企画
生物多様性を分かりやすく解説した資料の作成・公開	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性について分かりやすく解説した資料の作成、ホームページ等での公開 総合的な学習の時間や探求活動に活用しやすい課題や解決策検討のための資料の提供 作成資料等を活用した、子ども・保護者を含めた生物多様性に関する環境教育の推進

資料編



資料 1 今守りたい大切な自然

■今守りたい大切な自然とは

2004年（平成16年）3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、絶滅の可能性のある種の選定を主な目的としています。それらの対象種を取り巻く自然環境は、高度経済成長とともに大きく変化し、生息・生育環境が悪化してきています。絶滅の危惧される種を保護・保全するためには、絶滅危惧種の個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する環境自体を保全することが不可欠です。

これらのことから「今守りたい大切な自然」として重要生息・生育地を公表しました。

「今守りたい大切な自然」は、県内352箇所の候補地から選ばれた緊急に保護、保全が必要で、特徴的な生態系をもつ生息・生育地です。

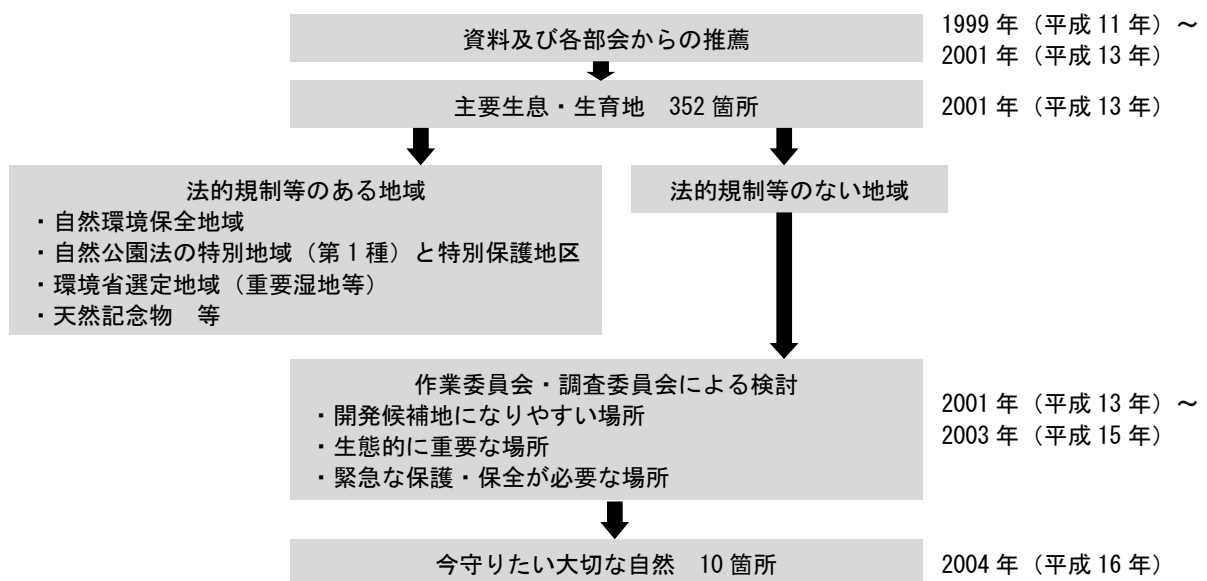
■選定経過

選定に当たっては、県内において主要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それに自然環境調査委員会各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計352箇所がベースとなっています。

これらの場所から以下の選定基準によって最終候補地を絞り込みました。

①開発候補地になりやすい場所 ②生態的に重要な場所 ③法的規制等のない地域

その後、最終候補地については、作業委員会の視察、各専門部会の現地調査を実施し、その候補地が「今守りたい大切な自然」としての価値を有していない場合、対象から外し、「今守りたい大切な自然」の対象地域を決定しました。



今守りたい大切な自然の選定手順

■選定された今守りたい大切な自然（10箇所）

「今守りたい大切な自然」として選定されたのは、以下の10箇所であり、そのうち4箇所が河川河口、5箇所が湿地、その他が1箇所です（詳しくはP89を参照）。これらの選定地に対しては、2002～2003年（平成14～15年）にかけて現地調査を実施しました。

「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

選定地一覧

選定地名	市町名	特徴
①逆川湿地と周辺の自然林	伊豆市	<ul style="list-style-type: none"> 富士箱根伊豆国立公園内に分布 湿地は下層部の堆積物から約3,000年が経過していると推定 西伊豆には稀な湿地の生物相（ミズゴケ類、昆虫類ほか） 湿地周囲の落葉広葉樹の天然林
②浮島沼の湿地	富士市、沼津市	<ul style="list-style-type: none"> 愛鷹山と駿河湾の間に形成された典型的なラグーン（潟湖） 湿地の生物相（鳥類、魚類、両生類、昆虫類、貝類ほか）
③朝霧高原の草原	富士宮市	<ul style="list-style-type: none"> 富士山西北麓に広がる緩傾斜地（基盤は富士山からの溶岩と火山灰） 富士山西北麓の広大な草原 草原の生物相（哺乳類、鳥類、昆虫類ほか）
④藪田川とその周辺	藤枝市	<ul style="list-style-type: none"> 湿地や小川に生息する湿地固有の生物相（カワバタモロコの分布の東限）
⑤大井川河口付近	焼津市、吉田町	<ul style="list-style-type: none"> 急流河川河口部の生物相（河原の植物、ハゼ科魚類等の溯上経路等）
⑥太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> 県内屈指の良好な干潟 海浜の生物相（ハマボウ、鳥類、魚類ほか） 渡り鳥の中継地
⑦磐田市大池	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> 遠州灘から直線距離で5km程離れた場所にある珍しい内陸干潟 池・干潟の多様な生物相（鳥類、魚類、昆虫類ほか） 渡り鳥の中継地
⑧天竜川河口と周辺の湿地	磐田市、浜松市	<ul style="list-style-type: none"> 河口と周辺湿地に見られる遠州灘海浜の原風景 河口および湿地の多様な生物相（クロマツ林、湿生植物、鳥類、魚類、昆虫類ほか） 渡り鳥の中継地
⑨都田川河口とその周辺	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> 鷹ノ巣山系を源とする自然性の高い河川 下流域のヨシ原と周辺の希少な生物相（鳥類、魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類ほか）
⑩雨生山の蛇紋岩地	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> 雨生山頂上付近から南斜面にかけて広がる湿地帯 超塩基性岩の蛇紋岩地を基盤とする湿地の生物相（湿生植物、昆虫類ほか）

【資料：まもりたい静岡県の野生生物-静岡県版レッドデータブック（静岡県、2004年（平成16年））より作成】

今守りたい大切な自然及び候補地一覧(1)

番号	候補地	市町名	番号	候補地	市町名
《今守りたい大切な自然》			67	かんのんいがいが根	伊東市
1	逆川(さかさかわ)湿地と周辺の自然林	伊豆市	68	伊東大川上流域	伊東市
2	浮島沼(うきしまぬま)の湿地	富士市・沼津市	69	一碧湖(いっぺきこ)	伊東市
3	朝霧(あさぎり)高原の草原	富士宮市	70	宇佐美(うさみ)海岸	伊東市
4	藪田川(やぶたがわ)とその周辺	藤枝市	71	奥野ダム	伊東市
5	大井川河口付近	焼津市・吉田町	72	非公表	伊東市
6	太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市	73	城ヶ崎(じょうがさき)	伊東市
7	磐田市大池(おおいけ)	磐田市	74	赤沢三島神社の社叢	伊東市
8	天竜川河口と周辺の湿地	磐田市・浜松市	75	天照皇太(てんしょうこうたい)神社社叢	伊東市
9	都田川(みやこだがわ)河口とその周辺	浜松市	76	天城高原	伊東市
10	雨生山(うらぎさん)の蛇紋岩地	浜松市	77	八幡野来宮(きのみや)神社の社叢	伊東市
《今守りたい大切な自然の候補地》			78	浮山(うきやま)	伊東市
11	マーガレットライン沿い	南伊豆町	79	矢筈山(やはずやま)山頂部	伊東市
12	奥石廊(おくいろう)	南伊豆町	80	伊豆山(いずさん)神社の社叢	熱海市
13	子浦(こうら)	南伊豆町	81	下多賀(しもたが)神社社叢	熱海市
14	蛇石(じゃいし)火口	南伊豆町	82	今宮神社社叢	熱海市
15	青野川(あおのがわ)河口	南伊豆町	83	初島の陸産貝類	熱海市
16	石廊崎(いろうざき)西方の草原植生	南伊豆町	84	印野御胎内(いんのおたいない)	御殿場市
17	大根島(おおねじま)と対岸一帯	南伊豆町	85	自衛隊演習場	御殿場市
18	波勝崎(はがちざき)周辺	南伊豆町	86	二の岡神社の社叢	御殿場市
19	岩地(いわち)	松崎町	87	表富士五合目	御殿場市
20	巨鯛島(こだいじま)	松崎町	88	三国山(みくにやま)山頂	小山町
21	国柱木(くにはしらみこと)神社樟樹群	松崎町	89	須走(すばしり)口二合目	小山町
22	長九郎山(ちょうくろうやま)	松崎町	90	須走浅間神社の社叢	小山町
23	道部(みちぶ)	松崎町	91	大洞山(おおぼらやま)	小山町
24	白川八瀬沢(しらかわやせざわ)	西伊豆町	92	富士山東麓	小山町
25	一色(いしき)	西伊豆町	93	明神峠(みょうじんとうげ)	小山町
26	大沢里(おおそうり)大滝のシダ群落	西伊豆町	94	下和田杉学術参考保護林	裾野市
27	白川学術参考保護林	西伊豆町	95	黒岳(くろだけ)山頂	裾野市
28	安良里(あらし)浦守(く)にたまみこと神社	西伊豆町	96	山伏峠(やぶしとうげ)	裾野市
29	茨ノ木	西伊豆町	97	十里木(じゅうりぎ)の草原	裾野市
30	赤山芝山	西伊豆町	98	須山浅間神社スギ林	裾野市
31	大久須川(おおぐすがわ)日陰平	西伊豆町	99	浅黄塚(あさぎづか)ヒノキ学術参考保護林	裾野市
32	吉佐美(きさみ)	下田市	100	東白塚(ひがしうづか)	裾野市
33	神子元島(みこもとじま)	下田市	101	頼朝の井戸の森	裾野市
34	須原(すはら)地区	下田市	102	三島市立公園楽寿園(らくじゅえん)	三島市
35	爪木崎(つめぎざき)	下田市	103	三島大社の社叢	三島市
36	田牛(とうじ)	下田市	104	神明(しんめい)神社社叢	三島市
37	白浜(しらはま)神社	下田市	105	北沢湿地	三島市
38	蓮台寺(れんたいじ)温泉	下田市	106	柿田川	清水町
39	河津大滝(かわづおおだる)	河津町	107	久連(くづら)神社	沼津市
40	寒天モミ・落葉広葉樹学術参考保護林	河津町	108	沼川支流井出大川源流部	沼津市
41	見高川(みたかかわ)	河津町	109	沼津御用邸記念公園	沼津市
42	見高(みたか)浜弁天島	河津町	110	西浦(にしうら)海岸	沼津市
43	宗太郎人工杉学術参考保護林	河津町	111	千本松原	沼津市
44	谷津南林寺	河津町	112	大瀬崎(おせざき)	沼津市
45	シラスタの池の植物群落	東伊豆町	113	淡島(あわしま)	沼津市
46	稲取(いなとり)	東伊豆町	114	爪島	沼津市
47	桐山人工杉学術参考保護林	伊豆市	115	門池(かどいけ)	沼津市
48	狩野川支流持越川(もちしがわ)源流部	伊豆市	116	鷲頭(わしづ)山	沼津市
49	浄蓮学術参考保護林	伊豆市	117	愛鷹(あしたか)山	沼津市・富士市等
50	仁科峠北方の湿地	伊豆市	118	桑崎(かざき)神社	富士市
51	天城山(あまぎさん)	伊豆市	119	須津川(すどがわ)上流	富士市
52	猫越(ねここ)檜山(かしやま)学術参考保護林	伊豆市	120	富士市丸火(まるび)公園	富士市
53	カワゴ平	伊豆市	121	富士川下流域～中流域	富士市
54	万三郎(ばんざぶろう)	伊豆市	122	富士川河口	富士市・蒲原町
55	狩野川大橋付近	伊豆市	123	猪の頭(いのがしら)	富士宮市
56	修善寺の社寺林	伊豆市	124	天子(てんし)岳山頂	富士宮市
57	修善寺桂川	伊豆市	125	田貫湖(たぬきこ)	富士宮市
58	土肥(とい)神社の社叢	伊豆市	126	白糸滝	富士宮市
59	御浜崎(みはまざき)	沼津市	127	表富士高鉢(たかばち)山	富士宮市
60	明神池(みょうじんいけ)	沼津市	128	表富士三合目	富士宮市
61	守山雑木林	伊豆の国市	129	富士山西麓	富士宮市
62	大沢池	伊豆の国市	130	富士山南西斜面	富士宮市
63	大見川支流年川(としがわ)上流部	伊豆の国市	131	本門寺(ほんもんじ)の社叢	富士宮市
64	松毛川(まつげがわ)及び三ヶ月湖	三島市・沼津市	132	毛無山(けなしやま)山頂	富士宮市
65	丹那(たんな)盆地	函南町	133	六番学術参考保護林	富士宮市
66	函南山	函南町	134	麓(ふもと)	富士宮市

今守りたい大切な自然及び候補地一覧(2)

番号	候補地	市町名	番号	候補地	市町名
135	埴塚(とやつか)学術参考保護林	富士宮市	208	湯日(ゆい)〜切	島田市
136	向田(むかいだ)西方	富士宮市	209	飯淵川(はぶちがわ)(土合川(どあいがわ))(清水川)	焼津市
137	桜峠	富士宮市	210	下泉(しもいずみ)	川根本町
138	大田和(おおだわ)	富士宮市	211	久野(くの)	川根本町
139	富士川支流稲子川(いなこがわ)支流西沢	富士宮市	212	大札山(おおふだやま)	川根本町
140	神沢川(かみざわがわ)河口	静岡市	213	蕎麦粒山(そばつぶやま)	川根本町
141	興津川河口	静岡市	214	寸又峡(すまたきょう)	川根本町
142	興津川上流	静岡市	215	寸又峡上流柴沢	川根本町
143	黒川流域	静岡市	216	接岨峡(せつそきょう)	川根本町
144	三保の松原	静岡市	217	千石平(せんごくだいら)	川根本町
145	清見寺(せいけんじ)	静岡市	218	大井川源流部	川根本町
146	袖師(そでし)神明宮(しんめいぐう)の社叢	静岡市	219	大無間山(だいむげんざん)	川根本町
147	波多打川(はたうちがわ)河口	静岡市	220	田代	川根本町
148	イザルヶ岳北斜面	静岡市	221	梅地(うめじ)	川根本町
149	安倍川・丸子川河口とその付近	静岡市	222	幡住(はたすみ)	川根本町
150	安倍川支流黒沢上中流域	静岡市	223	不動岳	川根本町
151	安倍川支流三河内川	静岡市	224	大代(おおじろ)学術参考保護林	島田市
152	安倍川支流中河内川仙俣川(せんまたがわ)	静岡市	225	牧之原公園斜面	島田市
153	安倍川支流油山川(ゆやまがわ)下流域	静岡市	226	巖室(いわむろ)神社の社叢	島田市
154	安倍川支流藁科川中流域	静岡市	227	笹間渡(ささまど)	島田市
155	安倍大滝	静岡市	228	抜里(ぬくり)	島田市
156	安倍峠付近	静岡市	229	堀之内	島田市
157	井川西山沢水源	静岡市	230	野守(のまの)の池	島田市
158	塩見岳	静岡市	231	勝間田(かつまた)山	牧之原市
159	横山〜八重沢	静岡市	232	阿波波(あわわ)神社の社叢	掛川市
160	久能山(くのうざん)	静岡市	233	粟ヶ岳(あわがたけ)	掛川市
161	熊の平	静岡市	234	堤ヶ谷(つづみがや)池	菊川市
162	鯨ヶ池(くじらがいけ)	静岡市	235	須々木(すすき)海岸砂丘	牧之原市
163	県民の森(井川峠含む)	静岡市	236	男神山(おかみやま)、女神山(めかみやま)	牧之原市
164	光岳(てかりだけ)	静岡市	237	地頭方(じとうがた)のシラン群落	牧之原市
165	荒川小屋	静岡市	238	萩間川(はぎまがわ)源流部	牧之原市
166	黒部沢上流域	静岡市	239	イスノキ群生林	御前崎市
167	三伏(さんぶく)峠	静岡市	240	御前崎	御前崎市
168	山伏(やんぶし)岳	静岡市	241	上岬(うえみさき)西方	御前崎市
169	舟渡(ふなわたり)池	静岡市	242	白羽(しろわ)海岸砂丘	御前崎市
170	小赤石(こあかいし)尾根	静岡市	243	遠州灘砂丘内(の)の後背(こうはい)湿地	御前崎市
171	上河内(かみこうち)岳	静岡市	244	桜ヶ池(さくらがいけ)	御前崎市
172	聖平(ひじりだいら)	静岡市	245	菊川河口部〜下流域	掛川市
173	誓願寺(せいかんじ)	静岡市	246	菊川支流牛淵(うしぶち)川下流域	掛川市
174	赤石(あかいし)岳	静岡市	247	兼政池(かねまさいけ)	掛川市
175	千枚岳	静岡市	248	小笠山	掛川市
176	千枚小屋	静岡市	249	田ヶ池(たがいけ)	掛川市
177	大井川源流部(間(あい)の岳、農鳥(のうとり)岳)	静岡市	250	可睡齋(かすいさい)とその付近の湿原	袋井市
178	大川	静岡市	251	油山寺(ゆざんじ)天狗谷	袋井市
179	大谷崩(おおやくずれ)	静岡市	252	小笠山(法多山(はたさん)含む)	袋井市等
180	大門沢(だいもんざわ)出会	静岡市	253	海岸植生	掛川市
181	大籠(おおかご)岳	静岡市	254	アキザキヤツシロラン群生地	磐田市
182	地蔵峠	静岡市	255	桶ヶ谷沼(おけがやぬま)・鶴ヶ池	磐田市
183	茶臼岳(ちやうすだけ)	静岡市	256	見付天神(みつけてんじん)の森・つつじ公園	磐田市
184	中平(なかひら)	静岡市	257	太田川支流今之浦川支流古川	磐田市
185	長熊	静岡市	258	天竜川中下流部左岸三十三番池	磐田市
186	東俣広河原	静岡市	259	太田川下流域	磐田市
187	巴川支流吉田川及び支流	静岡市	260	梅山八幡(はちまん)神社の森	袋井市
188	百間平(ひゃっけんだいら)	静岡市	261	上気賀(かみきが)のシイ林	磐田市
189	福養(ふくよう)の滝	静岡市	262	天竜川中州	磐田市
190	北荒川岳	静岡市	263	砂利穴池(じやりあないけ)	磐田市
191	麻機遊水地周辺	静岡市	264	一雲済川(いちうんさいがわ)	磐田市
192	門屋(かどや)	静岡市	265	壱貫地(いつかんじ)	磐田市
193	有東木(うとうぎ)沢上流部	静岡市	266	栗下	磐田市
194	用宗(もちむね)	静岡市	267	獅子ヶ鼻(しがはな)公園の植物群落	磐田市
195	竜爪(りゅうそう)山	静岡市	268	小国(おくに)神社の社叢	森町
196	藁科川(わらしながわ)下流部右岸支流	静岡市	269	大日山(だいにちさん)	森町
197	藁科川下流部右岸支流小瀬戸川	静岡市	270	大門(だいもん)	森町
198	樺島(さわらじま)	静岡市	271	阿多古川(あたごがわ)中流域下部	浜松市
199	廻沢(めぐりさわ)	藤枝市	272	船明(ふなぎら)ダム	浜松市
200	瀬戸川支流朝比奈川(あさひながわ)中流右岸	藤枝市	273	渡ヶ島(わたがしま)諏訪神社の社叢	浜松市
201	高草山(たかくさやま)	焼津市	274	コガネ沢	浜松市
202	浜当目(はまどうめ)〜大崩(おおくずれ)海岸	焼津市	275	岩岳山(いわたけやま)・竜馬(りゅうま)ヶ岳(たけ)(京丸含む)	浜松市
203	岡田山飽波(おかでやまくなみ)神社の社叢	藤枝市	276	気田川(けたがわ)	浜松市
204	若一王子(わかいちおうじ)神社社叢	藤枝市	277	秋葉(あきは)山頂	浜松市
205	瀬戸川支流滝沢川	藤枝市	278	新宮池(しんぐういけ)	浜松市
206	蓮華寺池(れんげじいけ)	藤枝市	279	川上(かわかみ)の冷温帯性	浜松市
207	千葉山(ちばさん)	島田市	280	郷島(ごうじま)	浜松市

今守りたい大切な自然及び候補地一覧(3)

番号	候補地	市町名
281	アカヤシオ群生地	浜松市
282	ホソバシヤクナゲ群落	浜松市
283	下平山(しもひらやま)	浜松市
284	箒木山(ほうきやま)	浜松市
285	シライワ沢	浜松市
286	ヒョー越(ごし)	浜松市
287	灰の沢～水窪(みさくぼ)ダム	浜松市
288	気田川(けたがわ)支流杉川上流域	浜松市
289	気田川上流域	浜松市
290	熊伏(くまぶし)山	浜松市
291	五丁坂頭(ごちょうざかとう)山	浜松市
292	山王峽(さんのおきょう)	浜松市
293	山住(やまずみ)神社	浜松市
294	常光寺(じょうこうじ)山	浜松市
295	新田(しんでん)付近	浜松市
296	水窪川本流及び戸中川(とちゅうがわ)上流域	浜松市
297	草木(くさぎ)	浜松市
298	山ノ尾根山	浜松市
299	朝日山	浜松市
300	白倉川(しろくらがわ)	浜松市
301	門桁山(かどけたやま)	浜松市
302	野島の森	浜松市
303	竜頭山(りゅうとうざん)	浜松市
304	浦川	浜松市
305	佐久間(さくま)ダム	浜松市
306	神妻(かづま)のシダ植物	浜松市
307	大洞山(おおほらやま)のシダ植物	浜松市
308	佐鳴湖(さなるこ)	浜松市
309	四ツ池公園	浜松市
310	大草山(おおくさやま)	浜松市
311	中田島砂丘	浜松市
312	馬込川(まごめがわ)河口とその付近	浜松市
313	浜松篠原海岸	浜松市
314	富塚	浜松市
315	遠州灘海岸	浜松市等
316	県立森林公園	浜松市
317	御陣屋川(ごじんやがわ)の群落	浜松市
318	高根金比羅神社のシイ林と林下植物	浜松市
319	中瀬(なかぜ)	浜松市
320	奥山方広寺(ほうこうじ)の寺叢	浜松市
321	観音山学術参考保護林	浜松市
322	四方浄(しほうじょう)	浜松市
323	渋川	浜松市
324	城山～浅間山の植物	浜松市
325	中代(なかしろ)峠付近の植物	浜松市
326	都田川支流井伊谷川中流域下部	浜松市
327	都田川支流瀬淵川上流田代川	浜松市
328	都田川本流瀬淵川合流点	浜松市
329	東久留米木(ひがしくるめき)新田	浜松市
330	鳶ノ巣山(とびのすやま)南谷の植物	浜松市
331	霧山雑木林	浜松市
332	霧山天池(あまいけ)	浜松市
333	富幕山(とんまくやま)の植物群落	浜松市
334	タシロラン等	浜松市
335	都田川下流域上部	浜松市
336	都田川支流井伊谷川下流域上部	浜松市
337	西神田川(にしじんでんがわ)中流部右岸湿地	浜松市
338	石灰岩地の陸産貝類	浜松市
339	中山(なかやま)峠の樹林	浜松市
340	猪鼻湖(いののはなこ)	浜松市
341	本坂(ほんさか)峠の照葉樹林	浜松市
342	浜名湖	浜松市
343	トキワマンサク北限群生地	湖西市
344	マンサク南限群生地	湖西市
345	笠子川(かさごがわ)支流坊瀬川(ぼうせがわ)源流～中流域	湖西市
346	湖西地方の湿地	湖西市
347	松見ヶ浦(まつみがうら)	湖西市
348	多米(ため)峠の照葉樹林	湖西市
349	大知波(おおちば)一本杉奥の溪側	湖西市
350	入出太田川(いりでおおたがわ)中流部右岸湿地	湖西市
351	梅田の池周辺と嵩山(すやま)	湖西市
352	吹上	浜松市

資料 2 策定の経緯

■ 2015 年度（平成 27 年度）

2015 年（平成 27 年）		
5 月 30 日	生物多様性地域戦略策定 特別講演会	◇講演「静岡県で生物多様性を考える」 （静岡県レッドデータブック改訂監修委員 岩槻邦男氏） ◇会場：県男女共同参画センターあざれあ（静岡市）
12 月 25 日	平成 27 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇策定方針（案）について ◇今後の進め方について
25 日	平成 27 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議	◇策定方針（案）について ◇今後の進め方について
2016 年（平成 28 年）		
3 月 —	平成 27 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇基本構想（案）について
22 日	平成 27 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇基本構想（案）について

■ 2016 年度（平成 28 年度）

2016 年（平成 28 年）		
6 月 4 日	静岡県生物多様性地域戦略 タウンミーティング（東部）	◇地域戦略の概要説明、意見交換、自由参加型 ブレインストーミング（参加者 27 名） ◇会場：沼津市立図書館（沼津市）
7 日	平成 28 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議	◇策定方針について ◇基本構想（案）について
15 日	平成 28 年度県政世論調査 （15 日～28 日）	◇設問：「生物多様性」という言葉や意味の認識、生物多様性の保全に必要な取組、保全に配慮したライフスタイル ◇県民 4,000 人対象、有効回答数 2,180 人、有効回答率 54.5%
21 日	静岡県生物多様性地域戦略 タウンミーティング（西部）	◇地域戦略の概要説明、意見交換、自由参加型 ブレインストーミング（参加者 16 名） ◇会場：浜松市市民協働センター（浜松市）
25 日	静岡県生物多様性地域戦略 タウンミーティング（中部）	◇地域戦略の概要説明、意見交換、自由参加型 ブレインストーミング（参加者 72 名） ◇会場：アイセル 21（静岡市）
7 月 1 日	平成 28 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇基本構想（案）の検討
12 月 2 日	平成 28 年度環境保全セミナー （静岡県環境アセスメント協会・静岡県環境保全協会・静岡県共同開催）	◇講演「静岡県の生物多様性保全の取り組み」 （静岡県くらし・環境部環境局自然保護課） ◇講演「生物多様性を巡る事業者の取り組み」（三井住友信託銀行 経営企画部 CSR 推進室 審議役/経団連自然保護協議会 企画部会長 石原博氏） ◇会場：ペガサート（静岡市）
—	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
22 日	平成 28 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇静岡県生物多様性地域戦略（案） （第 1 章～第 5 章）の検討
2017 年（平成 29 年）		
2 月 —	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
3 月 22 日	平成 28 年度第 3 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇静岡県生物多様性地域戦略（案）の検討

■ 2017 年度（平成 29 年度）

2017 年（平成 29 年）		
6 月 14 日	平成 29 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議	◇静岡県生物多様性地域戦略（案）の検討
7 月 11 日	平成 29 年度第 1 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇ふじのくに生物多様性地域戦略（案）の検討
9 月	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
10 月 11 日	平成 29 年度第 2 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇ふじのくに生物多様性地域戦略（案）の検討
11 月 17 日	パブリックコメント	◇11 月 17 日～12 月 13 日（意見提出 8 人）
12 月	静岡県生物多様性地域戦略策定庁内会議（文書）	◇意見照会
2018 年（平成 30 年）		
2 月 9 日	平成 29 年度第 3 回静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会	◇ふじのくに生物多様性地域戦略（案）の検討等
3 月	策定	

■ 2018 年度（平成 30 年度）～2021 年度（令和 3 年度）

2019 年（平成 31 年）		
3 月 19 日	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議	◇評価の進め方の意見交換
2020 年（令和 2 年）		
1 月 14 日	令和元年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議	◇平成 30 年度実績評価
3 月 13 日	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議	◇対応状況照会
2021 年（令和 3 年）		
2 月	令和 2 年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（文書）	◇令和元年度実績評価
3 月	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇対応状況照会
9 月	令和 3 年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（文書）	◇令和 2 年度実績評価
10 月	ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇対応状況照会

■ 2022 年度（令和 4 年度）

2022 年（令和 4 年）		
8 月	令和 4 年度第 1 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（文書）	◇令和 3 年度実績評価
9 月	令和 4 年度第 1 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇対応状況照会
	ふじのくに生物多様性地域戦略の中間見直しに係る関係者ヒアリング	◇地域戦略の概要説明、地域の実態や取組について意見交換
10 月 13 日	令和 4 年度第 2 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議	◇中間見直し
	令和 4 年度第 2 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇意見照会
12 月 21 日	令和 4 年度第 3 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議	◇中間見直し
	令和 4 年度第 3 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇意見照会
2023 年（令和 5 年）		
2 月	パブリックコメント	●月●日～●月●日（意見提出●人）
	令和 4 年度第 3 回ふじのくに生物多様性地域戦略推進庁内会議（文書）	◇意見照会
3 月	一部改訂	

資料3 委員名簿

■ 静岡県生物多様性地域戦略策定検討委員会 (50音順、敬称略)

(平成27年12月9日～平成30年3月31日)

氏名	所属	備考
石井 潔*	公益社団法人 ふじのくに・地域大学コンソーシアム 理事長	
石原 博	三井住友信託銀行経営企画部 CSR 推進室審議役、経団連自然保護協議会企画部会長	
板井 隆彦	静岡県自然環境保護調査委員会 委員長	副会長
岩槻 邦男	東京大学 名誉教授	会長
岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 准教授	
小南 陽亮	静岡大学教育学部 教授	
佐野 裕二	富士通株式会社沼津工場 総務部	
重岡 廣男	谷津山再生協議会 顧問	
中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	
水谷 洋一	静岡大学地域創造学環 教授	
三宅 隆	NPO 法人 静岡県自然史博物館ネットワーク 副理事長	
宮崎 孝昭	静岡県経済農業協同組合連合会 農業振興課長	
山本 哲	NPO 法人 せんがまち棚田倶楽部 理事長	

*2015～2016年(平成27～28年)度は伊東幸宏委員が在任。

■ ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議 (50音順、敬称略) (平成30年4月1日～)

氏名	所属	備考
板井 隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	副会長
岩槻 邦男	東京大学 名誉教授	会長
岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授	
小南 陽亮	静岡大学教育学部 教授	
得居 雷太*1	富士通株式会社 沼津工場長	
重岡 廣男	谷津山再生協議会 顧問	
中村 範子	静岡県生活協同組合連合会 常務理事	
日詰 一幸*2	(公社) ふじのくに・地域大学コンソーシアム理事長	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	
水谷 洋一	静岡大学人文社会科学部 教授	
三宅 隆	NPO 法人 静岡県自然史博物館ネットワーク 副理事長	
山田 景寛*3	JA 静岡経済連 生産資材部生産振興開発課長	
山本 哲	NPO 法人 せんがまち棚田倶楽部 理事長	

*1 2018～2019年(平成30～令和元年)度は佐野裕二委員が在任。

2020～2021年(令和2～令和3年)度は白鳥修委員が在任。

*2 2018～2021年(平成30～令和2年)度は石井潔委員が在任。

*3 2018～2019年(平成30～令和元年)度は鈴木浩之委員が在任。

2020～2021年(令和2～令和3年)度は中野信明委員が在任。

資料 4 用語解説

あ行

■磯焼け (P70, 71, 80, 135, 139)

沿岸の岩礁(磯)に生育するカジメ・サガラメ・テングサ等の藻場が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。その原因として、海流の変化による水温の上昇や、海藻の生育に必要な栄養分の不足、石灰藻等他の海藻の繁茂、魚類やウニ等の藻食性生物による食害があげられている。磯焼けにより、アワビ等の磯の生物が減少し、漁業に打撃を与える。

■遺伝的攪乱

(P32, 37, 41, 43, 44, 68, 72, 84, 95, 104, 106, 123, 144)

交配可能な種や亜種、同じ種であっても他の地域の個体群や遺伝子組み換え作物等、異なる遺伝子情報を持つ個体群が人によって持ち込まれて在来の地域個体群と交雑することにより起きる、地域個体群の遺伝子組成の攪乱のこと。人によって持ち込まれた個体群との交雑が起きると、結果としてその群に独特な遺伝子情報の消失や単一化等の遺伝子汚染が生じ、生物多様性の一つである種および種内の遺伝的多様性が損なわれるおそれがある。

■今守りたい大切な自然 (P1, 76, 87, 96, 99, 137, 147, 160, 161, 162, 163, 164)

2004年(平成16年)3月に発行された「静岡県版レッドデータブック」に示された重要生息・生育地。開発候補地となりやすい場所や生態的に重要な場所、法的規制等のない地域等の選定基準から、県内10か所が選ばれている。詳しくは資料編「資料1 今守りたい大切な自然」を参照。

■エコアクション21 (EA21) (P46, 109, 110)

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が1996年(平成8年)に環境マネジメントシステムとして策定した。2004年(平成16年)より「エコアクション21認証・登録制度」が開始され、一般社団法人持続性推進機構がエコアクション21に取り組む事業者を認証・登録している。

か行

■外来生物

(P10, 12, 14, 30, 31, 32, 33, 41, 44, 55, 67, 68, 70, 78, 79, 95, 104, 105, 116, 139, 142, 146, 149)

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動等の人間活動を介して意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。国内の移動でも、もともと住んでいなかった地域に導入されたものは外来生物であり、「国内外来生物」と呼ばれる。

■外来生物法 (P104, 105, 139)

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、2005年(平成17年)6月より施行されている。海外からの外来生物(主として明治以後に外国から入ってきた外来生物に焦点を当てている)による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業

への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入等を禁止するとともに、国等による防除措置等を定め、違反者には重い罰則もある。

■下層植生 (P58, 61, 82)

森林において高木層等林冠を構成する上層植生に対し、森林内に生育する低木層や草本層等の植生のこと。下層植生が豊かであると構成する植物が豊富になるだけでなく、それを利用する動物が増加する等森林生態系の多様性に大きく寄与する。

■環境保全型農業 (P91, 124)

農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■汽水湖 (P76)

水質による湖沼の分類の一つで、淡水に海水が入り込んでいる湖のこと。

■漁獲可能量 (TAC) 制度 (P135)

魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。「TAC」とは、Total Allowable Catch (漁獲可能量) の略。

■国際自然保護連合 (IUCN) (P8, 9, 85, 86)

1948年(昭和23年)に世界的な協力関係のもと設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的な自然保護ネットワーク。IUCNはInternational Union for Conservation of Natureの略で、自然保護に関する世界最大のネットワークでもある。

■国立公園 (P74, 75)

自然公園法に基づく国立公園に準ずる優れた自然の風景地。都道府県知事の申し出により環境大臣が指定し、県が管理する。特別地域では、指定された野生生物種の捕獲や採取が禁止されているほか、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が制限される。

■国立公園 (P74, 75, 77, 138, 141, 143, 161)

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護および利用、生物多様性の確保を目的として、特にわが国を代表する火山景観、山岳景観、海岸景観等の傑出した地域で、国により指定されるもの。

さ行

■里地里山

(P1, 10, 12, 20, 33, 37, 45, 51, 57, 58, 59, 60, 66, 88, 90, 91, 95, 116, 123, 124)

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている二次的自然。近年、過疎化や開発が進み、質の低下や消失が見られる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

■サンドバイパスシステム(P133)

港口付近に堆積する砂を固定設備により吸い上げ、パイプラインで侵食傾向の海岸へ継続的に輸送するシステム。

■静岡県環境基本計画(P14, 17, 18, 94)

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、1997年(平成9年)3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、2011年(平成23年)3月に「第3次静岡県環境基本計画 環境の理想郷“ふじのくに”の創造～やすらぎと活力のある持続可能な社会の実現～」、2015年(平成27年度)に第3次計画改定版が策定された。

■静岡県環境基本条例(P17)

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例で、1996年(平成8年)4月から施行されている。

■静岡県希少野生動植物保護条例(P13, 14, 17, 40, 102)

絶滅に瀕する野生動植物を保護するため、個体の取り扱いに関する規制及び生息地等の保護回復のための措置について必要な事項を定めた条例で、2011年(平成23年)4月1日から施行されている。また、同条例に基づき、希少野生動植物のうち特に保護が必要な種としてホテイラン等11種を、「指定希少野生動植物」に指定している。

■静岡県立自然公園条例・静岡県立自然公園(P14, 74, 102, 145)

県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、1961年(昭和36年)11月1日から施行されている条例。特別地域では、知事が指定する動植物の捕獲や採取、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が許可が必要な行為とされ、普通地域では知事への届出が必要である。

■自然環境保全法・自然環境保全地域(P59, 74, 75, 120, 121, 122, 126, 130, 131, 133, 148, 156, 160)

国民が将来にわたって自然のめぐみを受けることができるように自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律。自然環境保全の理念や自然環境保全基礎調査等基本的事項についての規定のほか、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定や保護規制等を定めている。なお、自然環境保全地域は環境大臣が指定する自然環境保全の目的を達成させるための保全地域であり、特別地区、海中特別地区、普通地区に区分され、特別地区では工作物の新築や木竹の伐採等の行為は許可が必要な行為とされ、普通地区では知事への届出が必要となる。

■自然共生社会(P17, 91)

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然環境に調和したものとし、また、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然のめぐみを将来にわたって享受できる社会のこと。

■自然公園法・自然公園(P14, 55, 74, 75, 120, 121, 122, 126, 130, 131, 133, 156, 160)

すぐれた自然の風景地を保護し、自然に親しむ場としてその利用の増進を図るとともに、生物多様性の確保することを目的に指定している地域。自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく自然公園条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類が指定されている。

■持続可能な開発目標(SDGs)(P14, 15, 16, 46, 47, 98, 110)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、2015年(平成27年)9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針である。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

■植生(P18, 28, 29, 32, 33, 44, 57, 58, 61, 62, 74, 78, 81, 82, 83, 116, 120, 121, 142)

地球上の陸地において、ある場所に生育している植物の集団をいう。地形や気候等の環境要因や、伐採や農耕等の人為的要因の影響を受ける一方、植生がこれらの環境要因を変化させることもある。

■植生遷移(P62)

植生が年月を経て変化していくこと。単に遷移ともいう。裸地、草原、灌木林、陽樹林、陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、これが成立するまでに通常200年以上を要するといわれる。

■人工林

(P5, 10, 35, 45, 57, 58, 59, 61, 62, 64, 65, 82, 91)

人が苗木(スギ・ヒノキ等)等を植栽して育てた森林をいう。

■水源かん養(P5, 10, 62, 122, 138)

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水等の水源が枯渇しないようにする機能をいう。

■生態系被害防止外来種(P41)

2010年(平成22年)の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来生物についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。これに伴い、要注外来生物のリストは廃止された。

■生物多様性基本法(P14, 17)

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、2010年(平成20年)6月から施行されている。生物多様性をもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求める等、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家戦略」の策定や、地方自治体による地域戦略策定等も定めている。

■生物多様性条約第10回締約国会議（COP10） （P14, 17, 91, 152）

2010年（平成22年）10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議（COP）。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」等が採択された。また、途上国への資金援助や、「SATOYAMA イニシアティブ」等生物多様性を守るための国際的な取組に関する様々な取り決めがなされた。

■世界遺産・世界文化遺産 （P1, 13, 14, 54, 55, 56, 73, 76, 82, 141）

貴重な自然遺産や、過去人類が残してきた偉大な文化遺産等を、人類全体のための世界遺産として守り継承していくため、1972年（昭和47年）のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づく世界遺産リストに登録された物件のこと。1975年（昭和50年）に発効した。世界遺産はその内容によって、自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類に判別されている。

■世界農業遺産（GIAHS） （P13, 14, 49, 52, 63, 64, 91, 115, 158）

正式には世界重要農業遺産システムという。伝統的な農業と、農業によって生まれ維持されてきた農地やため池・水利施設等の灌漑、技術、文化風習、風景、そしてそれを取り巻く生物多様性の保全を目的に、世界的に重要な地域を国連食糧農業機関（FAO）が認定するもの。

た行

■多自然川づくり（P130）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の生活や歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。以前は「多自然型川づくり」と呼ばれていた。

■^{ちきんちしょう}地産地消（P124）

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

■茶草場農法（P13, 14, 49, 52, 63, 115, 125, 158）

秋冬期に茶園周辺のススキやササ等の草を刈り、茶園に敷く伝統的な農法。本農法の主な実施区域である掛川市、菊川市、島田市、牧之原市及び川根本町の4市1町が推進協議会を設立し、県の支援・推薦のもと、認定申請を行った結果、2013年（平成25年）5月に世界農業遺産「静岡の茶草場農法」として認定された。

■鳥獣保護区（P74, 75, 107, 139, 141, 156）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■天然記念物 （P6, 51, 70, 77, 79, 83, 87, 113, 148, 160）

文化財の種類の一つ。動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■天然林（P30, 37, 48, 57, 58, 61, 66, 74, 77, 78, 79, 80, 138, 161）

森林の更新（種子や苗木の供給）や生育の過程においてほとんど人手が加わらず、自然状態で成立した、あるいはその過程にある森林を指す。用途や分野によって使われ方が異なる場合があるが、本書では人工林に対する用語として使用しており、伐採等の人手が加わらずに何代にもわたって自然に更新してきた原生林だけでなく、伐採等の人手が加わった後に自然に再生した天然生林等の二次林を包括したものである。

■特別保護地区（P75, 160）

自然公園の中で特に優れた自然景観や原始的な状態を保持している地区のことであり、特別地域をさらに区分けして指定されるもの。特別保護地区内では開発行為等が禁止される。

■特定外来生物 （P10, 14, 41, 44, 78, 79, 104, 105, 139, 146）

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウ等、動物ではアライグマ、クリハラリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモ、ヒアリ、アカカミアリ等がある。

■特定植物群落（P87, 160）

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

は行

■ピオトープ（P103, 118, 135）

語源はギリシャ語の生物（bios）と場所（topos）を示す造語。生物空間、生物生息空間と日本語にすることもある。

■ふじのくに森の町内会（P46, 111, 112, 123）

森林と企業をつないで森本来の力を取り戻し、良質な木材を育てる豊かな森づくりを社会全体で支える仕組みのこと。「ふじのくに町内会の間伐に寄与する紙」は、従来の紙代の他に未利用木材を搬出する費用が含まれている。この紙を印刷物として使うことで、森林の間伐費用の不足分を補い、森林整備を促進する仕組みとなっている。

■文化財（P5, 6, 51, 113）

日本の文化財保護法第2条および文化財保護条例において規定されている「文化財」のこと。

■保存樹・保存樹林(P51)

都市計画区域内における樹形が優れている巨木や神社仏閣の樹林・屋敷林を保存するために、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」の規定に基づき、市町村長が指定する。

や行

■ユネスコエコパーク

(P1, 13, 14, 55, 76, 83, 84, 121, 143, 144)

正式名称は「生物圏保存地域(Biosphere Reserves: BR)」。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏(MAB:Man and the Biosphere)計画が認定し、推進する事業。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組である。

ら行

■レッドデータブック(P8, 13, 14, 35, 36, 37, 38, 39, 76, 87, 101, 108, 147, 153, 160, 161)

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト(レッドリスト)の掲載種についてとりまとめた情報。国際自然保護連合(IUCN)が1966年(昭和41年)に初めて発行した。日本では1991年(平成3年)に環境庁(現在の環境省)がレッドデータブックを作成し、2000年(平成12年)からはその改訂版が発行されている。本県では2004年(平成16年)に「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―動物編」及び「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―植物編」を発行した。静岡県自然環境調査委員会により編集された、静岡県における絶滅に瀕している野生動植物種を段階ごとに区分した「静岡県版レッドリスト」「今守りたい大切な自然」等が掲載されている。

■レッドリスト

(P8, 9, 13, 14, 28, 30, 36, 39, 81, 85, 86, 103, 106, 153)

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。国際自然保護連合(IUCN)が1966年(昭和41年)に初めて発表した。環境省では1991年(平成11年)にレッドリストを公表し、最新版は2017年(平成29年)に公表された「環境省レッドリスト2017」である。静岡県では2003年(平成15年)度に「静岡県版レッドリスト」を公表し、2017年(平成29年)にレッドリストが改定された。

■ロードキル(P50)

動物が道路上で車に轢かれる現象。轢死。

わ行

■ワンド(P130)

河川の流れ沿いにある入り江や川の淀み、淵といった河川の本流とつながっているか、水が増えた時につながってしまうような水面のこと。様々な生物が生息する豊かな環境であることが認識され、その価値が評価されている。

英数

■COP10 (the 10th Conference of the Parties) (P14, 17, 91, 152)

2010年(平成22年)に名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議のこと。「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の項を参照。

■CSR (Corporate Social Responsibility) (P16, 110, 112, 150, 154)

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけではなく、環境保全活動や地域貢献等幅広い。

■ESD (Education for Sustainable Development) (P14, 119)

「持続可能な開発のための教育」を表す。環境教育をはじめ、エネルギー教育・防災教育・福祉教育・平和教育・人権教育等あらゆる分野の教育を含む概念である。

■GAP (Good Agricultural Practice) (P124, 125)

GAP(農業生産工程管理)とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。

■IPM (Integrated Pest Management) (P124, 125)

病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)や粘着板(物理的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する総合的有害生物管理のこと。

■ISO14001 (International Organization for Standardization 14001) (P14, 46, 109, 110)

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、①方針・計画(Plan)、②実施(Do)、③点検(Check)、④是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものである。

■PDCA (Plan Do Check Action) (P155)

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■SATOYAMA イニシアティブ (Satoyama Initiative) (P91)

失われつつある二次的自然環境を改めて見直し、持続可能な形で保全・利用していくためにはどうすべきかを考え、行動しようという取組。日本政府と国連大学高等研究所がともに提唱し、2010年(平成22年)にCOP10で採択された。

資料 5 参考資料

※発行者、発行年、資料名、出版社について掲載していますが、ホームページ等の電子媒体やパンフレット、行政資料等で発行年や出版社のないもの等は記載を省略しています。

第1章 生物多様性地域戦略とは

第1節 生物多様性とは

- ・環境省. 2006. 平成18年版こども環境白書.
- ・国連生物多様性の10年日本委員会. 「イキトモ」特別編 子供のための生物多様性.
- ・環境省自然環境局自然環境計画生物多様性地域戦略企画室. 2014. 生物多様性地域戦略策定の手引き（改訂版）.
- ・環境省. 2012. 生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～.
- ・環境省. 2016. COP10以降の成果と愛知目標.
- ・静岡県経済産業部管理局政策監（ホームページ）. 静岡自慢の逸品.
- ・経済産業省. 2016. 平成26年工業統計調査.
- ・静岡県経済産業部商工業局地域産業課. 2015. データでみる静岡県の地場産業.
- ・静岡県統計利用課. ふじのくにMyしずおか日本一.
- ・財団法人静岡総合研究機構. 木宮久・白土達夫・桑田真男. 2012. 静岡県製造業の現状と将来像～『しずおか型元気な中小製造業』が増殖するために～. SRI 2012.3 No.106. 静岡県立大学グローバル地域センター.
- ・志太榛原農林事務所（ホームページ）. 竹林・広葉樹林等再生整備.
- ・西部農林事務所（ホームページ）. 人工林再生整備.
- ・静岡県. 2015. 静岡県経済産業部茶生産指導指針.
- ・大橋広好ほか編. 2017. 改訂新版日本の野生植物4アオイ科～キョウチクトウ科. 平凡社.
- ・環境省. 2014. 平成26年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書.
- ・ノーマン・マイヤーズ. 林雄次郎訳. 1981. 沈みゆく箱舟. 岩波書店.
- ・国際自然保護連合（IUCN）（ホームページ）. 2017. IUCN Red List version 2017-3.
- ・環境省. 2017. 環境省レッドリスト2017.
- ・環境省. 2017. 環境省版海洋生物レッドリスト.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物－県版レッドデータブック－＜普及版＞. 羽衣出版.
- ・静岡県. 2017. 静岡県版レッドリスト.
- ・環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室. 日本の生きものたち 私たちにできること.
- ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）. 2014. 第5次評価報告書統合報告書.
- ・柿田川生態系研究会・三島次郎編. 竹門康弘. 2010. 柿田川の自然、湧水河川を科学する. ITSC 静岡学術出版事業部.

第2節 ふじのくに生物多様性地域戦略とは

- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物－県版レッドデータブック－＜動物編＞. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物－県版レッドデータブック－＜植物編＞. 羽衣出版.
- ・静岡県希少野生動植物保護条例. 2011.
- ・外務省. 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省仮訳）.
- ・環境省. 2017. 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書.
- ・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン. 2016. SDG Compass（SDGsの企業行動指針）.
- ・環境省. 2017. 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書. 日経印刷株式会社.
- ・環境省. 2010. 平成22年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書. 日経印刷株式会社.
- ・環境省. 2012. 豊かな自然共生社会の実現に向けて～生物多様性国家戦略2012-2020～.
- ・環境省. 2013. めぐみの星に生きる～生物多様性国家戦略2012-2020～.
- ・環境省. 2010. いのちはつながっている～生物多様性を考えよう～.
- ・国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）. 2011. 地球に生きる生命の条約～生物多様性条約～.

第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性を育む県土

- ・静岡県（ホームページ）. 県の概要.
- ・国土交通省国土地理院ホームページ. 静岡県市区町村の役所・役場及び東西南北端点の経度緯度（世界測地系）.
- ・静岡県. 2015. しずおかの森林.
- ・総務省統計局. 1990～2015. 国勢調査.
- ・静岡県健康福祉部. 平成22年度高齢者福祉行政の基礎調査結果.
- ・国立社会保障・人口問題研究所. 2013. 都道府県別将来推計人口.
- ・国土交通省. 2011. 国土の長期展望・中間とりまとめ.

- ・国土地理院. 基盤地図情報数値標高モデル.
- ・土隆一編著. 2010. 新版静岡県地学のガイド. コロナ社.
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会. 南から来た火山の贈りもの.
- ・小山真人. 2010. 伊豆の大地の物語. 静岡新聞社.
- ・国土地理院. 2000. 水準測量データから求めた日本列島 100 年間の地殻上下変動.
- ・吉本充宏・金子隆之・嶋野岳人・安田敦・中田節也・藤井敏嗣. 2004. 掘削試料から見た富士山の火山形成史. 日本火山学会講演予稿集 2004(0) 4 特定非営利活動法人日本火山学会.
- ・静岡地方気象台 (ホームページ). 静岡県の気象特性.
- ・河村武. 地理学評論. 1966. 中部日本における冬の地上風系～特に冬の季節風に関して～. 地理学評論. 39(8). 538-554.
- ・静岡県文化財保護協会. 1988. 静岡県ふるさとの自然とくらし.
- ・気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議. 2015. 気候変動への影響への適応計画.
- ・法政大学地域研究センター. 2015. 気候変動適応ガイドライン[地方自治体における適応の方針作成と推進のために]. 環境研究総合推進費「S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合研究」.
- ・環境省自然環境局. 2015. 生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方.
- ・環境省自然環境局. 2015. 生物多様性分野における気候変動への適応について 当面の具体的取組.
- ・東京管区気象台. 2012. 気候変化レポート2012-関東甲信・北陸・東海地方-.
- ・東京管区気象台. 2016. 気候変化レポート2015-関東甲信・北陸・東海地方-.
- ・北原正彦ほか. 2001. 日本におけるナガサキアゲハ(*Papilio memnon* Linnaeus)の分布の拡大と気候温暖化の関係. 蝶と蛾. 日本鱗翅学会誌. 52(4). 253-264.
- ・石田義樹・末松信彦. 2005. 地球温暖化に対応した水稻の高温登熟対策技術の確立 高温登熟が玄米品質に及ぼす影響の把握 作付時期の移動による品質低下の把握・高温登熟に対する品種間差の把握. 静岡県農業試験場試験研究成果の概要集. 41-42.
- ・静岡県地球温暖化防止活動推進センター. 2015. データブック地球温暖化～世界・日本・静岡～.
- ・国土交通省国土政策局国土情報課. 国土数値情報・土地利用3次メッシュデータ.
- ・静岡県交通基盤部. 2017. 静岡県の土地利用 (平成28年版).

第2節 多種多様な生物

- ・静岡県. 2005. 静岡県野生生物目録.
- ・静岡県. 2015. 静岡県希少野生動植物保護基本方針.
- ・環境省. 2000～2008. 第6回・第7回自然環境保全基礎調査.
- ・静岡県自然史博物館設立推進協議会. 2001. しずおか自然図鑑. 静岡新聞社.
- ・静岡県の生物編集委員会編. 杉本順一・杉野孝雄. 1979. 静岡県の生物 静岡県の種子植物. 日本生物教育会静岡県支部.
- ・静岡県. 1985. 静岡県の自然環境～静岡県自然環境保全基礎調査の概要～.
- ・勝山輝男ほか. 神奈川県立生命の星・地球博物館. 1997. 富士・箱根・伊豆に特有な植物たち フォッサ・マグナ要素の植物. 神奈川県立生命の星・地球博物館.
- ・杉野孝雄. 2017. 静岡県植物分布の総合的考察. 遠州の自然. 40. 43-53.
- ・村田源・小山博滋. 1976. 襲速紀要素について. 国立科学博物館専報. 9. 111-120.
- ・広木詔三. 2002. 里山の生態学～その成り立ちと保全のあり方～. 名古屋大学出版会.
- ・植田邦彦. 1989. 東海丘陵要素の植物地理 I. 定義. 植物分類・地理 40(5～6). 190-202.
- ・池谷 仙之. 静岡県自然史博物館ネットワーク. 2010. しずおか自然史. 静岡新聞社.
- ・静岡県. 2015. 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画.
- ・静岡県. 2015. 駿河湾沿岸海岸保全基本計画.
- ・静岡県・愛知県. 2015. 遠州灘沿岸海岸保全基本計画 (変更).
- ・静岡県自然保護課編. 1987. ふるさとの自然 (東部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県自然保護課編. 1988. ふるさとの自然 (伊豆編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県自然保護課編. 1989. ふるさとの自然 (中部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県自然保護課編. 1990. ふるさとの自然 (西部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡新聞社出版局編. 1996. 静岡県の海. 静岡新聞社.
- ・静岡市環境局環境創造部環境総務課. 2010. (改訂版)南アルプス学・概論.
- ・南アルプス世界自然遺産登録推進協議会南アルプス学術総合委員会. 2010. 南アルプス学術総論.
- ・板井隆彦. 静岡県生活環境部自然保護課. 1982. 静岡県の淡水魚類～静岡県の自然環境シリーズ～. 第一法規出版.
- ・静岡県の生物編集委員会編. 久米忠夫. 1979. 静岡県の生物 静岡県産真正クモ類. 日本生物教育会静岡県支部.
- ・静岡県. 2017. 平成29年版静岡県環境白書.
- ・村中康秀. 2016. 富士山からの恵み～駿河湾海底湧水発見～. 静岡県環境衛生科学研究所. 環衛レポート. 53. 1-3.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-〈普及版〉. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-〈動物編〉. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-〈植物編〉. 羽衣出版.

- ・静岡県. 2017. 静岡県版レッドリスト 2017.
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会. 2017. 環境アセスメント技術ガイド. 生物の多様性・自然との触れ合い.
- ・財団法人自然環境研究センター. 2008. 日本の外来生物. 平凡社.
- ・静岡県自然保護課. 特定外来生物リスト.
- ・静岡県. 2010. 平成 22 年度静岡県特定外来生物分布状況実態把握調査報告書.
- ・静岡県. 2011. 静岡県鳥獣被害防止マニュアル.
- ・松崎慎一郎. 2016. 世界ワースト外来種 100 のコイが在来生態系に及ぼす影響. 日本魚類学会. 市民公開講座 2016. 魚類にみる最新の外来種問題.
- ・竹花佑介・北川忠生. 2010. メダカ：人為的な放流による遺伝的攪乱. 魚類学雑誌. 57(1). 76-79.
- ・日和佳政・佐久間慎介・柑子木郁也・草桶秀夫. 2008. ゲンジボタルの遺伝的分化と多様性から見た移植の問題点. 全国ホタル研究会誌. 41. 33-38.
- ・井口豊. 2009. ゲンジボタルの移入問題. 全国ホタル研究会誌. 42. 35-38.
- ・(財)自然環境研究センター編. 2011. 絶滅する前にできること 絶滅危惧種の生息域外保全.
- ・静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター (ホームページ). 県内ブナの遺伝的地域差.
- ・静岡県衛生課. 犬・猫の殺処分頭数.
- ・静岡県地域農業課. 野生鳥獣による農作物への被害金額.
- ・静岡県. 静岡県農林産物野生小銃被害対策連絡会. 2010. 静岡県における野生鳥獣被害対策の基本的な考え方.
- ・静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター ニホンジカ低密度化プロジェクトスタッフ. 2013. 静岡のシカ問題とシカ Q&A.
- ・静岡県自然保護課. 2013. 狩猟免許取得ガイドブック.
- ・静岡県. 2017. 第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) (第 4 期).
- ・静岡県. 2017. 第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) (第 3 期).
- ・静岡県. 2017. 第二種特定鳥獣管理計画 (カモシカ) (第 5 期).
- ・静岡県自然保護課. 主要鳥獣種の捕獲数.
- ・静岡県自然保護課. 狩猟登録者数.

第 3 節 生物多様性と人とのつながり

- ・エコアクション 21 中央事務局 (ホームページ).
- ・公益財団法人都市緑化機構 (ホームページ).
- ・公益財団法人都市緑化機構. 社会環境貢献緑地評価システム SEGES「そだてる緑」既存緑地版.
- ・環境省. 2011. 生物多様性地域連携促進法のあらまし.
- ・静岡県. 緑化優良工場事例集 緑に包まれた静岡の工場～ガーデンシティを目指して～.
- ・富士通株式会社 (ホームページ). 富士通株式会社沼津工場環境教育への取組.
- ・経団連自然保護協議会・生物多様性民間参画パートナーシップ. 2014. 日本企業による環境教育の現状～生物多様性に関する環境教育事例集～.
- ・三菱電機株式会社 (ホームページ).
- ・静岡県. 2016. 平成 26 年度 PRTR 報告書.
- ・静岡県生活環境課. 魚のへい死事故件数.
- ・静岡県. 2015. データで見る静岡県の地場産業.
- ・静岡県. 2016. 平成 27 年度版静岡県環境白書.
- ・静岡県農地保全課・農地整備課. 県民や事業者等の参加による保全活動の事例.
- ・静岡県自然保護課. 自然環境保全協定の締結数・面積.
- ・環境省. 2009. 生物多様性民間参画ガイドライン.
- ・環境省. 2017. 生物多様性民間参画ガイドライン (第 2 版).
- ・生物多様性民間参画パートナーシップ事務局ホームページ. 生物多様性民間参画パートナーシップ.
- ・静岡県森林計画課. 林地開発許可・連絡調整面積.
- ・静岡県自然保護課. 自然保護協定の締結数・面積.
- ・静岡県教育委員会事務局文化財保護課. 指定文化財の件数.
- ・静岡県教育委員会. 2000. 静岡県の祭り・行事.
- ・静岡県文化財保存協会. 1988. 静岡県ふるさとの自然とくらし.
- ・静岡県文化財保存協会. 2013. 天然記念物 (樹木) を診る～文化財所有者・行政担当者等のための天然記念物 (樹木) 観察マニュアル～.
- ・静岡県. 2012. 静岡県地場産業ガイドブック.
- ・静岡県商工部地場産業課. 1991. 静岡県における地場産業の生い立ち.
- ・農林水産省・農村開発企画委員会. 2007. 農山漁村の郷土料理百選・候補料理.
- ・服部一景. 静岡県健康づくり食生活推進協議会協力. 2012. 郷土の食材と料理・しずおかのおかず.
- ・関東農政局静岡統計情報事務所編. 2001. 静岡県農林水産地ガイド. 黒船印刷株式会社.
- ・静岡県商工労働部地域産業振興課. 1994. 静岡県わが郷土と自慢の逸品.
- ・静岡市葵区役所地域総務課. 2014. 葵区在来生物ガイドマップ.
- ・静岡県. 平成 24 年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査報告書.
- ・静岡県グリーン・ツーリズム協会事務局. 2014. まるごと体験ガイド.
- ・NPO 法人日本エコツーリズム協会. エコツアー総合情報サイト. エコツアー総覧.

- ・財団法人中部産業活性化センター. 2008. 中部のエコツアー50選.
- ・NPO 法人日本エコツアーリズム協会. 2015. ECO ツーリズム. 68.
- ・静岡県. 2016. 平成 27 年度静岡県観光交流の動向.
- ・静岡県. 2016. 平成 27 年度版静岡県環境白書.
- ・静岡県環境政策課. 2012. ふじのくに環境教育基本方針.
- ・静岡県環境政策課. 環境学習フェスティバル.
- ・静岡県環境ふれあい課. 2012. 小中学校で使える環境学習プログラム.
- ・静岡県環境ふれあい課. 2014. しずおか環境学習マップ.
- ・静岡県環境ふれあい課. 森林教育プログラム (シリーズ).
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアム (ホームページ).
- ・環境省. 2009. 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針.
- ・静岡県. 2016. 平成 28 年度県政世論調査.
- ・内閣府. 2014. 内閣府世論調査.

第 4 節 本県を構成する生態系

- ・山本勝利. 2006. 農業環境技術研究所成果発表会. 豊かな生物相をはぐくむ農業を探る.
- ・静岡県くらし・環境部環境局自然保全課. 2015. 富士山の自然と恵み.
- ・環境省. 2000～2008. 第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査.
- ・静岡県森林・林業研究センター. ニホンジカの過食圧によるニッコウキスゲ群落の消滅.
- ・公益社団法人静岡県農業振興基金協会・公益社団法人静岡県漁業振興基金. 平成 26 年度静岡県の農林水産業.
- ・静岡県森林計画課. 2017. 静岡県森林・林業統計要覧 平成 28 年版.
- ・静岡県森林計画課. 2017. 平成 29 年度版静岡県森林共生白書.
- ・静岡県. 2014. 静岡県ナラ枯れ対策ガイド.
- ・静岡県. 2009. 桜で彩る富士の景観づくり構想.
- ・農林水産省. 木材統計調査. 農林水産省. 2017. 生産農業所得統計 平成 27 年.
- ・独立行政法人農業環境技術研究所. 2014. 農業と環境 NO. 171. 農業環境技術研究所リサーチプロジェクト (RP) の紹介 (2014-6) : 生物多様性評価 RP.
- ・静岡県農業ビジネス課. 荒廃農地面積.
- ・平井剛夫. 2014. カラーコラム 静岡県の外来生物 スクミリングガイ. 特定非営利活動法人静岡県自然史博物館ネットワーク. 自然史しずおか. 45.
- ・農林水産省. 1999. 日本の棚田百選.
- ・静岡県農地保全課. 1999. 静岡県の棚田等十選.
- ・静岡県お茶振興課. 静岡の茶草場農法.
- ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会 (ホームページ).
- ・静岡県. 2005. 静岡県のわさび.
- ・林野庁. 2014. 特用林産基礎資料.
- ・静岡県農芸振興課 (ホームページ). わさびのページ.
- ・JA 伊豆の国. 2017. 「静岡水わさびの伝統栽培」日本農業遺産に認定.
- ・静岡県. 2000. 里山に異変が起きている.
- ・静岡市環境局廃棄物対策部廃棄物政策課・沼上資源循環センター啓発施設. 2013. タケと生ごみの活用を考える～竹粉による生ごみの分解とその後の利用について～.
- ・一般財団法人静岡市環境公社 重岡廣男. 2017. 静岡市沼上資源循環学習プラザ資料～自然環境には生活に役立つ情報が眠っている～
- ・国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課. 都市と生物多様性.
- ・国土交通省. 2009. 都市における生物多様性保全の推進に関する基礎調査報告書.
- ・公益財団法人都市緑化機構. 2016. 緑のキキメ.
- ・静岡県水産技術研究所. 都田川の魚類および降下仔魚の実態 内水面生物環境調査 (平成 9 年～13 年).
- ・齋藤竜也・金澤拓也・森本溪一郎・中道一彦・川嶋尚正・鈴木邦弘・赤川泉. 2013. 小規模堰堤の連なる溪流におけるアマゴの生息地選択と移動. 東海大学紀要海洋学部「海—自然と文化」. 10 (3). 1-10.
- ・環境省. 2001. 日本の重要湿地 500.
- ・環境省. 2016. 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 (重要湿地) 日本の重要湿地 500.
- ・吉崎真司. 2014. 我が国における海岸緑化の現状と課題～静岡県遠州灘海岸を例として～. 景観生態学. 19 (1). 35-40.
- ・由良浩. 2014. 砂丘植生を取り巻く危機的状況とその要因. 景観生態学. 19 (1). 5-14.
- ・静岡県森林保全課. 2013. 静岡県海岸防災林における森林整備方針.
- ・環境省. 日本ウミガメ協議会. 2007. ウミガメ保護ハンドブック.
- ・静岡県自然保護課. 遠州灘でのアカウミガメ上陸数等.
- ・静岡県水産資源課. 榛南地区のアワビ・サガラメ漁獲量.
- ・静岡県水産資源課. 相良カジメ藻場の回復状況.
- ・静岡県水産技術研究所. カジメ群落の磯焼け.
- ・農林水産省. 2015. 漁業・養殖業生産統計年報.
- ・静岡県水産振興課. 2016. 静岡県の水産業.
- ・旧由比町. 第 9 次漁港整備長期計画 (平成 6 年度～平成 13 年度)・由比漁港.

- ・東海大学海洋学部. 2015. THE DEEP SEA-日本一深い駿河湾. 静岡新聞社.
- ・静岡県港湾企画課 (ホームページ). 世界で最も美しい湾クラブ.
- ・環境省自然環境局. 2009. 人と自然の共生をめざして.
- ・国土交通省国土政策局国土情報課. 国土数値情報 自然公園地域・自然保全地域・鳥獣保護区データ.
- ・静岡県自然保護課 (ホームページ). 自然公園・自然環境保全地域の概要.
- ・静岡県自然保護課. 2016. 静岡県総合案内図 静岡県立自然公園・自然環境保全地域配置図.
- ・静岡県. 2017. 平成28年度静岡県鳥獣保護区等位置図.

第5節 県内の特徴的な地域

- ・静岡県. 2015. 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画.
- ・静岡県自然保護課編. 1988. ふるさとの自然 (伊豆編). 静岡県自然保護協会.
- ・大谷雅人・森下範久・鈴木和夫. 2002. 伊豆半島南部の常緑および落葉広葉樹二次林における種組成の分化. 東京大学農学部遠州林報告. 107. 99-126.
- ・静岡県産業部. 2008. 静岡県戦略課題研究「大井川・伊豆」研究報告書.
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会監修. 2015. 伊豆半島ジオパークトレッキングガイド. 静岡新聞社編集局出版部.
- ・国土交通省沼津河川国道事務所. 2003. 柿田川.
- ・静岡県くらし・環境部管理政局政策監. 2014. ふじのくに水紀行.
- ・柿田川自然保護の会・公益財団法人柿田川みどりのトラスト. 2016. 柿田川湧水とともに.
- ・静岡県自然保護課編. 1987. ふるさとの自然 (東部編). 静岡県自然保護協会.
- ・静岡県くらし・環境部環境局自然保護課. 2015. 富士山の自然と恵み.
- ・静岡県. 2012. ふじさん総合環境保全指針 (修正版).
- ・富士山世界文化遺産協議会. 世界遺産富士山みんなで守ろう.
- ・静岡大学防災総合センター (ホームページ). 富士山のめぐみと人々の暮らし.
- ・特定非営利活動法人富士山の森を守るホシガラスの会 (ホームページ).
- ・静岡市環境局環境創造部環境総務課. 2010. 〈改訂版〉南アルプス学・概論.
- ・静岡市. 2013. 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画 (静岡市域版).
- ・南アルプス世界自然遺産登録推進協議会南アルプス学術総合委員会. 2010. 南アルプス学術総論.
- ・南アルプスユネスコエコパーク公式サイト (ホームページ).
- ・静岡県水産技術研究所 (ホームページ). ヤマトイワナとニッコウイワナ.
- ・浜松市環境部環境生活課. 2013. 生物多様性はままつ戦略.
- ・静岡県水産技術研究所 浜名湖分場 浜名湖体験学習施設ウォット (ホームページ).
- ・静岡県西部地域政策局. 2014. 浜名湖あれこれ.
- ・浜名湖の水をきれいにする会. 2015. 浜名湖.
- ・環境省自然局. 2012. 平成23年度コアジサシ保全方策検討調査委託業務報告書.
- ・NPO法人ラブ・ネイチャーズ. 絶滅が心配される「ヒヌマイトトンボ」2015.
- ・Willem Dekker. 2003. Slipping through our hands - Population dynamics of the European eel. ウナギ類3種 (ニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギ) の推定資源量の推移.
- ・望岡典隆. 2014. ニホンウナギ：現状と保全. 魚類学雑誌. 61(1). 33-35.
- ・海部健三. 2016. 共立スマートセレクション8 ウナギの保全生態学. 共立出版株式会社.
- ・農林水産省農村振興局企画部農村政策課・財団法人農村開発企画委員会編. 2008. 農山漁村の郷土料理百選 御当地人気料理特選.
- ・独立行政法人水産総合研究センター. ウナギ総合プロジェクトチーム. ニホンウナギの資源状態について.
- ・国際自然保護連合 (IUCN). 2017. IUCN Red List version 2017-2.
- ・環境省. 2013. 第4次レッドリスト.
- ・静岡県. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-静岡県版レッドデータブック. 羽衣出版.
- ・静岡県自然環境調査委員会編. 2004. まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-〈動物編〉. 羽衣出版.

第3章 戦略の基本的考え方

- ・環境省. 2012. 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～.
- ・環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室. 2016. 生態系を活用した防災・減災に関する考え方.
- ・環境省. 2016. 人と自然がよりそって災害に対応するという考え方.
- ・環境省. 2016. 森里川海をつなぎ、支えていくために (提言).
- ・静岡県. 2016. 改定版第3次静岡県環境基本計画.
- ・ふじのくに自然系博物館基本構想検討委員会. 2014. ふじのくに地球環境史ミュージアム基本構想.

第4章 行動計画

- ・静岡県自然保護課 (ホームページ). 南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク.
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアム (ホームページ).
- ・環境省自然環境局野生生物課. 野生動植物種を飼育・販売される皆さんへ.
- ・静岡県 (ホームページ). 静岡県の鳥・サンコウチョウ.

- ・静岡県. 2017. “ヒアリ”ハット！～ヒアリやアカカミアリかと思ったら～.
- ・環境省. 2017. ストップ・ザ・ヒアリ.
- ・環境省（ホームページ）. 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全.
- ・静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会・静岡県. 2010. 静岡県における野生鳥獣被害対策の基本的な考え方（平成22年度～平成26年度）.
- ・生物多様性に配慮したエコラベル商品普及促進検討会. 生物多様性に配慮したエコラベル商品の普及促進に向けた今後の取組について（提言）.
- ・静岡県建設技術監理センター. 2013. 「協働の底力。虎の巻」.
- ・環境省. 2008. エコツーリズム推進基本方針.
- ・ふじさんネットワーク（ホームページ）. 活動報告.
- ・浜松市（ホームページ）. はままつのFSC.
- ・ふじのくにCNFフォーラム（ホームページ）.
- ・ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合. 2016. 美しく品格のある邑100.
- ・静岡県・公益社団法人静岡県緑化推進協会. 企業の森づくり しずおか未来の森サポーター.
- ・静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課 家・庭一体の住まいづくり推進協議会. 2014. 家・庭一体の住まいづくり～快適な暮らし空間の実現を目指して～
- ・はまなこ環境ネットワーク（ホームページ）. 活動報告.
- ・麻機遊水地保全活用推進協議会（ホームページ）.
- ・巴川流域麻機遊水地自然再生協議会. 2010. 生命にぎわう わ（環・和・輪）の湿地麻機.
- ・静岡県水産技術研究所（ホームページ）. 遺伝子解析を活用した種苗生産技術改善研究（平成24～26年度）.

第5章 地域別個別計画

- ・水産庁. 太平洋南部キンメダイの広域資源管理.
- ・富士市役所. 浮島ヶ原自然公園.
- ・関東農政局. 2001. 静岡農林水産地ガイド. 黒船出版株式会社.
- ・静岡県東部農林事務所（ホームページ）. 地域の特産物（わさび）天城山麓.
- ・静岡市（ホームページ）. 南アルプスライチョウサポーター制度.
- ・静岡市. 2013. 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市版）.
- ・一般社団法人エコティかわね（ホームページ）. エコティかわねとは.
- ・NPO 法人日本エルダー協会. 2016. 浜名川の浄化資料.
- ・静岡昆虫同好会（ホームページ）. 行事報告.

第6章 推進体制・進行管理

- ・環境省. 2012. 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～.
- ・一都十県自然保護主管課長会議規則.
- ・中部7県自然保護行政主管課長会議規約.

写真提供・協力（敬称略、順不同）

三宅隆、小泉金次、小倉辰彦、中村匠（東海大学）、掛川観光協会、伊東市観光課、川根本町、株式会社東海アクアノーツ（石橋英二、松永育之）、三菱電機株式会社静岡製作所、株式会社環境アセスメントセンター（石川均、加藤健一、北原佳郎、栗原淳、小長谷尚弘、酒井孝明、馬場美也子、堀内純、水上貴博、室伏幸一）

100年後、1000年後にも



自然と人が共生できる静岡県に

ふじのくに生物多様性地域戦略

2018年（平成30年）3月策定

（2023年（令和5年）3月一部改訂）

静岡県暮らし・環境部環境局自然保護課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2719 FAX 054-221-3278
